

資料





# 資料索引

## 第2部 環境の状況と施策

### 第1 快適

#### 第1章 都市環境の保全

##### 第1節 大気環境

	資料
資料1-1-1 測定局別環境基準適合状況	1
資料1-1-2 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) 濃度経年変化	2
資料1-1-3 二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) の年間測定結果及び環境基準対比	3
資料1-1-4 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果	4
資料1-1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化	5
資料1-1-6 浮遊粒子状物質 (SPM) の年間測定結果及び環境基準対比	6
資料1-1-7 ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及びハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度	7
資料1-1-8 光化学オキシダント (O <sub>x</sub> ) 測定結果及び環境基準対比	8
資料1-1-9 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比	8
資料1-1-10 光化学オキシダント (スモッグ) 緊急時発令基準と発令時の周知事項	9
資料1-1-11 光化学オキシダント (スモッグ) 緊急時発令地域 (大阪市関係) 及び測定点	10
資料1-1-12 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況	11
資料1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況	11
資料1-1-14 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) 濃度経年変化	12
資料1-1-15 二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) の年間測定結果及び環境基準対比	13
資料1-1-16 一酸化炭素 (CO) 濃度経年変化	14
資料1-1-17 一酸化炭素 (CO) の年間測定結果及び環境基準対比	14
資料1-1-18 移動測定による二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )、一酸化窒素 (NO) の測定結果	15
資料1-1-19 移動測定による浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> ) の測定結果	15
資料1-1-20 固定発生源窒素酸化物排出量の推移	15
資料1-1-21 燃料使用量 (区別)	16
資料1-1-22 特定粉じん (石綿) 排出等作業に係る届出件数	16
資料1-1-23 アスベスト環境濃度測定作業件数	17
資料1-1-24 アスベスト現場調査件数	17
資料1-1-25 一般環境大気中のアスベスト濃度調査結果	17
資料1-1-26 「緊急肺がん検診」の実施状況	17
資料1-1-27 アスベストに関する住民からの相談件数(環境関係)	17
資料1-1-28 アスベストに関する住民からの相談件数(健康関係)	17
資料1-1-29 立入指導等の状況 (大気)	18
資料1-1-30 6月の環境月間に係る立入検査結果	18
資料1-1-31 季節大気汚染防止対策に係る立入検査結果	18
資料1-1-32 悪臭に係る検査件数	18
資料1-1-33 区別届出対象工場・事業場数	19
資料1-1-34 区別届出対象施設数	19
資料1-1-35 届出工場・事業場数	20
資料1-1-36 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例 (大気) に基づく届出件数	20
資料1-1-37 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数	20

##### 第2節 自動車公害対策

資料1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率	21
資料1-2-2 重量別車両保有台数の推移	21
資料1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移	21
資料1-2-4 道路交通騒音測定地点図	22
資料1-2-5 道路交通騒音の環境基準の達成状況	22
資料1-2-6 過去5年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化	24
資料1-2-7 自動車排出ガス規制の法体系	24
資料1-2-8 自動車排出ガス規制の推移 (新車)	25
資料1-2-9 使用過程車規制	29
資料1-2-10 自動車排出ガス規制強化の推移	30

資料1-2-11	二輪車の自動車排出ガス規制	32
資料1-2-12	ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制	32
資料1-2-13	自動車の燃料に関する許容限度	32
資料1-2-14	軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移	32
資料1-2-15	自動車単体騒音規制の推移	33
資料1-2-16	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(自動車NO <sub>x</sub> ・PM法)	34
資料1-2-17	自動車の燃費基準について	35
資料1-2-18	道路交通騒音に関する法体系	36
資料1-2-19	道路交通振動に関する法体系	36
資料1-2-20	大阪市公用車への低公害車等の導入状況	37
資料1-2-21	大阪市モータールシフト補助制度 認定事業の成果一覧	38
資料1-2-22	クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動実施内容	38

### 第3節 水環境

資料1-3-1	平野川におけるジクロロメタンの追跡調査結果	39
資料1-3-2	神崎川水域におけるBODの経年変化	39
資料1-3-3	淀川水域におけるBODの経年変化	39
資料1-3-4	寝屋川水域におけるBODの経年変化	40
資料1-3-5	大阪市内河川水域におけるBODの経年変化	40
資料1-3-6	大和川水域におけるBODの経年変化	40
資料1-3-7	大阪港湾水域におけるCODの経年変化	41
資料1-3-8	大阪市内公共用水域における水質調査結果	41
資料1-3-9	河川観測局における水質経年変化	43
資料1-3-10	大阪市内河川底質調査結果	45
資料1-3-11	底質PCB調査結果	45
資料1-3-12	大阪港湾区域内底質調査地点図	46
資料1-3-13	大阪港湾区域内底質調査結果	47
資料1-3-14	市内河川魚類生息状況調査結果	48
資料1-3-15	市内河川の魚類の分布	49
資料1-3-16	下水処理区と下水処理場	50
資料1-3-17	水域別・行政区別・法律条例適用事業場数	50
資料1-3-18	立入指導等の状況(公共用水域へ排水を排出する工場・事業場)	50
資料1-3-19	水質関係 法律・条例届出受理件数	51
資料1-3-20	特定事業場・除害施設必要事業場数	51
資料1-3-21	立入指導等の状況(公共下水道へ排水を排出する工場・事業場)	51

### 第4節 地盤環境

資料1-4-1	各区の主要地点年間変動量	52
資料1-4-2	地下水位観測井の概要及び地下水位観測結果	53
資料1-4-3	地下水汚染調査地点図	54
資料1-4-4	地下水概況調査結果	54
資料1-4-5	地下水汚染井戸周辺地区調査結果	55
資料1-4-6	地下水定期モニタリング調査結果	55

### 第5節 化学物質

資料1-5-1	ダイオキシン類環境調査結果	56
資料1-5-2	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数	59
資料1-5-3	有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果	59
資料1-5-4	「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量	60

### 第6節 騒音・振動

資料1-6-1	特定(届出)工場・事業場数(騒音関係)	61
資料1-6-2	騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(騒音)に基づく特定(届出)施設の年度別届出件数	61
資料1-6-3	工場・事業場騒音苦情件数内訳(業種別)	62
資料1-6-4	特定建設作業届出件数(騒音)	62
資料1-6-5	新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果	63
資料1-6-6	大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化(毛馬出張所)	63

資料1-6-7	関西国際空港の大津ルートを飛行する航空機の騒音レベルの測定結果	63
資料1-6-8	近隣騒音の苦情件数	64
資料1-6-9	環境騒音(一般地域等)の環境基準適合状況	65
資料1-6-10	環境騒音(一般地域等)の騒音レベル別頻度	65
資料1-6-11	用途地域別環境騒音レベル	65
資料1-6-12	立入指導等の状況(騒音)	66
資料1-6-13	新幹線鉄道騒音・振動にかかる発生源対策の状況	66
資料1-6-14	新幹線鉄道騒音・振動にかかる障害防止対策の状況	66
資料1-6-15	航空機騒音の障害防止対策(大阪国際空港)	66
資料1-6-16	振動関係苦情件数の内訳	67
資料1-6-17	特定(届出)工場・事業場数(振動関係)	67
資料1-6-18	振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例(振動)に基づく 特定(届出)施設の年度別届出件数	67
資料1-6-19	特定建設作業届出件数(振動)	68
資料1-6-20	立入指導等の状況(振動)	68

## 第8節 公害苦情の処理

資料1-8-1	公害苦情の種類別の経年変化	69
資料1-8-2	行政区別苦情件数集計表	69

## 第9節 環境保全設備資金融資

資料1-9-1	公害別融資状況	70
資料1-9-2	利子助成状況	70

## 第10節 公害健康被害の救済と健康被害予防事業

資料1-10-1	行政区別認定数	71
資料1-10-2	認定疾病別内訳	71
資料1-10-3	障害等級別内訳	72
資料1-10-4	補償給付	72
資料1-10-5	大阪市小児ぜん息等医療費助成制度	73
資料1-10-6	環境改善事業実施状況	74

# 第2 地球環境

## 第1章 地球環境の保全

資料3-1-1	「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図	75
---------	-----------------------	----

# 第3 循環

## 第2章 資源利用

資料6-1-1	グリーン調達実績	76
---------	----------	----

## 第3章 廃棄物対策

資料7-1-1	廃棄物の種類と定義	77
資料7-1-2	ごみ組成の推移	78
資料7-1-3	ごみの三成分及び発熱量の変化	78
資料7-4-1	産業廃棄物処理業許可状況	79

# 第4 協働

## 第1章 環境コミュニケーションの推進

資料8-1-1	大阪市立環境学習センターの概要と事業実績	80
資料8-2-1	環境月間行事実施内容	81

## 第2章 すべての主体の環境保全行動の展開

資料9-2-1	大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）の概要	82
資料9-2-2	大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の概要	83
資料9-2-3	大阪市庁内環境保全行動計画（エコオフィス21）の行動目標達成状況	84

## 第3章 環境配慮の推進

資料10-1-1	大阪市環境影響評価条例・大阪府環境影響評価条例・環境影響評価法の対象事業等一覧表	85
資料10-2-1	大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表	86
資料10-3-1	大規模建築物等の事前協議件数	89
◆	市域の概況	89
◆	環境行政の推移	95
◆	大阪市環境関連事業予算	99

(平成17年度)

測定局名		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	短期的 評価	
一般環境 大気 測定局	北区旧濟美小学校	○	○	○	○	○	---	
	此花区此花区役所	○	○	○	○	○	×	
	大正区平尾小学校	○	×	×	○	○	---	
	西淀川区淀中学校	○	○	○	○	○	×	
	淀川区淀川区役所	○	○	○	○	○	×	
	生野区勝山中学校	○	○	×	○	○	×	
	旭区大宮中学校	○	○	○	○	○	×	
	城東区聖賢小学校	○	○	×	○	○	×	
	住之江区清江小学校	○	○	○	○	○	×	
	平野区摂陽中学校	○	○	○	○	○	×	
	西成区今宮中学校	○	○	×	○	○	×	
	西区堀江小学校	○	○	○	○	○	×	
	鶴見区茨田北小学校	---	○	○	○	○	×	
	浪速区難波中学校	---	---		---		×	
住之江区南港中央公園	○	○	○	○	○	×		
測定局名		二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	浮遊粒子状物質 (SPM)		二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )		一酸化炭素 (CO)	
		長期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価	長期的 評価	短期的 評価
自動車 排出 ガス 測定局	北区梅田新道	○	○	○	---		○	○
	西淀川区出来島小学校	○	○	○	○	○	○	○
	住之江区北粉浜小学校	○	○	×	---		○	○
	東住吉区杭全町交差点	×	○	○	---		---	
	旭区新森小路小学校	×	×	×	---		○	○
	福島区海老江西小学校	○	○	○	○	○	---	
	東成区今里交差点	×	○	×	---		○	○
	東淀川区上新庄交差点	○	---		---		---	
	住之江区住之江交差点	○	---		---		---	
	鶴見区茨田中学校	○	○	○	---		---	
住吉区我孫子中学校	○	○	×	---		---		

(注) ○は環境基準適合を、×は環境基準不適合を示します。

資料1-1-2 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）濃度経年変化

(単位：ppm)

年度		平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
一般環境測定局	北区旧濟美小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆
	0.035	0.035	0.034	0.033	0.035	0.034	0.031	0.030	0.026	0.025	
	此花区此花区役所	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆
	0.038	0.037	0.036	0.035	0.035	0.034	0.032	0.030	0.028	0.027	
	大正区大平尾小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆
	0.037	0.034	0.034	0.031	0.034	0.031	0.030	0.030	0.026	0.027	
	西淀川区西淀中学校	*	*	*	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	0.034	0.034	0.033	0.026	0.028	0.025	0.026	0.026	0.026	0.024	
	淀川区淀川区役所	*	*	*	*	*	*	*	*	*	☆
	0.034	0.035	0.033	0.032	0.033	0.033	0.030	0.029	0.029	0.027	
	生野区生野区勝山中学校	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	☆	☆
	0.032	0.033	0.032	0.031	0.030	0.030	0.028	0.028	0.027	0.026	
	旭大宮区旭大宮中学校	*	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆
	0.033	0.033	0.032	0.031	0.031	0.030	0.028	0.026	0.025	0.025	
	城東区聖賢小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	☆
	0.035	0.033	0.033	0.031	0.032	0.030	0.029	0.028	0.027	0.024	
	住之江区清江小学校	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆
	0.037	0.035	0.035	0.033	0.034	0.033	0.028	0.029	0.027	0.028	
	平野区平野区撰陽中学校	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆
	0.037	0.035	0.033	0.032	0.034	0.031	0.028	0.027	0.026	0.025	
西成区西今宮中学校	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	
0.040	0.038	0.037	0.035	0.037	0.035	0.030	0.031	0.029	0.029		
西堀江区西堀江小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	*	☆	
0.040	0.036	0.034	0.034	0.036	0.035	0.032	0.032	0.029	0.029		
住之江区南港中央公園	—	—	—	*	*	☆	*	☆	☆	☆	
0.036	0.035	0.034	0.032	0.033	0.032	0.029	0.029	0.027	0.027		
自動車排出ガス測定局	北梅田区北梅田新道	*	*	*	*	*	*	*	*	*	☆
	0.045	0.046	0.044	0.043	0.045	0.043	0.042	0.043	0.040	0.035	
	西淀川区出来島小学校	*	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆
	0.048	0.046	0.044	0.046	0.048	0.047	0.045	0.038	0.038	0.036	
	住之江区北粉浜小学校	*	*	*	*	☆	☆	☆	☆	☆	☆
	0.045	0.046	0.045	0.044	0.041	0.040	0.038	0.037	0.034	0.031	
	東住吉区東杭全町交差点	*	*	*	*	☆	☆	*	☆	☆	☆
	0.048	0.046	0.049	0.041	0.042	0.041	0.039	0.039	0.036	0.036	
	旭新森区旭新森小路小学校	*	*	*	☆	☆	*	☆	*	☆	*
	0.049	0.046	0.045	0.043	0.044	0.043	0.041	0.040	0.041	0.040	
	福島区福海老江西小学校	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	☆
	0.045	0.041	0.042	0.045	0.045	0.037	0.034	0.032	0.030	0.029	
	東成区東今里交差点	*	*	*	*	*	*	☆	*	☆	*
	0.052	0.052	0.050	0.050	0.050	0.046	0.044	0.044	0.042	0.042	
	東淀川区東上新庄交差点	*	*	*	*	*	☆	☆	*	☆	☆
0.046	0.044	0.043	0.042	0.037	0.036	0.035	0.035	0.033	0.032		
住之江区住之江交差点	*	*	*	*	☆	☆	*	☆	*	☆	
0.049	0.046	0.043	0.038	0.040	0.039	0.037	0.037	0.037	0.036		
鶴見区鶴茨田中学校	*	*	*	*	*	*	*	☆	☆	☆	
0.046	0.044	0.043	0.043	0.045	0.044	0.038	0.036	0.035	0.034		
住吉区我孫子中学校	*	*	*	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	
0.050	0.047	0.036	0.034	0.036	0.035	0.033	0.031	0.030	0.029		
市内平均	0.048	0.046	0.044	0.043	0.043	0.041	0.039	0.037	0.036	0.035	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。  
 2. ☆印は化学発光法、その他は吸光光度法による測定です。  
 3. \*印は環境基準値(長期的評価)を超えた局です。  
 4. 出来島小学校測定局は、平成15年4月1日から平成15年5月12日まで測定機の動作不良により欠測です。平成9年7月1日に北区天満中学校から北区旧濟美小学校に継続局として移転しました。  
 平成10年4月1日に住吉区長居小学校から住吉区我孫子中学校に継続局として移転しました。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日から住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-3 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成17年度)

測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 とその割合		日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下の 日数とその割合		日平均値 の年間 98%値 (ppm)	98%値 評価による 日平均値が 0.06ppmを 超えた日数 (日)
		(日)	(%)	(日)	(%)		(日)
一般環境測定局							
北 区 旧 済 美 小 学 校	0.025	0	0.0	30	8.2	0.044	0
此 花 区 此 花 区 役 所	0.027	2	0.6	44	12.2	0.048	0
大 正 区 平 尾 小 学 校	0.027	2	0.6	40	11.0	0.051	0
西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.024	0	0.0	26	7.1	0.045	0
淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.027	0	0.0	41	11.4	0.047	0
生 野 区 勝 山 中 学 校	0.026	0	0.0	40	11.0	0.047	0
旭 区 大 宮 中 学 校	0.025	0	0.0	34	9.3	0.046	0
城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.024	0	0.0	27	7.4	0.044	0
住 之 江 区 清 江 小 学 校	0.028	1	0.3	43	11.8	0.050	0
平 野 区 撰 陽 中 学 校	0.025	2	0.5	26	7.1	0.045	0
西 成 区 今 宮 中 学 校	0.029	2	0.5	62	17.0	0.052	0
西 区 堀 江 小 学 校	0.029	0	0.0	52	14.4	0.054	0
住 之 江 区 南 港 中 央 公 園	0.029	2	0.5	60	16.4	0.054	0
自動車排出ガス測定局							
北 区 梅 田 新 道	0.035	0	0.0	107	29.3	0.053	0
西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.036	6	1.7	123	35.1	0.059	0
住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.031	1	0.3	66	18.2	0.054	0
東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	0.036	11	3.1	129	35.8	0.062	4
旭 区 新 森 小 路 小 学 校	0.040	11	3.0	185	50.7	0.061	4
福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.029	0	0.0	56	15.5	0.049	0
東 成 区 今 里 交 差 点	0.042	17	4.9	177	50.9	0.066	10
東 淀 川 区 上 新 庄 交 差 点	0.032	0	0.0	89	24.6	0.053	0
住 之 江 区 住 之 江 交 差 点	0.036	6	1.6	132	36.2	0.060	0
鶴 見 区 茨 田 中 学 校	0.034	3	0.8	106	29.4	0.055	0
住 吉 区 我 孫 子 中 学 校	0.029	0	0.0	45	12.9	0.050	0

(注) 【98%値評価による日平均値が0.06ppmを超えた日数】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の範囲にあり、かつ0.06ppmを超えた日数です。

資料 1-1-4 一酸化窒素及び窒素酸化物の年間測定結果

(平成17年度)

測定局名	一酸化窒素(NO)			窒素酸化物(NO+NO <sub>2</sub> )				
	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値	1時間値 の最高値	日平均値 の年間 98%値	年平均値 NO <sub>2</sub> /(NO+NO <sub>2</sub> )	
	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(ppm)	(%)	
一般環境 大気測定局	北区旧済美小学校	0.009	0.211	0.050	0.034	0.272	0.090	72.7
	此花区此花区役所	0.018	0.289	0.071	0.045	0.363	0.115	60.5
	大正区平尾小学校	0.012	0.266	0.054	0.039	0.340	0.094	69.4
	西淀川区淀中学校	0.011	0.216	0.046	0.035	0.277	0.087	68.4
	淀川区淀川区役所	0.012	0.209	0.055	0.039	0.268	0.099	69.2
	生野区勝山中学校	0.010	0.198	0.045	0.036	0.262	0.088	72.3
	旭区大宮中学校	0.013	0.274	0.062	0.038	0.337	0.103	66.5
	城東区聖賢小学校	0.010	0.252	0.053	0.034	0.320	0.096	70.3
	住之江区清江小学校	0.012	0.277	0.052	0.039	0.344	0.096	70.0
	平野区摂陽中学校	0.012	0.237	0.051	0.037	0.296	0.093	68.0
	西成区今宮中学校	0.013	0.262	0.053	0.042	0.355	0.100	69.1
	西区堀江小学校	0.012	0.251	0.054	0.041	0.336	0.101	70.5
	住之江区南港中央公園	0.016	0.462	0.067	0.045	0.554	0.119	64.9
	市内平均	0.012	—	—	0.039	—	—	—
自動車排出ガス測定局	北区梅田新道	0.029	0.231	0.077	0.064	0.291	0.118	54.4
	西淀川区出来島小学校	0.031	0.273	0.085	0.067	0.359	0.136	54.0
	住之江区北粉浜小学校	0.034	0.306	0.078	0.064	0.362	0.115	47.7
	東住吉区杭全町交差点	0.045	0.436	0.119	0.081	0.518	0.175	44.3
	旭区新森小路小学校	0.072	0.423	0.146	0.112	0.512	0.194	36.1
	福島区海老江西小学校	0.028	0.282	0.083	0.057	0.340	0.131	50.8
	東成区今里交差点	0.054	0.362	0.113	0.096	0.445	0.174	43.6
	東淀川区上新庄交差点	0.033	0.415	0.098	0.065	0.495	0.144	49.7
	住之江区住之江交差点	0.037	0.328	0.083	0.073	0.411	0.139	49.6
	鶴見区茨田中学校	0.037	0.458	0.114	0.071	0.539	0.166	48.2
	住吉区我孫子中学校	0.022	0.242	0.064	0.051	0.296	0.103	57.4
市内平均	0.038	—	—	0.073	—	—	—	

(注) 【日平均値の年間98%値】とは、1年間の日平均値のうち低い方から98%の値です。



資料 1-1-5 浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度経年変化

(単位: mg/m<sup>3</sup>)

測定局		年度										
		平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
一般環境 大気測定局	北区 旧美小学校	0.037	0.033	0.031	0.025	0.029	*	0.026	0.026	0.034	0.034	0.034
	北区 此花区役所	0.042	0.040	0.041	0.035	0.040	*	0.038	0.036	0.032	0.029	0.030
	北区 大正区	*	*	*	*		*	*				*
	北区 尾小中学校	0.049	0.048	0.045	0.040	0.043	0.041	0.037	0.037	0.037	0.037	0.040
	北区 淀川中学校	*	*	*			*	*				
	北区 淀川区役所	0.033	0.031	0.033	0.029	0.034	0.031	0.029	0.024	0.022	0.022	0.028
	北区 生野区	*	*	*		*	*	*				
	北区 勝山中学校	0.048	0.045	0.043	0.038	0.042	0.039	0.036	0.034	0.033	0.033	0.034
	北区 旭大宮中学校	0.046	0.042	0.040	0.035	0.039	0.038	0.036	0.034	0.026	0.026	0.026
	北区 大聖賢小学校	0.048	0.044	0.040	0.036	0.039	0.039	0.036	0.033	0.027	0.027	0.028
	北区 住之江区	*	*	*			*	*				
	北区 清江小学校	0.045	0.043	0.042	0.039	0.039	0.037	0.036	0.033	0.034	0.034	0.035
	北区 平野区	*	*	*			*					
	北区 撰陽中学校	0.048	0.046	0.036	0.029	0.036	0.031	0.029	0.026	0.026	0.026	0.026
	北区 西成区	*	*	*			*	*				
	北区 今宮中学校	0.051	0.046	0.044	0.038	0.041	0.038	0.037	0.035	0.034	0.034	0.035
	北区 西堀江小学校	0.037	0.033	0.031	0.029	0.035	0.033	0.031	0.034	0.031	0.031	0.033
	北区 鶴見区	*	*	*			*					
	北区 茨田北小学校	0.042	0.040	0.038	0.033	0.035	0.038	0.036	0.036	0.034	0.034	0.033
	北区 住之江区	—	—	—	0.026	0.034	*	0.033	0.031	0.036	0.035	0.037
北区 南港中央公園												
市内平均	0.044	0.041	0.039	0.033	0.037	0.036	0.033	0.033	0.033	0.031	0.032	
自動車排出ガス測定局	北区 梅田新道	*	*	*			*	*				
	北区 西淀川区	0.055	0.054	0.049	0.043	0.044	0.043	0.040	0.041	0.037	0.035	
	北区 出来島小学校	*	*	*			*	*				
	北区 住之江区	0.058	0.054	0.052	0.045	0.050	0.046	0.042	0.039	0.030	0.032	
	北区 北粉浜小学校	*	*	*	*	*	*	*				
	北区 東住吉区	0.058	0.055	0.050	0.046	0.050	0.047	0.040	0.038	0.036	0.037	
	北区 杭全町交差点	*	*	*			*	*				
	北区 旭森小路小学校	0.065	0.058	0.056	0.042	0.047	0.041	0.038	0.033	0.032	0.031	
	北区 新森小路小学校	*	*	*	*	*	*	*			*	
	北区 福海老島区	0.066	0.060	0.059	0.053	0.056	0.051	0.047	0.045	0.042	0.040	
	北区 海老江西小学校	*	*	*	*	*	*	*				
	北区 東今里交差点	0.063	0.051	0.054	0.049	0.048	0.037	0.032	0.028	0.028	0.029	
	北区 鶴見区	*	*	*			*	*				
北区 茨田中学校	0.056	0.048	0.049	0.043	0.045	0.042	0.047	0.045	0.043	0.042		
北区 住之江区	—	—	—	—	—	—	—	0.037	0.035	0.034		
北区 我孫子中学校	—	—	—	—	—	—	—	—	0.036	0.038		
市内平均	0.060	0.054	0.053	0.046	0.049	0.044	0.041	0.038	0.035	0.035		

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。  
 2. \*印は環境基準値(長期的評価)を超えた局です。  
 平成9年7月1日に北区天満中学校から北区旧美小学校に継続局として移転しました。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校は住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。

資料1-1-6 浮遊粒子状物質（SPM）の年間測定結果及び環境基準対比

（平成17年度）

測定局名	年 平 均 値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均 値の2% 除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が0.10mg/m <sup>3</sup> を超えた日数 (日)	
		(時間)	(%)	(日)	(%)					
一般環境大気測定局	北 区 旧 濟 美 小 学 校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.145	0.074	○	0
	此 花 区 此 花 区 役 所	0.030	0	0.0	0	0.0	0.200	0.063	○	0
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.040	2	0.0	5	1.5	0.230	0.093	×	2
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.029	0	0.0	0	0.0	0.173	0.067	○	0
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.028	0	0.0	0	0.0	0.145	0.063	○	0
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.034	5	0.1	2	0.6	0.254	0.077	○	0
	旭 区 大 宮 中 学 校	0.026	0	0.0	0	0.0	0.130	0.056	○	0
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.028	1	0.0	0	0.0	0.215	0.068	○	0
	住 之 江 区 清 江 小 学 校	0.035	0	0.0	0	0.0	0.173	0.079	○	0
	平 野 区 摂 陽 中 学 校	0.026	0	0.0	0	0.0	0.169	0.061	○	0
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.035	2	0.0	1	0.3	0.206	0.083	○	0
	西 区 堀 江 小 学 校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.197	0.072	○	0
	鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校	0.033	0	0.0	0	0.0	0.150	0.070	○	0
住 之 江 区 南 港 中 央 公 園	0.037	0	0.0	0	0.0	0.193	0.076	○	0	
自動車排出ガス測定局	北 区 梅 田 新 道	0.035	0	0.0	0	0.0	0.136	0.073	○	0
	西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.032	0	0.0	0	0.0	0.185	0.074	○	0
	住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.037	2	0.0	1	0.3	0.215	0.081	○	0
	東 住 吉 区 杭 全 町 交 差 点	0.031	0	0.0	0	0.0	0.192	0.079	○	0
	旭 区 新 森 小 路 小 学 校	0.040	6	0.1	3	0.8	0.229	0.086	×	2
	福 島 区 海 老 江 西 小 学 校	0.029	0	0.0	0	0.0	0.139	0.064	○	0
	東 成 区 今 里 交 差 点	0.042	0	0.0	1	0.3	0.164	0.077	○	0
	鶴 見 区 茨 田 中 学 校	0.034	0	0.0	0	0.0	0.178	0.075	○	0
住 吉 区 我 孫 子 中 学 校	0.038	1	0.0	1	0.3	0.209	0.075	○	0	

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が0.10mg/m<sup>3</sup>を超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.10mg/m<sup>3</sup>を超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料 1-1-7 ローボリウムエアサンプラーによる浮遊粒子状物質濃度及び  
ハイボリウムエアサンプラーによる浮遊粉じん(総粉じん)濃度

(平成17年度)

濃 度		浮遊粒子状物質 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	浮遊粉じん ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
測 定 局			
一 般 環 境 測 定 局	大 正 区 平尾小学校	—	56
	城 東 区 聖賢小学校	25	43
	平 野 区 撰陽中学校	25	46
	北 区 菅北小学校	—	44
	天王寺区 環境科学研究所	26	43
	市 内 平 均	25	46
	自 排 局	西 淀 川 区 出来島小学校	31

(注)1.  $1\mu\text{g}=0.001\text{mg}$

2. 浮遊粒子状物質、浮遊粉じんの測定は、各々各地点で24回、12回行った。

3. 市内平均は、一般環境測定局の年平均値の平均である。

資料 1-1-8 光化学オキシダント (Ox) 測定結果及び環境基準対比

測定局名		昼間の年平均値 (単位: ppm)					1時間値が0.06ppmを 超えた日数と時間数※ (平成17年度)		
		平成13	14	15	16	17	日数	時間数	超過率: %
此花区	此花区役所	*0.028	*0.027	*0.026	*0.028	*0.029	104	481	8.85
西淀川区	淀中学校	0.030	*0.029	*0.028	*0.023	*0.030	88	419	8.43
淀川区	淀川区役所	0.027	*0.027	*0.025	*0.022	*0.027	81	371	6.83
生野区	勝山中学校	0.031	0.030	*0.030	*0.030	*0.030	102	530	9.75
旭区	大宮中学校	*0.032	*0.032	*0.031	*0.032	*0.031	106	515	9.47
城東区	聖賢小学校	*0.030	*0.029	*0.029	*0.031	*0.032	101	551	10.17
住之江区	清江小学校	0.026	0.027	*0.029	*0.029	*0.030	103	506	9.30
平野区	摂陽中学校	*0.030	*0.029	*0.030	*0.031	*0.032	112	613	11.28
西成区	今宮中学校	0.027	0.026	0.025	*0.027	*0.027	81	342	6.29
西区	堀江小学校	*0.027	*0.026	*0.026	*0.027	*0.028	88	410	7.55
鶴見区	茨田北小学校	0.032	0.031	0.029	0.031	*0.033	126	683	12.56
浪速区	難波中学校	*0.027	*0.026	*0.025	*0.028	*0.028	92	414	7.66
住之江区	南港中央公園	0.025	0.023	*0.022	*0.023	*0.022	54	194	3.56
市内平均		0.029	0.028	0.027	0.028	0.029	—	—	—

- (注) 1. 昼間とは、5時から20時までの時間帯を指し、自動測定機による1時間値は6時から20時のデータです。  
 2. ※環境基準は昼間の1時間値において0.06ppm を超える時間数が0であることです。  
 3. \*印は紫外線吸収法、その他は吸光光度法による測定です。

資料 1-1-9 非メタン炭化水素の年間測定結果及び環境保全目標対比

(平成17年度)

測定局名			6~9時 における 年平均値	6~9時 3時間平均値		6~9時 3時間平均値が 0.20ppmCを超えた 日数とその割合		6~9時 3時間平均値が 0.31ppmCを超えた 日数とその割合	
				最高値 (ppmC)	最低値 (ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)
			(ppmC)	(ppmC)	(日)	(%)	(日)	(%)	
一般環境 大気測定局	此花区	此花区役所	0.30	1.23	0.02	202	63.3	118	37.0
	淀川区	淀川区役所	0.31	1.32	0.07	196	69.5	118	41.8
	平野区	摂陽中学校	0.34	1.47	0.01	236	69.4	153	45.0
自動車排出 ガス測定局	西淀川区	出来島小学校	0.49	1.31	0.15	324	97.6	260	78.3
	住之江区	北粉浜小学校	0.38	1.19	0.13	172	90.1	111	58.1

- (注) 1. 環境保全目標は6~9時3時間平均値が0.31ppmCを超える日数が0であることです。  
 2. ppmCは、炭化水素中に含まれる炭素原子数を基準としたppm値です。

資料 1-1-10 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令基準と発令時の周知事項

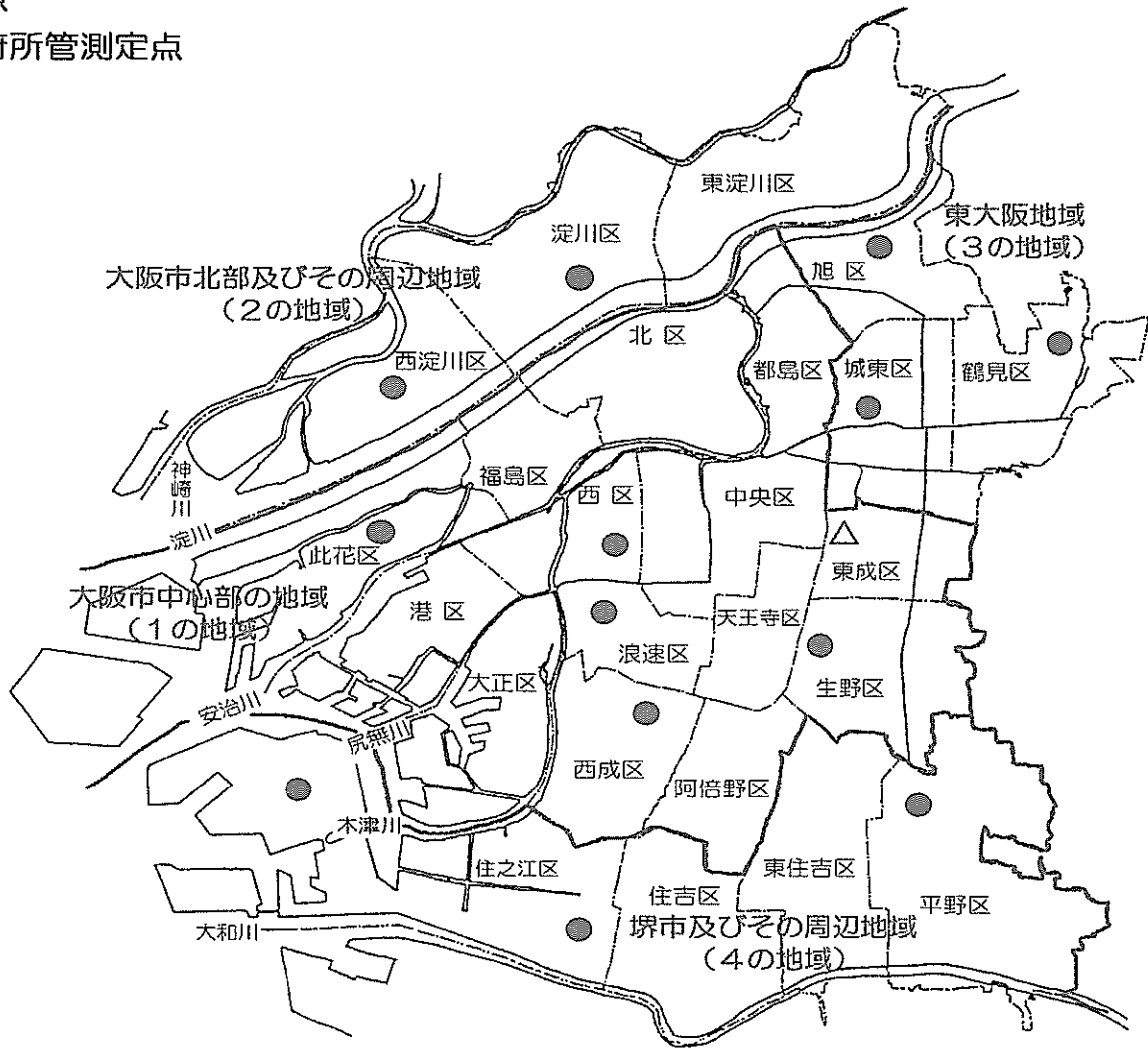
発令区分	光化学スモッグ情報の発令基準	発令時の住民・児童・生徒への周知事項
予報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.08ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて注意報の発令に至ると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。</li> <li>2. 屋外での特に過激な運動はさけること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
注意報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.12ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさけ、屋内に入ること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.24ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外になるべく出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>
重大緊急警報	当該地域の測定点のうち、1点以上のオキシダント濃度が0.40ppm 以上である大気の汚染の状態になった場合で、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるとき、当該地域に発令する。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 屋外に出ないこと。</li> <li>2. 学校、幼稚園、保育所などにおいては、警報と同じ措置をとっていることの再確認を行うこと。</li> <li>3. 目やのどなどに刺激を感じた人は、洗眼、うがいをするとともに、最寄りの保健福祉センターに連絡すること。</li> </ol>

(出典：大阪市オキシダント緊急時（光化学スモッグ）対策実施細目)

資料1-1-11 光化学オキシダント（スモッグ）緊急時発令地域（大阪市関係）及び測定点

● 測定点

△ 大阪府所管測定点



地域区分	測定点名（市内のみ）	地域区分	測定点名（市内のみ）
1 大阪市中心部の地域	東成区 大阪府環境情報センター	3 東大阪地域	旭区 大宮中学校
	西区 堀江小学校		城東区 聖賢小学校
	生野区 勝山中学校		鶴見区 茨田北小学校
	西成区 今宮中学校	4 堺市及びその周辺地域	住之江区 清江小学校
	此花区 此花区役所		平野区 撰陽中学校
浪速区 難波中学校		住之江区 南港中央公園	
2 大阪市北部及びその周辺地域	西淀川区 淀中学校		
	淀川区 淀川区役所		

(注) 住之江区南港ポートタウンは南港中央公園に名称変更しました。

資料 1-1-12 年度別・地域別光化学スモッグ注意報等発令状況

(単位：回数)

地域	地域名	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報	予報	注意報
1	大阪市中心部	1	0	0	0	10	4	2	1	10	5	5	2	7	2	3	2	6	1	4	2
2	大阪市北部とその周辺	3	1	1	0	9	4	3	1	5	3	3	2	6	2	2	1	1	0	2	1
3	東大阪	11	7	6	3	21	17	5	3	16	10	18	9	11	7	15	7	9	3	10	7
4	堺とその周辺	6	4	3	1	23	17	10	6	21	18	24	11	10	8	16	8	7	6	10	5
5	北大阪	3	1	0	0	12	10	5	4	15	5	7	4	4	2	7	2	9	4	6	3
6	南河内	7	3	3	1	13	8	7	4	19	10	24	14	10	4	16	9	9	4	12	7
7	泉南	1	1	0	0	9	5	6	4	9	8	5	2	4	2	3	0	4	1	2	1
市内発令回数		14	9	7	3	26	22	12	8	23	20	26	15	15	11	20	11	11	7	11	8
府域発令回数		15	10	7	3	29	25	13	11	30	23	26	20	15	11	21	14	17	10	12	10

(注) 1. 警報の発令回数は0回です。

2. 市内発令回数とは市内を含む1～4の地域に発令された回数を指します。

資料 1-1-13 年度別・地域別光化学スモッグ被害の訴え状況

地域	地域名	8年度		9年度		10年度		11年度		12年度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数	訴え 件数	訴え 人数
1	大阪市中心部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	大阪市北部とその周辺	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0
3	東大阪	0	0	0	0	1	1	0	0	1	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	堺とその周辺	0	0	0	0	1	1	3	161	2	29	0	0	0	0	0	0	0	0	4	21
5	北大阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	南河内	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	2	0	0	0	0	1	20
7	泉南	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市内合計		0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
府域合計		0	0	0	0	2	2	3	161	3	55	1	2	2	4	0	0	0	0	5	41

(注) 2～4の地域の訴え件数及び訴え人数には、大阪市以外の被害を含みます。

資料1-1-14 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) 濃度経年変化

(単位: ppm)

測定局		年度										
		平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
一般環境 大気 測定局	北 区 旧 濟 美 小 学 校	0.006	0.006	0.005	0.004	*	*	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005
	此 花 区 此 花 区 役 所	0.008	0.006	0.005	0.005	*	*	0.007	0.005	0.005	0.005	0.006
	大 正 区 平 尾 小 学 校	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.008	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
	西 淀 川 区 淀 中 学 校	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.005	0.006
	淀 川 区 淀 川 区 役 所	0.006	0.005	0.004	0.004	0.005	0.006	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004
	生 野 区 勝 山 中 学 校	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	旭 区 大 宮 中 学 校	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005
	城 東 区 聖 賢 小 学 校	0.006	0.005	0.005	0.004	0.006	0.006	0.004	0.004	0.004	0.005	0.005
	住 之 江 区 清 江 小 学 校	0.007	0.006	0.006	0.005	0.008	0.008	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
	平 野 区 撰 陽 中 学 校	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	西 成 区 今 宮 中 学 校	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006	0.005	0.006	0.005	0.005	0.006
	西 堀 江 区 堀 江 小 学 校	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005
	鶴 見 区 茨 田 北 小 学 校	0.006	0.005	0.005	0.004	0.005	0.006	0.004	0.005	0.004	0.004	0.004
	住 之 江 区 南 港 中 央 公 園	—	—	—	0.007	0.008	0.009	0.008	0.006	0.006	0.006	0.007
	市 内 平 均	0.007	0.006	0.005	0.005	0.006	0.007	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
	自動車排出ガス測定局	西 淀 川 区 出 来 島 小 学 校	0.009	0.007	0.006	0.006	0.008	0.007	0.005	0.006	0.006	0.006
		住 之 江 区 北 粉 浜 小 学 校	0.010	0.007	0.006	—	—	—	—	—	—	—
福 島 区 海 老 江 西 小 学 校		0.011	0.010	0.008	0.008	0.009	0.009	0.007	0.006	0.006	0.006	
鶴 見 区 茨 田 中 学 校		0.007	0.006	0.005	—	—	—	—	—	—	—	
市 内 平 均		0.009	0.008	0.006	0.007	0.009	0.008	0.006	0.006	0.006	0.006	

(注) 1. 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。  
 2. \*印は環境基準値(短期的評価)を超えた局です。  
 平成9年7月1日に北区天満中学校から北区旧済美小学校に継続局として移転しました。  
 生野区勝山中学校の測定は、平成12年度のみ生野区東桃谷小学校で継続局として実施しました。  
 平成12年4月1日に住之江区旧住之江小学校が住之江区清江小学校に名称変更しました。  
 住之江区南港ポートタウンは、住之江区南港中央公園に名称変更しました。



資料 1-1-15 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>) の年間測定結果及び環境基準対比

(平成17年度)

測定局名	年平均値 (ppm)	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数 とその割合		日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 0.04ppmを 超えた日が 2日以上 連続した ことの有無		環境基準の 長期的評価 による 日平均値が 0.04ppmを 超えた日数 (日)
		(時間)	(%)	(日)	(%)			有 無	(×) (○)	
北 区旧済美小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.036	0.010	○	0	
此花区此花区役所	0.006	0	0.0	0	0.0	0.036	0.013	○	0	
大正区平尾小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.033	0.013	○	0	
西淀川区淀中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.045	0.016	○	0	
淀川区淀川区役所	0.004	0	0.0	0	0.0	0.037	0.011	○	0	
生野区勝山中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.033	0.012	○	0	
旭 区大宮中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.032	0.010	○	0	
城東区聖賢小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.031	0.011	○	0	
住之江区清江小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.033	0.011	○	0	
平野区摂陽中学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.035	0.013	○	0	
西成区今宮中学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.037	0.014	○	0	
西 区堀江小学校	0.005	0	0.0	0	0.0	0.026	0.011	○	0	
鶴見区茨田北小学校	0.004	0	0.0	0	0.0	0.030	0.010	○	0	
住之江区南港中央公園	0.007	0	0.0	0	0.0	0.034	0.014	○	0	
自動車 排出方 入測定局										
西淀川区出来島小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.053	0.011	○	0	
福島区海老江西小学校	0.006	0	0.0	0	0.0	0.031	0.010	○	0	

(注) 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値(年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値)が0.04ppmを超えず、かつ年間を通じて、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。

資料 1-1-16 一酸化炭素（CO）濃度経年変化

(単位：ppm)

測定局	年度									
	平成8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
北梅田新区	1.5	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9
西淀川区 出来島小学校	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	0.8	0.8	0.7
住之江区 北粉浜小学校	1.6	1.5	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	0.9	0.9
東住吉区 杭全町交差点	1.5	1.3	1.4	—	—	—	—	—	—	—
旭区 新森小路小学校	1.8	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.3	1.3	1.4	1.3
福島区 海老江西小学校	1.4	1.3	1.3	—	—	—	—	—	—	—
東成区 今里交差点	1.9	1.9	1.7	1.6	1.5	1.4	1.2	1.2	1.4	1.1
市内平均	1.5	1.5	1.4	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0

(注) 市内平均は各測定局の年平均値の平均です。

資料 1-1-17 一酸化炭素（CO）の年間測定結果及び環境基準対比

(平成17年度)

測定局名	年平均値 (ppm)	8時間値が 20ppmを超えた 回数とその割合		日平均値が 10ppmを 超えた日数 とその割合		1時間 値の 最高値 (ppm)	日平均 値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が 10ppmを超え た日が2日 以上連続した ことの有無 (有×・無○)	環境基準の 長期的評価に よる日平均値 が10ppmを 超えた日数 (日)
		(回)	(%)	(日)	(%)				
北梅田新区	0.9	0	0	0	0	8.5	1.4	○	0
西淀川区 出来島小学校	0.7	0	0	0	0	4.4	1.1	○	0
住之江区 北粉浜小学校	0.9	0	0	0	0	4.3	1.5	○	0
旭区 新森小路小学校	1.3	0	0	0	0	4.5	1.9	○	0
東成区 今里交差点	1.1	0	0	0	0	4.5	1.8	○	0

(注) 1. 環境基準の長期的評価は、日平均値の2%除外値（年間にわたる日平均値につき高い方から2%の範囲内にあるものを除外した日平均値の最高値）が10ppmを超えず、かつ年間を通じて日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続しない場合を適合とします。  
2. 8時間値とは、0～8時、8～16時、16～24時の1日3回の時間帯に区分した各平均値を指します。

資料 1-1-18 移動測定による二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、一酸化窒素（NO）の測定結果

測定局名	測定年月	二酸化窒素（NO <sub>2</sub> ）			一酸化窒素	
		期間 平均値	日平均値が 0.06ppmを 超えた日数	日平均値が 0.04ppm以上 0.06ppm以下 の日数	期間 平均値	
						(ppm)
自動車排出ガス移動測定局	大正区 トモノス大正	平成17年5月	0.042	5	9	0.039
	此花区 此花郵便局	平成17年6月	0.039	0	16	0.028
	中央区 農人橋交差点	平成17年10月	0.036	0	5	0.035
	港区 市岡中学校	平成17年11月	0.050	6	18	0.124
	大正区 南恩加島小学校	平成18年2月	0.033	0	7	0.054
	平野区 平野区民センター	平成18年3月	0.033	0	8	0.033

資料 1-1-19 移動測定による浮遊粒子状物質（SPM）、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の測定結果

測定局名	測定年月	浮遊粒子状物質（SPM）			二酸化硫黄（SO <sub>2</sub> ）			
		期間 平均値	1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> を 超えた時間数	日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> を 超えた日数	期間 平均値	1時間値が 0.1ppmを 超えた時間数	日平均値が 0.04ppmを 超えた日数	
								(mg/m <sup>3</sup> )
自動車排出ガス移動測定局	大正区 トモノス大正	平成17年5月	0.038	0	0	0.007	0	0
	此花区 此花郵便局	平成17年6月	0.042	0	0	0.008	0	0
	中央区 農人橋交差点	平成17年10月	0.026	0	0	0.005	0	0
	港区 市岡中学校	平成17年11月	0.048	0	1	0.006	0	0
	大正区 南恩加島小学校	平成18年2月	0.039	1	0	0.006	0	0
	平野区 平野区民センター	平成18年3月	0.042	0	0	0.005	0	0

資料 1-1-20 固定発生源窒素酸化物排出量の推移

年度	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16
窒素酸化物排出量	5,353	5,245	4,970	4,732	4,707	4,603	4,389	3,698	3,465	3,362

資料 1-1-21 燃料使用量 (区別)

(平成 17 年度)

区名 \ 項目	重油 (kL)	灯・軽油 (kL)	石炭 (トン)	コークス (トン)	都市ガス (千m <sup>3</sup> N)
北	4,460	2,487			86,021
都島	876	780			6,643
福島	648	159			20,991
此花	620	880			131,954
中央	2,639	1,955			41,860
西	1,501	2,182			12,701
港	950	737		14	16,944
大正	1,019	6,572		10,444	197,456
天王寺	854	989			9,347
浪速	1,336	226		24	3,805
西淀川	4,673	4,710		1,931	88,419
淀川	4,124	3,275			68,755
東淀川	2,359	1,667			51,629
東成	1,468	39			3,324
生野	1,598	567			1,375
旭	909	156			2,083
城東	1,754	4,148			13,823
鶴見	2,466	2,069			6,387
阿倍野	467	1,676			8,032
住之江	945	2,558		8,699	1,362,996
住吉	922	223			1,975
東住吉	815	169			1,784
平野	1,731	2,646			4,245
西成	1,182	213	9,165	40	5,639
合計	40,316	41,083	9,165	21,152	2,148,188

(注) 都市ガスとは、13A、LNGの合計である。

資料 1-1-22 特定粉じん(石綿)排出等作業に係る届出件数

年度	平成9	10	11	12	13	14	15	16	17
特定粉じん排出等作業実施届出件数(法)	25	29	31	29	44	44	37	41	233
石綿排出等作業実施届出件数(府条例)									42
全届出件数	25	29	31	29	44	44	37	41	275

資料 1-1-23 アスベスト環境濃度測定作業件数

(平成18年3月末現在)

年 度	環境濃度測定作業件数	敷地境界基準超過
平成17年度 (平成18年2月、3月)	7	1*

※ ただし、敷地境界とみなした地点で、一般公衆は立ち入らない場所

資料 1-1-24 アスベスト現場調査件数

(平成18年3月末現在)

	大気騒音課	保健福祉センター
平成17年度	188	324

資料 1-1-25 一般環境大気中のアスベスト濃度調査結果 (平成17年度) (単位: 本/L)

調査地点名	各調査結果		平均値
	8月9日	8月10日	
1 旧済美小学校局 (北区)	0.37	0.37	0.37
2 此花区役所局 (此花区)	0.41	0.33	0.37
3 淀川区役所局 (淀川区)	0.45	0.37	0.41
4 聖賢小学校局 (城東区)	0.41	0.45	0.43
5 清江小学校局 (住之江区)	0.45	0.49	0.47
6 摂陽中学校局 (平野区)	0.49	0.41	0.45
7 今宮中学校局 (西成区)	0.33	0.33	0.33
8 堀江小学校局 (西区)	0.37	0.38	0.37
9 茨田北小学校局 (鶴見区)	0.45	0.33	0.39
10 難波中学校局 (浪速区)	0.53	0.45	0.49
11 南港中央公園局 (住之江区)	0.25	0.37	0.30
大阪市内平均値	0.40	0.39	0.39

(注) 分析機関: 大阪市立環境科学研究所

資料 1-1-26 「緊急肺がん検診」の実施状況

開催日程	平成17年10月25日(火)~17年12月22日(木)
開催回数	51回(各区保健福祉センターにおいて開催)
検診内容	保健師による健康相談、問診・胸部エックス線検査
受診者数	272名(男性 214名・女性 58名)
有所見者数	111名(40.8%)

資料 1-1-27 アスベストに関する住民からの相談件数(環境関係)

(平成18年3月末現在)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	485	609	342	253	174	126	71	65	86	2,211

資料 1-1-28 アスベストに関する住民からの相談件数(健康関係)

(平成18年3月末現在)

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
件数	169	264	130	170	245	91	24	42	35	1,170

資料 1-1-29 立入指導等の状況（大気）

（平成17年度）

種 別	内 容	立入指導件数			測定検査件数
		都市環境局 大気騒音課	24区 保健福祉センター	市民の声等 合同立入	
法 律		492	173	( 7 )	96
条 例		137	237	( 3 )	76
そ の 他		159	361	( 4 )	4
計		788	771	( 14 )	176

（注）（ ）内は都市環境局大気騒音担当及び24区保健福祉センター立入指導件数の内数

資料 1-1-30 6月の環境月間に係る立入検査結果

（平成17年度）

立入工場 ・ 事業場数	NOx・SOx総量 規制対象	その他工場 ・ 事業場	検査施設数	規制基準	
				適	否
257	100	157	659	640	0

資料 1-1-31 季節大気汚染防止対策に係る立入検査結果

（平成17年度）

立入工場 ・ 事業場数	NOx・SOx総量 規制対象	その他工場 ・ 事業場	検査施設数	規制基準	
				適	否
107	30	77	251	240	0

資料 1-1-32 悪臭に係る検査件数

（平成17年度）

検査件数		
機器分析		官能試験
検体数	総検査項目	
48	192	246

資料 1-1-33 区別届出対象工場・事業場数（大気汚染防止法）

（平成18年3月末）

区名	項目	ばい煙		粉じん		計
		工場	事業場	一般	特定	
北		14	291	1		306
都島		10	32			42
福島		12	26			38
此花		15	50	15		80
中央		6	405			411
西港		2	115	1		118
大正		7	29	10		46
天王寺		16	26	7		49
浪速		2	49			51
西淀川		2	53			55
淀川		69	28	18		115
東淀川		44	93			137
東成		26	39	2		67
生野		12	25			37
旭		22	15	1		38
城東		8	16			24
鶴見		22	47	1		70
阿倍野		22	28			50
住之江		2	35			37
住吉		18	60	5		83
東住吉		3	20			23
平野		5	20			25
西成		26	30	4		60
		20	25	4		49
総計		385	1557	69	0	2,011
		1,942		69		

- (注) 1. 電気・ガス事業法関係施設を含む。  
2. 計は「ばい煙」「粉じん」の延べ数

資料 1-1-34 区別届出対象施設数（大気汚染防止法）

（平成18年3月末）

区名	項目	ばい煙		粉じん		計
		工場	事業場	一般	特定	
北		49	762	2		813
都島		16	70			86
福島		29	83			112
此花		215	150	160		525
中中央		19	926			945
西港		6	228	2		236
大正		21	72	28		121
天王寺		83	56	208		347
浪速		3	134			137
西淀川		11	118			129
淀川		243	63	87		393
東淀川		167	228			395
東成		103	81	15		199
生野		32	47			79
旭		34	22	6		62
城東		17	40			57
鶴見		54	106	1		161
阿倍野		67	63			130
住之江		6	87			93
住吉		58	205	25		288
東住吉		5	42			47
平野		15	33			48
西成		40	53	18		111
		55	44	29		128
総計		1348	3713	581	0	5,642
		5,061		581		

- (注) 電気・ガス事業法関係施設を含む。

資料 1-1-35 届出工場・事業場数（大阪府生活環境の保全等に関する条例）

（平成18年3月末）

区名	工場・事業場	ばいじん	有害物質	炭化水素類	一般粉じん	特定粉じん ( )内は石綿の内数
北	42	4	16	23	7	2
都島	17	3	4	8	8	3
福島	23	1	2	13	6	1 (1)
此花	48	7	9	24	14	
中央	23		6	22		
西	28	3	2	21	8	
港	38	7	2	13	18	
大正	65	11	27	21	34	15
天王寺	23		9	15	1	2
浪速	28	6	9	13	5	1 (1)
西淀川	116	17	41	37	45	3
淀川	130	22	43	54	59	7
東淀川	59	3	13	35	25	
東成	101	5	69	32	48	21
生野	75	4	50	29	33	15
旭	22	1	6	12	6	
城東	61	20	13	46	16	3
鶴見	42	3	7	26	12	1
阿倍野	15		2	11	2	1
住之江	85	11	42	33	52	11
住吉	12		2	11		1
東住吉	43	2	22	24	17	5
平野	101	13	49	55	44	12
西成	80	22	42	23	31	12
計	1,277	165	487	601	491	116 (2)

（注）工場・事業場数は、旧条例（大阪府公害防止条例）に係る届出書から読み替えしたものを含んでおり、今後、工場立入等により精査する。

資料 1-1-36 大気汚染防止法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（大気）に基づく届出件数

（平成17年度）

種類	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名等変更届	承継届	法第27条第3項通知関係	合計
大気汚染防止法	64	0	9	79	150	32	253	587
大阪府生活環境の保全等に関する条例	36	1	2	21	3	2	0	65
合計	100	1	11	100	153	34	253	652

（注）平成11年度までは1施設につき、1件の設置届であったが、平成12年度からは複数の施設であっても1件の設置届とした。

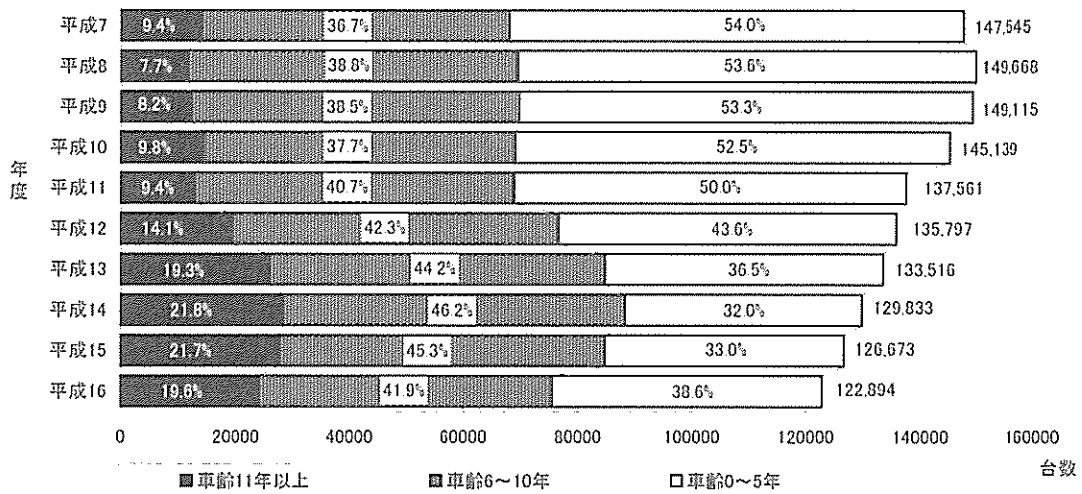
資料 1-1-37 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく届出件数

（平成17年度）

種類	選任届	解任届	死亡届	合計
公害防止統括者及び代理者	42	40	0	82
公害防止管理者及び代理者	37	33	0	70
公害防止主任管理者及び代理者	2	2	0	4
合計	81	75	0	156

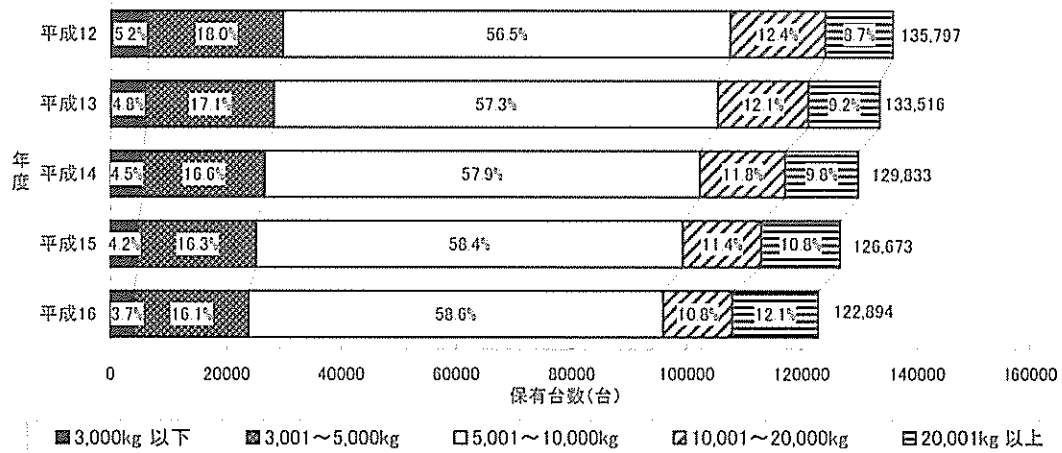


資料 1-2-1 普通貨物車の車齢別構成比率（大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

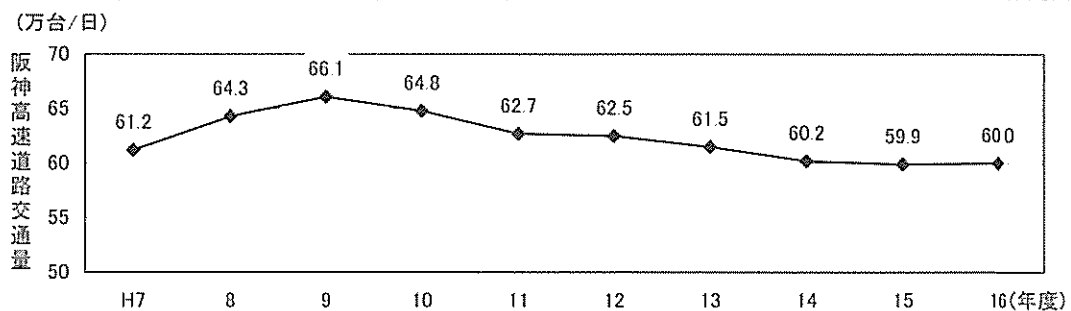
資料 1-2-2 重量別車両保有台数の推移（普通貨物車：大阪府域、各年度末現在）



(近畿運輸局調べ)

資料 1-2-3 自動車走行量及び渋滞時間等の推移

①阪神高速道路交通量(大阪府域の年度末データ)



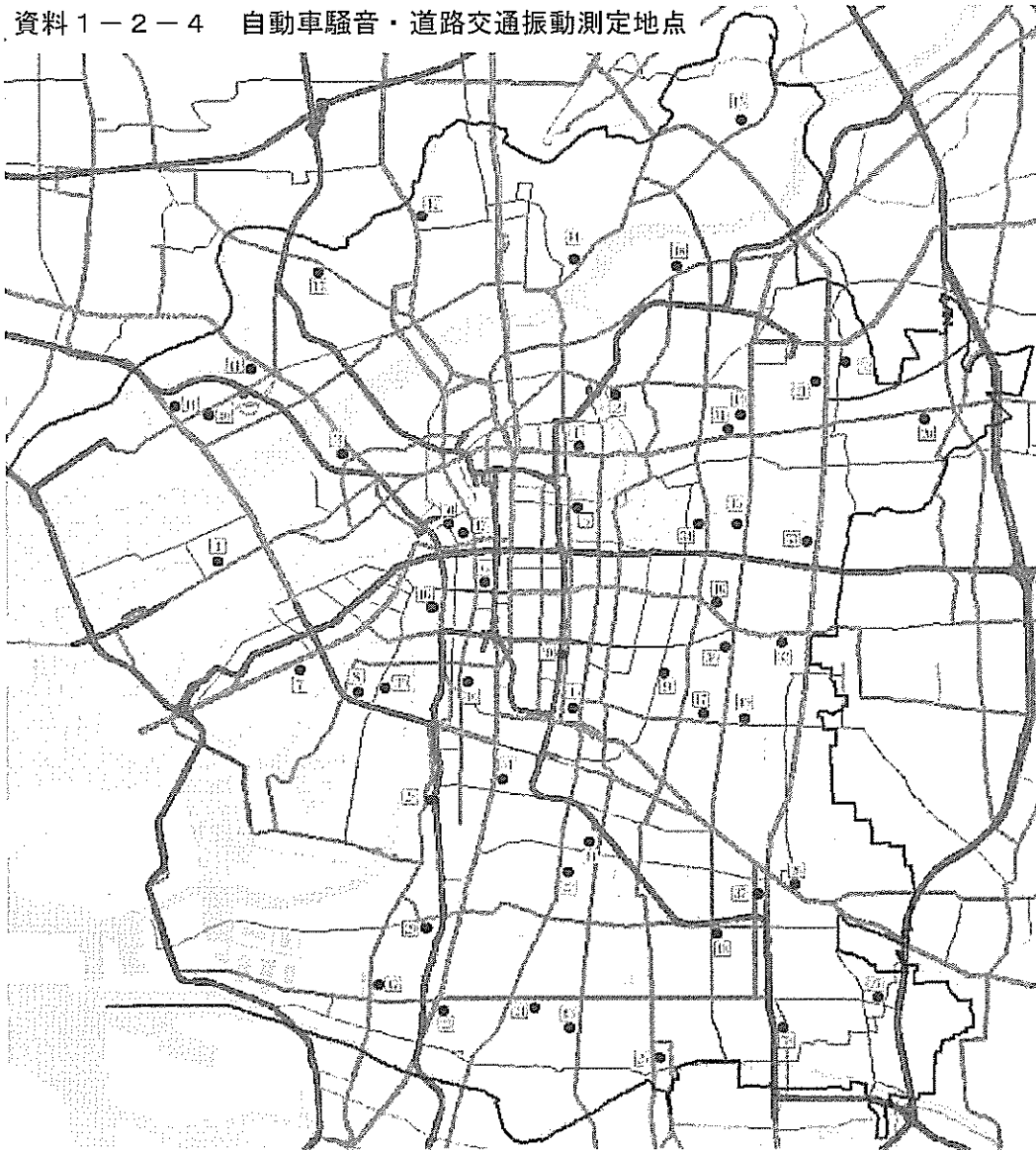
(阪神高速道路株式会社調べ)

②大阪市内の一般道路における1日平均渋滞時間(市内115ヶ所合計)

	単位	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	5年間平均
1日平均渋滞時間 (1箇所あたり平均)	時間	87	93	85	90	80	91
	分	(45)	(49)	(44)	(47)	(42)	(48)

(大阪府警察本部調べ)

資料 1-2-4 自動車騒音・道路交通振動測定地点



資料 1-2-5 自動車騒音・道路交通振動測定結果  
(平成17年度)

地点番号	対象道路	測定地点	用地 途域	測定結果			
				騒音 (Leq)		振動 (L <sub>10</sub> )	
				昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)	昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)
1	国道 1号	北区東天満 2	商業	70	70	39	31
2	市道 大阪環状線	都島区中野町 5	商業	70	67	30	30
3	国道 2号	福島区海老江 8	商業	73	69	43	32
4	市道 福島桜島線	此花区春日出北 2	商業	67	64	48	37
5	市道 天神橋天王寺線	中央区北浜東 3	商業	68	67	43	39
6	府道 大阪八尾線	西区新町 1	商業	66	61	43	36
7	国道 172号	港区市岡 1	商業	69	65	47	38
8	国道 43号	大正区泉尾 3	商業	74	73	51	41
9	市道 恵比須城東線	天王寺区東上町 8	準住居	67	63	45	35
10	府道 大阪伊丹線	浪速区塩草 1	第2種住居	68	63	48	33
11	国道 43号	西淀川区出来島 2	準住居	68	63	50	40
12	国道 176号	淀川区新高 3	準住居	68	65	30	30
13	府道 大阪伊丹線	淀川区加島 1	第1種住居	68	65	46	40

地点番号	対象道路	測定地点	用途	測定結果			
				騒音 (Leq)		振動 (L <sub>10</sub> )	
				昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)	昼間 (デシベル)	夜間 (デシベル)
14	府道 大阪高槻京都線	東淀川区柴島2	第1種住居	70	66	41	32
15	府道 大阪高槻線	東淀川区大隅2	第1種住居	72	70	51	40
16	国道 308号	東成区大今里西1	商業	67	63	42	33
17	市道 四天王寺興線	生野区勝山北3	商業	67	63	40	34
18	市道 中津太子橋線	旭区赤川4	近隣商業	70	68	46	37
19	国道 1号	城東区中央3	商業	71	68	46	38
20	府道 大阪生駒線	鶴見区諸口3	商業	72	69	49	37
21	国道 479号	城東区古市1	準住居	69	67	46	35
22	府道 大阪和泉南線	阿倍野区王子町3	商業	68	65	38	30
23	国道 26号	住之江区浜口東3	商業	71	68	47	40
24	国道 479号	住吉区南住吉2	商業	71	70	48	40
25	府道 大阪狭山線	東住吉区矢田5	準住居	71	67	40	33
26	国道 25号	平野区平野宮町1	商業	72	70	45	37
27	府道 住吉八尾線	平野区長吉出戸5	商業	70	67	39	34
28	府道 大阪臨海線	西成区津守3	準工業	75	72	55	43
29	府道 大阪港八尾線	住之江区東加賀屋1	準工業	69	65	42	37
30	市道 天神橋天王寺線	中央区高津3	商業	69	69	43	38
31	国道 1号	城東区中央1	商業	69	67	44	37
32	国道 308号	東成区大今里南6	商業	67	63	42	33
33	国道 479号	城東区永田4	準工業	67	65	48	38
34	市道 上新庄生野線	城東区森之宮1	準工業	68	64	39	30
35	市道 大阪環状線	城東区中浜1	準工業	68	65	46	37
36	府道 大阪八尾線	東成区大今里西3	商業	65	62	44	35
37	国道 309号	平野区菅戸口4	第1種住居	66	58	40	30
38	国道 309号	平野区瓜破1	準住居	71	67	48	42
39	府道 大阪八尾線	大正区泉尾1	商業	70	65	50	40
40	府道 大阪池田線	西淀川区大和田2	準工業	70	65	50	38
41	国道 2号	西淀川区千舟2	商業	71	69	49	43
42	府道 大阪伊丹線	西区鞠本町2	商業	64	61	42	34
43	府道 大阪高石線	住吉区我孫子東1	商業	68	65	44	39
44	府道 大阪高石線	阿倍野区阪南町1	商業	71	70	39	34
45	府道 大阪和泉南線	天王寺区俗人町2	商業	69	66	37	31
46	府道 大阪臨海線	西区北堀江4	商業	66	61	40	33
47	府道 大阪臨海線	住之江区南加賀屋1	第1種住居	73	70	50	37
48	府道 大阪港八尾線	東住吉区中野4	準住居	68	64	41	34
49	府道 大阪八尾線	生野区興北1	近隣商業	70	64	46	33
50	市道 あみだ池筋	西区江戸堀2	商業	69	64	46	35
51	国道 26号	西成区花園北2	商業	72	72	41	36
52	府道 平野守口線	鶴見区緑3	第1種住居	63	56	40	30

※環境基準(騒音) 道路に近接する空間)

昼間 (6時~22時)

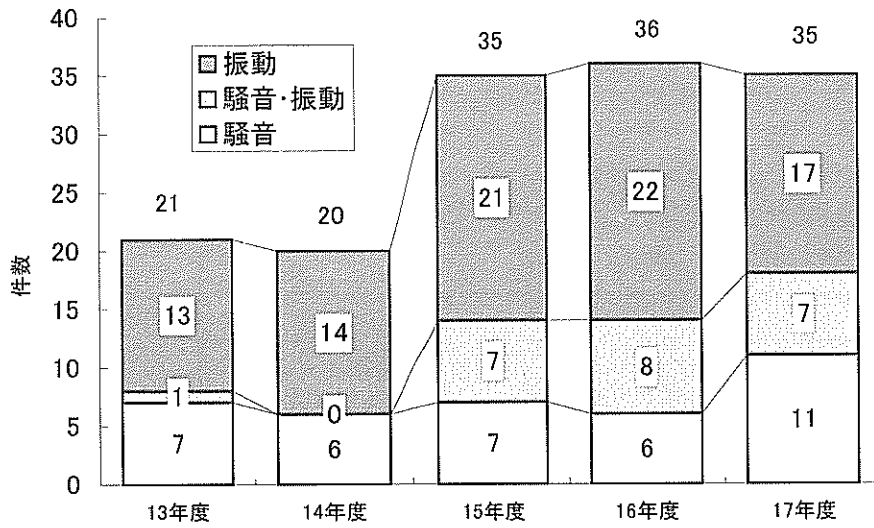
夜間 (22時~翌朝6時)

70デシベル

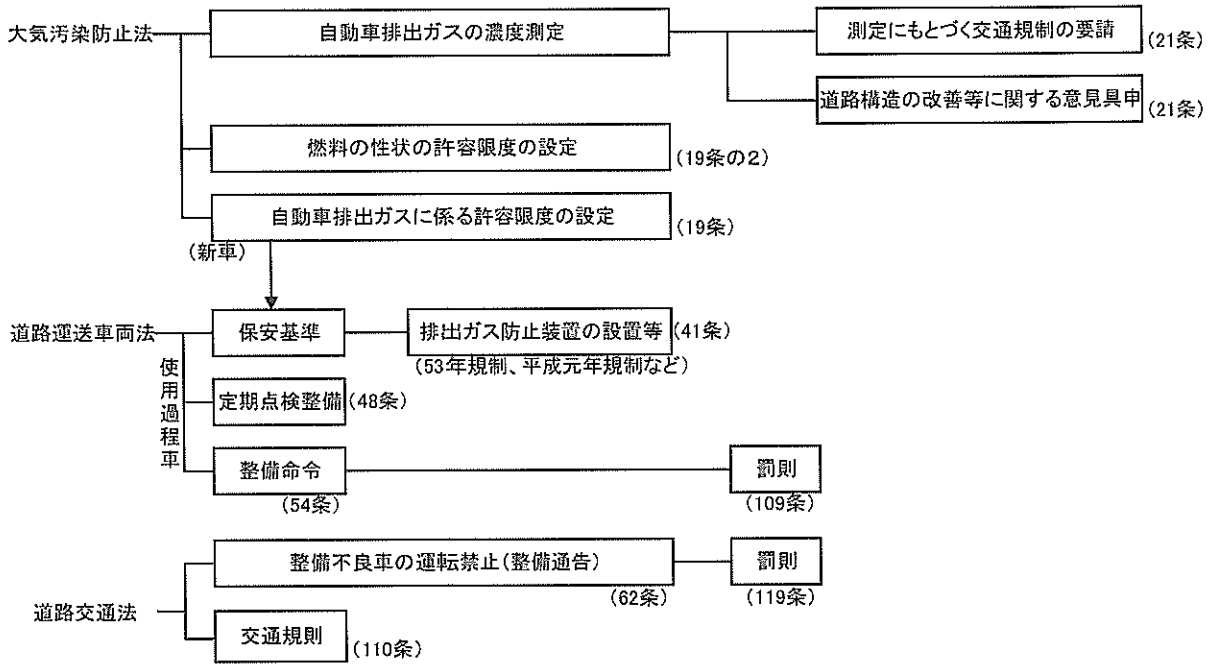
65デシベル

資料 1-2-6 過去 5 年の騒音・振動苦情発生件数の経年変化

(自動車騒音・道路交通振動関係 平成13~17年度)



資料 1-2-7 自動車排出ガス規制の法体系



資料1-2-8 自動車排出ガス規制の推移 (新車)

(1) 10・15モード、ディーゼル13モード等

① NOx

排出ガスの種類	自動車の種類		単位	従来車の排出量	48年度規	50年度規	53年度規	56年度規	61年度規	63年度規	65年度規	67年度規	
自動車	ガソリン車・LPG車	乗用車 「乗車定員10人以下」	ガソリン(4サイクル) ・ LPG	g/km	307 313	300(218) [29]	160(120) [61]	0.48(0.25) [92]					
			ガソリン(2サイクル)		0.33	0.50(0.30) [9]	0.50(0.30) [9]	[E]					
		貨物車・バス	軽貨物車 「軽自動車の貨物車」	ガソリン(4サイクル) ・ LPG	g/km	307 313	300(218) [29]	230(180) [41]	160(120) [61]	126(0.90) [71]			074(0.50) [84]
				ガソリン(2サイクル)		0.33	0.50(0.30) [9]		[M]			[V]	
			軽量車 「車両総重量1.7t以下」	ガソリン(4サイクル) ・ LPG	g/km	307 317	300(218) [29]	230(180) [41]	140(1.00) [67]	0.84(0.60) [81]		0.48(0.25) [92]	
				ガソリン(2サイクル)		0.33	0.50(0.30) [9]		[L]		[R]		
	中量車 「車両総重量1.7t超3.5t以下」	ガソリン ・ LPG	g/km	307 317	300(218) [29]	230(180) [41]	160(120) [61]	126(0.90) [71]		0.98(0.70) [77]			
	重量車 「車両総重量3.5t超」	ガソリン ・ LPG	g/kWh	2626	2200(1833) [30]	1850(1550) [41]	1390(1100) [58]	990(750) [71]		850(650) [75]			
	窒素酸化物 NOx	乗用車 「乗車定員10人以下」	「車両総重量1.265t以下」	g/km	ppm 562.5	ppm 590(450) [20]	ppm 500(380) [32]	ppm 450(340) [40]	ppm 390(290) [48]	0.98(0.70) [71]		0.72(0.50) [79]	
			「車両総重量1.265t超」						[N P]	1.26(0.90) [63]		[Q]	
		貨物車・バス	直接噴射式	中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/km							ppm 500(380) [60]	
				重量車1 「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/kWh	ppm 962.5	ppm 1000(770) [20]	ppm 850(650) [32]	ppm 700(540) [44]	ppm 610(470) [51]		ppm 520(400) [58]	
副室式			重量車2 「車両総重量3.5t超12t以下」	g/kWh								(大型トラッククレーンを除く)	(大型トラッククレーンのみ)
			重量車3 「車両総重量12t超」							[P]	ppm 520(400) [58]	ppm 520(400) [58]	
副室式	軽量車 「車両総重量1.7t以下」	中量車 「車両総重量1.7t超2.5t以下」	g/km							1.26(0.90) [64]			
		重量車1 「車両総重量2.5t超3.5t以下」	g/km	ppm 562.5	ppm 590(450) [20]	ppm 500(380) [32]	ppm 450(340) [40]	ppm 390(290) [48]		350(260) [53]			
	重量車2 「車両総重量3.5t超12t以下」	重量車3 「車両総重量12t超」	g/kWh								(大型トラッククレーンを除く)	(大型トラッククレーンのみ)	
									[N]	ppm 350(260) [53]	ppm 350(260) [53]		

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。

※2 51年度規制は、ガソリン乗用車について等価慣性重量1t以下で0.84g/km(0.60g/km)、1t超で1.20g/km(0.85g/km)。

※3 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。

※4 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。

※5 単位はg/kmである。

※6 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの量の許容限度」

4 規	5 年 制 規	6 年 制 規	7 年 制 規	9 年 制 規	10 年 制 規	11 年 制 規	12 年 制 規	13 年 制 規	14 年 制 規	15 年 制 規	16 年 制 規	17年※ 18年※ 規	19年※ 20年※ 規
					アイドル 規制 【GF】		0.17(0.08) 【GH】					0.08(0.05) 【98】	
					アイドル 規制 0.48(0.25) 【GD】				0.25(0.13) 【96】				0.08(0.05) 【98】
					アイドル 規制 【GG】		0.17(0.08) 【97】					0.08(0.05) 【98】	
		0.63(0.40) 【87】 【GA】			アイドル 規制 【GG】			0.25(0.13) 【96】				0.10(0.07) 【98】	
7.2(5.5) 【80】 【Z】			5.9(4.50) 【83】 【GB】		アイドル 規制 【GE】			2.03(1.40) 【95】 【GL】				0.9(0.7) 【98】	
		PM規制 【KD】		0.55(0.40) 【84】 【KE】					0.43(0.28) 【89】 【KM】			0.19(0.14)	
0.84(0.60) 【74】 【Y】			PM規制 【KD】		0.55(0.40) 【84】 【KH】				0.45(0.30) 【88】 【KN】			0.20(0.15)	
	1.82(1.30) 【74】 【KB】			0.97(0.70) (MT)【86】 【KF】	0.97(0.70) (AT)【86】 【KJ】					0.68(0.49) 【90】 【KQ】		0.33(0.25) <sup>※5)</sup> 【95】	
				5.80(4.50) 【74】 【KG】						4.22(3.38) 【80】			
		7.8(6.0) 【65】			5.80(4.50) 【74】 【KK】					【KR】		2.7(2.0) 【88】	
						5.80(4.50) 【74】 【KL】					4.22(3.38) 【80】 【KS】		
	0.84(0.60) 【76】 【KA】			0.55(0.40) 【84】 【KE】					0.43(0.28) 【89】 【KP】			0.19(0.14) 【95】	
	1.82(1.30) 【53】 【KB】			0.97(0.70) (MT)【75】 【KF】	0.97(0.70) (AT)【75】 【KJ】					0.68(0.49) 【83】 【KQ】		0.33(0.25) <sup>※5)</sup> 【91】	
				5.80(4.50) 【59】 【KG】						4.22(3.38) 【69】			
		6.8(5.0) 【53】			5.80(4.50) 【59】 【KK】					【KR】		2.7(2.0) 【82】	
						5.80(4.50) 【59】 【KL】					4.22(3.38) 【69】 【KS】		

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。

注2 規制値の[ ]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。  
(ガソリン・LPG車については、ガソリン従来車からの削減率である。)

注3 【 】は自動車排出ガス規制の識別記号を示す。

② CO, HC

排出ガスの種類	自動車の種類			単位	従来車 <sup>※1</sup> の排出量(平均値)			48年度規	49年度規	50年度規	01年度規	02年度規	03年度規	04年度規	05年度規	06年度規	07年度規	08年度規	09年度規	10年度規	11年度規	12年度規	13年度規				
					2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025		
一酸化炭素 CO	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン	g/km	205	260(18.4)	27(2.1)															127(0.67)				
				LPG	g/km	116	180(10.4)	27(2.1)																	127(0.67)		
				ガソリン	g/km	204	260(18.3)	27(2.1)																		127(0.67)	
			「軽自動車の貨物車」	ガソリン	g/km	205	260(18.4)	170(13.0)																		842(6.50)	
				LPG	g/km	116	180(10.4)	170(13.0)																			842(6.50)
				ガソリン	g/km	204	260(18.3)	170(13.0)																			842(6.50)
		「軽量車」		ガソリン	g/km	205	260(18.4)	170(13.0)	2.7(2.1)																	127(0.67)	
				LPG	g/km	116	180(10.4)	170(13.0)	2.7(2.1)																	127(0.67)	
				ガソリン	g/km	204	260(18.3)	170(13.0)	2.7(2.1)																	127(0.67)	
		「中量車」	ガソリン	g/km	205	260(18.4)	170(13.0)																			842(6.50)	
			LPG	g/km	116	180(10.4)	170(13.0)																			842(6.50)	
			「重量車」	ガソリン	g/kWh	1.34	1.6(1.2)										136(102)									680(51.0)	
	LPG			g/kWh	0.93	1.1(0.8)										105(76)									680(51.0)		
	ディーゼル車		乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン	g/km		332	980(790)				2.7(2.1)														
					LPG	g/km																					
		ガソリン			g/kWh																						
		「軽量車」		ガソリン	g/kWh																						
				LPG	g/kWh																						
				ガソリン	g/kWh																						
		「重量車」	ガソリン	g/kWh																							
			LPG	g/kWh																							
			ガソリン	g/kWh																							
			LPG	g/kWh																							
			ガソリン	g/kWh																							
LPG			g/kWh																								
炭化水素 HC	ガソリン車・LPG車	乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94)	0.39(0.25)															0.17(0.08)				
				LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	0.39(0.25)																	0.17(0.08)		
				ガソリン	g/km	18.9	22.5(16.6)	0.39(0.25)																		0.17(0.08)	
			「軽自動車の貨物車」	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)																		0.39(0.25)	
				LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)																			0.39(0.25)
				ガソリン	g/km	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)																			0.39(0.25)
		「軽量車」		ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)	0.39(0.25)																	0.17(0.08)	
				LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)	0.39(0.25)																	0.17(0.08)	
				ガソリン	g/km	18.9	22.5(16.6)	15.0(12.0)																			0.17(0.08)
		「中量車」	ガソリン	g/km	3.74	3.8(2.94)	2.7(2.1)																			0.39(0.25)	
			LPG	g/km	2.94	3.2(2.3)	2.7(2.1)																			0.39(0.25)	
			「重量車」	ガソリン	g/kWh	514	520(416)										7.9(6.2)									2.23(1.80)	
	LPG			g/kWh	485	440(392)										6.8(5.4)									2.23(1.80)		
	ディーゼル車		乗用車	「乗車定員10人以下」	ガソリン	g/km		567	670(510)				0.62(0.4)														
					LPG	g/km																					
		ガソリン			g/km																						
		「軽量車」		ガソリン	g/kWh																						
				LPG	g/kWh																						
				ガソリン	g/kWh																						
		「重量車」	ガソリン	g/kWh																							
			LPG	g/kWh																							
			ガソリン	g/kWh																							
			LPG	g/kWh																							
			ガソリン	g/kWh																							
LPG			g/kWh																								

※1 従来車とは、昭和48年度規制以前の生産車である。  
 ※2 平成13年規制より前(ガソリン・LPG)は、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超であった。  
 ※3 平成17年規制(ディーゼル)では、中量車区分となる。  
 ※4 単位は、g/kmである。  
 ※5 大気汚染防止法に基づく「自動車排出ガスの許容限度」  
 ※6 17年及び19年については非メタン炭化水素(NMHC)の値である。  
 ※7 2サイクル車は現在生産されていない。

注1 規制値の( )内の数値は、平均値である。  
 注2 規制値の[ ]内の数値は、従来車の排出量からの削減率である。

13 規	14 年 制	15 年 制	16 年 制	17 年 制	※ 5 規	19 年 制	※ 5 規
					1.92(1.15)		
					1.92(1.15)		
		5.11(3.30) [84]				6.67(4.02)	
		5.11(3.30) [72]				6.67(4.02)	
					1.92(1.15)		
					1.92(1.15)		
3.36(2.10) [90]					4.08(2.55)		
3.36(2.10) [82]					4.08(2.55)		
26.0(16.0)					21.3(16.0)		
26.0(16.0)					21.3(16.0)		
	0.98(0.63)				0.84(0.63)		
	0.98(0.63)				0.84(0.63)		
		0.98(0.63)			0.84(0.63) <sup>※4)</sup>		
		3.46(2.22)			2.95(2.22)		
			3.46(2.22)				
					0.08(0.05)		
					0.08(0.05)		
	0.25(0.13) [97]					0.08(0.05)	
	0.25(0.13) [96]					0.08(0.05)	
					0.08(0.05)		
					0.08(0.05)		
0.17(0.08) [98]					0.08(0.05)		
0.17(0.08) [97]					0.08(0.05)		
0.99(0.58)					0.31(0.23)		
0.99(0.58)					0.31(0.23)		
	0.24(0.12)				0.032(0.024)		
	0.24(0.12)				0.032(0.024)		
		0.24(0.12)			0.032(0.024) <sup>※4)</sup>		
		1.47(0.87)					
			1.47(0.87)			0.23(0.17)	

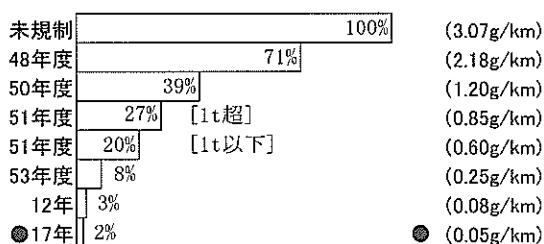




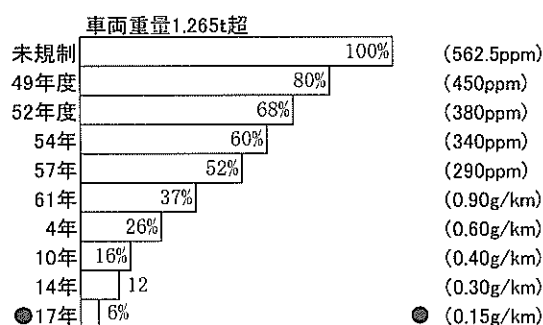
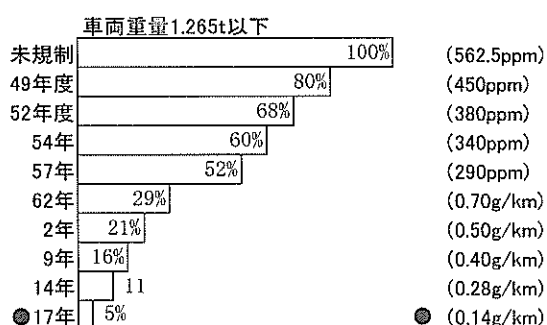
資料1-2-10 自動車排出ガスの規制強化の推移(窒素酸化物(NOx))

①乗用車

(ア)ガソリン・LPG車

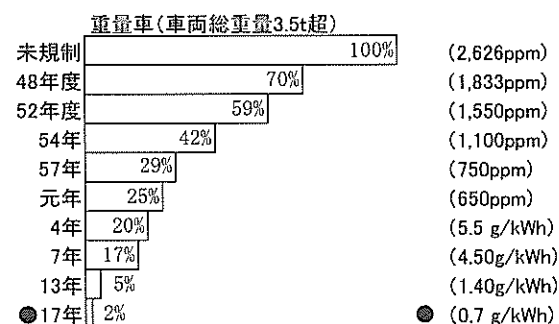
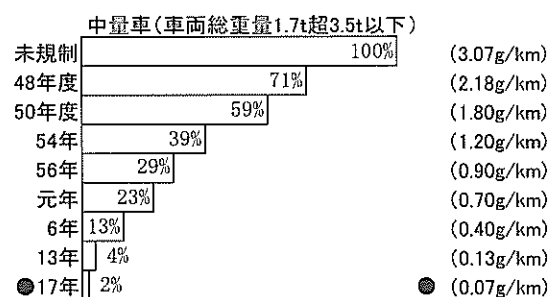
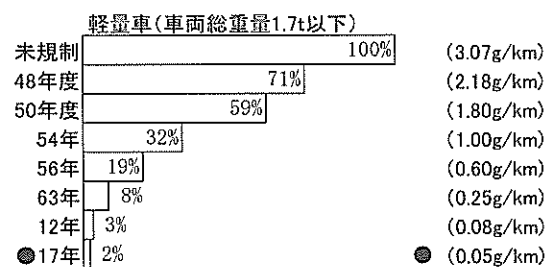
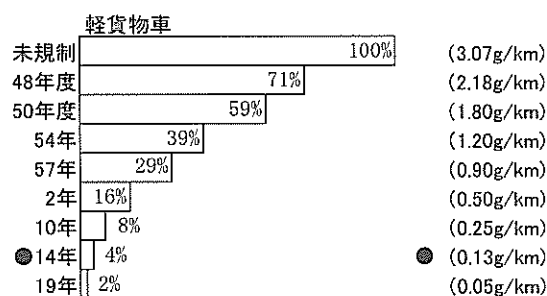


(イ)ディーゼル車

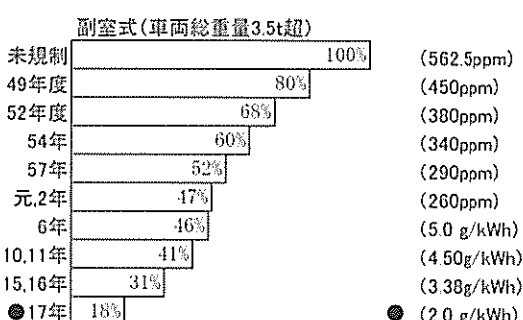
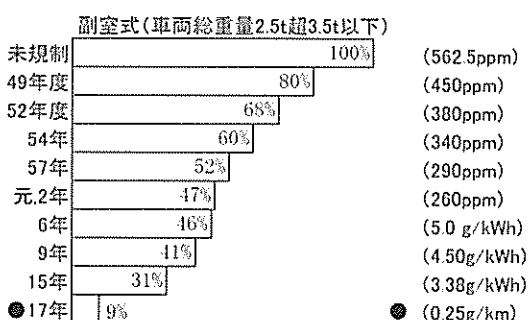
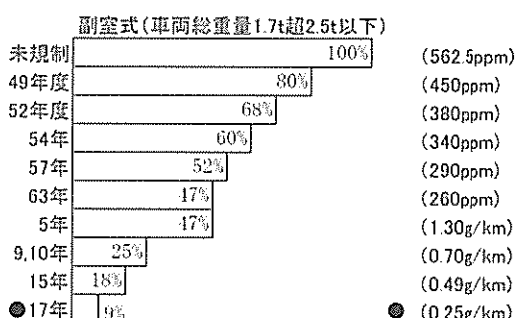
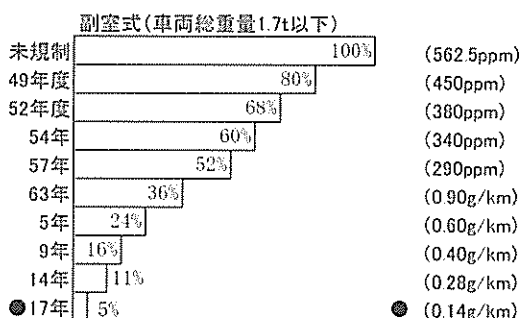
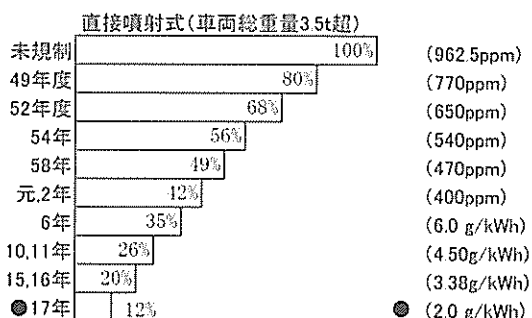
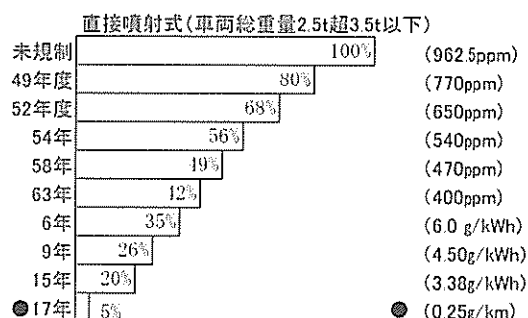
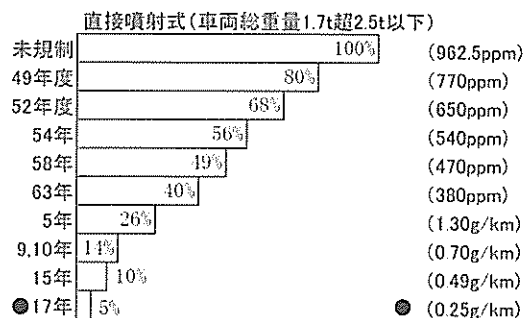


②貨物車・バス

(ア)ガソリン・LPG車



(イ)ディーゼル車



注1 ●印は、現時点での最新規制を示す。

注2 ( )内は、規制値(平均値)を示す。

注3 ②貨物車・バスの(ア)ガソリン・LPG車における車両総重量の区分は、平成13年より前の規制において、中量車については1.7t超2.5t以下、重量車については2.5t超である。

資料 1-2-11 二輪車の自動車排出ガス規制

(単位:g/km)

車種	燃料	新車			使用過程車			
		試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)	窒素酸化物(NOx)	試験モード	一酸化炭素(CO)	炭化水素(HC)
4サイクルエンジン車	ガソリン	二輪車	20.0	2.93	0.51	アイドリング時	4.5%	2,000ppm
2サイクルエンジン車		モード	14.4	5.26	0.14			7,800ppm

車種	適用時期
軽二輪 原付一種	平成10年
小型二輪 原付二種	平成11年

資料 1-2-12 ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制

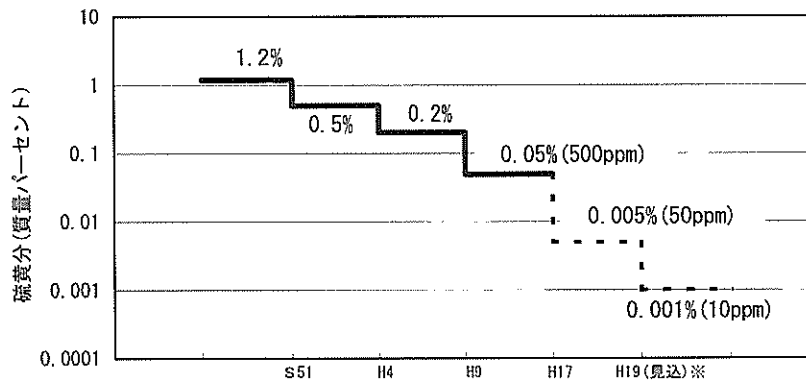
自動車の種類 定格出力	単位	排出ガスの種類					黒煙
		窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	粒子状物質	黒煙	
特殊自動車	19kW以上37kW未満	g/kWh	10.40(8.0)	6.50(5.0)	1.95(1.5)	1.04(0.8)	40%
	37kW以上75kW未満		9.10(7.0)	6.50(5.0)	1.69(1.3)	0.52(0.4)	
	75kW以上130kW未満		7.80(6.0)	6.50(5.0)	1.30(1.0)	0.39(0.3)	
	130kW以上560kW未満		7.80(6.0)	4.55(3.5)	1.30(1.0)	0.26(0.2)	

※ 規制値の( )内の数値は平均値

資料 1-2-13 自動車の燃料に関する許容限度

自動車燃料の種類	燃料の性状または 燃料に含まれる物質	許容限度
ガソリン	鉛	検出されないこと
	硫黄	0.005質量%以下
	ベンゼン	1体積%以下
	MTBE (メチルターシャリーブチルエーテル)	7体積%以下
	酸素分	1.3質量%以下
軽油	硫黄	0.005質量%以下
	セタン指数	45以上
	90%留出温度	摂氏360度以下

資料 1-2-14 軽油中に含まれる硫黄分の許容限度の推移



資料 1-2-15 自動車単体騒音規制の推移

(単位:デシベル)

自動車の種別	規制内容	定常走行騒音		排気騒音	近接排気騒音		加速走行騒音				
		昭和26年	平成10年～ 46年規制 13年規制		昭和26年～ 46年規制	平成10年～ 13年規制	平成10年～ 46年規制	平成10年～ 54年規制	平成10年～ 62年規制	平成10年～ 13年規制	
大型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワットを超えるもの	全輪駆動車、トラック及びビークレール車	83(13年)							83(61年)	82(13年)
		トラック	(84)80		80	99(13年)	92	89	86	83(60年)	81(13年)
		バス				99(10年)				83(59年)	81(10年)
中型車	車両総重量が3.5トンを超え、原動機の最高出力が150キロワット以下のもの	全輪駆動車									81(13年)
		トラック バス	(82)78		78	98(13年)	89	87	86	83(58年)	80(13年)
小型車	軽自動車以外 車両総重量が3.5トン以下のもの	車両総重量が1.7トンを超えるもの									76(12年)
		車両総重量が1.7トン以下のもの	85	(78)74	85	74	103(63年)	85	83	78(59年)	76(11年)
		ボンネット型のもの キャブオーバーバー型(ボンネット型以外)のもの									
乗用車	専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のもの	乗車定員6人を超えるもの		(74)70	70	103(63年)	84	82	81	78(57年)	76(11年)
		乗車定員6人以下のもの									
二輪自動車	小型二輪自動車	総排気量0.250リットルを超えるもの		70	74	99(60年)	86	83	78	75(62年)	73(13年)
	軽二輪自動車	総排気量0.125リットルを超え、0.250リットル以下のもの	(78.1)	(75.1)		94(13年)	84			75(60年)	73(10年)
原動機付自転車	第二種原動機付自転車	総排気量0.050リットルを超え、0.125リットル以下のもの	70	(71.1)	70	95(60年)	82	79	75	72(61年)	71(13年)
	第一種原動機付自転車	総排気量0.050リットル以下のもの	(69.6)			84(10年)	80			72(59年)	71(10年)
使用過程率	全車	85	85	85	85	85	85	85	85	新車と同一	新車と同一

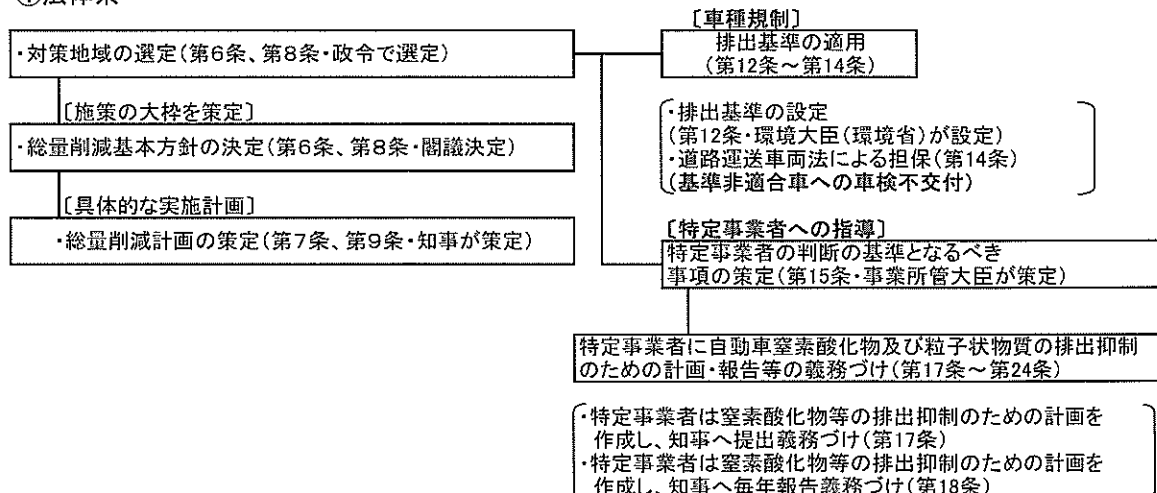
1 定常走行騒音の現行の欄中( )内の数値は、測定速度及び測定位置の変更による現行規制値の換算値を示す。

2 近接排気騒音の欄中( )内の数値は、リアエンジン車の許容限度を示す。

3 規制年については、道路運送車両法に基づく「道路運送車両の保安基準」において定められる。

資料 1-2-16 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の  
 特定地域における総量の削減等に関する特別措置法  
 (自動車NOx・PM法)

①法体系



②窒素酸化物及び粒子状物質の排出基準

貨物自動車・バス・特種自動車等(ディーゼル車、ガソリン車、LPG車)		
車 両 総 重 量	1.7t以下	窒素酸化物: 0.48g/km(昭和63年規制ガソリン車並)
		粒子状物質: 0.055g/km(注1)
	1.7t超2.5t以下	窒素酸化物: 0.63g/km(平成6年規制ガソリン車並)
		粒子状物質: 0.06g/km(注1)
	2.5t超3.5t以下	窒素酸化物: 5.9g/kWh(平成7年規制ガソリン車並)
		粒子状物質: 0.175g/kWh(注1)
	3.5t超	窒素酸化物: 5.9g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並)
		粒子状物質: 0.49g/kWh(平成10年規制ディーゼル車並)
ディーゼル乗用車(注2)	窒素酸化物: 0.48g/km(昭和53年規制ガソリン車並)	
	粒子状物質: 0.055g/km(注1)	

(注1) 粒子状物質排出基準値は、新短期規制(平成14年から実施)の2分の1の値としている。これは、中央環境審議会の「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」(第4次答申平成12年11月)を踏まえたもので、この答申において、新長期規制(平成17年から実施予定)については、新短期規制の2分の1程度より更に低減した規制値とすることが適当であるとされている。

(注2) 特種自動車でディーゼル乗用車ベースのものを含む。

## 資料1-2-17 自動車の燃費基準について

対象車種と目標年度及び目標基準値

【ガソリン乗用自動車】

目標年度：2010年度

区分 (車両総重量：kg)	～702	703 ～827	828 ～1015	1016 ～1265	1266 ～1515	1516 ～1765	1766 ～2015	2016 ～2265	2266～
目標基準値(km/l)	21.1	18.8	17.9	16.0	13.0	10.5	8.9	7.8	6.4

【ディーゼル乗用自動車】

目標年度：2005年度

区分 (車両総重量：kg)	～1015	1016 ～1265	1266 ～1515	1516 ～1765	1766 ～2015	2016 ～2265	2266～
目標基準値(km/l)	18.9	16.2	13.2	11.9	10.8	9.8	8.7

【車両総重量2.5t以下のガソリン貨物自動車】

目標年度：2010年度

区分 (車両総重量：kg)	軽貨物				軽量貨物			中量貨物			
	～702		703～827		828～	～1015	1016～	～1265		1266 ～1515	1516～
	構造A	構造B	構造A	構造B				構造A	構造B		
AT目標基準値(km/l)	18.9	16.2	16.5	15.5	14.9	14.9	13.8	12.5	11.2	10.3	
MT目標基準値(km/l)	20.2	17	18	16.7	15.5	17.8	15.7	14.5	12.3	10.7	9.3

【車両総重量2.5t以下のディーゼル貨物自動車】

目標年度：2005年度

区分 (車両総重量：kg)	軽貨物	中量貨物				
		～1265		1266 ～1515	1516 ～1765	1766～
		構造A	構造B			
AT目標基準値(km/l)	15.1	14.5	12.6	12.3	10.8	9.9
MT目標基準値(km/l)	17.7	17.4	14.6	14.1	12.5	

(注) 軽貨物：軽貨物自動車

軽量貨物：車両総重量1.7t以下の貨物自動車

中量貨物：車両総重量1.7を超え2.5t以下の貨物自動車

構造A：①、②、③のいずれにも該当する構造のものをいう

① 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるもの

② 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られているもの

③ 運転者室の前方に原動機を有し、かつ、前軸のみに動力を伝達できるもの(後軸に動力を伝達する場合において前軸からトランスファ及びプロペラ・シャフトを用いて後軸に動力を伝達するものに限る)

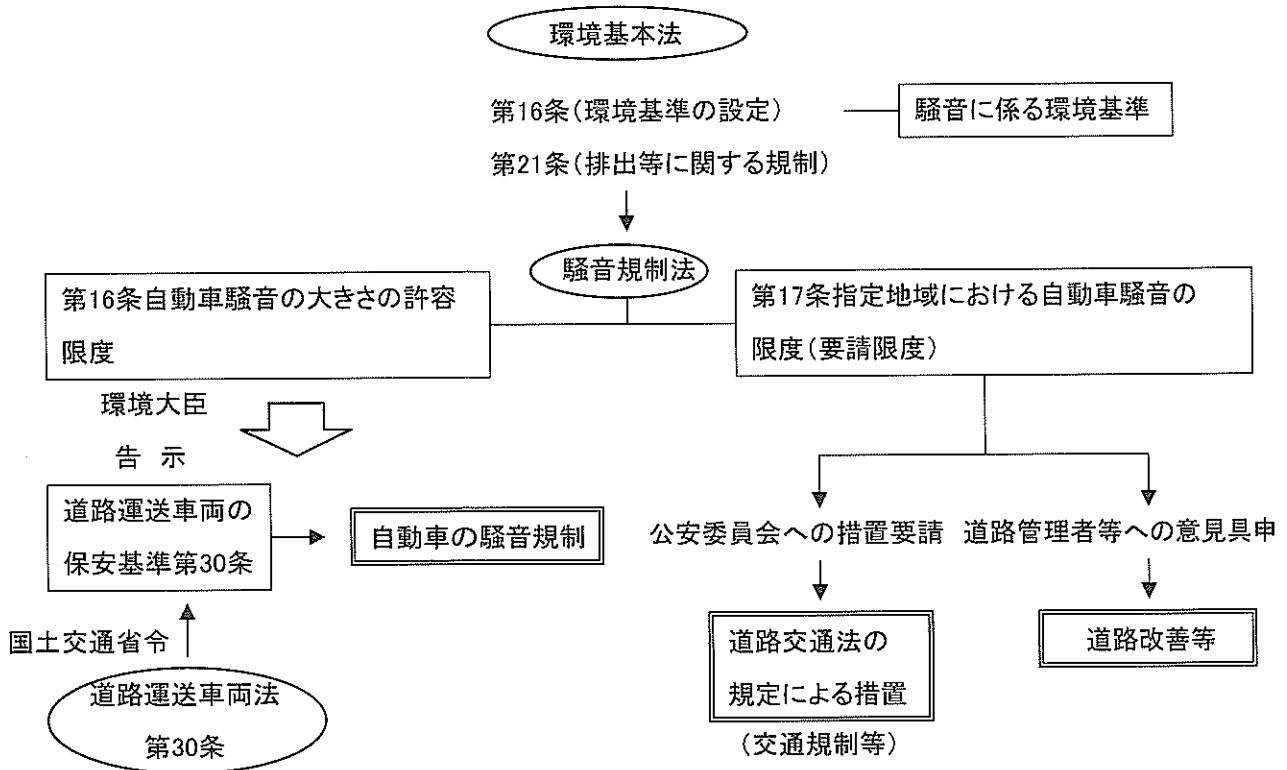
構造B：構造A以外のものをいう

対象となる自動車は、その型式について道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第75条第1項の型式指定を受けたものである

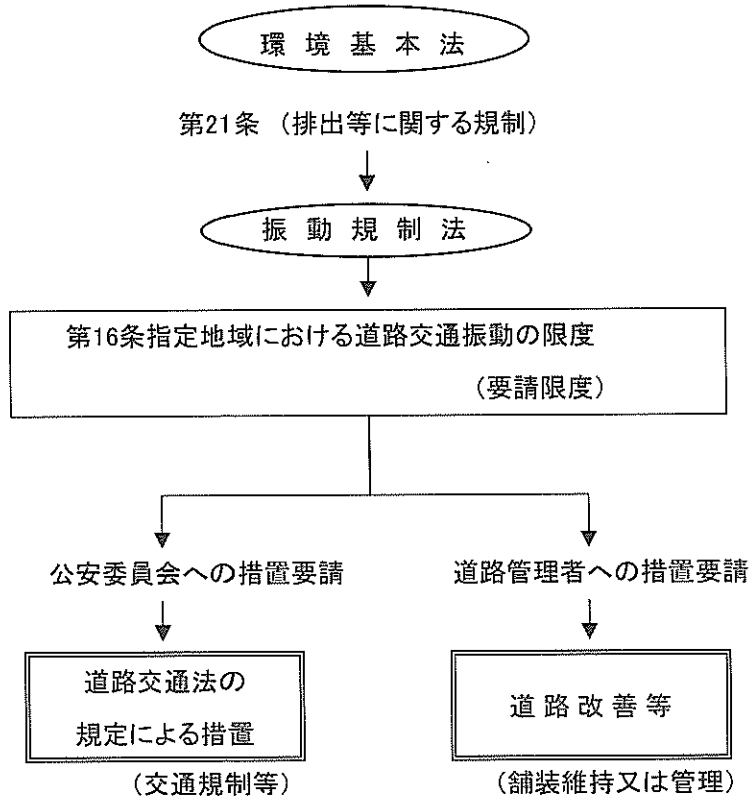
※ 燃費は10・15モード燃費

(エネルギーの使用の合理化に関する法律)

資料 1-2-18 道路交通騒音に関する法体系



資料 1-2-19 道路交通振動に関する法体系





資料1-2-20 大阪市公用車への低公害車等の導入状況

(平成18年3月現在)

車種	局名	用途	台数
天然ガス自動車	健康福祉局	体力測定車等	11
		軽貨物	11
	教育委員会事務局	自動車文庫	1
	ゆとりとみどり振興局	小型貨物	1
	環境事業局	塵芥車(小型2tクラス)	260
		普通貨物車(ダンプ車)	9
		大型塵芥車	4
	建設局	道路作業車	24
	都市環境局	軽貨物	31
		小型貨物	1
		公害パトロール車(軽貨物)	16
		道路作業車	26
水道局	軽貨物	27	
交通局	市バス	133	
	小計	555	
電気自動車	健康福祉局	軽貨物	2
	都市環境局	公害パトロール車(軽貨物)	5
		公害パトロール車(小型乗用)	1
		小計	8
ハイブリッド自動車	健康福祉局	普通乗用	1
	環境事業局	小型乗用	1
	都市環境局	公害パトロール車(普通乗用)	6
	港湾局	普通乗用	1
	水道局	小型乗用	1
	交通局	市バス(*)	15
		小計	25
低公害車 計			588
ULEV (超低排出ガス車)		乗用車	30
		貨物・乗合・特種	231
LEV-7 (京阪神七府県市指定低排出ガス車)		乗用車	92
		貨物・乗合・特種	1,682
ULEV,LEV-7 計			2,035
合計			2,623

(\*)ハイブリッドバスのうちアイドリングストップ機能付き車は13台

資料 1-2-21 大阪市モーダルシフト補助制度 認定事業の成果一覧

1) 内航船等を活用したモーダルシフトシステムの構築に対する補助事業

平成17年度

分類	事業名称	申請者	補助金額 (万円)	CO2削減量 (t-CO2/年) 【年間算】	貨物量 (t/年) 【年間算】	内容
新規に海上輸送する貨物	内航RORO船を活用した大阪・九州間の海陸一貫輸送システムの構築	王子物流、 関西タイヤリサイクルセンター、 大阪サービス	369	3,314 ※	15,840	宮崎県日南市の製紙工場の製品輸送の復路を利用し、当該工場に新たに設置される石油代替エネルギーボイラーの燃料として調達する廃タイヤを大阪港から宮崎県油津港までRORO船で海上輸送する。(フォークリフトの購入等)
陸上輸送から海上輸送への転換	内航船を活用した呉～大阪間のモーダルシフト事業	王子物流、 王子製紙	1,000	1,476	32,616	広島県の呉工場から大阪市内・名古屋市内配送拠点に陸送している紙製品輸送について、呉工場から大阪港までの輸送を海上輸送に転換する。(呉港側の船積用テント倉庫及び周辺設備設置)
既存海上輸送の貨物量の増加	内航RORO船を活用した完成自動車輸送、大阪～東京・仙台間のモーダルシフト事業	栗林運輸、 大和運輸	75	6,061 ※	73,360	大阪から東京、仙台向けの完成車の海上輸送量増大に伴い、大阪港J4背後用地の拡張を図る。(敷地拡張によるフェンスの設置)
陸上輸送から海上輸送への転換	リサイクルプラスチックのフェリーを活用した関西～九州間モーダルシフト事業	名門大洋フェリー、 フェリックス物流、 ヤマゼン	550	864	6,000	10tトラックにて、三重県伊賀市から大分県大分市へ陸送している廃プラスチック(リサイクル燃料)輸送について、大阪港から新門司港までの輸送をフェリー輸送に転換する。(当該輸送に必要なシャーシの整備)
既存海上輸送の貨物量の増加	自動車部品のフェリーを活用した関西～九州間の輸送増量事業	名門大洋フェリー、 フェリックス物流、 日鉄運輸、 三井ハイテック	1,000	1,167 ※	8,800	北九州から愛知県豊田市向けの自動車部品の海上輸送量増大に伴い、輸送機器の整備を行う。(当該輸送に必要なシャーシの整備)

2) 内航フィーダーコンテナ輸送に対するインセンティブ補助事業

分類	事業名称	申請者	補助金額 (万円)	CO2削減量 (t-CO2/年)	貨物量 (TEU/年)	内容
新規に海上輸送する貨物	博多港積み北米向け輸出コンテナの内航フィーダー	ウェストウッド・シッピング・ラインズ、 鈴与海運	120	4,788 ※	2,568	現在、博多港から釜山経由で北米航路を利用して輸出されているコンテナを大阪港まで内航フィーダー船で海上輸送し、大阪港から輸出する。(月間約200TEU、補助対象期間6ヶ月)

※) 新規に海上輸送する貨物及び既存海上輸送の貨物量の増加のケースについては転換前のCO2排出量を計算するにあたって、仮想の陸上ルートを設定しています

資料 1-2-22 クリーンドライビングキャンペーン・アイドリングストップ運動実施内容

媒体	内容
街頭キャンペーン	低公害車フェア会場及び集客施設周辺においてリーフレットを配付しました。(10月26日(水)～10月29日(土)[インテックス大阪])
リーフレット	交通安全協会の協力を得て、クリーンドライビングに理解と協力を求めるリーフレットを安全運転講習時に配布しました。また、区役所(24ヶ所)など主な集客施設に設置しました。
ポスター	地下鉄車内吊り(12月11日(日)～13日(火)、他7回)、市関係庁舎(12月～3月)、地下鉄駅構内掲示板(12月21日～1月3日)、市広報版(12月)、市立小学校(12月)に設置しました。
啓発グッズの配布	各種イベントにおいて、メジャー(巻き尺)等のグッズを配布しました。
アイドリングストップ運動	(財)省エネルギーセンターとの共催で、アイドリングストップを支援する情報の表示機を番号機に設置し、アイドリングストップ運動の普及啓発活動を行いました。(10月10日(月)～11月9日(水)[心斎橋交差点])

資料 1-3-1 平野川におけるジクロロメタンの追跡調査結果

(単位: mg/L)

	城見橋	南弁天橋	睦橋	安泰橋	中竹測橋
追跡調査結果 (平成18年3月7日)	0.006	<0.002	0.004	0.007	0.007
平成17年度環境水質定点調査結果	0.010	*0.021			

(注) \*印は環境基準不適合を表している。  
ジクロロメタンの環境基準値: 0.02 mg/L

資料 1-3-2 神崎川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川名	類型	平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1	小松橋	神崎川	B	1.9	3.6	1.5	2.7	3.4	2.8	3.0	1.7	1.6	2.3
2	吹田橋	"	B	5.1	5.4	5.2	5.4	5.4	5.3	*4.4	*2.9	2.3	*3.6
3	新三園橋	"	B	3.4	3.0	2.4	3.4	3.1	3.8	*2.8	*3.0	1.7	1.9
4	神崎橋	"	B	2.6	3.7	1.8	2.0	2.9	3.5	2.8	*2.8	1.4	2.4
5	千船橋	"	B	2.3	2.4	1.7	2.0	2.4	2.0	2.4	2.1	2.0	2.6
6	辰巳橋	" (左門殿川)	B	2.2	2.3	1.4	2.0	2.3	2.6	*2.5	2.1	1.6	2.2
7	新京阪橋	安威川	C	4.3	3.6	4.0	4.2	3.9	4.2	3.5	3.3	1.6	2.2

(注) 1. 数値は年平均値である。  
2. \*印は環境基準不適合を表している。  
環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
3. 神崎川は平成13年3月にE類型からB類型に変更。  
4. 安威川は平成14年6月にE類型からC類型に変更。

資料 1-3-3 淀川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川名	類型	平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	1.9	1.4	1.9	1.5	1.6	1.7	1.8	1.4	1.3	1.6
9	伝法大橋	"	C	2.8	3.0	2.8	3.1	3.5	2.7	4.7	2.8	1.8	3.1

(注) 1. 数値は年平均値である。  
2. 淀川下流(伝法大橋)は平成15年3月にD類型からC類型に変更。

資料 1-3-4 寝屋川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川名	類型	平成 8 年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
10	今津橋	寝屋川	D	9.3	6.3	7.3	7.3	9.4	*9.8	*9.5	*9.1	*6.7	*10
11	新喜多大橋	"	D	*11	*9.7	7.2	6.4	7.9	*9.1	*9.6	*9.7	*8.1	*9.8
12	京橋	"	D	5.3	4.6	3.4	5.4	5.2	4.2	4.9	4.9	4.4	6.4
13	徳栄橋	古川	D	9.3	*8.7	*9.4	8.0	7.8	*8.5	*8.3	6.6	6.0	*8.8
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	*13	*10	6.9	*8.3	*9.1	*8.5	*8.1	*8.1	6.3	*8.3
15	下城見橋	"	D	*14	*10	*9.2	7.4	7.2	6.0	7.8	*9.0	*8.3	*9.0
16	中竹淵橋	平野川	D	*28	*23	*17	*18	*18	*19	*15	*15	*15	*13
17	安泰橋	"	D	*27	*22	*14	*16	*14	*16	*13	*12	*11	*12
18	睦橋	"	D	*19	*12	*11	*9.1	9.1	8.5	8.5	*10	*6.9	7.5
19	南弁天橋	"	D	*18	*14	6.9	8.4	8.2	7.7	6.4	*9.5	7.8	7.5
20	城見橋	"	D	*14	*11	8.9	7.3	7.2	6.1	6.6	7.7	*7.0	*8.4
21	片一橋	平野川分水路	D	*10	7.8	5.8	6.9	6.6	4.7	5.9	*7.1	*7.4	7.2
22	天王田大橋	"	D	8.8	7.1	5.5	6.0	5.7	4.6	6.8	*6.4	*8.4	*8.1
23	赤川橋	城北川	B	1.6	1.7	1.9	2.4	1.7	1.4	1.7	1.4	1.4	1.3

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は環境基準不適合を表している。  
 環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
 3. 寝屋川水域は平成15年5月にE類型からD類型に変更。城北川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。

資料 1-3-5 大阪市内河川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川名	類型	平成 8 年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
24	毛馬橋	大川	B	1.8	1.9	1.7	1.8	1.8	1.3	1.6	1.2	1.2	1.3
25	桜宮橋	"	B	2.1	1.9	1.6	1.8	1.7	1.3	1.4	1.2	1.2	2.3
26	天神橋(右)	堂島川	B	3.6	4.0	3.2	3.1	2.3	1.9	2.4	*2.3	1.9	*3.2
27	天神橋(左)	土佐堀川	C	*6.6	*5.1	4.0	*3.8	3.7	3.1	3.5	3.7	3.5	*5.4
28	天保山渡	安治川	B	1.7	1.7	1.5	1.5	1.6	1.2	1.4	1.3	1.2	1.5
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	3.4	2.7	2.5	2.7	3.3	3.0	3.0	2.0	2.1	2.6
30	春日出橋	六軒家川	B	2.6	2.6	1.9	2.7	2.2	1.7	1.8	1.6	1.2	1.9
31	本町橋	東横堀川	C	4.4	3.6	3.6	3.5	3.8	3.3	3.0	2.6	2.3	3.3
32	大黒橋	道頓堀川	B	2.4	2.3	2.5	2.6	3.3	2.3	2.9	2.0	1.7	2.3
33	甚兵衛渡	尻無川	C	2.8	2.5	2.3	1.9	2.2	1.8	2.1	1.5	1.7	2.5
34	千本松渡	木津川	C	2.7	2.4	2.4	2.1	2.2	1.8	2.1	2.1	2.0	3.0
35	船町渡	木津川運河	C	2.3	2.1	1.8	2.1	1.9	1.8	1.9	1.8	1.9	2.8
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	*6.9	*5.6	*7.3	*6.1	3.9	2.8	3.6	3.4	2.6	3.9

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は環境基準不適合を表している。  
 環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。  
 3. 大川・堂島川・安治川・六軒家川・道頓堀川は平成15年5月にC類型からB類型に変更。  
 4. 東横堀川は平成15年5月にC類型に指定。

資料 1-3-6 大和川水域におけるBODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	河川名	類型	平成 8 年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
37	浅香新取水口	大和川	C	*10	*10	*9.4	*8.7	*6.2	*5.7	*4.9	*4.6	4.0	3.9
38	遠里小野橋	"	D	*10	*8.6	4.1	5.0	4.5	5.4	6.4	5.4	4.5	5.3

- (注) 1. 数値は年平均値である。  
 2. \*印は環境基準不適合を表している。  
 環境基準適合とは、年間を通じて日間平均値が環境基準を満足する割合が75%以上の場合をいう。

資料1-3-7 大阪港湾水域におけるCODの経年変化

(単位: mg/L)

No.	調査地点	類型	平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
39	神崎川河口中央	C	5.1	4.9	5.4	5.4	6.2	7.3	6.7	4.9	4.1	4.7
40	中島川河口	C	6.0	5.6	5.7	5.5	5.7	6.4	6.1	5.9	5.6	—
41	淀川河口中央	C	4.7	5.1	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	4.2	3.5	3.8
42	正蓮寺川河口	C	6.9	4.9	5.1	4.6	5.3	5.4	5.8	4.9	5.3	—
43	木津川河口中央	C	4.8	4.8	5.5	5.3	5.6	5.7	6.4	4.9	4.2	4.2
44	No.5 ブイ跡	C	4.1	4.0	4.5	4.7	4.6	4.5	4.9	3.8	3.2	3.4
45	第一号岸壁	C	4.3	4.2	4.2	3.8	3.9	3.8	4.2	4.0	4.5	—
46	No.25ドルフィン	C	5.0	4.5	4.4	4.2	4.1	4.1	4.4	4.4	4.9	3.9
47	北港沖1,000m	C	3.6	4.6	4.2	4.6	3.5	3.8	4.0	3.8	4.5	3.4
48	大阪港関門外	C	3.2	3.7	3.8	4.7	4.9	5.7	4.9	3.6	3.2	3.3
49	南港	C	3.6	4.0	5.0	4.4	4.9	5.1	5.3	4.1	3.1	3.4
50	大阪湾C-3	C	3.4	3.4	3.6	3.5	3.4	3.0	3.8	3.8	4.1	3.9

(注) 数値は年平均値である。

資料1-3-8 大阪市内公共用水域における水質調査結果 (平成17年度)

① 河川 (38地点)

No.	調査地点	河川名	類型	PH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
1	小松橋	神崎川	B	7.1~8.0	9.6	2.3 (2.3)	4.0	8
2	吹田橋	〃	B	7.2~7.8	8.2	3.6 (4.0)	6.2	10
3	新三国橋	〃	B	7.1~7.9	8.3	1.9 (2.3)	5.3	5
4	神崎橋	〃	B	7.1~8.1	7.8	2.4 (3.0)	5.8	4
5	千船橋	〃	B	7.3~8.0	7.8	2.6 (2.8)	5.3	6
6	辰巳橋	〃 (左門殿川)	B	7.1~8.5	7.8	2.2 (2.8)	5.3	4
7	新京阪橋	安威川	C	7.0~8.0	8.3	2.2 (2.7)	5.9	7
8	JR赤川鉄橋	淀川	B	7.5~8.8	10	1.6 (1.7)	4.1	5
9	伝法大橋	〃	C	7.5~8.6	9.9	3.1 (3.8)	5.0	7
10	今津橋	寝屋川	D	7.0~7.4	5.6	10 (12)	9.2	13
11	新喜多大橋	〃	D	7.0~7.4	5.5	9.8 (13)	9.2	12
12	京橋	〃	D	6.9~7.8	6.6	6.4 (5.9)	7.0	10
13	徳栄橋	古川	D	6.9~7.4	5.4	8.8 (10)	7.9	13
14	阪東小橋	第二寝屋川	D	7.0~7.3	6.5	8.3 (11)	9.2	8
15	下城見橋	〃	D	6.8~7.2	5.2	9.0 (9.7)	9.4	11
16	中竹瀝橋	平野川	D	7.1~7.5	4.4	13 (14)	15	15
17	安泰橋	〃	D	7.1~7.6	5.6	12 (12)	15	14
18	睦橋	〃	D	7.1~7.5	6.5	7.5 (7.6)	11	8
19	南弁天橋	〃	D	6.8~7.8	3.9	7.5 (7.9)	11	10
20	城見橋	〃	D	6.8~7.8	4.5	8.4 (9.5)	9.5	10

No.	調査地点	河川名	類型	pH	DO (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)
21	片一橋	平野川 分水路	D	7.0~7.4	6.1	7.2 (6.8)	9.8	6
22	天王田大橋	"	D	6.7~7.3	5.9	8.1 (9.3)	9.3	6
23	赤川橋	城北川	B	7.4~7.7	9.2	1.3 (1.5)	3.8	9
24	毛馬橋	大川	B	7.3~8.0	9.9	1.3 (1.3)	3.5	6
25	桜宮橋	"	B	7.2~8.1	9.9	2.3 (2.5)	3.9	6
26	天神橋 (右)	堂島川	B	7.1~7.8	8.8	3.2 (3.9)	4.7	8
27	天神橋 (左)	土佐堀川	C	7.0~7.8	7.1	5.4 (6.2)	6.1	11
28	天保山渡	安治川	B	7.5~8.1	7.1	1.5 (1.8)	3.4	3
29	北港大橋 下流700m	正蓮寺川	C	7.2~8.0	6.0	2.6 (2.9)	4.6	4
30	春日出橋	六軒家川	B	7.4~8.4	7.7	1.9 (2.1)	3.9	5
31	本町橋	東横堀川	C	7.1~7.5	6.8	3.3 (3.6)	5.5	8
32	大黒橋	道頓堀川	B	7.1~7.5	6.8	2.3 (2.7)	5.1	7
33	甚兵衛渡	尻無川	C	7.1~7.6	6.6	2.5 (2.5)	4.8	5
34	千本松渡	木津川	C	7.1~7.7	6.2	3.0 (3.9)	5.1	5
35	船町渡	木津川運河	C	7.3~8.4	7.3	2.8 (3.2)	4.8	7
36	住之江大橋 下流1100m	住吉川	C	7.1~7.7	6.4	3.9 (3.7)	6.8	5
37	浅香新取水口	大和川	C	7.8~8.2	10	3.9 (4.5)	8.2	11
38	遠里小野橋	"	D	7.7~8.1	9.8	5.3 (5.9)	8.6	11

(注) 数値は年平均値である。ただし ( ) 内の数値は日間平均値の75%値を示す。

## ② 海 域 (12地点)

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	BOD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全磷 (mg/L)	油分 (mg/L)
39	神崎川河口中央	C	7.5~8.3	6.7	4.7 (4.9)	2.5	2.6	0.22	—
40	中島川河口	C	—	—	—	—	—	—	—
41	淀川河口中央	C	7.6~8.8	8.1	3.8 (4.2)	2.9	1.7	0.17	—
42	正蓮寺川河口	C	—	—	—	—	—	—	—
43	木津川河口中央	C	7.4~7.9	6.1	4.2 (4.6)	2.3	4.2	0.21	—
44	No.5 ブイ跡	C	7.8~8.2	7.6	3.4 (3.6)	2.0	2.1	0.13	—
45	第一号岸壁	C	—	—	—	—	—	—	—
46	No.25 トルフィン	C	7.7~8.8	9.1	3.9 (3.7)	3.3	1.9	0.12	—
47	北港沖1,000m	C	7.9~8.6	8.3	3.4 (3.9)	2.3	1.2	0.11	—
48	大阪港関門外	C	7.8~8.5	7.9	3.3 (3.7)	2.5	1.5	0.090	—
49	南 港	C	7.8~8.3	7.4	3.4 (3.6)	2.6	2.0	0.10	—
50	大阪湾C-3	C	8.0~8.5	9.1	3.9 (4.9)	—	0.92	0.094	N. D.

資料 1-3-9 河川観測局における水質経年変化 (年平均値)

(単位: COD、溶存酸素、濁度、塩素イオン、アンモニウムイオン: mg/L、  
温度: °C、電気伝導度:  $\mu$ S/cm、酸化還元電位 mV)

水域	観測局	年度 項目	平成									
			8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
神 崎 川	下新庄(神崎川)	C O D	6.0	5.8	5.7	5.9	6.2	5.4	5.7	5.4	5.2	6.1
		溶存酸素	6.6	6.7	6.6	6.5	6.5	7.0	6.9	7.5	7.5	7.2
		水温	18	18	19	19	18	19	18	18	19	19
		p H	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2	7.2
		濁度	21	23	21	21	21	18	19	23	21	16
		電気伝導度	387	352	363	409	403	390	408	356	352	374
		アンモニウムイオン	2.4	2.0	2.2	2.0	1.8	1.3	1.3	0.9	0.7	—
	出来島(神崎川)	C O D	4.9	5.2	5.3	4.7	5.2	5.2	5.0	4.8	4.2	3.0
		溶存酸素	4.4	4.7	4.2	4.4	4.5	4.7	4.8	4.6	4.1	5.1
		水温	18	18	19	19	18	19	18	18	20	18
		p H	7.5	7.4	7.5	7.4	7.4	7.5	7.6	7.4	7.4	7.5
		濁度	16	17	14	12	12	11	11	10	10	3
		電気伝導度	2.7	2.3	2.3	—	—	—	—	—	—	—
		アンモニウムイオン	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
寝 屋 川	今津橋(寝屋川)	C O D	13	12	11	11	12	11	12	10	9.6	11
		溶存酸素	1.1	1.7	1.2	1.5	1.4	1.4	2.1	3.6	3.8	3.7
		水温	20	19	20	20	20	21	20	20	20	20
		p H	7.1	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9
		濁度	29	26	26	23	21	18	19	22	21	20
		電気伝導度	528	483	475	480	495	490	495	416	403	449
		塩素イオン	106	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アンモニウムイオン	—	11	11	9.1	7.9	5.1	3.8	2.8	2.3	—	
	京橋(寝屋川)	C O D	9.8	8.6	7.4	7.8	8.5	8.1	8.2	7.6	6.5	7.0
		溶存酸素	4.2	4.3	4.4	4.3	4.6	5.3	5.0	5.3	5.2	5.4
		水温	18	19	19	20	20	19	19	19	20	19
		p H	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	7.0
		濁度	30	30	26	26	24	21	19	20	8	9
		電気伝導度	425	399	396	400	396	383	405	347	344	389
酸化還元電位		+56	+97	—	—	—	—	—	—	—	—	
アンモニウムイオン	5.4	4.4	5.4	4.9	4.4	3.9	3.0	2.7	2.5	—		
衛門橋(平野川)	C O D	14	13	12	13	12	13	12	12	11	11	
	溶存酸素	0.9	1.2	1.3	1.2	1.2	1.4	1.6	1.8	1.8	2.1	
	水温	20	20	20	20	20	21	20	20	21	21	
	p H	6.9	6.9	6.9	7.0	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	6.9	
	濁度	15	14	12	17	17	15	15	15	15	13	
	電気伝導度	582	527	520	548	565	568	546	536	501	546	
	アンモニウムイオン	10	7.7	8.9	8.4	8.4	7.7	6.5	7.5	6.2	—	

水域	観測局	項目	年度									
			平成 8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
大阪府 市内河川	大黒橋 (道頓堀川)	C O D	4.5	5.2	5.3	4.5	5.2	4.6	5.4	4.7	4.7	6.0
		溶存酸素	3.6	3.3	3.2	4.3	4.8	4.2	3.4	4.2	3.9	4.4
		水温	18	18	19	18	18	18	19	18	18	18
		pH	7.1	7.0	7.0	7.0	7.1	7.0	7.0	7.0	6.9	7.0
		濁度	12	9	7	5	7	6	7	9	11	8
		電気伝導度	*4,060	*3,735	*4,091	*4,091	*2,948	*1,966	*2,155	*1,486	*1,789	*2,883
		アンモニウムイオン	3.8	3.5	3.1	5.5	2.2	1.9	1.7	1.4	1.1	—
	安治川 (安治川)	C O D	(4.7)	4.6	3.1	3.9	5.0	4.4	4.6	4.4	4.4	4.6
		溶存酸素	(8.1)	5.1	4.9	5.6	5.7	5.9	5.5	6.4	6.2	6.1
		水温	(10)	18	18	18	19	18	18	18	19	17
		pH	(7.6)	7.5	7.5	7.4	7.4	7.4	7.5	7.4	7.3	7.4
		濁度	(15)	16	15	13	13	12	10	11	12	9
		アンモニウムイオン	(1.7)	1.2	1.3	—	—	—	—	—	—	—
		千本松 (木津川)	C O D	4.7	4.7	(4.4)	3.5	3.7	3.7	3.0	2.7	3.1
	溶存酸素		4.0	3.8	(4.9)	4.2	4.1	4.4	4.6	4.4	3.8	4.5
	水温		18	19	(14)	19	19	19	18	18	19	18
	pH		7.4	7.4	(7.6)	7.5	7.5	7.5	7.7	7.7	7.6	7.6
	濁度		9	9	(12)	9	4	3	2	1	1	2
	アンモニウムイオン		2.9	2.4	—	—	—	—	—	—	—	—
	尻無川 (尻無川)		C O D	5.3	5.4	5.2	4.1	4.6	3.8	4.0	4.4	4.4
		溶存酸素	3.8	4.1	3.8	4.2	4.6	4.9	4.3	4.5	4.4	4.5
		水温	18	18	19	19	19	18	19	18	19	18
		pH	7.3	7.2	7.2	7.3	7.2	7.3	7.4	7.4	7.4	7.3
		濁度	18	18	14	6	6	6	5	3	3	3
		アンモニウムイオン	2.2	1.8	2.1	—	—	—	—	—	—	—
		大川 (大川)	C O D	3.8	3.8	2.8	3.5	3.6	3.5	3.5	3.5	3.2
	溶存酸素		8.9	8.8	8.8	8.8	8.8	9.0	8.8	9.0	8.7	9.2
	水温		17	18	18	18	17	18	17	17	18	17
pH	7.3		7.3	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	7.4	
濁度	18		17	18	17	15	14	13	17	15	11	
電気伝導度	185		173	163	175	179	179	189	171	164	185	
塩素イオン	21		18	—	—	—	—	—	—	—	—	
アンモニウムイオン	—		—	0.2	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	—	

注 ①—は非測定 ②( )は有効測定日数(1日あたり18時間以上測定の日)が年間1/2未満

③\*は海水混入により他の測定局との単純な比較が不適当



資料1-3-10 大阪市内河川底質調査結果（平成17年度）

（ドライ値）

調査地点	河川名	含水率 (%)	pH	総水銀 (mg/kg)	アルキル水銀 (mg/kg)	PCB (mg/kg)
千船橋	神崎川	51	8.2	1.8	<0.01	6.6
大黒橋	道頓堀川	51	7.6	1.7	<0.01	2.3
天保山渡	安治川	69	7.7	0.84	<0.01	0.30
甚兵衛渡	尻無川	34	7.7	0.95	<0.01	3.6
千本松渡	木津川	49	7.9	2.0	<0.01	2.3

（試料採取：平成17年8月9日）

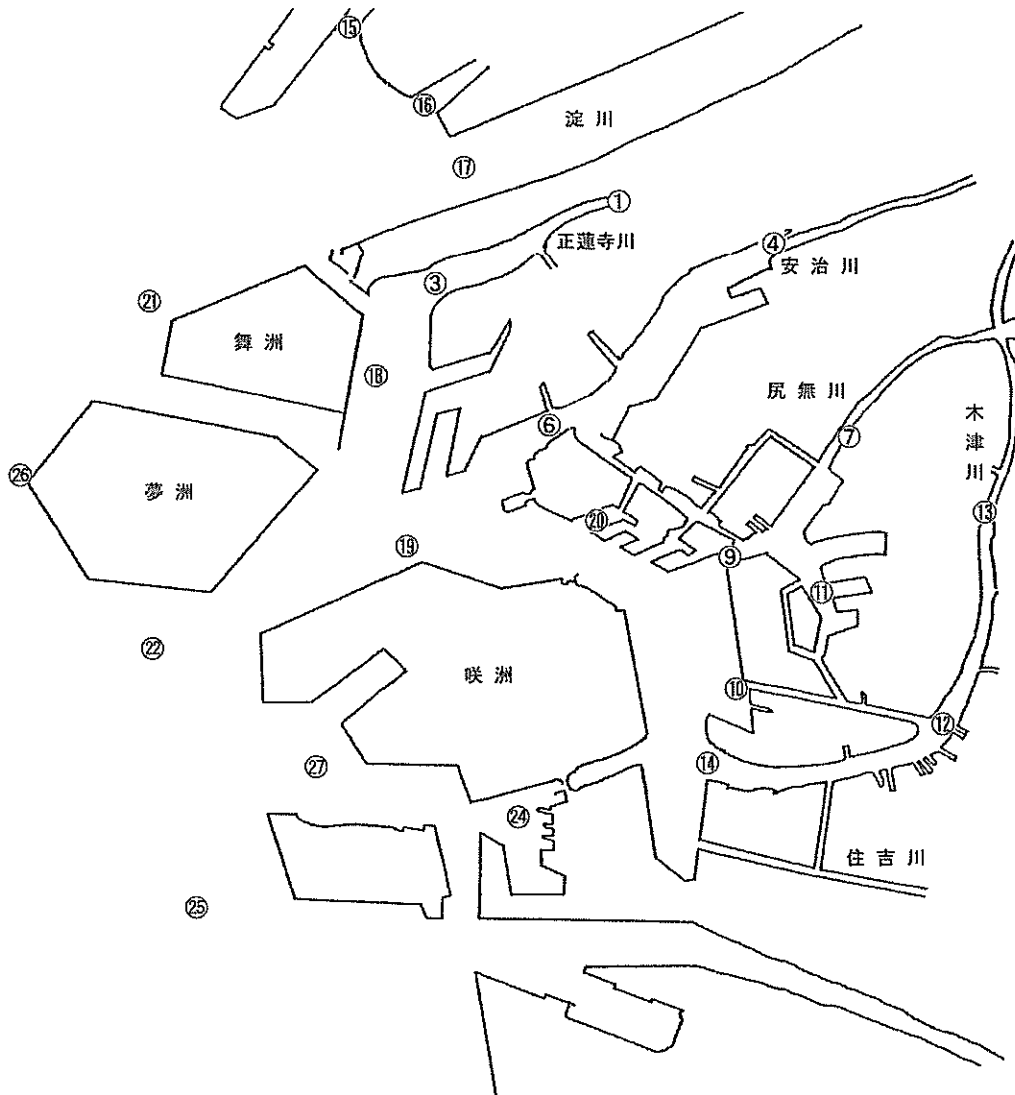
資料1-3-11 底質PCB調査結果（平成17年度）

（単位：mg/kg—乾重）

調査区分	調査地点	PCB濃度
河川	千船橋〔神崎川〕	8.3
	大黒橋〔道頓堀川〕	1.8
	左専道大橋〔平野川分水路〕	0.18
	城見橋〔平野川〕	0.76
	寝屋川橋〔寝屋川〕	0.50
	本町橋〔東横堀川〕	0.28
	北港大橋下流700m〔正蓮寺川〕	1.9
	甚兵衛渡〔尻無川〕	1.7
	千本松渡〔木津川〕	1.9
	船町渡〔木津川運河〕	1.9
海域	神崎川河口中央	0.69
	木津川河口中央	0.74

（試料採取：平成17年10月3日～10月7日）

資料1-3-12 大阪港港湾区域内底質調査地点図



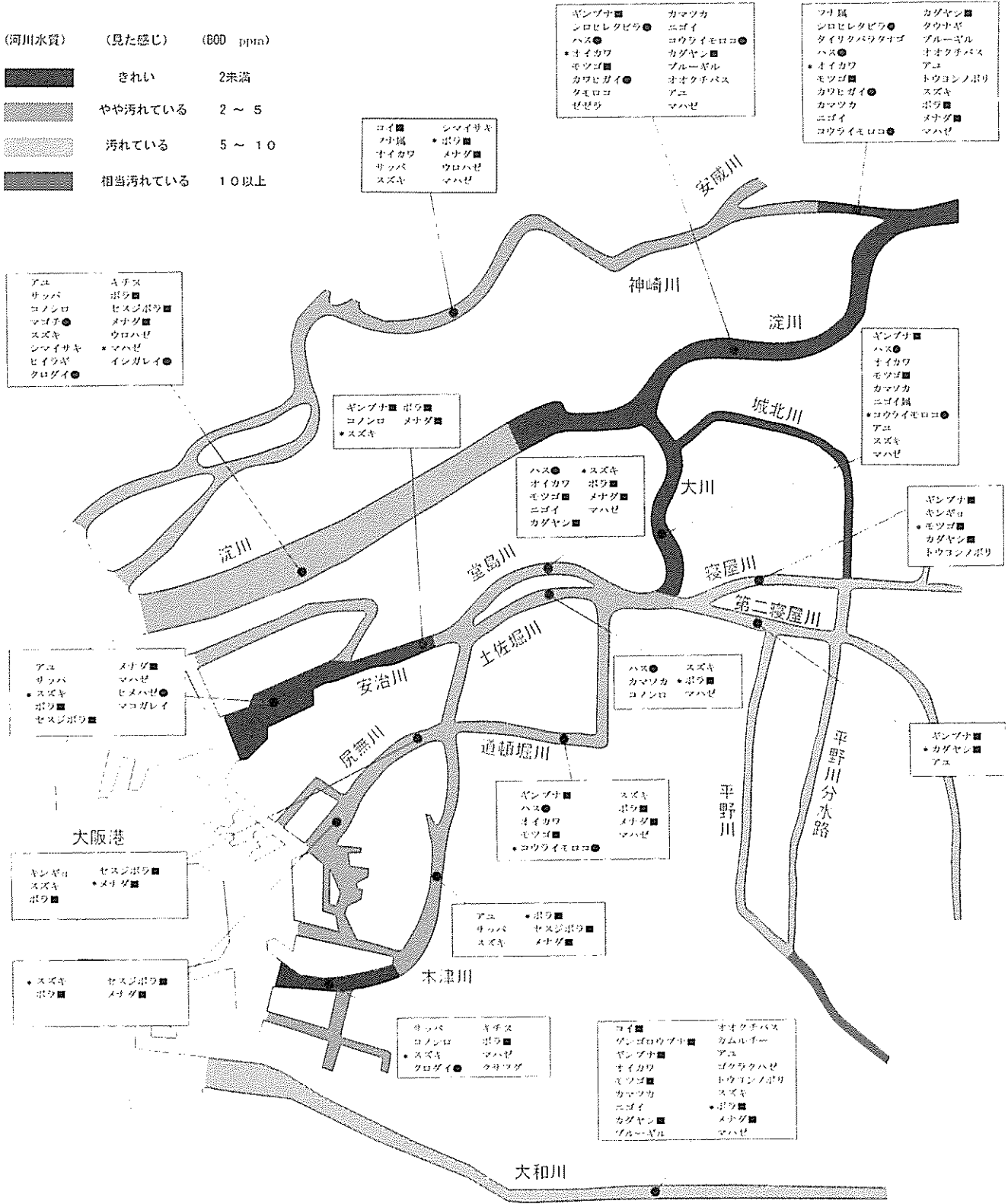
地点	地点名称	地点	地点名称	地点	地点名称
1	正蓮寺川上	12	木津川中	20	第1号岸壁
3	正蓮寺川下	13	木津川上	21	舞洲西沖
4	安治川上	14	木津川下	22	夢洲南沖
6	安治川下	15	中島川河口	24	南港内港
7	尻無川上	16	神崎川河口	25	南埠頭沖
9	尻無川下	17	淀川河口	26	夢洲西沖
10	木津川遼河	18	舞洲東沖	27	中埠頭沖
11	大正内港	19	咲洲北沖		

項目 地点名	含水率 (%)	pH	CODsed (mg/kg)	強熱減量 (%)	硫化物 (mg/kg)	カミウム又は その化合物 (mg/kg)	シアン化合物 (mg/kg)	鉛又はその 化合物 (mg/kg)	六価クロム 化合物 (mg/kg)	ヒ素又はその 化合物 (mg/kg)	水銀又はその 化合物 (mg/kg)	アルキル水銀 化合物 (mg/kg)	PCB (mg/kg)	ダイオキシン 類 (pg-TEQ/g)
1 正蓮寺川上	61.8	7.4	108000	15.6	9180	7.60	<1	246	<2	7.0	5.02	<0.01	—	—
3 正蓮寺川下	56.3	8.2	40700	9.6	3050	2.94	<1	135	<2	4.4	1.26	<0.01	—	—
4 安治川上	57.9	7.2	54100	15.2	4400	4.36	<1	173	<2	4.1	0.91	<0.01	0.98	—
6 安治川下	61.3	8.0	43200	11.1	4090	3.42	<1	132	<2	8.0	1.01	<0.01	1.03	—
7 尻無川上	52.5	7.8	50400	12.2	4730	7.36	<1	225	<2	6.0	1.19	<0.01	1.14	—
9 尻無川下	54.2	7.9	52400	9.5	2890	4.62	<1	181	<2	5.5	1.22	<0.01	0.87	—
10 木津川運河	58.3	8.0	50300	9.7	3450	5.22	<1	175	<2	5.6	1.47	<0.01	—	—
11 大正内港	49.9	7.8	45000	9.2	2410	6.51	<1	200	<2	10.1	1.35	<0.01	—	—
12 木津川中	52.3	7.8	60800	14.8	7620	18.9	<1	499	<2	6.4	3.18	<0.01	—	—
13 木津川上	64.1	7.3	78600	21.2	5050	6.71	<1	227	<2	3.5	1.04	<0.01	2.23	—
14 木津川下	59.4	7.8	31500	10.1	2140	4.63	<1	160	<2	6.7	1.20	<0.01	—	—
15 中島川河口	48.0	7.8	33300	11.1	3210	4.71	<1	172	<2	4.2	0.61	<0.01	—	—
16 神崎川河口	41.0	7.6	33000	8.7	1660	1.72	<1	67.8	<2	5.3	0.40	<0.01	—	—
17 淀川河口	34.7	7.7	20600	6.1	1110	1.23	<1	52.0	<2	3.3	0.26	<0.01	—	—
18 舞洲東沖	57.2	8.1	23700	9.8	1990	2.80	<1	134	<2	5.7	0.84	<0.01	—	—
19 咲洲北沖	56.7	8.1	17400	9.1	410	1.84	<1	93.9	<2	3.9	0.69	<0.01	—	—
20 第1号岸壁	60.9	8.0	30000	11.1	2340	4.54	<1	235	<2	5.9	1.16	<0.01	—	—
21 舞洲西沖	50.9	8.0	21800	9.4	1070	2.36	<1	102	<2	3.8	0.70	<0.01	0.09	—
22 夢洲南沖	49.9	8.0	16900	10.2	240	2.00	<1	135	<2	7.8	1.68	<0.01	—	—
24 南港内港	56.0	7.9	24800	10.0	1920	2.41	<1	109	<2	4.6	0.72	<0.01	—	—
25 南埠頭沖	52.9	8.0	16000	8.7	490	2.18	<1	106	<2	6.0	0.80	<0.01	0.08	—
26 夢洲西沖	54.2	8.0	19100	10.7	700	1.56	<1	81.2	<2	4.3	0.59	<0.01	—	—
27 中埠頭沖	43.8	8.2	13300	8.5	310	1.47	<1	75.7	<2	4.7	0.65	<0.01	—	—

資料 1-3-14 市内河川魚類生息状況調査結果（平成13年度）

項 目	調 査 結 果
① 調査時期	春季調査 平成13年5月（5日間）      夏季調査 平成13年8月（5日間） 秋季調査 平成13年11月（5日間）      冬季調査 平成14年2月（5日間）
② 調査場所	大阪市内河川水域 17地点
③ 調査結果	<p>ア. 今回の調査で生息が確認された魚種は、17科40種2,869個体であった。 （魚類の分布は資料1-3-15）</p> <p>イ. 採集個体数が多かった魚類は、オイカワ、コウライモロコ、フナ類（以上淡水魚）、ボラ、スズキ、マハゼ、メナダ（以上汽水・海水魚）であり、前回調査とほぼ同様であった。</p> <p>ウ. アユは、前々回調査（平成3年度）5地点35匹、前回調査（平成8年度）6地点40匹に比べ、採集されたのは17匹であったが、採集地点数は8地点と生息範囲が広がっていた。</p> <p>エ. 四季別では、これまでの調査結果と同様に、春季及び夏季の採集個体数、魚種数は多く、秋季及び冬季の採集個体数、魚種数は少なくなる傾向を示した。</p> <p>オ. 環境指標になりうる魚類を検討した結果、大阪市域においては、コウライモロコ、ハス、シロヒレタビラ、カワヒガイ、マゴチ、クロダイ、ヒメハゼ、イシガレイの8種が比較的清浄な河川水質を代表する指標種と考えられる。</p>
④ 魚類の生息状況からみた水環境の変化	<p>ア. 水質の状況は、魚類の生息を左右する大きな要素であり、地点ごとに確認された魚種数は、神崎川上流部、淀川、大和川などの地点で多く、前回調査と比較して、17地点中12地点で増加しており、市内河川全般の水質が向上していることが反映された。</p> <p>イ. 寝屋川では、前回調査では魚が確認できない状況であったが、水質が改善されつつあることに伴い、今回はギンブナ、モツゴ、カダヤシなどの魚類が確認され、本水域を生息域として利用し始めていることが推測された。</p> <p>ウ. 河川の清浄な水質を代表する指標種のうち、コウライモロコとハスは、前回調査と比較して確認範囲に広がりが見られ、それぞれ3から4地点、3から6地点に増加していた。 新たに確認された地点は、道頓堀川、堂島川、土佐堀川の3地点であった。</p> <p>エ. 今回の調査では、前回と比較して多くの地点で魚類相の改善がみられた。  これは、主に近年の河川水質が向上していることによるものと考えられるが、今後、より多くの魚類を呼び戻すには、水質の改善に加え、底質や水深、護岸構造などを魚類の生息に適したものにしていくことが必要であると考えられる。</p>

市内河川の魚類の分布 (平成13年度)

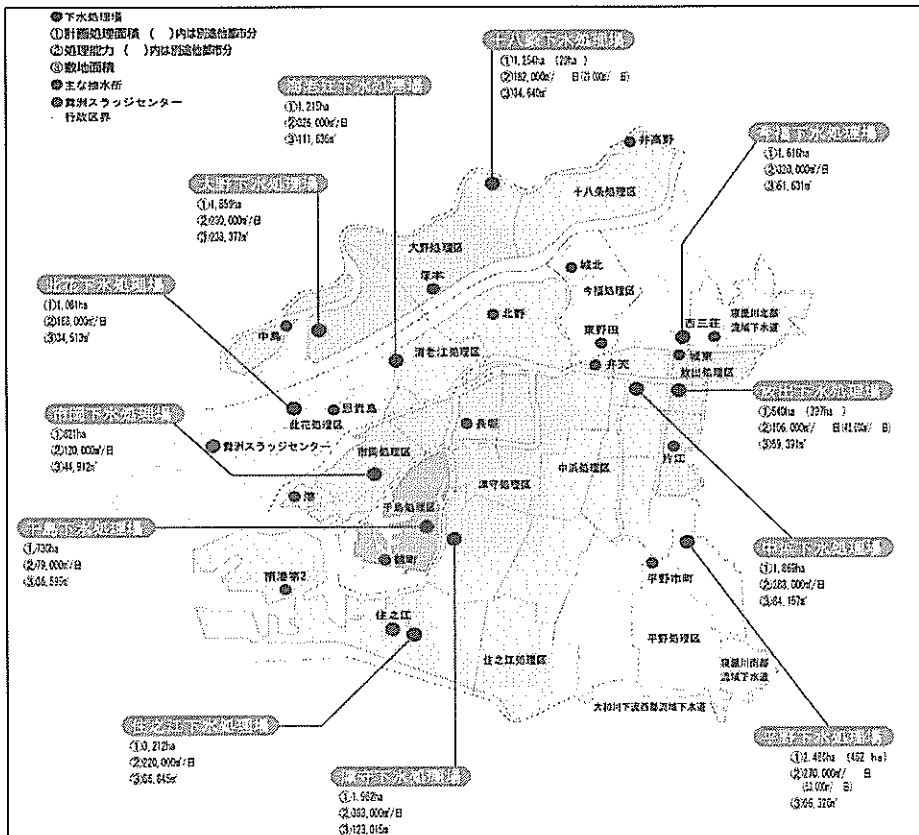


注) 1 \*は個体数からみた優先種。  
 2 ●は清浄な水質を代表する種、■は汚濁した水質でも生きられる種。

備考 河川のBODは平成12年度の値を使用した。  
 大阪市内公共用水域水質測定結果 (平成12年度)

資料1-3-16 下水処理区と下水処理場

市内は、12の下水処理区と3つの流域下水道の区域に分けられています。



資料1-3-17 水域別・行政区別・法律条例適用事業場数(平成18年3月末)

	行政区	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	計
神崎川	西淀川	2	19		21
	淀川	1	1		2
	東淀川		1		1
大阪市内河川	北		2		2
	福島		1		1
	此花	1	20		21
	港		1		1
	大正	5	7		12
	東淀川	1			1
	住之江	1	2		3
寝屋川	西成	1	1	1	3
	旭	1			1
	城東	2	3		5
	鶴見	1			1
大和川	中央		1		1
	平野		1		1
	平野		7		7
計		16	67	1	84

(注) 1. 水域区分は、水質汚濁防止法第3条の3第3項の規定による排水基準を定める条例に基づきます。  
2. 大阪市内12下水処理場を含みます。

資料1-3-18 立入指導等の状況(公共用水域へ排水を排出する工場・事業場)

(平成17年度)

	立入工場 件数	基準超過 事業場数	排水の一時 停止命令	改善命令	改善勧告	その他指示
法律対象	118	1	0	0	0	1
条例対象	1	0	0	0	0	0
合計	119	1	0	0	0	1

(注)大阪市内12下水処理場を含みます。

資料 1-3-19 水質関係 法律・条例届出受理件数(平成17年度)

行政区	法律・条例	瀬戸内海環境保全 特別措置法	水質汚濁防止法	大阪府生活環境の 保全等に関する条例
北			1	
福島			1	
此花		3	17	
大正		5	2	
西淀川			8	
東淀川		1	1	
旭		1		
城東		2		
鶴見		1		
住之江		1		2
西成		1		1
合計		15	30	3

資料 1-3-20 特定事業場・除害施設必要事業場数(平成17年度)

行政区	特定事業場数	除害施設必要事業場数 (非特定事業場を含む)
北	285	230
都島	120	75
福島	114	84
此花	122	118
中央	230	199
西港	128	91
大正	119	84
天王寺	130	87
浪速	105	76
浪速	102	56
西淀川	203	215
淀川	302	211
東淀川	172	109
東成	238	176
生野	343	169
旭	113	62
城東	228	153
鶴見	135	106
阿倍野	145	45
住之江	184	164
住吉	124	60
東住吉	199	86
平野	287	202
西成	216	110
合計	4,344	2,968

資料 1-3-21 立入指導等の状況：公共下水道へ排水を排出する工場・事業場(平成17年度)

工場立入件数	7,839
基準超過工場数	219
排水の一時停止命令	0
改善命令	1
改善勧告	9
その他指示	209

資料1-4-1 各区の主要地点年間変動量

(単位:cm)

地域	区名	所在地〔水準点番号〕	測定開始年	年間変動量					平成17年までの累積変動量
				H10年	H11年	H13年	H15年	H17年	
川北	淀川	西中島7-8〔北-13〕	昭和9年	-0.21	-0.52	0.36	-0.74	-0.51	-108.11
	東淀川	上新庄2-20〔北-3〕	昭和10年	-0.30	-0.19	0.67	0.01	-0.32	-53.51
	西淀川	百島1-3〔北-26〕	昭和10年	-0.47	-0.53	0.19	-0.11	-1.28	-245.38
中心	北	茶屋町1-40〔中-7〕	昭和9年	(+0.49)	-	(-0.28)	-0.25	-0.92	-164.51
	中央	大阪城3〔中-28〕	昭和10年	-0.03	-0.48	0.32	0.22	-0.01	-15.69
	西	九条2-19〔西-45〕	昭和13年	-0.67	-0.38	0.15	-0.19	-1.45	-140.70
	天王寺	生玉町13〔国-234(Ⅲ)〕	昭和41年	-0.04	-0.62	0.51	0.03	-0.27	-4.20
	浪速	恵美須西1-2〔国-235〕	昭和9年	-0.11	-0.54	0.68	0.16	-0.45	-22.23
北西	此花	西島1-2〔西-4〕	昭和10年	-0.36	-0.74	0.06	-0.37	-1.79	-292.33
	福島	玉川4-1〔中-16〕	昭和10年	(+1.21)	-	(-0.02)	0.06	-1.07	-145.25
北東	旭	大宮3-1〔東-2〕	昭和10年	-0.09	-0.01	-0.46	-0.33	-0.56	-31.08
	都島	東野田町4-15〔東-8〕	昭和10年	-0.25	-0.38	0.43	-0.13	-0.87	-59.99
	城東	永田4-4〔東-10〕	昭和10年	0.41	0.26	0.87	0.14	-0.36	-30.49
	鶴見	鶴見3-11〔東-7〕	昭和10年	0.50	0.14	0.35	0.05	-0.58	-87.08
	東成	中道4-8〔東-13〕	昭和10年	0.05	0.16	0.48	-0.11	-0.37	-77.39
南東	生野	巽東3-3〔東-34〕	昭和38年	-0.15	-0.14	0.18	-0.10	-0.44	-67.04
	阿倍野	王子町4-1〔南-18(Ⅱ)〕	昭和38年	(-0.08)	-	(+0.43)	0.59	-0.45	-16.77
	東住吉	湯里1-15〔南-15〕	昭和10年	0.00	-0.11	0.53	0.66	-0.30	-24.85
	平野	加美南1-9〔南-39〕	昭和38年	0.33	0.75	0.33	0.75	0.33	-42.71
南西	港	海岸通4-2〔西-19(Ⅱ)〕	昭和34年	-0.38	-0.21	-0.05	-0.35	-1.65	-81.00
	大正	泉尾1-39〔西-30〕	昭和10年	(+0.85)	-	(-0.03)	0.07	-1.22	-115.34
	西成	天下茶屋2-2〔国-243〕	昭和9年	-0.15	-0.29	0.62	0.20	-0.36	-11.05
	住之江	安立2-11〔国-245〕	昭和9年	0.04	-0.16	0.51	0.08	-0.52	-12.46
	住吉	東粉浜1-5〔国-244〕	昭和9年	0.06	-0.07	0.68	0.33	-0.43	-16.94

- (注)1. 測量不動点は、昭和10～38年:毛馬原標、昭和39～51年:基21号、昭和52～57年:基21号、上町原標、国分原標、262号、昭和58年以降:262号に替え泉南原標としました。  
 2. 主要地点は長期にわたって固定している水準点のうちから任意に選定しました。  
 3. 表中の-は未観測を示します。  
 4.( )内は、前回観測から観測年までの変動量です。  
 5. 平成13年度以降の変動量は、原則、観測から2年間の変動量です(一部3年間)。



資料1-4-2 地下水水位観測井の概要及び地下水水位観測結果（平成8年～平成17年）

観測井名	年	所在地	ストレーナ 位置(m)	観測開始時期	観測開始 当初		平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
					管頭下(m)	O. P.(m)										
天保山B		港区築港4丁目	96~100.5	昭和36年3月	27.63	4.41	5.79	4.41	3.70	3.55	3.47	3.56	3.58	3.54	3.57	3.90
					-23.84	-0.83	-2.22	-0.83	-0.13	0.02	0.01	☆	0.03	☆	☆	☆
鶴町B		大正区鶴町2丁目	25~30	昭和28年1月	9.17	3.67	5.30	3.67	3.02	2.88	2.57	2.43	2.63	2.43	2.78	3.11
					-4.00	0.03	-1.63	0.03	0.66	0.80	1.24	☆	1.24	☆	☆	☆
此花		此花区島屋5丁目	23~28	【昭和28年7月】 平成4年7月	3.36	1.62	4.52	1.62	1.56	1.87	0.74	0.74	0.82	0.92	4.65	6.13
					-12.79	-0.26	-3.17	-0.26	-0.20	-0.52	0.62	☆	0.45	☆	☆	☆
姫島		西淀川区姫島4丁目	63~68	昭和28年7月	21.76	2.37	4.66	2.37	1.88	1.91	1.42	1.36	1.35	1.42	1.56	1.86
					-18.24	-0.88	-3.18	-0.88	-0.40	-0.43	0.13	☆	0.06	☆	☆	☆
十三		淀川区十三元今里1丁目	96.6~100	昭和35年7月	35.70	6.32	7.99	6.32	5.69	5.56	5.39	5.33	5.37	5.38	5.60	6.01
					-31.29	-1.96	-3.64	-1.96	-1.33	-1.21	-0.97	☆	-1.03	☆	☆	☆
中之島A		北区中之島1丁目	91~96	昭和35年7月	32.47	7.94	7.94	7.94	5.19	5.06	4.89	4.87	4.86	4.86	5.22	5.77
					-28.44	-3.90	-3.90	-3.90	-1.15	-1.02	☆	☆	-0.82	☆	☆	☆
中之島B		"	178~183	昭和35年7月	31.94	6.56	7.89	6.56	5.96	5.87	5.69	5.68	5.86	6.03	6.23	6.53
					-27.94	-3.88	-3.88	-3.88	-1.95	-1.85	☆	-1.66	☆	-2.01	☆	☆
蒲生		城東区中央3丁目	91~96	昭和35年7月	19.32	10.37	11.23	10.37	9.88	9.34	8.75	8.31	8.01	7.75	7.73	7.72
					-19.18	-7.92	-8.78	-7.92	-7.43	-6.89	☆	-5.86	☆	-5.30	☆	☆
港(Ⅱ)A		港区田中3丁目	348~353	【昭和39年4月】 昭和61年6月	5.02	3.61	5.28	3.61	2.87	2.71	2.61	2.65	2.65	2.61	2.70	3.06
					-20.52	-1.10	-2.78	-1.10	-0.36	-0.21	☆	-0.14	☆	-0.10	☆	☆
港(Ⅱ)B		"	441~446	【昭和39年4月】 昭和61年6月	15.65	13.65	13.65	13.65	12.91	12.91	12.94	12.59	11.90	11.58	11.26	11.04
					-15.40	-11.14	-11.14	-11.14	-10.40	-10.41	☆	-10.08	☆	-9.07	☆	☆
港(Ⅱ)C		"	183~188	【昭和39年4月】 昭和61年6月	6.31	6.28	6.28	6.28	4.64	4.53	4.42	4.73	4.92	5.15	5.43	5.87
					-21.55	-3.78	-3.78	-3.78	-2.13	-2.02	☆	-2.22	☆	-2.64	☆	☆
生野A		生野区粟東4丁目	13.5~16.5	昭和42年4月	2.37	5.80	5.80	5.24	5.09	4.98	5.11	5.51	5.50	5.34	5.42	5.28
					3.75	0.10	0.67	0.67	0.81	0.93	☆	0.40	☆	0.57	☆	☆
生野B		"	170~180	昭和42年4月	30.96	13.91	13.91	13.52	13.31	12.71	12.84	12.61	12.36	12.17	12.16	11.65
					-24.83	-7.91	-7.91	-7.52	-7.31	-6.71	☆	-6.60	☆	-6.16	☆	☆
柴島		東淀川区柴島1丁目	170~175	昭和43年4月	16.15	8.48	8.48	7.66	7.31	7.23	7.09	7.01	6.97	6.89	6.84	6.88
					-9.96	-3.63	-3.63	-2.80	-2.46	-2.38	☆	-2.15	☆	-2.04	☆	☆
馬場町(Ⅱ)		中央区大手前4丁目	136.7~ 142.2	【昭和44年4月】 平成9年8月	33.36	33.70	33.70	(33.36)	33.08	32.77	32.47	32.13	31.76	31.37	31.07	30.93
					-16.67	-8.39	-8.39	-8.23	-7.95	-7.64	☆	-7.00	☆	-6.24	☆	☆

(注) 1. 観測開始時期欄の【】は、観測所設置当初の開始時期であり、同欄下段の時期は、移設後の観測開始時期を示します。

例えば、馬場町観測所は、昭和44年4月から観測を開始し、平成9年8月に移設を行い、馬場町(Ⅱ)観測所へ観測を引き継ぎました。

2. 表中「O. P.」とは、管頭からの高さを示し、移設した観測所においては移設当時の値を示します。

また「O. P.」とは、(大阪湾最低海面潮位)換算値で、観測開始時期からの値を示します。

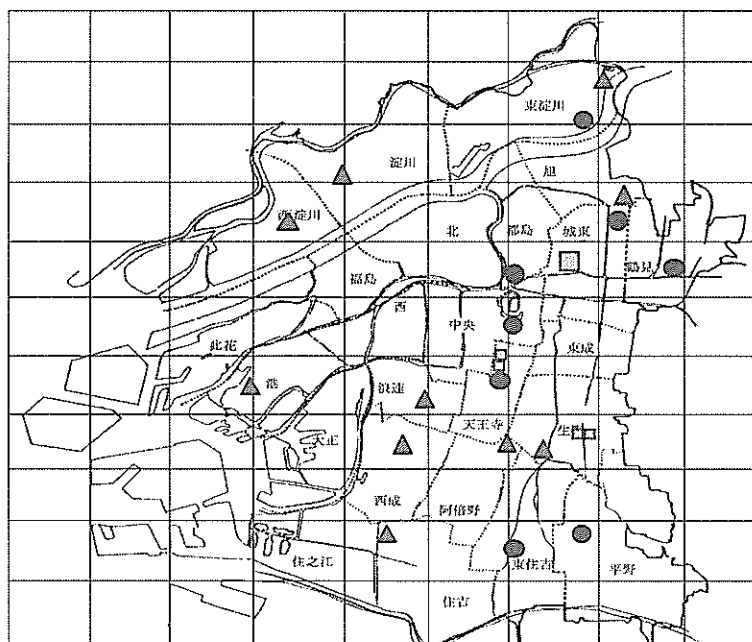
3. 12年以降の☆印は、水準測量が隔年実施となったため、測定値はありません。

4. 地下水位は、年平均水位で示します。

5. 馬場町(Ⅱ)の平成9年の( )内は、8月~12月までの平均水位です。

6. 平成16年度此花観測所における水位の大幅な変化は、阪神高速淀川左岸線の工事により、大量の地下水が湧出したためと考えられます。

資料1-4-3 地下水汚染調査地点図（平成17年度）



- ・・・地下水概況調査井戸（結果は資料1-4-4参照）
- ・・・地下水汚染井戸周辺地区調査井戸（結果は資料1-4-5参照）
- ▲・・・地下水定期モニタリング調査井戸（結果は資料1-4-6参照）

資料1-4-4 地下水概況調査結果（平成17年度）

測定項目	環境基準値(mg/L)	城東区 古市	鶴見区 鶴口	中央区 馬場町	天王寺区 上本町	平野区 平野本町	東住吉区 東田辺	東淀川区 豊里	都島区 綱島町
採水日	—	1月24日	1月24日	1月19日	1月19日	1月25日	1月25日	1月23日	1月24日
色相	—	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	淡灰黄色	無色	淡褐色	淡黄色
臭気	—	硫化水素臭	硫化水素臭	硫化水素臭	無臭	硫化水素臭	硫化水素臭	無臭	微硫化水素臭
pH	—	7.6	7.3	7.3	6.4	7.2	6.9	6.9	7.2
カドミウム	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
全シアン	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
鉛	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
砒素	0.01	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.013
総水銀	0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
PCB	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004	<0.004	0.004	0.021	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
セレン	0.01	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
トランス-1,2-ジクロロエチレン	—	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふっ素	0.8	0.15	0.15	0.22	<0.08	0.12	0.10	0.13	<0.08
ほう素	1	0.10	0.13	0.09	0.05	0.09	<0.02	<0.02	0.14
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	<0.04	<0.04	0.10	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04	<0.04

資料1-4-5 地下水汚染井戸周辺地区調査結果(平成17年度)

測定項目	環境基準値(mg/L)	城東区 蒲生	天王寺区 上本町	天王寺区 城南寺町	生野区 巽中	生野区 巽西
採水日	-	1月24日	1月19日	1月19日	1月17日	1月17日
色相	-	無色	無色	無色	無色	淡灰黄色
臭気	-	無臭	無臭	無臭	塩素臭	硫化水素臭
pH	-	7.1	6.8	6.4	7.5	7.4
鉛	0.01	-	-	-	<0.005	<0.005
砒素	0.01	-	-	-	<0.005	<0.005
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.006	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	0.013	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	0.0022	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
ふっ素	1	-	-	-	0.03	0.24

資料1-4-6 地下水定期モニタリング調査結果(平成17年度)

測定項目	環境基準値(mg/L)	旭区 新森	阿倍野区 天王寺町北	西淀川区 堀里	東淀川区 大槻	生野区 林寺	西成区 鶴見橋
採水日	-	1月24日	1月26日	1月23日	1月23日	1月25日	1月19日
色相	-	淡灰黄色	無色	淡褐色	淡灰黄色	淡灰黄色	無色
臭気	-	硫化水素臭	微硫化水素臭	無臭	無臭	無臭	無臭
pH	-	6.6	6.7	7.0	7.5	7.5	7.6
鉛	0.01	-	-	-	-	-	-
砒素	0.01	-	-	0.017	-	-	-
ジクロロメタン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.02	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.015	0.11	<0.004	<0.004	0.019	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.03	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0007
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
ベンゼン	0.01	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
ふっ素	1	-	-	-	-	-	0.94
トランス-1,2-ジクロロエチレン	-	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	-	-	-	<0.04	-	4.9

測定項目	環境基準値(mg/L)	浪速区 元町	淀川区 三津屋南	港区 田中	住吉区 東粉浜
採水日	-	1月19日	1月17日	1月23日	1月25日
色相	-	淡灰黄色	灰黄色	微黄褐色	無色
臭気	-	無臭	土臭	無臭	無臭
pH	-	6.9	7.1	7.7	6.6
鉛	0.01	-	<0.005	0.011	<0.005
砒素	0.01	0.017	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	-	-	-	8.4

資料 1-5-1 ダイオキシン類環境調査結果

1 大気環境調査結果

(単位: pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

調査地点	春	夏	秋	冬	17年度 年平均値	16年度 年平均値
菅北小学校 (北区)	0.087	0.052	0.069	0.036	0.061	0.12
平尾小学校 (大正区)	0.14	0.096	0.12	0.085	0.11	0.17
淀中学校 (西淀川区)	0.23	0.11	0.19	0.088	0.15	0.28
茨田北小学校 (鶴見区)	0.080	0.067	0.090	0.066	0.076	0.12
摂陽中学校 (平野区)	0.12	0.082	0.13	0.068	0.10	0.14
住吉区民ホール (住吉区)	0.10	0.079	0.11	0.063	0.088	0.15
東淀川区役所 (東淀川区)	0.068	0.043	0.063	0.031	0.051	0.14
此花区役所 (此花区)	0.082	0.067	0.13	0.090	0.092	0.11
堀江小学校 (西区)	0.083	0.071	0.059	0.043	0.064	0.11
南港中央公園 (住之江区)	0.086	0.049	0.078	0.036	0.062	0.11
勝山中学校 (生野区)	0.12	0.058	0.13	0.051	0.090	0.16
聖賢小学校 (城東区)	0.087	0.060	0.11	0.043	0.075	0.14
市内平均値	0.11	0.070	0.11	0.058	0.085	0.15

(注) ・環境基準値: 年平均値で0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下

・試料採取日: 春: 平成17年5月26日~6月2日、夏: 平成17年7月21日~7月28日  
秋: 平成17年10月20日~10月27日、冬: 平成18年1月19日~1月26日

2 水質・底質環境調査結果(河川・海域)

(単位: pg-TEQ/L (水質)、pg-TEQ/g (底質))

調査地点	調査結果		調査地点	調査結果			
	水質	底質		水質	底質		
河川	小松橋 (神崎川)	2.0	5.9	河川	城見橋 (平野川)	0.62	110
	千船橋 (神崎川)	0.36	510		南弁天橋 (平野川)	0.79	30
	桜宮橋 (大川)	0.23	17		天王田大橋 (左専道大橋) (平野川分水路)	0.20	10
	天神橋(右) (堂島川)	0.53	5.0		徳栄橋 (中茶屋橋) (古川)	4.1	300
	天神橋(左) (土佐堀川)	0.87	2.9		今津橋 (寝屋川)	1.7	9.6
	本町橋 (東横堀川)	0.73	8.4		京橋 (寝屋川橋) (寝屋川)	0.77	54
	大黒橋 (道頓堀川)	1.1	120		下城見橋 (第二寝屋川)	0.37	20
	春日出橋 (六軒家川)	0.16	320	海域	大阪港関門外*	0.042	19
	北港大橋下流700m (正連寺川)	0.088	110		南港*	0.055	32
	天保山渡 (安治川)	0.096	43		神崎川河口中央	1.0	100
	基兵衛渡 (尻無川)	0.16	120		淀川河口中央*	0.11	46
	千本松渡 (木津川)	0.14	120		木津川河口中央*	0.11	81
	船町渡 (木津川運河)	0.19	190		N o . 5 ブイ跡*	0.054	18
	住之江大橋下流1100m (住吉川)	0.11	130				

(注) ・環境基準値・・・水質: 年平均値で1pg-TEQ/L以下  
底質: 150pg-TEQ/g以下

・試料採取・・・水質: 年2回実施 平成17年7月~11月 (\*の地点は年1回)、底質: 年1回実施 (平成17年11月)

(参考) 水質・底質環境調査結果 (大阪府、近畿地方整備局実施分)

淀川、大和川 (近畿地方整備局実施分)

調査地点		水質		底質	
		回数	年平均	回数	年平均
河川	柴島 (淀川)	1	0.17	1	3.3
	淀川大堰 (淀川)	1	0.14	1	0.70
	伝法大橋 (淀川)	1	0.12	1	7.3
	遠里小野橋 (大和川)	4	0.33	4	0.28
海域	大和川河口部	4	0.29	4	0.27

・試料採取・・・平成17年4月～平成18年1月

神崎川、大阪湾 (大阪府実施分)

調査地点		水質		底質	
		回数	年平均	回数	年平均
河川	新三国橋 (神崎川)	2	1.4	1	41
	辰巳橋 (神崎川)	2	0.67	1	81
	新京阪橋 (安威川)	2	0.64	1	1.4
海域	大阪湾C-3	1	0.054	1	15

・試料採取・・・平成17年7月～平成18年1月

### 3 地下水環境調査結果

(単位: pg-TEQ/L)

調査地区	調査結果
城東区古市	0.011
西区北堀江	0.021

(注) ・環境基準値: 1 pg-TEQ/L以下  
 ・試料採取: 平成17年11月28日

### 4 土壌環境調査結果

調査地点	調査結果	調査地点	調査結果
野崎公園 (北区)	70	松山公園 (東淀川区)	0.66
鷺洲小学校 (福島区)	0.15	東中川公園 (生野区)	1.8
北大江公園 (中央区)	6.9	鯉江東小学校 (城東区)	1.1
市岡中学校 (港区)	0.17	文の里中学校 (阿倍野区)	0.65
石ヶ辻公園 (天王寺区)	9.0	西長居公園 (住吉区)	5.0
姫島小学校 (西淀川区)	0.15	平野南小学校 (平野区)	3.3

(注) ・環境基準値: 1, 000 pg-TEQ/g以下 (調査指標値: 250 pg-TEQ/g以上)  
 ・試料採取: 平成17年11月16日～平成17年11月22日

## 5 その他環境モニタリング

### (1) 大気追加調査結果

(単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>)

試料採取日 調査地点	春	夏	秋	冬	年平均値
	6月2日 ～9日	7月28日 ～8月4日	10月27日 ～11月3日	1月26日 ～2月2日	
住吉区民ホール (住吉区)	0.10	0.20	0.13	0.15	0.15

- (注)・環境基準：年平均値で0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>以下  
 ・平成14年3月に開催した学識経験者から成る本市の「ダイオキシン類対策技術検討会」からの提言に基づき、平成13・14年度に環境基準不適合であった住吉区民ホール(住吉区)で、大気環境調査後に各季1週間ずつ追加調査を実施。

### (2) 水質追跡調査結果

追跡調査結果(平成17年9月16日)

(単位：pg-TEQ/L)

河川名	調査地点	水質濃度 (懸濁態+溶存態)	水質濃度内訳		浮遊物質量 (SS)
			懸濁態	溶存態	
東横堀川	高麗橋	1.2	1.2	0.034	11 mg/L
	本町橋	0.80	0.75	0.049	6 mg/L
道頓堀川	大黒橋	2.0	1.9	0.077	9 mg/L
	日吉橋	0.77	0.72	0.057	7 mg/L

- (注)・環境基準値：1ピコグラム-TEQ/L以下  
 ・懸濁態の水質濃度：水中の微粒子に吸着したダイオキシン類を指す  
 ・これまでの水質環境調査結果で、本町橋(東横堀川)が平成12、13、16年度に、大黒橋(道頓堀川)が平成15、16年度に環境基準不適合であったため実施。

(参考) 水質環境調査結果(平成17年度)

(単位：pg-TEQ/L)

河川名	調査地点	水質濃度		浮遊物質量(SS)	
		1回目	2回目	1回目	2回目
		7月22日	11月14日	7月22日	11月14日
土佐堀川	天神橋	1.1	0.63	17 mg/L	7 mg/L
東横堀川	本町橋	0.99	0.46	12 mg/L	3 mg/L
道頓堀川	大黒橋	1.5	0.68	12 mg/L	5 mg/L

### (3) 貝類(ムラサキガイ)調査結果

(単位：pg-TEQ/g 乾重)

調査地点		調査結果	これまでの調査結果 (H11~13、15年度)
海域	大阪港内(安治川河口)	2.9	1.9 ~ 6.9
	大阪港関門外	1.0	1.2 ~ 5.4

- (注)・水生生物の基準値は定められていない。  
 ・試料採取：平成17年6月28日  
 ・平成13年度からは隔年調査。

資料1-5-2 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく届出件数

(平成17年度)

種 類 区 分	設置届	使用届	構造変更届	廃止届	氏名変更届	承継届	合計
大気基準適用施設	0	0	1	3	3	1	8
水質基準対象施設	0	0	0	0	1	0	1

資料1-5-3 有害大気汚染物質の環境モニタリング調査結果 (平成17年度)

(単位:  $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )

	菅北小学校	摂陽小学校	平尾小学校	聖賢小学校	梅田新道	出来島小学校	市内平均
アクリロニトリル	0.16	0.14	0.15	0.17	-	-	0.16
アセトアルデヒド	4.3	4.3	3.4	4.0	4.1	3.6	4.0
塩化ビニルモノマー	0.093	0.056	0.064	0.069	-	-	0.071
クロロホルム	0.33	0.27	0.72	0.34	-	-	0.42
酸化エチレン	0.17	0.19	0.17	0.22	-	-	0.19
1,2-ジクロロエタン	0.18	0.16	0.16	0.21	-	-	0.18
ジクロロメタン	3.0	5.4	4.6	6.1	-	-	4.8
水銀及びその化合物	0.0036	0.0034	0.0041	0.0037	-	-	0.0037
テトラクロロエチレン	1.2	1.3	1.1	1.1	-	-	1.2
トリクロロエチレン	0.83	2.3	1.4	2.0	-	-	1.6
ニッケル化合物	0.0060	0.011	0.012	0.0059	-	-	0.0087
砒素及びその化合物	0.0035	0.0031	-	-	-	-	0.0033
1,3-ブタジエン	0.24	0.25	0.22	0.24	0.46	0.42	0.31
ベリリウム及びその化合物	0.000044	0.000054	-	-	-	-	0.000049
ベンゼン	1.9	2.1	2.0	2.3	2.7	2.8	2.3
ベンゾ[a]ピレン	0.00028	0.00037	0.00066	0.00040	-	0.00049	0.00044
ホルムアルデヒド	4.8	4.0	3.5	4.0	4.3	4.1	4.1
マンガン及びその化合物	0.042	0.041	0.067	0.035	-	-	0.046
クロム及びその化合物	0.0082	0.011	0.015	0.0068	-	-	0.010

(注) 上記19物質のうち、環境基準及び環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)が次のとおり設定されています。

環境基準

ベンゼン 年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること  
 トリクロロエチレン 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること  
 テトラクロロエチレン 年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること  
 ジクロロメタン 年平均値が $150\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

指針値

アクリロニトリル 年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること  
 塩化ビニルモノマー 年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること  
 水銀 年平均値が $0.04\mu\text{g Hg}/\text{m}^3$ 以下であること  
 ニッケル化合物 年平均値が $0.025\mu\text{g Ni}/\text{m}^3$ 以下であること

資料 1-5-4 「大阪府化学物質適正管理指針」に定める管理物質の使用量、製造量

平成16年度

番号	管理物質名	使用量(t)	製造量(t)
1	亜鉛及びその化合物	12,173	11,299
2	アクリルアミド	3,830	0
3	アクリル酸	101	0
4	アクリル酸エステル類	921	0
5	アクリロニトリル	40	0
6	アセトアルデヒド	92	0
7	アセトン	1,422	1,341
8	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	2	0
9	アニリン	147	0
10	3-アミノ-1,2,4-トリアゾール	0	0
11	アミノピリジン	0	0
12	アリルアルコール	0	0
13	アントラセン	0	0
14	アンモニア	759	70
15	エタノールアミン	148	0
16	エチレングリコール	614	0
17	エチレングリコールモノエチルエーテル	21	0
18	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート	43	0
19	エチレングリコールモノブチルエーテル	1,277	36
20	エチレングリコールモノメチルエーテル	13	8
21	エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート	0	0
22	エチレンジアミン	44	0
23	塩化アリル	0	0
24	塩化アンモニウム	199	1
25	塩化水素	5,711	5
26	塩化パラフィン	77	0
27	塩化ベンジル	4	0
28	塩化メチル	10	0
29	塩化メチレン	3,385	253
30	2-オクタノール	18	0
31	カルバミン酸エチル	0	0
32	キシレン	10,909	221
33	蟻酸	3,821	4,818
34	クレゾール	687	0
35	クロトンアルデヒド	1	0
36	クロム及びクロム化合物（六価クロム化合物を除く）	475	55
37	クロロアニリン	29	0
38	1-クロロ-2,3-エポキシプロパン	350	0
39	2-クロロ-1,3-ブタジエン	0	0
40	クロロホルム	16	14
41	五塩化リン	426	0
42	酢酸	1,312	0
43	酢酸エステル類	4,405	215
44	酢酸ビニル	537	0
45	三塩化リン	2	0
46	酸化エチレン	5,098	0
47	酸化プロピレン	1,626	0
48	シアン化水素及びシアン化物	215	138
49	四塩化炭素	0	0
50	シクロヘキサノン	1,204	9
51	シクロヘキサン	165	0
52	o-ジアニシジン	0	0
53	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	0	0
54	4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0	0
55	ジアミノトルエン	4	0
56	ジエチレントリアミン	337	0
57	1,4-ジオキサソ	183	0
58	1,2-ジクロロエタン	20	0
59	1,1-ジクロロエチレン	0	0
60	1,2-ジクロロプロパン	48	0
61	1,3-ジクロロプロペン	0	0
62	3,3'-ジクロロベンジジン	0	0
63	ジクロロベンゼン	3	0
64	ジニトロトルエン	0	0
65	ジニトロナフタレン	0	0

番号	管理物質名	使用量(t)	製造量(t)
66	2,4-ジニトロフェノール	0	0
67	ジフェニルアミン	0	0
68	2,4-ジメチルアニリン	0	0
69	N,N'-ジメチルアニリン	0	0
70	N,N-ジメチルホルムアミド	599	0
71	スチレン	2,401	0
72	セレン及びその化合物	3	0
73	チオセミカルバジド	0	0
74	窒素酸化物（硝酸を含む）	1,690	22
75	テトラクロロエチレン	59	0
76	2,4,6-トリアミノ-1,3,5-トリアジン	249	0
77	トリエタノールアミン	187	2
78	1,1,1-トリクロロエタン	0	0
79	トリクロロエチレン	23	0
80	3,5,5-トリメチル-2-シクロヘキセン-1-オン	145	0
81	トリレンジイソシアネート	3	0
82	トルイジン	6	0
83	トルエン	8,466	205
84	ナフタレン	40	0
85	α-ナフチルアミン	0	0
86	ニッケル	430	96
87	ニトロアニリン	1	0
88	N-ニトロソジフェニルアミン	0	0
89	ニトロトルエン	0	0
90	ニトロベンゼン	0	0
91	二硫化炭素	0	0
92	2-ヒドロキシナフタレン	5	0
93	ピリジン	13	0
94	フェレンジアミン	19	0
95	フェノール	1,133	3
96	フタル酸エステル類	144	32
97	フッ化水素	5,507	9
98	フッ素	0	0
99	フルフリルアルコール	3,304	0
100	1,3-ブタジエン	0	0
101	1-ブタノール	1,926	30
102	2-ブタノン	1,105	0
103	2-プロパノール	3,340	833
104	ヘキサン	616	28
105	ベンゾトリクロライド	1	0
106	ほう素及びその化合物	569	9
107	メタクリル酸	32	0
108	メタクリル酸エステル	1,410	0
109	メチルアルコール	7,014	49
110	メチルクロロメチルエーテル	0	0
111	メチルヒドラジン	0	0
112	4-メチル-2-ペンタノン	1,519	35
113	4,4'-メチレンビス(2-クロロアニリン)	0	0
114	モノクロロ酢酸	1	0
115	モノクロロベンゼン	74	0
116	硫化水素	43	0
117	硫酸	58,738	74,812
118	硫酸ジエチル	110	0
119	硫酸ジメチル	27	0
120	リン酸、リン酸化合物及び水素化合物	24,910	15,946
121	リン酸ジブチル	0	0
122	リン酸トリクレジル	5	0
123	リン酸トリブチル	0	0

(届出件数：144件)



資料1-6-1 特定（届出）工場・事業場数（騒音関係）

（平成18年3月末現在）

事項 区名	大阪府生活環境の 保全等に関する条例		事項 区名	大阪府生活環境の 保全等に関する条例	
	騒音規制法			騒音規制法	
北	580	511	東淀川	170	206
都島	151	206	東成	292	319
福島	174	293	生野	330	311
此花	124	198	旭	84	315
中央	805	775	城東	336	285
西	316	308	鶴見	179	141
港	105	184	阿倍野	115	240
大正	55	229	住之江	116	304
天王寺	214	229	住吉	48	114
浪速	206	279	東住吉	127	113
西淀川	313	326	平野	379	251
淀川	408	386	西成	199	228

（合計） 特定工場・事業場数（法）： 5,826  
届出工場・事業場数（条例）： 6,751

資料1-6-2 騒音規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づく特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 種別	平成13		14		15		16		17	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	72	90	56	76	82	67	82	44	49	46
使用届	0	2	2	6	3	1	0	0	1	1
数の変更届	19	8	0	11	39	16	14	2	7	9
騒音防止の方法変更届	0	3	0	0	1	0	0	0	1	0
氏名等変更届	158	65	115	36	122	43	278	52	108	47
全廃届	36	11	19	6	16	7	13	102(89)※	18	58(53)※
承継届	9	5	18	9	28	5	13	5	21	7
計	294	184	210	144	291	139	400	205	205	168

※ カッコ内は、確認廃止件数

資料 1-6-3 工場・事業場騒音苦情件数内訳（業種別）

（平成17年度）

		業 種 別	
工場・事業場騒音苦情件数  297 件	製造業	金属製品製造	52
		食品製造	2
		機械器具製造	14
		出版印刷	4
		プラスチック製品製造業	5
		その他の製造業	28
	サービス業・事務所など	商・飲食店	93
		娯楽、遊戯、スポーツ施設	10
		クリーニング所、理美容所、浴場	4
		その他	66
	そ の 他		19

資料 1-6-4 特定建設作業届出件数（騒音）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成13	14	15	16	17
1. くい打機等を使用する作業（ア-ス-ガ-併用を除く）	121	80	63	57	56
2. びょう打機を使用する作業	7	1	2	0	0
3. さく岩機を使用する作業	1,703	1,515	1,417	1,422	1,061
4. 空気圧縮機を使用する作業	79	38	51	47	50
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業	17	5	1	0	3
6. バックホウを使用する作業	545	239	403	118	9
7. トラクターショベルを使用する作業	23	10	2	0	0
8. ブルドーザーを使用する作業	28	23	28	6	2
9. 6.7.8.以外のブルドーザー、トラクターショベル、又はショベル系掘削機械を使用する作業	2,295	2,420	2,182	2,448	3,049
10. コンクリートカッターを使用する作業	213	239	201	185	193
11. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
計	5,031	4,570	4,350	4,283	4,423

（注）平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができることとした。

資料 1-6-5 新幹線鉄道の騒音・振動レベルの測定結果（平成17年度：本市調査分）

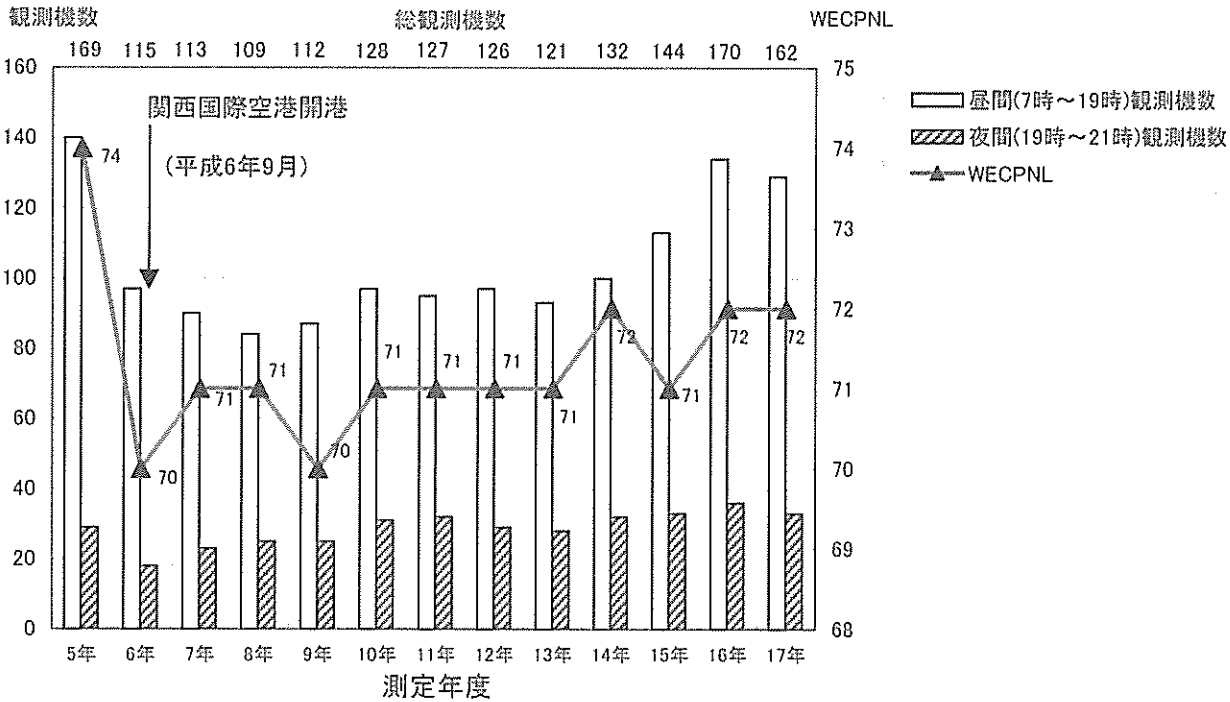
○東淀川区(東海道新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果			環境基準(騒音)
				騒音	振動	車両速度	
瑞光2丁目	5/24(火)	晴れ	上り側	66デシベル	57デシベル	152km/h	70デシベル
北江口4丁目	5/26(木)	晴れ	上り側	72デシベル	57デシベル	171km/h	70デシベル

○淀川区(山陽新幹線)

調査地点	調査日時	天候	測定位置	調査結果			環境基準(騒音)
				騒音	振動	車両速度	
加島4丁目	5/31(火)	晴れ	上り側	69デシベル	50デシベル	129km/h	70デシベル
加島1丁目	5/25(水)	晴れ	上り側	68デシベル	48デシベル	115km/h	70デシベル

資料 1-6-6 大阪国際空港の航空機騒音レベルの経年変化（毛馬出張所）



資料 1-6-7 関西国際空港の大阪ルートを経由する航空機の騒音レベルの測定結果

測定日	平成13年 12月6日	平成14年 9月27日	平成15年 9月26日	平成16年 10月22日	平成17年 9月26日
測定機数	12機	6機	9機	6機	13機
WECPNL (うるささ指数)	39	-(注)	-	-	-
騒音の最大値	63デシベル	62デシベル	57デシベル	55デシベル	55デシベル

(注) WECPNLの算出に十分な大きさの騒音値が認められなかったため、評価不能。  
(H10～H15は此花下水処理場、H16、H17は此花区酉島4において測定を行った。)

資料 1-6-8 近隣騒音の苦情件数

項目		年度				
		平成13	14	15	16	17
生活騒音	電気機器	7	9	5	10	4
	楽器・音響機器	10	12	15	9	1
	人声・足音・給排水管	9	12	17	6	1
	ペット	2	6	3	0	5
	アイドリング・空ふかし音	6	6	9	5	4
	その他	8	10	12	12	5
	計	42	55	61	42	20
拡声機騒音	商業宣伝目的	7	19	11	5	11
	航空機	1	1	1	0	1
	自動車	0	6	4	0	0
	商店等	6	12	6	5	0
	その他の目的	4	4	9	0	6
	計	11	23	20	5	17

資料 1-6-9 環境騒音（一般地域等）の環境基準適合状況（平成16年度）

	地域類型	調査地点数	昼夜間とも適合		昼間のみ適合		夜間のみ適合		昼夜間とも不適合	
			当該地点数	調査地点数に対する割合 (%)	当該地点数	調査地点数に対する割合 (%)	当該地点数	調査地点数に対する割合 (%)	当該地点数	調査地点数に対する割合 (%)
一般地域	A地域	5	2	40.0	2	40.0	0	0.0	1	20.0
	B地域	17	5	29.4	6	35.3	1	5.9	5	29.4
	C地域	1	0	0.0	1	100.0	0	0.0	0	0.0
	計	23	7	30.4	9	39.1	1	4.3	6	26.1
一般地域に該当しない地域(*)	A地域	3	2	66.7	1	33.3	0	0.0	0	0.0
	B地域	4	4	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	C地域	20	19	95.0	0	0.0	0	0.0	1	5.0
	計	27	25	92.6	1	3.7	0	0.0	1	3.7
市内全体		50	32	64.0	10	20.0	1	2.0	7	14.0
参考(平成13年度)		50	28	56.0	7	14.0	2	4.0	13	26.0

(注1) \* 騒音について環境基準に係る評価を行う場合、下記の調査地点は「道路に面する地域」としての環境基準が適用される。

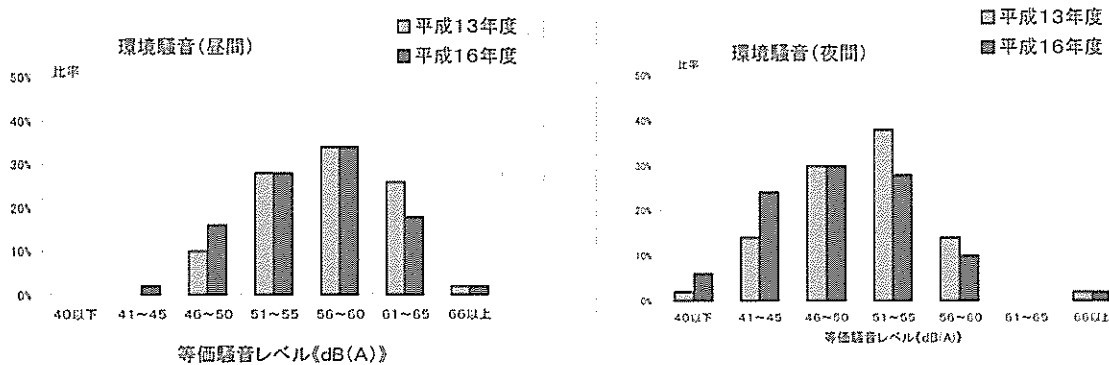
- ・ A地域及びB地域では2車線以上の車線を有する道路に面する場所
- ・ C地域では車線を有する道路に面する場所

(注2) Leqによる評価

資料 1-6-10 環境騒音（一般地域等）の騒音レベル別頻度

昼間調査結果

夜間調査結果



資料 1-6-11 用途地域別環境騒音レベル(Leq)

[単位: dB(A)]

地域類型	用途地域	調査地点数	昼間調査結果			夜間調査結果		
			H16	H13	増減	H16	H13	増減
A地域	第1種中高層住居専用地域	2	51	55	-4	43	45	-2
	第2種中高層住居専用地域	6	56	60	-4	54	54	0
B地域	第1種住居地域	17	58	58	0	51	53	-2
	第2種住居地域	4	59	58	1	52	53	-1
C地域	近隣商業地域	2	56	61	-5	48	53	-5
	商業地域	5	63	65	-2	62	61	1
	準工業地域	12	57	56	1	49	49	0
	工業地域	2	60	59	1	51	52	-1
全地点		50	58	59	-1	54	55	-1

資料 1-6-12 立入指導等の状況（騒音）

（平成17年度）

種 別	内 容	立入指導件数			測定件数
		都市環境局 (大気騒音課)	24保健福祉セ ンター	市民の声等 合同立入	
	法 律	134	310	(2) <sup>*1</sup>	297(250) <sup>*2</sup>
	条 例	165	740	(21) <sup>*1</sup>	597(527) <sup>*2</sup>
	そ の 他	10	331	(5) <sup>*1</sup>	112(110) <sup>*2</sup>
	計	309	1,381	(28) <sup>*1</sup>	1,006(887) <sup>*2</sup>

（注）・建設作業を含む

- ・\*1:( )内は大気騒音課及び保健福祉センター立入指導件数の内数
- ・\*2:( )内は保健福祉センター測定件数

資料 1-6-13 新幹線鉄道騒音・振動にかかる発生源対策の状況

（平成17年度末現在、本市分の延べ施工延長）

対策内容	対策延長
防音壁	18,453m
バラストマットの敷設	12,752m
有道床弾性マクラギ	360m
高架橋端部補強	12カ所
レールの削正(*)	12,313m

（JR東海・西日本調べ）

（\*）レールの削正については、平成17年度のみ市内分の延べ施工延長。

資料 1-6-14 新幹線鉄道騒音・振動にかかる障害防止対策の状況（民家防音・防振工事）

種 別	根拠法令等	対象地域	実施件数(市内分)	実施件数累計(市内分)
新幹線鉄道 騒音・振動 (東海道・ 山陽新幹 線)	「新幹線鉄道対策要綱」 昭和51年 閣議了解	76デシベル 以上 上位半数 パワー平均	0戸 (平成17年度)	2,503戸 (昭和54年度 ～平成17年度)
	「環境保全上緊急を要する 新幹線振動について(勧告)」 昭和51年 環境庁長官勧告 (現環境大臣)	71デシベル 以上 上位半数 算術平均	0戸 (平成17年度)	75戸 (昭和55年度 ～平成17年度)

（JR東海・西日本調べ）

資料 1-6-15 航空機騒音の障害防止対策（大阪国際空港）

○根拠法令 「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」(昭和47年 法律第110号)

○対象地域 75WECPNL以上を基準として運輸省(現国土交通省)告示により指定された区域

工事種別	平成17年度実施件数 (市内分)	実施件数累計 (市内分)
住宅防音工事及び 告示日後住宅防音工事	113件	20,826件 (昭和49～平成17年度)
機能回復工事	337件	13,713件 (平成元～平成17年度)
再更新工事	481件	2,253件 (平成11～平成17年度)

（(財)空港周辺整備機構調べ）

資料1-6-16 振動関係苦情件数の内訳（平成17年度）

	工場・事業場			建設作業	交通		
	金属加工機械	作業	その他		自動車	鉄道	その他
苦情件数 113件	2(2)	4(4)	9(8)	67(59)	25(22)	1(1)	5(4)

(注) ( )内は%

資料1-6-17 特定（届出）工場・事業場数（振動関係）

(平成18年3月末)

事項 区名	大阪府生活環境の 振動規制法 保全等に関する条例		事項 区名	大阪府生活環境の 振動規制法 保全等に関する条例	
	北	294		46	東淀川
都島	114	31	東成	309	42
福島	147	29	生野	378	28
此花	110	47	旭	104	24
中央	222	19	城東	293	30
西	202	16	鶴見	151	29
港	100	48	阿倍野	83	50
大正	61	126	住之江	71	150
天王寺	142	27	住吉	29	8
浪速	129	33	東住吉	84	1
西淀川	285	88	平野	326	58
淀川	305	74	西成	181	43

(合計) 特定工場・事業場数 (法) : 4,238  
届出工場・事業場数 (条例) : 1,069

資料1-6-18 振動規制法・大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づく  
特定（届出）施設の年度別届出件数

年度 法令区分 種別	平成13		14		15		16		17	
	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例	法律	条例
設置届	51	9	44	6	45	7	48	4	28	4
使用届	0	0	1	0	2	0	0	0	1	1
数の変更届	22	11	0	69	25	3	32	3	19	6
振動防止の方法変更届	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
氏名等変更届	86	18	68	13	70	7	117	7	51	7
全廃届	27	1	17	3	21	2	12	16(15)*	9	44(44)*
承継届	5	4	7	2	12	1	8	1	4	3
計	191	44	137	93	175	20	217	31	112	65

※ カッコ内は、確認廃止件数

資料 1-6-19 特定建設作業届出件数（振動）

特定建設作業の種類	年 度				
	平成13	14	15	16	17
1. くい打機等を使用する作業(アースオーガー併用を除く)	121	80	63	57	56
2. 鋼球を使用する破壊作業	0	0	0	0	0
3. 舗装版破砕機を使用する作業	22	1	5	6	2
4. ブレーカー(手持式を除く)を使用する作業	605	602	588	523	645
5. ブルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業	2,891	2,692	2,615	2,448	3,049
計	3,639	3,375	3,271	3,034	3,752

(注)平成13年度からは作業の期間に関わらず作業の開始から終了まで一括して届け出ることができることとした。

資料 1-6-20 立入指導等の状況（振動）

(平成17年度)

種 別	内 容	立入指導件数			測定件数
		都市環境局 (大気騒音課)	24保健福祉 センター	市民の声等	
法 律		117	106	(2)* <sup>1</sup>	85(54)* <sup>2</sup>
条 例		101	115	1(2)* <sup>1</sup>	87(61)* <sup>2</sup>
そ の 他		10	31	(0)* <sup>1</sup>	16(13)* <sup>2</sup>
計		228	252	1(4)* <sup>1</sup>	188(128)* <sup>2</sup>

(注)・建設作業を含む

・\*1:( )内は大気騒音課及び保健福祉センター立入指導件数の内数

・\*2:( )内は保健福祉センター測定件数



資料 1-8-1 公害苦情の種類別の経年変化

年 度	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
7	527	128	192	291	17	102	1,257
8	565	78	175	295	27	108	1,248
9	573	69	272	336	10	123	1,383
10	525	67	386	370	4	105	1,457
11	538	91	310	340	8	126	1,413
12	637	100	289	379	8	111	1,524
13	591	106	282	377	10	117	1,483
14	649	89	277	367	16	113	1,511
15	659	99	260	290	18	107	1,433
16	693	102	202	299	6	83	1,385
17	617	113	480	268	4	61	1,543

(注) 平成6年度から典型7公害以外についても調査対象としている。

資料 1-8-2 行政区別苦情件数集計表

(平成17年度)

区 名	騒 音	振 動	大気汚染	悪 臭	水質汚濁	その他	合 計
北	39	4	18	6	0	4	71
都島	18	1	15	4	0	0	38
福島	26	9	25	12	0	2	74
此花	7	2	6	5	0	2	22
中央	42	5	25	14	0	3	89
西	37	4	35	6	0	6	88
港	16	1	9	4	0	0	30
大正	12	3	22	12	0	2	51
天王寺	24	1	11	8	0	0	44
浪速	26	5	24	9	0	5	69
西淀川	21	9	24	22	1	4	81
淀川	43	13	23	16	0	0	95
東淀川	19	4	9	7	0	5	44
東成	22	4	19	10	1	0	56
生野	37	5	44	14	1	4	105
旭	16	7	11	7	0	3	44
城東	26	19	17	17	0	5	84
鶴見	23	2	22	26	1	5	79
阿倍野	11	0	6	2	0	1	20
住之江	24	4	25	11	0	6	70
住吉	35	0	19	9	0	0	63
東住吉	31	2	28	10	0	3	74
平野	34	5	34	24	0	1	98
西成	28	4	9	13	0	0	54
合計	617	113	480	268	4	61	1,543

## 資料1-9-1 公害別融資状況

(金額単位：千円)

年度	種別	騒音振動	汚水	悪臭	ばい煙	粉じん	低公害 自動車	合計
昭42 ~平10	件数	665	907	204	350	299	148	2,573
	金額	7,570,030	6,814,720	1,803,800	3,296,200	1,590,970	1,034,600	22,110,320
11	件数	2	2	0	1	1	2	8
	金額	72,000	12,400	0	20,000	35,000	20,000	159,400
12	件数	0	3	0	0	0	1	4
	金額	0	35,300	0	0	0	3,000	38,300
13	件数	2	1	0	0	0	0	3
	金額	46,640	10,000	0	0	0	0	56,640
14	件数	1	1	0	0	0	0	2
	金額	4,000	7,800	0	0	0	0	11,800
15	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
16	件数	0	0	0	0	0	0	0
	金額	0	0	0	0	0	0	0
17	件数	0	0	1	0	0	2	3
	金額	0	0	35,000	0	0	9,000	44,000
累計	件数	670	914	205	351	300	153	2,593
	金額	7,692,670	6,880,220	1,838,800	3,316,200	1,625,970	1,066,600	22,420,460

## 資料1-9-2 利子助成状況

年度	件数	金額(千円)
昭42~平10	15,037	4,200,995
平11	158	29,373
平12	130	18,987
平13	108	14,513
平14	66	6,363
平15	77	3,908
平16	49	2,394
平17	35	1,592
累計	15,660	4,278,125

事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数	事項 区名	認定数	取消数			現在 認定数
		治中等	死亡	他都市 転出				治中等	死亡	他都市 転出	
北	576	240	167	21	148	東淀川	1,021	464	280	43	234
都島	806	320	240	21	225	東成	656	193	281	23	159
福島	884	274	408	18	184	生野	2,531	865	1,074	93	499
此花	3,302	1,578	1,039	51	634	旭	944	370	312	40	222
中央	426	138	154	10	124	城東	3,342	1,338	991	92	921
西	758	432	168	15	143	鶴見	1,223	468	286	41	428
港	1,839	839	625	26	349	阿倍野	621	196	224	24	177
大正	2,209	1,079	617	47	466	住之江	1,573	641	488	44	400
天王寺	352	154	98	16	84	住吉	1,180	467	404	36	273
浪速	822	289	345	24	164	東住吉	1,243	465	458	32	288
西淀川	7,028	3,441	2,266	125	1,196	平野	1,569	648	460	48	413
淀川	1,817	794	548	59	416	西成	2,929	805	1,418	62	644
						総計	39,651	16,498	13,351	1,011	8,791

病名 年齢	慢性 気管支炎	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	肺気しゅ	計
15歳以上	1,866	6,760	0	165	8,791
15歳未満	0	0	0	0	0
計	1,866	6,760	0	165	8,791

## 資料 1-10-3 障害等級別内訳

(平成18年3月末現在)

等級 補償区分	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	その他	計
15歳以上	1	10	715	5,551	2,405	109	8,791
15歳未満	0	0	0	0	0	0	0
計	1	10	715	5,551	2,405	109	8,791

- (注) 特 級 ----- 労働不能、常時介護を要する状態  
 1 級 ----- 労働不能、日常生活に著しい制限を要する状態  
 2 級 ----- 労働に著しい制限、日常生活に制限を要する状態  
 3 級 ----- 労働に制限、日常生活にやや制限を要する状態  
 級 外 ----- 3級に該当しない状態  
 (15歳未満の児童については、労働能力は適用外)  
 その他 ----- 等級未決定者

## 資料 1-10-4 補償給付

種 類	給 付 内 容
療養の給付	被認定者が指定疾患について医療を受けた場合、その医療費の全額を現物支給
療養手当	被認定者が指定疾患について療養を受けた場合、月を単位として、入院・通院の状況に応じて支給 23,000円(通院日数4日以上14日以内)～35,900円(入院日数15日以上)
障害補償費	15歳以上の被認定者が指定疾病により一定の障害の程度に該当する場合に、その障害の程度に応じて定期的に支給 基礎月額 男子 121,900円 ～ 353,100円 女子 111,200円 ～ 213,800円 障害等級 特 級 基礎月額＋介護加算(46,500円) 1 級 基礎月額 2 級 // の50% 3 級 // の30%
遺族補償費	被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合に、死亡した被認定者によって生計を維持されていた一定の範囲の遺族に対し、10年間定期的に支給 基礎月額 (100%起因する場合) 男子 81,200円 ～ 309,000円 女子 81,200円 ～ 187,100円
遺族補償一時金	被認定者が指定疾病に起因して死亡し、遺族補償費を受ける遺族がない場合等に一定範囲の遺族に一時金として支給 支給額 (100%起因する場合) 基礎月額×36月
葬 祭 料	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときは、葬祭を行う者の請求に基づき支給 支給額 332,000円 ～ 664,000円

(注) 表中の支給金額は、平成18年4月1日現在

① 行政区別患者数

(平成18年3月末現在)

事項 区名	決定数 (冊)	取消数			現在助 成者数	事項 区名	決定数 (冊)	取消数			現在助 成者数
		治ゆ等	転出	その他				治ゆ等	転出	その他	
北	1,614	1,208	55	1	350	東淀川	4,411	3,598	193	35	585
都島	2,335	1,914	50	7	364	東成	3,622	2,706	96	3	817
福島	1,448	1,106	37	3	302	生野	4,906	3,846	83	1	976
此花	3,556	2,682	82	16	776	旭	2,494	1,822	69	6	597
中央	1,499	1,183	42	1	273	城東	4,959	3,813	134	9	1,003
西	1,943	1,403	52	6	482	鶴見	3,759	2,746	146	8	859
港	2,598	2,010	53	5	530	阿倍野	2,418	1,662	64	0	692
大正	3,366	2,697	96	11	562	住之江	5,468	4,154	173	7	1,134
天王寺	1,800	1,183	43	0	574	住吉	4,677	3,523	128	47	979
浪速	941	764	28	2	147	東住吉	3,678	2,733	96	11	838
西淀川	3,302	2,614	117	3	568	平野	6,540	4,602	115	17	1,806
淀川	5,550	4,389	190	17	954	西成	2,057	1,582	23	4	448
						総計	78,941	59,940	2,165	220	16,616

② 助成疾病別内訳

(平成18年3月末現在)

病名 年齢	気管支 ぜん息	ぜん息性 気管支炎	慢性 気管支炎	肺気しゅ	計
患者数	14,151	2,455	10	0	16,616

(注) 小児の気管支ぜん息等については、早期の適切な医療により、一層の疾病の治ゆ、軽快が期待されるので、当分の間、医療費の本人負担分を助成する制度を昭和63年4月1日から実施している。

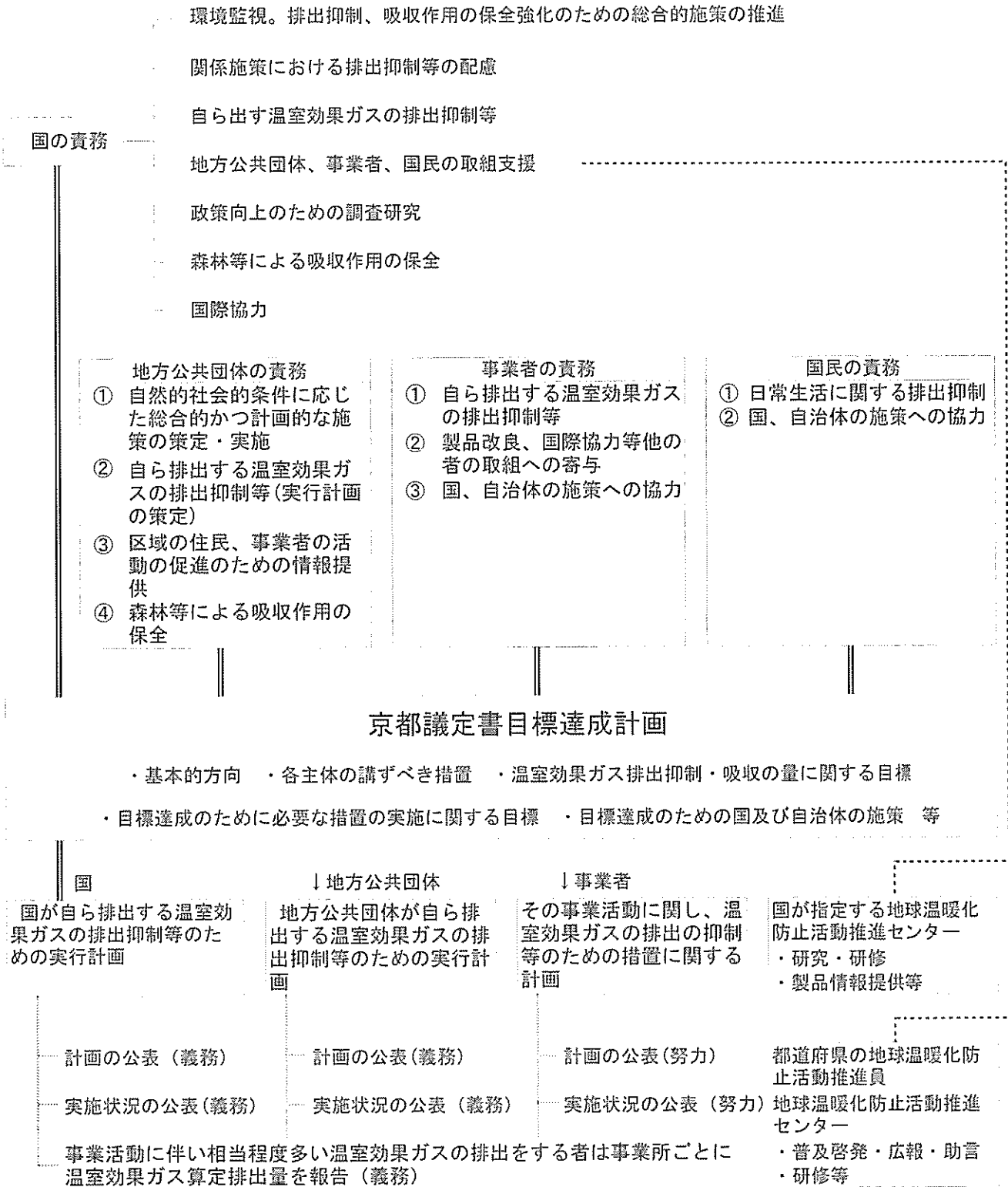
資料 1-10-6 環境改善事業実施状況

(単位:円)

事業名	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	
計画作成事業	5,250,000							
施設等整備事業	内容 低公害車普及事業 (16年度にて事業 休止)	天然ガス車 1台	天然ガス車 5台	天然ガス車 20台	天然ガス車65台	天然ガス車5台	0	
	事業費	832,000	3,160,000	11,640,000	54,774,000	2,910,000		
	内容 最新規制適合車 代替促進事業	106台	60台	44台	48台	35台	76台	
	事業費	14,433,000	3,786,000	2,639,000	2,616,000	2,085,000	9,591,000	
	内容 大気浄化植樹事業 (15年度にて事業 休止)	74㎡	77㎡	50㎡	3,044㎡	1,350㎡	0	0
	事業費	769,000	800,800	520,000	31,656,000	7,020,000		
施設等整備 助成事業	内容 低公害車普及 助成事業 (16年度にて事業 休止)	電動スクーター 3台 天然ガス車 15台	電動スクーター 3台 天然ガス車 35台	電動スクーター 4台 天然ガス車 47台	天然ガス車 40台	天然ガス車17台	0	
	助成額	7,563,000	16,912,000	17,866,000	9,460,000	2,482,000		
	内容 最新規制適合車 代替促進助成事業	2台	6台	7台	9台	14台	0台	
	助成額	49,000	295,000	231,000	785,000	865,000	644,000	
	内容 大気浄化植樹助成 事業(15年度にて 事業休止)	1,069㎡	100㎡	531㎡	0㎡	0㎡	0	
	助成額	5,558,000	520,000	2,761,000	0	0		

資料 3-1-1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」体系図

目的：地球温暖化対策に関して、京都議定書目標達成計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。



資料6-1-1 グリーン調達実績（平成17年度）

本市では、平成14年度から「大阪市グリーン調達方針」に基づき、環境負荷の低減に資する物品等の調達を推進しています。平成17年度のグリーン調達の状況は、調達基準を設定した9分野81品目のうち71品目が80%以上の調達率を示し、このうち67品目が90%以上の調達率を示しています。なお、フォーム用紙や作業用手袋など一部の品目では、規格に合わない等の理由で調達率が低いものもありますが、全体としてはグリーン調達が定着しています。分野別のグリーン調達状況は次のとおりです。

(紙類)

- ・コピー用紙と衛生用紙は100%近い調達率を示し、印刷用紙は84%となっている。また、フォーム用紙は規格等の面から24%程度の調達率にとどまっている。

(文具類)

- ・筆記用具ははじめ51品目中47品目が90%以上の高い調達率を達成している。

(機器類)

- ・調達実績があった7品目中6品目で80%以上の調達率となり、内5品目は90%以上の高い調達率を達成している。

(OA機器)

- ・7品目すべてで80%以上の調達率となり、内6品目は90%以上の高い調達率を達成している。

(家電製品)

- ・6品目すべてで80%以上の調達率となり、内5品目は90%以上の高い調達率を達成している。

(自動車)

- ・調達率100%となっている。

(服、手袋)

- ・作業服は80%近い調達率であった。制服については必要な品質・規格を満たすグリーン商品が見当たらないなどの理由で50.7%となっているが、昨年度(28.6%)に比べ達成率は高くなっている。作業用手袋については耐熱性等の面で品質・規格が合わないなどの理由で12.4%の調達率となっている。

(役務)

- ・役務については納入印刷物の仕様を調達品目としているが、複写用紙の印刷などで調達基準になじまないものが一部あるものの、全体としては発注件数の90%以上の高い調達率を達成している。

分野	調達品目	調達数量	適(数量)	達成率
1 紙類	コピー用紙	1,058,330 kg	1,054,280 kg	99.6%
	フォーム用紙	154,068 kg	36,414 kg	23.6%
	印刷用紙	136,915 kg	114,612 kg	83.7%
	衛生用紙(トイレットペーパー)	289,597 kg	289,497 kg	99.9%
2 文具類	シャープペンシル	2,850 箱	2,850 箱	100%
	芯芯	1,121 箱	1,115 箱	99.5%
	ボールペン	7,097 箱	7,066 箱	99.6%
	マーキングペン	3,305 箱	3,303 箱	99.9%
	鉛筆	2,728 打	2,534 打	92.9%
	サインペン・フェルトペン	1,618 箱	1,597 箱	98.7%
	ホワイトボード用マーカー	5,327 本	5,269 本	98.9%
	油性マーカー	11,200 本	11,200 本	100%
	クラフトテープ	1,783 包	1,760 包	98.7%
	布テープ	4,766 包	4,686 包	98.3%
3 ファイル・文書保存用	テープカッター	151 個	146 個	96.7%
	セロテープ	1,774 箱	1,768 箱	99.6%
	のり	2,565 箱	2,551 箱	99.5%
	チューブファイル	5,046 箱	5,040 箱	99.9%
	フラットファイル	22,979 包	22,972 包	99.9%
	リングファイル	16,381 冊	16,319 冊	99.8%
	レバーファイル	1,690 箱	1,686 箱	99.8%
	OAバインダー	3,179 冊	3,172 冊	99.8%
	クリヤーブック	1,860 箱	1,853 箱	99.7%
	レターケース	583 個	574 個	98.5%
4 紙製文具品	クリヤーホルダー	33,176 包	12,975 包	39.1%
	工事用アルバム	91 冊	91 冊	100%
	工事用アルバム替え台紙	88 個	88 個	100%
	ファイルボックス	9,122 個	8,762 個	96.1%
	フォルダー類	1,100 束	1,013 束	92.1%
	文書保存箱	2,117 箱	1,946 箱	91.9%
	文書編集用紙	5,699 束	5,699 束	100%
	綴りひも	4,363 束	4,260 束	99.0%
	事務用封筒	394,275 束	383,265 束	97.2%
	紙袋	2,099 束	1,941 束	92.5%
5 紙製文具品	片面罫紙・起案用紙	32,026 冊	32,026 冊	100%
	ノート	3,676 包	3,673 包	99.9%
	ルーズリーフ	324 個	324 個	100%
	インデックス	2,600 箱	2,572 箱	98.9%
	付箋紙	29,768 個	29,542 個	99.2%
	クローズ表紙類	2,847 組	2,847 組	100%

分野	調達品目	調達数量	適(数量)	達成率	
2 文具類	はさみ	1,296 丁	1,256 丁	96.9%	
	カッターナイフ	1,408 個	1,392 個	98.9%	
	マグネット	2,351 個	1,511 個	64.3%	
	パンチ	391 個	378 個	96.7%	
	OHPフィルム	999 個	499 個	49.9%	
	ごみ箱	363 個	360 個	99.2%	
	名札	459 個	362 個	78.9%	
	スタンプ台	2,960 個	2,955 個	99.8%	
	朱肉	2,816 個	2,811 個	99.8%	
	定規	6,173 箱	6,092 箱	98.7%	
	消しゴム	1,290 台	1,279 台	99.2%	
	ステープラー	1,047 個	1,029 個	98.3%	
	連射式クリップ	3,214 個	3,214 個	100%	
	事務用修正具	5,957 個	5,906 個	99.1%	
	除静器	286 個	286 個	100%	
3 機器類	いす	2,376 脚	2,305 脚	97.0%	
	机	696 台	549 台	78.9%	
	棚	413 連	357 連	86.4%	
	収納用什器	823 台	782 台	95.0%	
	ローバーテーション	71 個	71 個	100%	
	掲示板	72 個	72 個	100%	
	黒板	0 個	0 個	-	
	ホワイトボード	97 個	93 個	95.9%	
	4 OA機器	コピー機	13 台	13 台	100%
		電子計算機	680 台	658 台	96.8%
プリンク		328 台	326 台	99.4%	
プリンク・ファクシミリ兼用機		2 台	2 台	100%	
ファクシミリ		29 台	29 台	100%	
スキャナ		43 台	42 台	97.7%	
磁気ディスク装置		243 台	211 台	86.8%	
5 家電製品	冷蔵庫	24 台	24 台	100%	
	冷凍庫	3 台	3 台	100%	
	冷凍冷蔵庫	9 台	8 台	88.9%	
	エアコンディショナー	21 台	21 台	100%	
	テレビジョン受信機	44 台	42 台	95.5%	
ビデオテープレコーダー	9 台	9 台	100%		
6 車	自動車	240 台	240 台	100%	
7 服	制服	7,162 着	3,631 着	50.7%	
	作業服	94,733 着	74,886 着	79.0%	
8 手袋	作業用手袋	163,879 双	20,339 双	12.4%	
9 役務	納入印刷物の仕様	1,923 件	1,781 件	92.6%	



資料 7-1-1 廃棄物の種類と定義

種 類	定 義
廃 棄 物	ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物
特別管理 一般廃棄物	<p>一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. PCBを使用する部品</li> <li>2. ごみ処理施設(処理能力 5t/日以上(焼却施設は 200kg/h 以上又は火格子面積 2 m<sup>2</sup>以上))から生じたばいじん</li> <li>3. 廃棄物焼却炉である特定施設から排出されたばいじん又は燃え殻で、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの</li> <li>4. 上記3に掲げる施設に係る排ガス洗浄施設等を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸、廃アルカリ及びこれらを処分するために処理したもので、ダイオキシン類の含有量が環境省令で定める基準を超えるもの</li> </ol> <p>環境省令で定めるダイオキシン類の含有量</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ばいじん、燃え殻又は汚泥: 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム</li> <li>② 廃酸及び廃アルカリ: 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム</li> <li>③ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリである場合): 試料 1 リットルにつきダイオキシン類 100 ピコグラム</li> <li>④ ばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸及び廃アルカリを処分するために処理したもの(廃酸及び廃アルカリ以外である場合): 試料 1 グラムにつきダイオキシン類 3 ナノグラム</li> </ol> <p>5. 感染性一般廃棄物</p>
内 訳	<p>事業活動に伴って生じた廃棄物のうち次のもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 燃え殻</li> <li>2. 汚泥</li> <li>3. 廃油</li> <li>4. 廃酸</li> <li>5. 廃アルカリ</li> <li>6. 廃プラスチック類</li> <li>7. 紙くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。)、出版業(印刷出版を行うものに限る。)、製本業及び印刷物加工業に係るもの並びにPCBが塗布され、又は染み込んだものに限る。)</li> <li>8. 木くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に係るもの並びにPCBが染み込んだものに限る。)</li> <li>9. 繊維くず(建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。)、繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。))に係るもの及びPCBが染み込んだものに限る。)</li> <li>10. 食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物</li> <li>11. と畜場法(昭和 28 年法律第 114 号)第 2 条第 2 項に規定すると畜場においてとさつし、又は解体した同条第 1 項に規定する獣畜及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成 2 年法律第 70 号)第 2 条第 6 号に規定する食鳥処理場において食鳥処理をした同条第 1 号に規定する食鳥に係る固形状の不要物</li> <li>12. ゴムくず</li> <li>13. 金属くず</li> <li>14. ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず</li> <li>15. 鉱さい</li> <li>16. 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物</li> <li>17. 動物のふん尿(畜産農業に係るものに限る。)</li> <li>18. 動物の死体(畜産農業に係るものに限る。)</li> <li>19. 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)の排出ガス規制の対象となる特定施設(ダイオキシン法施行令別表第 1 に掲げる施設)又は産業廃棄物の焼却施設から発生するばいじんであつて、集じん施設によって集められたもの</li> <li>20. 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類又は前各号に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの産業廃棄物に該当しないもの</li> </ol> <p>----- 輸入廃棄物(1~20 の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く。)</p>
特別管理 産業廃棄物	<p>産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 廃油(揮発油類、灯油類、軽油類)</li> <li>2. 廃酸(PH2. 0以下)</li> <li>3. 廃アルカリ(PH12. 5以上)</li> <li>4. 感染性産業廃棄物</li> <li>5. 特定有害産業廃棄物</li> </ol>

資料 7-1-2 ごみ組成の推移

数字は重量百分比(%)

区分	年度			区分	年度									
	昭 40	50	60		平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	
厨 芥	14.5	12.1	11.5	可 燃 物	台所ごみ	7.7	6.4	6.2	5.5	5.4	4.6	4.5	4.3	4.7
紙 類	39.6	36.8	28.8		紙 類	41.8	46.5	45.9	42.9	41.3	46.8	44.7	41.4	46.8
繊維・木草類	7.1	9.3	10.9		繊維類	6.0	6.0	7.9	9.3	10.6	8.8	8.8	9.8	6.6
プラスチック類	3.3	11.0	14.3		木草類	5.8	5.9	6.2	7.1	9.4	8.1	10.0	9.1	8.0
からげちま・茶殻・皮・ゴム・ 燃料(び)	4.9	2.6	1.9		プラスチック類	18.3	15.6	14.9	14.9	15.0	13.7	14.5	14.9	15.0
計	69.4	71.8	67.4		雑 物	7.7	5.8	5.2	4.7	4.5	3.6	4.2	4.7	3.9
					計	87.3	86.2	86.3	84.4	86.2	85.6	86.7	84.2	85.0
ガラス・陶器・石	15.5	12.0	14.8	不 燃 物	ガ ラ ス	4.9	5.4	5.8	6.1	5.0	5.5	4.3	4.8	5.3
金 属	3.1	6.1	6.8		石・陶器	2.6	2.4	2.0	2.5	2.7	1.9	2.5	2.5	3.1
貝殻・卵殻類・ 土砂・雑物	12.0	10.1	11.0		鉄	3.6	4.3	4.1	4.8	4.7	5.2	4.8	6.8	4.0
計	30.6	28.2	32.6		非鉄金属	1.6	1.7	1.8	2.2	1.4	1.8	1.7	1.7	2.6
					計	12.7	13.8	13.7	15.6	13.8	14.4	13.3	15.8	15.0

- (注) 1. 昭和 63 年よりごみ組成分析区分を変更  
 2. 昭和 63 年度より重量百分比を風乾後から絶乾後に変更

資料 7-1-3 ごみの三成分及び発熱量の変化

区分	年度												
	昭 40	50	60	平成 9	10	11	12	13	14	15	16	17	
水分(%)	50.4	51.5	40.4	41.7	37.4	35.1	33.9	33.1	31.6	31.3	27.7	33.3	
灰分(%)	18.7	15.6	21.5	14.7	15.6	15.6	17.0	15.7	17.0	15.8	18.1	16.3	
可燃分(%)	30.9	32.9	38.1	43.6	47.0	49.3	49.1	51.2	51.4	52.9	54.2	50.4	
生ごみの 低位発熱量 (kJ/kg)	4,885	5,897	7,757	9,156	9,664	9,799	9,605	9,681	9,878	10,156	10,366	9,358	
( ) カッコ内 数字は kcal/kg	[1,163]	[1,404]	[1,847]	[2,180]	[2,301]	[2,333]	[2,287]	[2,305]	[2,352]	[2,418]	[2,468]	[2,228]	

資料 7-4-1 産業廃棄物処理業許可状況

① 産業廃棄物処理業許可状況

(平成 18 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	4,533	1. 燃え殻	175
収集運搬(積替え・保管を含む)	86	2. 汚泥	1,251
中間処理	97	3. 廃油	823
埋立処分	0	4. 廃酸	463
中間処理・埋立処分	0	5. 廃アルカリ	469
海洋投入処分	1	6. 廃プラスチック類	3,805
		7. 紙くず	2,598
		8. 木くず	3,025
		9. 繊維くず	2,466
		10. 動植物性残渣	494
		11. 動物性固形不要物	2
		12. ゴムくず	2,877
		13. 金属くず	3,646
		14. ガラスくず	3,956
		15. 鋳さい	155
		16. がれき類	3,956
		17. 動物のふん尿	1
		18. 動物の死体	2
		19. ばいじん	103
		20. 処分するために処理したもの	279
許可業者数合計	4,717	合計	30,546

(注)平成 17 年度の許可件数 428 件(新規許可)

② 特別管理産業廃棄物処理業許可状況

(平成 18 年 3 月末現在)

業務の種類	許可業者数	廃棄物の種類	許可件数
収集運搬(積替え・保管を含まない)	454	1. 廃油	246
収集運搬(積替え・保管を含む)	14	2. 廃酸	256
中間処理	22	3. 廃アルカリ	235
埋立処分	0	4. 感染性産業廃棄物	117
中間処理・埋立処分	0	5. 廃 PCB 等	4
		6. PCB 汚染物	4
		7. 指定下水道汚泥	0
		8. 鋳さい	9
		9. 廃石綿等	37
		10. ばいじん	35
		11. 燃え殻	16
		12. 汚泥	138
		13. 処分するために処理したもの	0
許可業者数合計	490	合計	1,097

(注)平成 17 年度の許可件数 41 件(新規許可)

資料 8-1-1 大阪市立環境学習センターの概要と事業実績（平成17年度）

環境学習センターの概要と利用状況	・所在地 大阪市鶴見区緑地公園2番135号(花博記念公園鶴見緑地内)
	・施設規模 延床面積 3,668㎡ (内訳) 本館 2,400㎡ 別館 946㎡ その他(通路等) 322㎡
	・入館者数 192,462人/年 ・自然体験観察園推定入園者数 約40万人/年
	・講演会、イベント、観察会、講座、リーダー養成等参加者数 14,644人/年
	・アウトリーチ活動、来館団体への講義、説明等参加者数 821人/年

事業内容	事業メニュー	参加者数等	
環境学習情報及び環境学習機会の提供	展示物を用いた普及啓発 1常設展示 2エコギャラリーでの企画展示(5テーマ) 3環境アートコーナーでの展示(7テーマ) 4昆虫を用いた啓発 5図書室・ビデオライブラリー	・入館者数 192,462人/年 ・団体利用数 444団体/年 26,787人/年 ・アースモニターシップ搭乗者数 30,747人/年 ・ビデオライブラリー 利用数 5,539回/年 ・図書、ビデオ貸出 744件/年	
	講演会、シンポジウム等(4回)	1シンポジウム 2講演会(2回) 3環境学習発表会	・事業参加者 393人/年
	啓発イベント(8回)	1水辺の教室(2日間) 2ECO緑日2005(2日間) 3「森の演奏会」 5「森の映画館」 5観月祭 6クレオ大阪北フェスタ	・事業参加者 8,423人/年
	自然体験観察園(93回)	1農事イベント(17回) 2自然体験教室イベント(13回) 3小さな自然観察会(51回) 4野遊び教室(12回)	・事業参加者 4,790人/年
	自然観察会及びウォーキング(6回)	1ウォーキング/淀川左岸沿いを訪ねて 2ウォーキング/長居公園とその周辺の社寺林を訪ねて 3ウォーキング/街路樹と街の環境 4鶴見緑地の自然観察「花博の面影」 5里山でクリスマスリースを作ろう(野崎観音) 6冬の水鳥観察会	・事業参加者 162人/年
	環境講座、教室(31回)	1市民向け講座(14回) 2子ども向け講座(11回) 3家族向け講座(4回) 4展示関連講座(2回)	・事業参加者 876人/年
	情報紙の発行 環境情報提供システム	1情報紙「なちゆるる」の発行(1回/月・No. 144~155) 2環境情報提供システムによる情報提供	・1万部/回発行 ・HPアクセス件数 30,147件/年
相談指導	環境学習講師の派遣と講義(39団体)	1来館団体を対象にした講義・解説(35団体) 2講師の派遣講演・アウトリーチ活動(1団体) 3国際協力・JICA研修生への講義等(3団体)	・来館講義受講者 821人/年 ・派遣講演受講者 70人/年 ・国際協力 32人/年
	相談・指導、パネルの貸出など	1相談指導件数(昆虫飼育を含む) 196件 2パネル及び昆虫貸出件数 26件	
活動支援	人材の育成(46回)	1環境学習リーダー養成専門講座(16回) 2修了生対象フォローアップ研修(5回) 3フォローアップ事業(25回)	・事業参加者 318人/年
	学習教材の作成	1展示解説用カード教材(16種類 各2,000枚)	
	団体支援	1こどもエコクラブ支援(20団体) 2地球館パートナーシップクラブの活動 3環境学習リーダー養成講座修了生による活動 4環境NGOコーナーの活用(環境団体啓発物の設置) 5「なちゆるる」への環境NGO主催行事の掲載	地球館パートナーシップクラブ 会員数 92名 年間取組 54回

資料 8-2-1 環境月間行事実施内容（平成17年度）

行事名	概要	参加人数	期 日
STOP温暖化・ヒートアイランド おおさかキャンペーン 「STOP!地球と都市の温暖化」	・ヒートアイランド モニタリング調査	—	6月中
	・ヒートアイランド対策 モデル事業	—	6月中
	・「ヒートアイランド現 象の緩和」をテーマに した大阪市電子会議 室の参加募集	19人	6月中
	・ライトダウン キャンペーン	17施設	6/19
ECO緑日2005-遊ぶ、創る、楽しむ-	・サマーエコスタイル キャンペーン	49所屬	6/1~ 9/30
	・省エネラベル キャンペーン	—	6月中
水辺の教室	市民の地球温暖化防止行動を喚起することを目的として、ライト ダウンを実施した。 大阪市では、夏のオフィスの冷房設定温度を28℃にすることを 広くよびかけ、その一環として、職員の「夏の軽装」を推進し、特 に、「ノーネクタイ」の取組みを強化した。 家電製品の省エネ性能が一目でわかる「省エネラベル」を協力家 電販売店で家電製品に貼付してもらったキャンペーンを実施した。 クラフトコーナー、野遊び・伝承遊びコーナー、各種団体・NGOな どの参加による環境情報・展示コーナー、バードウォッチングなど 参加体験型のイベントを多数行った。 小学生を対象に、水辺の生き物の観察会と環境教室を 実施し た。	6,882人	6/25 6/26
自然体験観察園行事	「環境学習観察園を利用した農事体験行事として、「大妻刈りと大 妻の脱穀ファミリー体験」と「田植え体験とこども自然教室」を実施 した。	49組 189人	6/6 6/7
環境学習センター環境講座	「環境学習リーダー養成講座」・京エコロジーセンター・生き生き 地球館交流講座「花と環境学習施設スタディツアー」・「はじめて学 ぶ大阪市の環境」の講座を開催した。	延べ82人	6月中
ホテルのタベ	環境を守る下水道の役割をより深く理解していただくために、平 野せせらぎの里にあるホテル舎で飼育しているホテルの鑑賞会を 実施した。	4,582人	6/11 6/12
大阪市立大学理学部附属植物園 園内案内	時々に応じて園内の見どころを1時間程度で案内。	35人	6月中
春季「花と緑の講座」	メインテーマを「人と自然の共生」として、4回にわたり講座を開催 した。	145人	6/4 6/11 6/18 6/25
地域自然誌シリーズ「箕面」	箕面の森を探検しながら、植物やキノコ・昆虫などの初夏のよう すや地層・岩石を観察する。	45人	6/5
「自然史カレッジ@OCAT」春のセミナー 「干潟のすべて」	干潟のでき方から、そこに住むさまざまな生物、人との関わり にいたるまで、自然史博物館の学芸員が干潟を紹介し、その大切さ を語る。	180人	5/12~ 6/9の 木曜日
旭区花しょうぶフェスティバル	「ハナショウブ」を多くの人に観賞してもらおうとともに区の花である 「ハナショウブ」の普及や、地域での緑化活動の機運を高めること を目的に開催した。	—	6/3~ 6/15
ATCグリーンエコプラザ 環境セミナー	ATCグリーンエコプラザ・エコマークゾーン開設5周年記念特別 フォーラム「エコラベル商品の普及促進と今後の展開」・ATCグ リーンエコプラザ5周年開業記念特別フォーラム「環境ビジネス& 環境経営会議inATCグリーンエコプラザ」を開催した。	396人	6/2 6/17
自動車排出ガス街頭検査	走行中のディーゼル自動車を対象とし、排出ガス中のディーゼル 黒煙の検査を行い、整備不良車には、整備命令等を行うことによ り、排出ガス対策を実施。また、検査を受けたドライバーにアイドリ ングストップ等に関するリーフレット等を配付し、啓発を行った。	161台	6/1~ 7/12 6回実施
大阪自動車公害対策推進会議	官民一体となった自動車公害対策への積極的な取り組みを推進 するための会議を開催し、ディーゼル自動車対策に重点を置いた 本年度の推進事項を決定した。	22団体	6/28
燃料電池自動車 学校訪問キャラバン隊	小学校等を訪問し、体験試乗会、「燃料電池自動車学習講座」を 開催することにより、次世代を担う子どもたちに燃料電池自動車 に対する環境への有用性や突用における安全性について学習し てもらった。	460人	6月中
常時監視システムを利用した環境教室	市内の大気汚染・水質汚濁等の環境問題について、市民の関心 と理解を深めるために、常時監視システムを利用した環境教室を 開催した。	11人	1回実施
環境保全総点検	工場・事業場に対して立入調査を強化するとともに企業による環 境保全自主点検運動を呼びかけた。	立入り施設数 延べ1,119	6月中
特定建設作業講習会	特定建設作業に係る苦情の未然防止並びに届出の円滑化を図 るために実施した。	151人	6/1
大阪湾クリーン作戦	大阪湾内及び沿岸地域のごみ等廃棄物の一斉清掃浄化運動を 実施した。	—	6/7
リフレッシュ瀬戸内	美しい瀬戸内海を守っていくことを多くの人々に訴えていくことを 目的に海浜の清掃活動を実施した。	141人	6/19
鶴見区花と緑のまちづくり推進事業	鶴見区緑化推進員との協同により、区役所玄関前花壇の整備を 実施した。	延べ12人	6/1~ 7/31
西区民による種から育てる 花と緑のまちづくり推進事業	グリーンコーディネーター、緑化リーダーを中心とした区民ボラン ティアによる西区役所前中央分離帯の花壇「西区民ガーデン」の 整備を実施した。	—	通年
「環境月間」一斉清掃 環境美化運動の実施 「わた」の苗の配付	城東区地域女性団体協議会会員による歩道の清掃を実施した。 平野区の花「わた」の栽培を通じ、区の花に親しんでいただくこと も、花と緑豊かなまちづくりを行った。	500人	6/1 6/1
ポスター、立看板等による啓発	市関係庁舎、市広報板、地下鉄駅構内等に環境月間の周知、自 動車公害防止対策等に関するポスター等を掲出した。	—	6月中

資料 9-2-1 大阪環境産業振興センター（おおさかATCグリーンエコプラザ）の概要

【全体の概要】	① 場 所	大阪市住之江区南港北2丁目1-10 ATCビル 1TM棟11階西側
	② 面 積	4,500㎡
	③ 設置者	アジア太平洋トレードセンター株式会社（ATC）、大阪市
【施設の特徴】	① ・エコビジネス支援ゾーン ・海外エコビジネスゾーン ・産学官連携ビジネスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中堅・ベンチャー企業を中心に、環境ビジネスをめぐる今日的課題に取り組んでいる実際例の展示・紹介</li> <li>・外国の環境ビジネスへの取り組みや企業の具体的な商品の紹介</li> <li>・大学や企業・行政が交流、連携、協働を図れるように環境問題に取り組む各大学・企業・団体を紹介</li> </ul>
	② エネルギーゾーン	・風力、太陽光発電など新エネルギーに関する設備などの展示、紹介
	③ 循環型社会形成ビジネスゾーン・3R促進啓発事例展示コーナー	・循環型社会形成に向けた3R(Reduce, Reuse, Recycle) 促進のためのさまざまな環境技術を展示・提案
	④ 環境・CSR報告書ゾーン・エコマークゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業約200社の環境・CSR報告書を展示し企業の自主環境管理導入に必要な情報を紹介</li> <li>・(財)日本環境協会の協力によりエコマーク認定商品を幅広く展示、あわせてエコマークの商品類型や認定基準等を紹介</li> </ul>
	⑤ 環境・CSR経営ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CSR経営に関する企業の取り組みを紹介</li> <li>・電気自動車や天然ガス自動車及び、その燃料供給施設等、クリーンエネルギー自動車に関する展示</li> </ul>
	⑥ コミュニケーションゾーン	・企業展やセミナーの開催
【事業概要】 (平成17年度)	・入場者数	222,559人（うち団体見学者 344団体 9,988人）
	・出展者状況	ブース出展 72社、86ブース、エコマークゾーン50社
	・環境セミナー等の実施状況	<p>① 各種説明会、イベント等 「エコマーク土木製品説明会」、「グリーン購入法説明会」、「親子環境教室」等 計23件 参加者 24,334人</p> <p>② 環境セミナー 「エコビジネスセミナー」「エコデザインセミナー」「環境経営体験講座シリーズ」等 計53回 参加者 3,859人</p>

1 計画の趣旨

(1) 背景

- ・「環境基本条例」（平成7年3月制定）の基本理念
- ・「環境基本計画」（平成8年8月策定）の基本方針（協働）
- ・「地球環境を守る身近な行動指針（0-加ゾエダ 21 おおさか）」（平成7年5月策定）

(2) 目的

大阪市の事務事業を環境に配慮したものとし、「エコオフィス」の実現をめざす。

(3) 計画期間

平成9年度から平成17年度

2 計画の内容

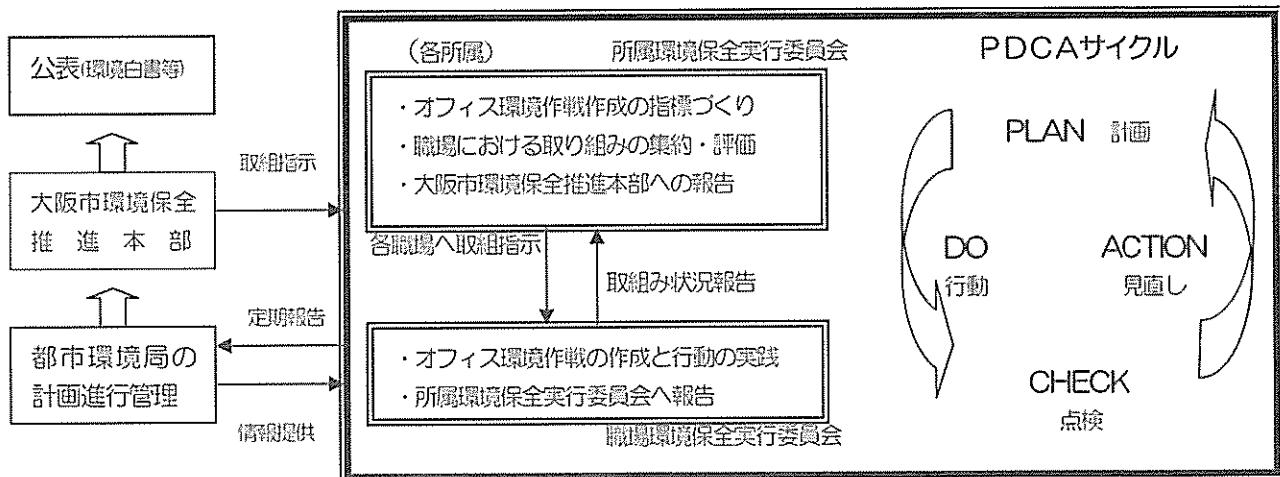
市民・企業に率先して市内における環境保全行動を推進させるための行動指針及び行動目標を定めたもの

◇ 主な行動指針と目標

<p>○温室効果ガスの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> </ul> <p>⇒照明用電気使用量を平成17年度において8%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン等の排出に伴う温室効果ガスの排出抑制</li> </ul> <p>⇒ハイドロフルオロカーボンの排出抑制</p>	<p>○環境配慮商品の利用と購入促進（グリーン購入）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生紙の使用促進</li> </ul> <p>⇒コピー用紙は、平成17年度までにすべての職場において、古紙配合率100%、白色度70%以下の再生紙を使用</p> <p>⇒印刷物の発注は、古紙配合率の高い、白色度の低い再生紙を使用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務用品等のグリーン購入の促進</li> </ul> <p>⇒事務用品の購入は、「環境配慮製品リスト」等を参考にし、購入するほか、エコマーク、グリーンマーク等環境ラベル事業の対象製品を積極的に選択</p>
<p>○資源の節約</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・用紙類の使用量の抑制</li> </ul> <p>⇒コピー用紙使用量を平成17年度において平成11年度実績から5%以上削減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・物品等の長期使用</li> <li>・水利用の合理化推進</li> </ul> <p>⇒上水使用量を平成17年度において平成10年度の実績から増加させない。</p>	<p>○自動車の適正利用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車への低公害車等の計画的導入</li> <li>・公用車等の利用の適正化</li> </ul>
<p>○廃棄物の減量・再使用・リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の減量</li> </ul> <p>⇒庁舎から排出される廃棄物量を平成17年度において平成10年度の排出実績に比べ9%以上減量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・分別リサイクルの推進</li> </ul> <p>⇒庁舎から排出される再生可能な紙ごみのリサイクル率を平成17年度において50%以上確保</p>	<p>○環境保全意識の高揚</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境に関する研修及び啓発情報の提供</li> </ul> <p>⇒職員に環境保全意識の向上を図るため、平成17年度までに全職員を対象とした環境保全に関する研修を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実効ある環境保全行動の推進</li> </ul>

3 計画の推進

- ① 各所属において所属環境保全実行委員会の設置
- ② 各所属における環境に配慮した職場の取組をまとめた職場単位の実行計画の作成及びその実践並びに点検、評価
- ③ 大阪市環境保全推進本部において点検、評価、公表



資料9-2-3 大阪市市内環境保全行動計画(エコオフィス21)の行動目標達成状況

項目	単位	平成16年度		平成17年度		目標値21取組み再構築にかかる目標(平成17年度まで)
		実績値	増減(%)	実績値	増減(%)	
電気使用量	kWh/年	42,704,106	10.4%(前年比)	43,733,037	2.4%(前年比)	電気使用量の抑制に努める
コピー用紙使用量(A4換算)	枚/年	157,451,059	44.6%	169,481,715	55.7%	平成11年度実績(108,860千枚)を基準に5%削減
コピー用紙の古紙配合率100%の所属数	所属	48/49(98%)	—	49/49(100%)	—	全ての所属で古紙配合率100%
コピー用紙の白色度70%以下の所属数	所属	48/49(98%)	—	49/49(100%)	—	全所属で白色度70%以下
上水使用量	m <sup>3</sup> /年	274,648	△26.2%	272,510	△26.8%	平成10年度実績(372,204m <sup>3</sup> )を基準に増加させない
低公害車等の導入台数	低公害車・LEV-6	2,398	—	2,623	—	公用車の低公害車化を推進
			—		—	
公用車燃料使用量	kl/年(ガソリン)	242.1	△21.3%(前年比)	239.1	△1.2%(前年比)	ガソリン使用量の抑制に努める

照明用電気 使用量削減	平成16年度	消灯対象の電気使用量 (目標△8%)	394,803kwh (△8.7%)
		4,528,617kwh	
	平成17年度	消灯対象の電気使用量 (目標△8%)	411,668kwh (△8.7%)
		4,706,014kwh	

注・上記の各使用量は、事業所の値を含まない。また、上水使用量について、テナントビルで実績数値の把握が不可能な所属は除く。

- ・照明用電気使用量は、昼休みの消灯電力量と消灯実績(行動率)から算出。
- ・低公害車：天然ガス自動車・電気自動車・ハイブリッド自動車  
LEV-6：京阪神6府県市指定低排出ガス車



資料10-1-1 大阪府環境影響評価条例・大阪府環境影響評価法の対象事業等一覧表

事業の種類	内容	大阪府環境影響評価条例対象事業	大阪府環境影響評価法対象事業	環境影響評価法第一種事業	同第二種事業
道路	高速道路の新設・改築(車線増)	全事業(阪神高速、自動車専用道路を含む)	同	全事業(普通道路は4車線以上、自動車専用道路は2車線以上)	同
鉄道又は軌道	一般道路の新設・改築(車線増)	4車線以上かつ3km以上	同	国道 4車線以上かつ10km以上 2車線以上かつ20km以上	4車線以上かつ7.5km以上10km未満 2車線以上かつ15km以上20km未満
飛行機	鉄道等の建設・改良	区間の長さ3km以上	同	新幹線(現行路線含む)：全事業	7.5km以上、10km未満
発電	飛行機などの設置・変更	全事業	同	普通鉄道(軌道)：2,500m以上	1,875m以上2,500m未満
廃棄物処理施設	電気工作物の設置・増設	水力 15,000kW以上 火力(地熱利用を除く) 20,000kW以上 火力(地熱利用) 7,500kW以上	同	消走路長 22,500kW以上 30,000kW以上 火力(地熱利用を除く) 150,000kW以上 火力(地熱利用) 10,000kW以上	22,500kW以上、30,000kW未満 112,500kW以上150,000kW未満 7,500kW以上、10,000kW未満
下水道処理施設	一般廃棄物又は産業廃棄物処理施設の設置・増設	ごみ処理施設 100t/日以上 し尿処理施設 100kL/日以上 産業廃棄物処理施設 100t/日以上 汚泥、腐敗、廃アルカリを処理する産業廃棄物処理施設は、パーサー一定格能力の量油装置4kL/日以上	同	ごみ処理施設 100t/日以上 ごみ処理施設(焼却以外) 200t/日以上 し尿処理施設 同 産業廃棄物処理施設 同	25ha以上、30ha未満
工場又は事業場	工場又は事業場の新設・増設	最終処分場 10ha以上 計画処理人口 5万人以上	同	最終処分場 同 計画処理人口 10万人以上	同
大規模建築物	建築物の新築	延べ面積10万㎡以上かつ高さ150m以上	同	同	同
駐車場	駐車場、自動車の新設・増設	同時駐車能力 1,000台以上	同	同	同
レクリエーション施設	ゴルフ場、遊園地等の新設・増設	施行区域面積 30ha以上	同	同	同
地下利用施設	地下利用に係る施設の建設・増設	地表下20m以上の部分の容積50万m <sup>3</sup> 以上	同	同	同
公有水面の埋立て	埋立て及び干拓	施行区域面積 15ha以上	同	同	同
土地区画整理事業	土地区画整理事業	施行区域面積 50ha以上	同	同	同
鉄道業務用地造成事業	鉄道業務用地造成事業	施行区域面積 10ha以上	同	同	同
開発行為	前号以外の開発行為	50ha以上	同	同	同
土石、砂利の採取	岩石、土又は砂利の採取	採掘面積 20ha以上	同	同	同
工業団地造成	工業団地造成事業	施行区域面積 10ha以上	同	同	同
埋立	埋立・埋込み面積	埋立・埋込み面積 100ha以上	同	同	同
ダム	ダム、運の新築・改築	同	同	同	同
湖沼水位調整施設・放水路の新築	湖沼水位調整施設・放水路の新築	同	同	同	同
発生土の処分事業	発生土の処分・発生土による土地造成	同	同	同	同

資料10-2-1 大阪市環境影響評価専門委員会に諮問した事業等一覧表

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
昭59	南港発電所建設事業	発電所 (火力：出力180万kW)	59.4.18	59.9.7	府要綱 (市長意見 59.10.6)
	住之江ごみ焼却場建設事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力600ト/日)	59.9.7	60.1.23	都市計画 (市決定)
60	大阪湾圏域広域処理場整備事業 (大阪基地)	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 泉大津沖埋立面積 203ha 大阪基地取扱可能廃棄物量12,000ト/日	60.5.29	60.9.20	府要綱 (市長意見 60.9.30)
	淀川左岸線建設事業(Ⅰ期)	道路 (区間の長さ5.7km)	60.12.27	61.5.13	都市計画 (知事決定)
	大阪市高速電気軌道第7号線 京橋～鶴見緑地間建設事業	軌道 (区間の長さ5.6km)	61.2.24	61.5.13	都市計画 (知事決定)
61	大阪港南港(北地区)埋立事業	公有水面の埋立て (面積67.1ha)	62.2.23	62.6.23	府・国要綱(運・建) (市長意見 62.6.30)
63	南港・港区連絡線建設事業	軌道 (区間の長さ3.6km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
	都市高速鉄道片福連絡線建設事業	鉄道 (区間の長さ11.1km)	63.8.17	63.11.1	都市計画 (知事決定)
平2	大阪市環境事業局 西淀工場建替事業	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力600ト/日)	2.4.23	2.11.6	府要綱 (市長意見 2.11.6)
	大阪都市計画都市高速鉄道 第7号線心斎橋～京橋間建設事業	軌道 (区間の長さ5.6km)	2.11.6	3.3.7	都市計画 (知事決定)
	舞洲スポーツアイランド計画	レクリエーション施設 (面積130ha)	4.6.11	4.11.27	府要綱 (市長意見 4.12.15)
4	淀川左岸線建設事業(Ⅱ期)	道路 (区間の長さ4.3km)	4.10.26	6.7.21	都市計画 (知事決定)
6	此花西部臨海地区 土地区画整理事業	土地区画整理事業 (面積156ha)	6.6.13	6.10.4	都市計画 (知事決定)
	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設 (ごみ焼却場：処理能力1,200ト/日)	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
7	舞洲工場建設計画	工場	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
	大阪都市計画下水道 舞洲スラッジセンター建設計画	(最大排出ガス量55,000m <sup>3</sup> N/時)	8.3.27	8.8.6	都市計画 (市決定)
8	舞洲ヘリポート(仮称) 建設事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	8.4.24	8.8.6	市要綱
9	中山共同発電株式会社 発電施設計画(仮称)	発電所 (火力：出力14.9万kW)	9.4.23	9.7.15	市要綱

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
10	大阪外環状線（都島～久宝寺）	鉄道	10.4.30	10.7.16	市要綱
	鉄道建設事業	（区間の長さ 14.9km）			一部都市計画(知事決定)
	ユニバーサル・スタジアム（USJ）建設事業	クリエーション施設・駐車場 面積 54ha 同時駐車能力 約4,000台	10.4.30	10.7.16	市要綱
	大阪都市計画ごみ焼却場	廃棄物処理施設	10.4.30	10.7.16	都市計画
	平野ごみ焼却場	（ごみ焼却場：処理能力 900ト/日） 飛行場			（市決定） 府要綱
	関西国際空港2期事業	（滑走路1本 4,000m）	10.4.30	10.8.27	（市長意見 10.9.9）
	西島エネルギーセンター	発電所	10.7.16	10.10.13	市要綱
	電力卸供給事業	（火力：出力 14.99万kW）			
	大阪都市計画都市高速鉄道	軌道	11.1.18	11.2.19	都市計画
	第8号線（井高野～今里）	（区間の長さ 12km）			（知事決定）
	（仮称）難波再開発A-1地区	駐車場	11.1.18	11.4.23	市要綱
	建設事業	（同時駐車能力 1,350台）			
	大阪港新島地区埋立事業及び	公有水面の埋立て・廃棄物処理施設 埋立面積 205ha	11.1.18	11.5.28	市要綱
	大阪沖埋立処分場建設事業	うち廃棄物処分場 95ha			
	南港東地区（木材整理場）	公有水面の埋立て	11.1.18	11.5.28	市要綱
	埋立事業	（埋立面積 25ha） 大規模建築物			
中之島3丁目共同開発（仮称）	高さ 約 195m 延べ面積 約 256,000㎡	11.2.19	11.7.2	市要綱・市条例	
ユニバーサル・スタジアム（USJ）	クリエーション施設・駐車場 面積 54ha	11.11.1	11.12.28	市条例	
建設事業（残土搬出関連）	同時駐車能力 約4,000台			〔環境影響評価準備書〕	
（仮称）NHK大阪新放送会館	飛行場	11.11.1	11.12.28	市条例	
11	屋上ヘリポート設置事業	（陸上ヘリポート）			〔環境影響評価方法書〕
	北港テクノポート線建設事業	鉄道	11.12.28	12.3.3	市条例
	大阪都市計画下水道	（区間の長さ 7.3km） 下水道終末処理場			〔環境影響評価方法書〕 市条例
	夢洲下水処理場	（計画処理人口約84,000人）	12.3.3	12.4.7	（都市計画：市決定） 〔環境影響評価方法書〕

年度	事業名	規模等	諮問	答申	備考
12	(仮称)NHK大阪新放送会館	飛行場	12.8.10	12.10.2	市条例
	屋上ヘリポート設置事業	(陸上ヘリポート)			[環境影響評価準備書]
	大阪都市計画都市高速鉄道 北港テクノポート線	鉄道 (区間の長さ7.3km)	12.8.10	12.10.27	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
	大阪外環状線(新大阪~都島)	鉄道			府条例 (市長意見13.3.5) [環境影響評価方法書]
13	鉄道建設事業 大阪都市計画下水道	(区間の長さ約5.4km) 下水道終末処理場	13.8.22	13.11.9	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
	夢洲下水処理場	(計画処理人口約84,000人)			
	(仮称)廃プラスチック 再商品化事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大148.8ト/日)	14.1.21	14.2.28	市条例 [環境影響評価方法書] 14.11.26事業廃止届
	大阪都市計画都市高速鉄道 西大阪延伸線	鉄道 (区間の長さ3.4km)			市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価方法書]
	大阪外環状線(新大阪~都島)	鉄道	14.1.21	14.6.3	府条例 (市長意見14.6.14) [環境影響評価準備書]
	鉄道建設事業 大阪都市計画都市高速鉄道	(区間の長さ約5.4km) 鉄道			市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
14	西大阪延伸線	(区間の長さ3.4km)	14.8.6	14.10.2	市条例 (都市計画:市決定) [環境影響評価準備書]
	阿倍野地区第二種市街地再開発事業	駐車場			市条例
	A2棟建設事業	(同時駐車能力1,900台)	14.12.5	14.12.26	[環境影響評価方法書]
16	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見 ショッピングセンター建設事業	駐車場 (同時駐車能力約3,000台)	16.9.9	16.10.28	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称)ホームセンタームサシ 鶴浜店建設事業	駐車場 (同時駐車能力約3,300台)			市条例 [環境影響評価方法書]
	大阪府警察本部ヘリポート(仮称) 設置事業	飛行場 (陸上ヘリポート)	16.10.28	16.12.27	市条例 [環境影響評価方法書]
	(仮称)中山エコメルトリサイクル事業	廃棄物処理施設 (処理量:最大850トン/日)			市条例 [環境影響評価方法書]
	梅田阪急ビル建替事業	大規模建築物 高さ約187m 延べ面積約254,400㎡	16.12.27	17.2.10	市条例 [環境影響評価方法書]
	17	(仮称)ダイヤモンドシティ鶴見 ショッピングセンター建設事業	駐車場 (同時駐車能力約2,180台)	17.6.23	17.8.31
大阪府警察本部ヘリポート(仮称) 設置事業		飛行場 (陸上ヘリポート)	市条例 [環境影響評価準備書]		
梅田阪急ビル建替事業		大規模建築物 高さ約187m 延べ面積約254,400㎡	17.8.31	17.11.17	市条例 [環境影響評価準備書]

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
大規模建築物に係る事前協議件数	137	124	81	104	110
建築審査会に係る事前協議件数(注1)	46	40	34	38	42
建築基準法第48条許可に係る事前協議件数(注2)	3	2	2	1	0
地区計画等に係る事前協議件数(注3)	3	2	4	12	18
合 計	189	168	121	155	170

都市環境局調

(注1)建築審査会とは、建築基準法の施行に関する重要事項を調査審議する機関であり、審査会の同意案件中環境面について協議した件数

(注2)建築基準法第48条許可とは、用途地域別に定める工作物制限の例外許可であり、環境面について協議した件数

(注3)地区計画等とは、地区計画または再開発地区計画の区域内における建築物の容積率の緩和であり、地区計画等認定連絡協議会の協議案件で環境面について協議した件数

## 市域の概況

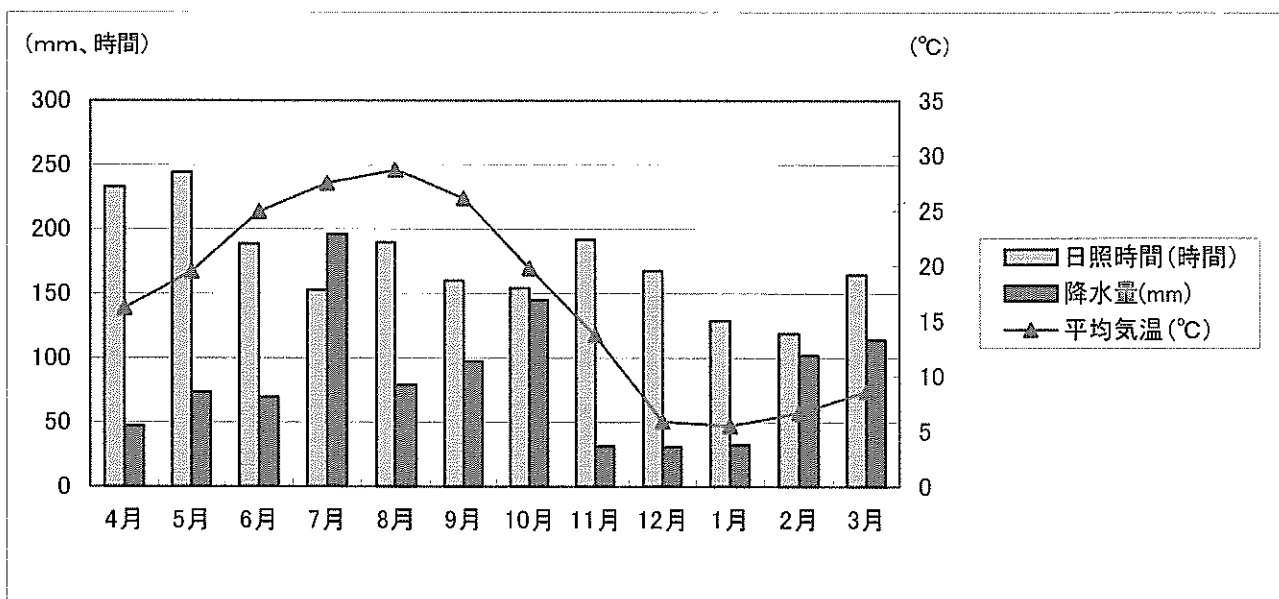
大阪市は、東西19.5km、南北20.2kmで面積は221.96km<sup>2</sup>あり、東経135度23分から135度36分、北緯34度35分から34度46分に位置します。

西は大阪湾に面し、南は大和川で堺、松原市につつき、北は神崎川を隔てて尼崎、豊中、吹田、摂津の各市に連なり、東は守口、門真、大東、東大阪、八尾の諸市に接しており、大阪平野の要地を占め、海陸交通の要衝をなしています。

市の中央部から東よりに、南北に縦貫する上町台地は、南北9km東西2kmにわたる台地で、東側にゆるく、西側に急傾斜をなしているため、東部は概して高く、西に行くにしたがって次第に低くなり、やがて海に連なっています。市街はおおむね海拔3m前後の土地が大部分を占めています。

また、大小幾多の河川が市内を縦横に貫流していますが、その根源をなす淀川は琵琶湖に源を発し、宇治川、桂川、木津川の三川が合流して水量がきわめて豊かです。

## 1. 大阪の気象の概況（平成17年度）



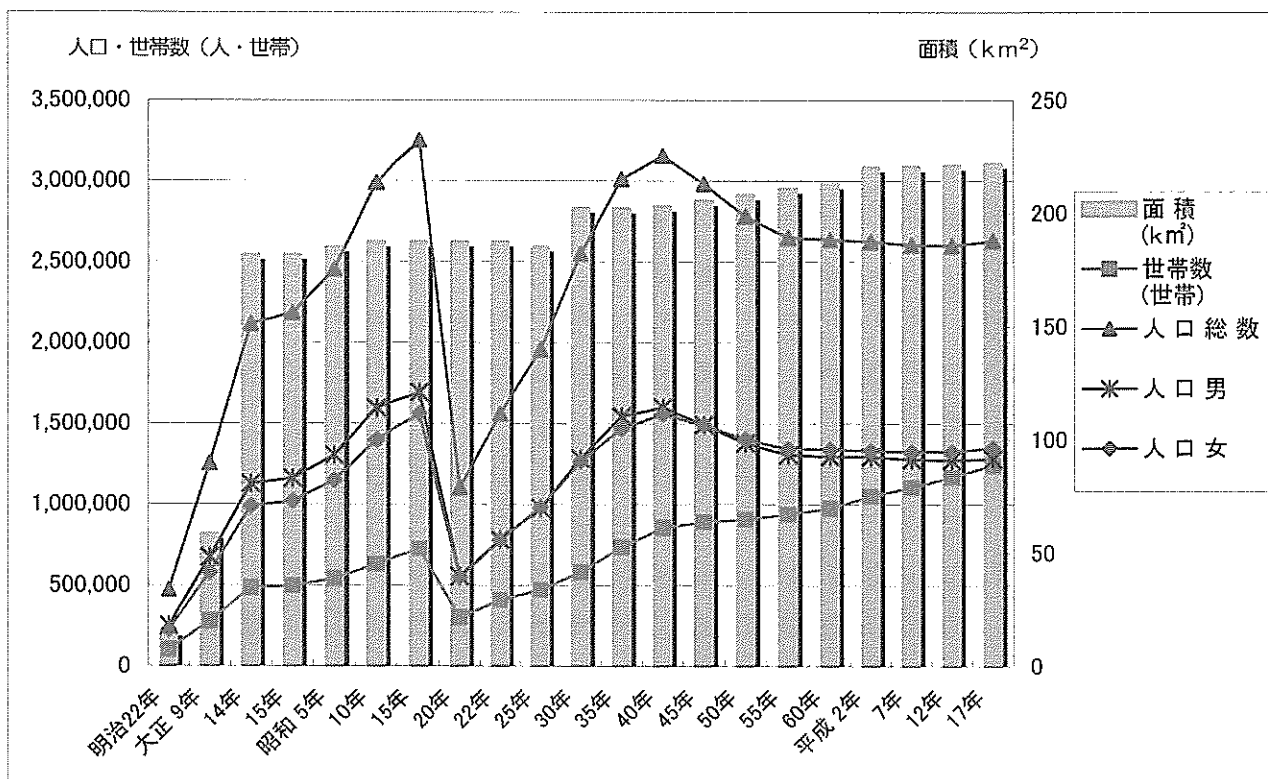
(注) 大阪管区気象台調べ

(平成17年度)

年平均気温 16.9°C  
 年間降水量 1018.5mm  
 年間日照時間 2093.5時間

## 2. 大阪市の人口

### 人口、世帯数の推移



(注) ・人口は国勢調査結果（平成17年度は速報値）  
 （但し、明治22年は4月1日市制実施公簿調査結果、昭和20年は11月1日人口調査結果）  
 ・面積は国土地理院の公表値

・ 昼間流動人口の推移 (国勢調査結果)

		昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年
常住人口	総数	3,011,563	3,156,222	2,980,487	2,778,987	2,648,180	2,636,249	2,623,801	2,602,421	2,598,774
	就業者	1,439,158	1,601,253	1,510,895	1,351,396	1,298,054	1,310,666	1,345,405	1,336,176	1,231,235
	通学者	143,316	215,872	528,484	508,910	518,850	479,342	412,940	361,248	323,133
流入人口	総数	590,126	882,227	1,079,684	1,216,440	1,246,746	1,339,987	1,481,750	1,496,230	1,333,131
	就業者	547,392	805,294	991,427	1,126,294	1,144,024	1,218,548	1,330,279	1,363,043	1,231,282
	通学者	42,734	76,933	88,257	90,146	102,722	121,439	151,471	133,187	101,849
流出人口	総数	106,119	176,076	205,702	221,093	241,521	259,430	285,078	289,513	264,111
	就業者	78,931	116,805	144,718	154,973	176,003	197,353	220,350	227,511	210,749
	通学者	27,188	59,271	60,984	66,120	65,518	62,077	64,728	62,002	53,362
昼間人口	総数	3,495,570	3,862,373	3,854,469	3,774,334	3,650,644	3,714,244	3,800,461	3,803,203	3,664,414
	就業者	1,907,619	2,289,742	2,357,604	2,322,717	2,266,075	2,331,861	2,455,334	2,471,708	2,251,768
	通学者	158,862	233,534	555,757	532,936	556,054	538,704	499,683	432,433	371,620
昼間人口比率		116.1	122.4	129.3	135.8	138.0	141.0	146.0	146.5	141.2

- (注) 1. 昭和35年、40年の通学者は、15歳未満を含まない。  
 2. 昼夜間人口比率は、常住人口100人当たりの昼間人口である。  
 3. 「常住人口」欄の人口は確定数である。なお、昭和55年以降の昼間人口及び昼夜間人口の計算の基礎となる常住人口は年齢不詳を除いた人口を使用しており、平成12年では259万5394人である。

3. 区別面積

(単位: km<sup>2</sup>)

区名	面積	区名	面積	区名	面積
北	10.33	天王寺	4.80	城東	8.42
都島	6.05	浪速	4.37	鶴見	8.16
福島	4.67	西淀川	14.23	阿倍野	5.99
此花	16.04	淀川	12.64	住之江	20.77
中央	8.88	東淀川	13.26	住吉	9.34
西	5.20	東成	4.55	東住吉	9.75
港	7.90	生野	8.38	平野	15.30
大正	9.43	旭	6.30	西成	7.35

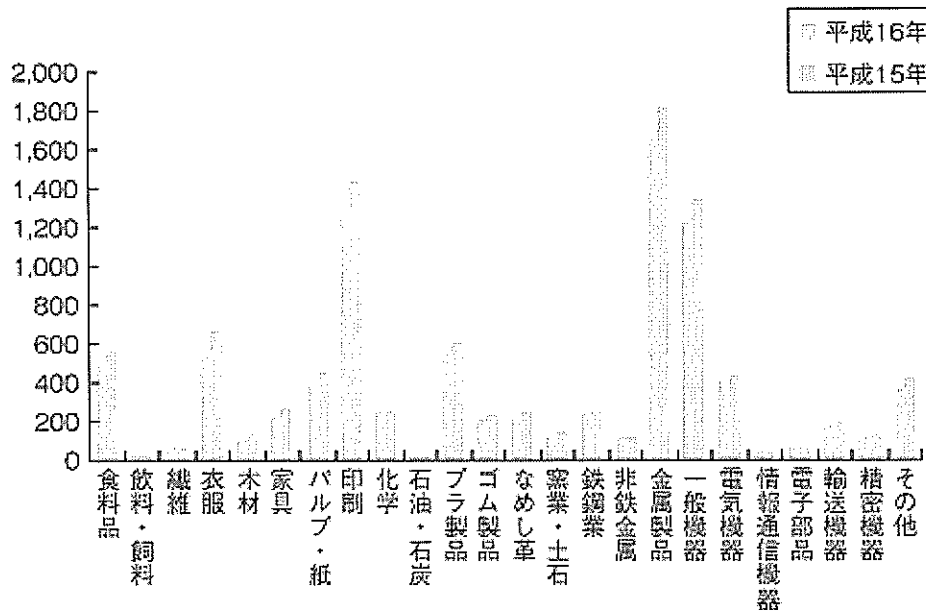
合計面積: 222.11km<sup>2</sup>

(注) 面積は、平成17年10月1日現在(国土地理院発表)。ただし、淀川区の面積は豊中市との合算値として発表されているため、昭和62年の当該区市の面積比で按分した数値を用いた。

4. 産業の動向 工業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

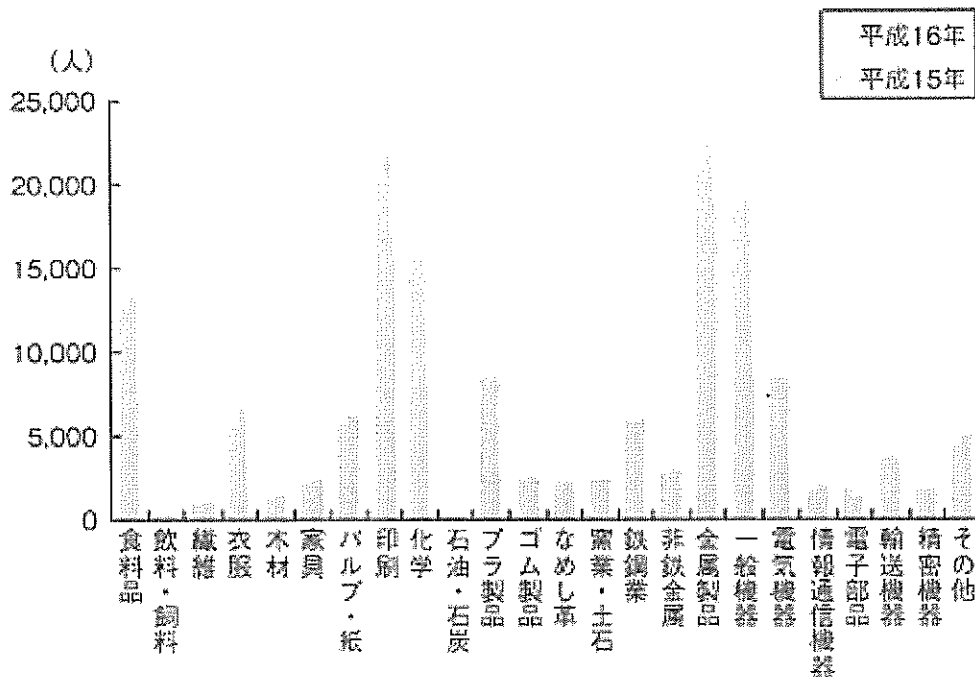
・ 産業分類別事業所数（4人以上）

金属製品が1,649事業所で全体の18.8%を占め最も多く、次いで印刷が1,274事業所（構成比14.5%）、一般機器が1,208事業所（同13.8%）となっています。この3業種で全体の約半数（47.1%）を占めています。



・ 産業分類別従業者数（4人以上）

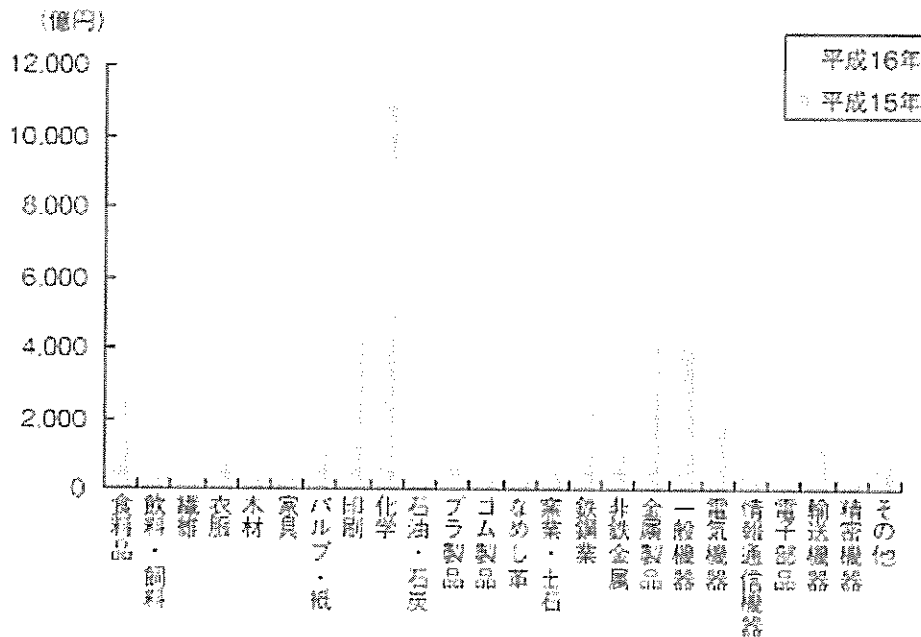
金属製品が2万1032人で全体の14.0%を占め最も多く、次いで印刷2万420人（構成比13.6%）、一般機器が1万8495人（同12.3%）となっています。





・ 産業分類別製造品出荷額等（4人以上）

化学が1兆1043億円で全体の26.7%を占め最も多く、次いで印刷が4339億円（構成比10.5%）、一般機器が4144億円（同10.0%）となっており、この3業種で全体の約半数（同47.2%）を占めています。



・ 商業統計調査結果（大阪市計画調整局調）

業種別	商業事業所数（事業所）			従業員数（人）			年間販売額（億円）		
	平成14年	平成16年	増減	平成14年	平成16年	増減	平成14年	平成16年	増減
卸売業計	26,251	25,228	△1,023	355,338	318,395	△36,943	440,948	411,100	△29,848
小売業計	36,558	34,707	△1,851	215,433	204,338	△11,095	45,243	45,420	177
合計	62,809	59,935	△2,874	570,771	522,733	△48,038	486,191	456,521	△29,670

注）平成16年は簡易調査

## 5. 河川・道路

・大阪市内河川（平成18年3月末現在）

	河川数	延長 (km)
一級河川	(25) 25	(138.7) 138.7
二級河川	(0) 0	(0) 0
準用河川	(4) 4	(5.0) 5.0
普通河川	(4) 4	(2.3) 2.3
合計	(33) 33	(146.0) 146.0

- (注) 1. 河川には、港湾法に基づく運河等は含まれていない。  
2. ( ) は、平成17年3月末現在  
3. 大阪市建設局調

・大阪市内道路（平成18年4月1日現在）

	路線数	延長 (km)	面積 (km <sup>2</sup> )
国道	(13) 13	(114.9) 109.8	(3.38) 3.38
府道	(28) 28	(183.0) 183.2	(4.00) 4.00
市道	(11,739) 11,802	(3,582.3) 3,592.4	(30.82) 30.95
合計	(11,780) 11,843	(3,880.2) 3,885.4	(38.20) 38.33

- (注) 1. 阪神高速道路及び近畿自動車道を含まない。  
2. ( ) は、平成17年4月1日現在  
3. 大阪市建設局調

## 6. 資源消費

・電力供給状況

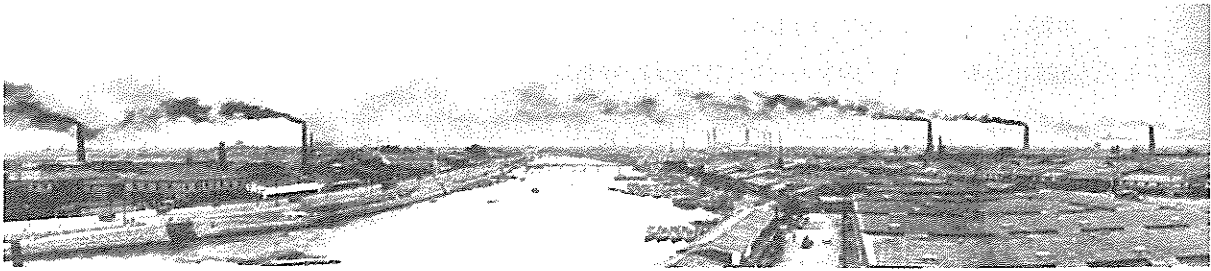
年 度	契約口数	消費電力量 (MWh)
平成12年	222,767	16,619,020
平成13年	220,979	16,388,077
平成14年	218,729	9,571,147
平成15年	215,914	9,431,357
平成16年	213,878	7,233,655

- (注) 資料：関西電力㈱
1. 契約口数・kW数は年度末現在、使用電力量は年度中の累計である。
  2. 平成14年度以降の総数に特定規模需要は含まない。  
特定規模需要とは、特高受電（20kV以上）の需要をいう。

・ガス供給状況

年 度	供給戸数	需要量 (単位：1,000m <sup>3</sup> )		
		総 数	家庭用	業務用
平成12年	1,223,894	1,505,074	417,202	1,087,872
平成13年	1,235,659	1,474,004	405,779	1,068,225
平成14年	1,243,039	1,560,391	415,757	1,144,634
平成15年	1,249,955	1,570,849	415,715	1,155,134
平成16年	1,256,581	1,606,778	404,196	1,202,581

- (注) 資料：大阪ガス㈱
1. 供給戸数は年度末の調定件数、需要量は年度中の使用量である。
  2. 新熱量計算に基づき平成10年度から遡及した。



## ◆ 環境行政の推移

### 1. 本市の公害行政（戦前・戦後から昭和50年代まで）

本市における公害問題は、紡績工場のばい煙問題にさかのぼり、その対策として明治29年に制定された「製造場取締規則」（府令）において、わが国で初めて公害という用語が使われました。

市域拡張以後、工業化が進んだ結果、昭和2年に「煤煙防止調査委員会」を発足させ、煙害の被害調査、ばい煙防止取締り等の研究調査を実施し、昭和7年、わが国最初の「煤煙防止規則」（府令）が公布されました。

第2次世界大戦後、産業活動が活発化するのに伴い、昭和25年には「大阪府事業場公害防止条例」が施行され、さらに、昭和33年には「煤煙防止月間」を設け、スモッグ対策を大阪府、堺市等の隣接都市と協調しながら進めてきました。この頃、交通騒音を主眼とした「町を静かに」のキャンペーン活動が市民運動にまで展開され、大きな成果を収めました。また、昭和34年には本市独自の「地盤沈下防止条例」を制定し、地下水採取規制に努めてきました。一方、昭和35年には「大阪市ばい煙防止会連合会」（現・大阪市都市環境協議会連合会）が設立され、事業者の自主的なばい煙防止活動の推進が図られることとなりました。

昭和37年には、市長の諮問機関として、学識経験者などからなる「大阪市公害対策審議会」（現・大阪市環境審議会）を発足させました。同審議会は昭和40年に、大気汚染物質（亜硫酸ガス、浮遊ばいじん、降下ばいじん）に関して、わが国初の環境管理基準を答申するなど、以後、本市の公害行政にとって重要な役割を果たしていくこととなります。

一方、昭和20年代後半から、昭和30年代にかけて、水俣病などに代表される深刻な公害被害が続出し、昭和42年の「公害対策基本法」制定を始めとし、昭和45年のいわゆる「公害国会」を経て、わが国の公害関係諸法の整備拡充が図られていきました。

この間、本市においては、大気環境を常時監視するため昭和40年に大気モニタリングステーションを設置し、昭和45年6月に大気汚染対策を中心とした西淀川区緊急対策・公害特別機動隊を発足させるなど、監視及び規制指導体制の強化を図ってきました。

こうした組織・機構の整備とあわせ、昭和46年8月に、硫酸化合物対策を中心とした「大気汚染防止計画基本構想（クリーンエアプラン '71）」を策定し、さらに昭和48年11月には自動車排出ガス対策を含めた総合的な「クリーンエアプラン '73」に改定整備しました。

また、自動車排出ガス問題については、昭和43年に大阪府、大阪府警察本部、大阪陸運局（現・近畿陸運局）、関係民間団体とともに「大阪自動車排出ガス対策推進会議」（現・大阪自動車公害対策推進会議）を発足させました。当推進会議は、今日では自動車公害問題全般にわたり活動を行っています。

一方、水質汚濁防止対策では、昭和48年3月に、下水道整備と河川の浄化及び環境改善を目標とした「水質汚濁防止対策（クリーンウォータープラン）」を策定し、昭和49年6月、庁内に「大阪市河川浄化対策本部」を設置し、河川浄化対策を協力を推進してきました。

その他、昭和42年から公害防止設備資金融資制度（現・環境保全設備資金融資制度）を設け、公害防止設備の設置、改善を進めてきたほか、昭和44年から公害防止事業団事業等を活用して、公害発生源工場の移転・集約化事業を促進するとともに、その跡地を公園等の公共の用に供するなど、公害防止の推進と生活環境の改善に努めてきました。

昭和50年代に入ると、都市化・産業化が年々進展していく中で、人々の生活様式の向上に伴い、公害問題はさらに複雑・多様化していきました。

本市においては、工場・事業場等に対する徹底した規制・指導と、自動車交通公害に関する諸問題を中心に取組を進め、昭和59年1月、これまでの対策を継承しつつ、長期的な観点から健康で快適な都市環境の創造に向けた「大阪市大気環境保全基本計画（ニュークリーンエアプラン）」を策定しました。

河川浄化対策については、ほぼ初期の目標を達成するまでになりましたが、寝屋川水系で上流域を含めてなお対策を強化する必要があり、昭和58年5月「大阪市水域環境保全基本計画（クリーンウォータープラン'83）」を策定しました。

## 2. 公害行政から環境行政へ（昭和60年以降）

昭和50年代においては、大阪市を含む大都市で二酸化窒素による大気汚染が依然として環境基準未達成の状況であったことから、昭和60年12月、国は「大都市地域における窒素酸化物対策の中期展望」を発表しました。

本市においては、ニュークリーンエアプランに基づき、昭和60年4月に固定発生源に係る窒素酸化物対策として「大阪市窒素酸化物対策指導要領」を策定する一方で移動発生源対策を強化するため、平成元年2月に「大阪市自動車公害防止計画」を策定しました。

さらに、これまでの計画を包括する一方、快適な環境を求める市民意識の向上等の状況に伴い、従来の規制型の公害行政から、未然防止・予防型の環境行政へ、さらには良好、快適な環境を創造していくために、中長期的視野にたって、地域の望ましい環境のあり方及びその実現にむけた環境分野の総合的な計画として、平成3年7月に「大阪市環境管理計画（EPOC21）」を策定しました。

EPOC21では、浮遊粒子状物質対策について、平成元年に大阪市公害対策審議会から答申された「浮遊粒子状物質対策のあり方について」を受け、SPMの目標値を設定するなど種々の発生源対策を推進してきました。

また、移動発生源対策としては、幹線道路沿道の環境を保全するため、低公害車の普及拡大を目的として、平成3年8月に設立した「大阪低公害自動車コミュニティシステム事業推進協議会」を中心に、天然ガス自動車、電気自動車等の普及に努めるとともに、平成2年4月から毎月20日をノーマイカーデーとしました。

さらに、二酸化窒素による大気汚染状況の顕著な改善がみられないことから、二酸化窒素濃度が比較的高くなりやすい冬季に重点をおいた季節大気汚染対策を実施することとし、昭和63年から、特に濃度が

高くなる12月を「大気汚染防止推進月間」と定め、工場・事業場に対する燃焼管理の徹底、ビル等暖房温度の低めの設定、自動車公害対策として自動車運行の自粛などの呼びかけ等を国・府と連携して実施することとしました。

また、悪臭対策としては、昭和48年8月の悪臭防止法の施行以降、特定悪臭物質について、本市の規制基準を設定し、工場等の規制指導を実施してきましたが、特定悪臭物質の規制のみでは解決されない問題に対応するため、昭和61年4月「大阪市悪臭防止指導要綱」を施行し、人の嗅覚を利用した官能試験法を導入しました。

このほか、昭和62年3月に、今後の総合的な環境施策の推進を支援するため「環境データ処理システム」を導入しました。

### 3. 環境行政の展開

本市では、平成2年3月に「大阪市環境保全基金」を創設する一方、環境教育を総合的・体系的に推進していくため、平成3年7月に「大阪市環境教育基本方針」を策定し、市民の環境学習や実践活動へのきめ細かな相談・支援をおこなうための施設として、平成4年10月に「大阪市市民環境学習ルーム」を開設しました。また、平成9年4月には、環境学習の拠点施設として「大阪市立環境学習センター（愛称：生き生き地球館）」を鶴見緑地公園内に開設し、さらに平成10年6月に同センター隣接地に自然体験観察園を開園するとともに、平成11年2月には、同センターに環境情報提供システムを導入して環境学習のための情報提供を行うなど、内容の充実を図っています。

国際環境技術協力では、国際協力事業団（JICA、現・国際協力機構）に協力し、平成元年度から大気汚染対策コース等を実施し、研修員の受け入れを行っています。また、平成6年4月には、「国連環境計画（UNEP）国際環境技術センター」が鶴見緑地公園内に開設されました。このセンターを支援することを目的として、平成4年1月、大阪府、経済界とともに「(財)地球環境センター（GEC）」を設立し、開発途上国への適正な環境技術の移転等について、国際協力を推進しています。

平成5年11月には、国において従来の公害対策基本法に代え環境基本法が制定され、平成6年12月には「環境基本計画」が閣議決定されるなど、地球環境時代にふさわしい、わが国の環境政策について長期的かつ包括的な指針が示されたことから、本市においても平成6年8月大阪市環境審議会に対し環境基本条例のあり方について諮問を行い、平成7年3月に環境行政の指針となる「大阪市環境基本条例」を制定しました。この環境基本条例の理念を実現するためには、市民・企業・行政が一体となって環境保全のための行動を進め、地球環境保全を積極的に推進する必要があることから、同年5月、その行動指針・行動目標を定めた「地球環境を守る身近な行動指針（ローカルアジェンダ21おおさか）」を策定しました。

その後、平成11年4月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、平成14年1月に「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制の取組みを進めるとともに、市民・事業者・行政が協働して市域の温暖化対策を推進するため、平成14年8月に「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。

平成7年7月には、「大阪市環境影響評価要綱」を策定し、大規模な事業の実施にあたり、環境に及ぼす影響について事前の調査、予測、評価等を行うための手続き等を定めましたが、平成9年6月に「環境

影響評価法」が制定されことに伴い、大阪市環境影響評価要綱と環境影響評価法の手続きとの整合を図るため、平成 11 年 6 月に「大阪市環境影響評価条例」を施行しました。また、平成 7 年 7 月には「大阪市自動車公害防止計画」を改定し、自動車による窒素酸化物対策のより一層の具体化と粒子状物質対策の推進、騒音・振動対策等総合的な対策を実施してきましたが、低公害車・低排出ガス車の大量普及や大型ディーゼル車対策などの重点施策を強力に推進するため、平成 14 年 1 月に新たな「大阪市自動車公害防止計画」を策定しました。

平成 8 年 8 月には、大阪市環境基本条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策の基本方針を定めた「大阪市環境基本計画」を策定し、環境施策を推進してきました。しかし、ヒートアイランド現象、土壌汚染等、今日の多様化する環境問題に的確に対応するため、平成 15 年 2 月に同計画を改定した「第Ⅱ期大阪市環境基本計画」を策定し、総合的・計画的に環境施策を推進しています。

市内の取組みとしては、平成 9 年 5 月に行政自ら率先して環境保全行動を推進するため「大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス 21）」を策定し、職員一人ひとりが具体的な環境保全行動に取り組むとともに、市役所本庁舎をはじめとする本市施設において順次環境マネジメントシステムの構築を図り、ISO14001 規格の認証取得を進めています。

また、環境への負荷の少ない物品等の調達の推進を通じて、循環型社会の形成に寄与するために、平成 14 年 4 月に「大阪市グリーン調達方針」を定めて、グリーン調達を推進しています。

市民の健康を守るうえで全力を挙げて取り組むべき課題のダイオキシン類対策については、平成 10 年 8 月に「大阪市ダイオキシン類対策方針」を、同年 10 月に「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」を策定しました。また、平成 12 年 1 月のダイオキシン類対策特別措置法の施行に伴い、本市方針・指針を見直し、排出基準の遵守や適正な維持管理等さらなる発生源対策を推進しています。

平成 11 年 5 月には、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくために「大阪市水環境計画」を策定しました。

平成 12 年 6 月には、従来的大量生産、大量消費、大量廃棄の社会構造を変革するため、廃棄物やリサイクルに関する一連の法律が整備されました。こうした循環型社会の形成に寄与する環境ビジネスの育成・振興の拠点として大阪環境産業振興センター（ATCグリーンエコプラザ）を開設しました。

また、工場跡地の再開発等に伴い判明する土壌汚染に対応するため、平成 15 年 2 月に「土壌汚染対策法」が施行されたことを受け、本市においても同法に基づく規制・指導を実施するとともに、土壌汚染関連情報の整備など各種の取り組みを進めています。

平成 14 年度には、大阪市の関係各局が連携して「大阪市ヒートアイランド対策推進連絡会」を設置し、ヒートアイランド対策に取り組んでいます。また、平成 17 年 3 月に、総合的かつ効果的に施策を推進するための方向性を示した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を策定しました。この計画では、屋上緑化や保水性舗装などの施策に加えて、省エネルギー運動の推進など、市民や事業者の皆様との協働による対策も包含しており、これらを総合的に実施するモデル事業についても推進していきます。このモデル事業は、平成 17 年度より西区南堀江地域において、「大阪市ヒートアイランド対策モデル事業」として開始しており、市民や企業等と協力して、植栽や保水性舗装などの整備や打ち水の普及啓発などを実施し、その効果を検証していきます。

◆ 大阪市環境関連事業予算

(1) 局 別

(単位：千円)

局 名	当 初 予 算 額		備 考
	平成17年度	平成18年度	
健 康 福 祉 局	13,825,717	13,037,012	
都 市 環 境 局	14,894,355	18,270,803	
環 境 事 業 局	12,772,096	13,475,204	
建 設 局	5,753,400	4,427,000	
ゆとりとみどり振興局	7,798,412	7,295,783	
教育委員会事務局	240,319	70,224	
計 画 調 整 局	52,136	52,138	
経 済 局	197,208	180,208	
水 道 局	2,127,439	1,173,916	
港 湾 局	9,834,482	8,952,221	
交 通 局	551,220	515,760	
	68,046,784	67,450,269	

◆ 大阪市環境関連事業予算

(2) 事業別明細

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	17年度 当初予算	18年度 当初予算
第1 快適			
第1章 都市環境の保全			
第1節 大気環境	悪臭防止・窒素酸化物対策 大気汚染対策 下水処理場施設の覆蓋・脱臭設備	202,551 15,037 424,000	193,420 36,074 888,000
第2節 自動車公害対策	自動車排ガス対策・交通騒音対策 ごみ収集車等への低公害車両導入 市バスへの低公害車両導入（CNG・ハイブリッド） 低公害車両導入 路上駐車対策、ノーマイカーデーの推進に係る広報啓発活動	677,960 274,890 551,220 38,640 23,136	650,072 314,496 515,760 118,476 23,638
第3節 水環境	河川水面浮遊ごみ等の除去 下水高度処理の推進等 工場排水規制等 大阪港港湾区域の底質汚染物質監視 汚泥の除去対策 港湾水面清掃等 淀川水質汚濁防止連絡協議会等負担金 水質汚濁対策	404,772 8,904,000 257,068 5,150 120,000 84,732 2,077 7,423	400,561 11,850,000 206,297 4,890 110,000 77,331 2,115 11,886
第4節 地盤環境	地盤沈下対策 工業用水道事業の建設改良費 土壌汚染対策事業費	23,950 349,532 10,408	4,975 923,498 10,392
第5節 化学物質	有害大気汚染物質対策	69,717	67,396
第6節 騒音・振動	工場・事業場・建設作業等の騒音・振動対策 航空機騒音対策	7,324 239,723	6,619 268,211
第7節 環境監視・情報システム	大気汚染常時監視、大気汚染調査、水質汚濁常時監視、 公害検査事業費、環境データ処理システム運用費	376,100	321,588
第9節 環境保全設備資金融資	環境保全設備資金融資	91,637	73,073
第10節 公害健康被害の救済 と健康被害予防事業	認定更新・医療費等の補償給付 リハビリテーション事業・転地療養事業等 健康診査事業・機能訓練事業等 健康影響調査	13,716,572 19,826 88,864 455	12,922,608 20,790 87,818 5,796
小 計		26,986,764	30,115,780

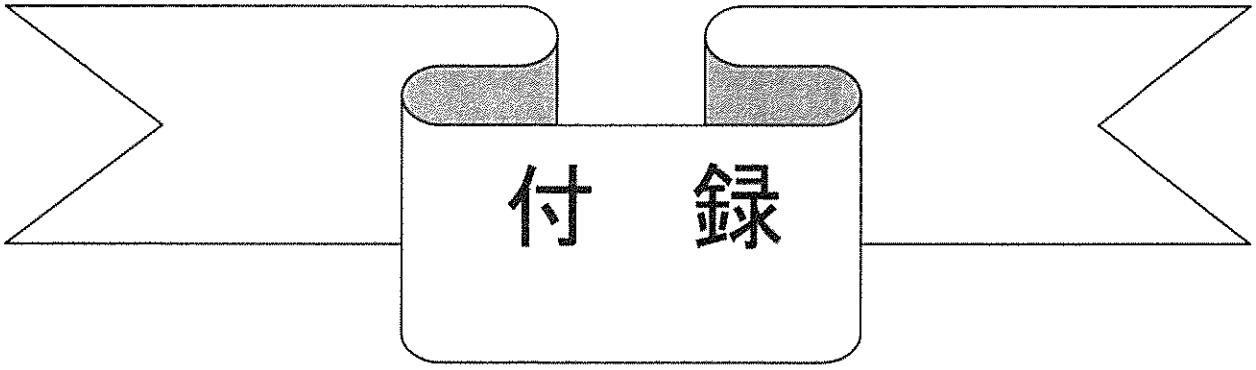


(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	17年度 当初予算	18年度 当初予算
第2章 快適な都市環境の創造			
第1節 ヒートアイランド対策の推進	保水性舗装の実施 ヒートアイランドモニタリング調査 ヒートアイランド対策モデル事業	600,000 5,511 16,000	262,000 4,451 6,000
第2節 花・緑、水辺空間	住区墓幹公園等整備 グリーナリー大阪2005事業 学校緑化（芝生化含む） 中央突堤緑地整備 除草剤を使用しない公園管理の推進 河川公園整備 矢倉緑地（親水公園）の整備等 道頓堀川の水辺整備 城北川の改修 淀川河川敷及び周辺除草	6,553,312 510,160 68,590 22,000 84,000 263,687 187,692 1,213,000 1,198,000 278	5,974,372 475,819 66,900 27,000 70,000 266,173 184,631 1,160,000 1,115,000 294
第3節 都市景観	都市景観形成の推進（大阪都市景観建築賞等） 中央公会堂保存・活用 御堂筋彫刻ストリート 電線類の地中化 まち美化啓発活動の推進	22,000 167,783 7,000 2,742,400 53,155	23,000 150,093 5,500 1,890,000 52,634
第4節 歴史遺産と自然環境	難波宮跡の整備 泉布観地区の整備	33,061 1,000	31,195 700
第2 地球環境			
第1章 地球環境の保全			
第2節 地球温暖化対策	大阪市地球温暖化対策地域推進計画の展開 地球温暖化防止事業者対策推進マニュアル策定調査 大阪省エネラベルキャンペーン実行委員会	136 578 0	634 0 50
第3節 オゾン層保護の取組	大阪府フロン対策協議会会費 フロン回収破壊法関係事業	100 742	0 493
第2章 環境国際交流・協力			
第1節 国際機関等との連携	(財)地球環境センターの活動支援 国際環境自治体協議会会費	178,961 840	158,540 840
第2節 途上国・地域との交流	上海市との都市友好交流 ニューアース2005への出展	3,541 12,000	2,858 0
小 計		13,945,527	11,929,177

(単位：千円)

項 目	主 要 事 業	17年度 当初予算	18年度 当初予算
第3 循 環			
第1章 エネルギー利用			
	ESCO事業手法の導入による省エネルギーの推進	1,200	0
第2章 資源利用			
	緑のリサイクル	160,000	142,000
	下水処理場における汚泥溶融炉の建設等	3,069,000	3,144,000
	浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの処分	204,768	178,081
	脱水ケーキの有効利用	27,899	23,000
	浄水場の汚泥処理に伴い発生するスラッジの減量	1,490,399	0
	新たな建設副産物リサイクル手法の構築	8,333	0
第3章 廃棄物対策			
	ごみ焼却工場の整備補修、夢洲廃棄物埋立処分地の造成	8,938,865	9,607,798
	産業廃棄物対策	26,858	35,626
	新人工島の整備	2,331,000	2,901,000
	大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設負担	7,345,196	5,937,122
	ペットボトルの分別回収等	2,908,532	2,881,221
第4 協 働			
第1章 環境コミュニケーション の推進			
	青少年活動促進事業（環境保護実践講座）	150	0
	自然史博物館での普及啓発活動	1,841	1,772
	学校における環境教育の推進	955	852
	地域環境啓発事業の実施	6,000	3,800
	環境月間等における環境保全啓発事業	1,943	808
	環境学習センターの運営	224,634	180,797
	自然体験観察園の維持管理	8,596	8,215
	夏休み親子ごみ処理施設見学会	280	210
	ごみ問題啓発作文・ポスターの募集	357	227
	生活環境学習会	3,500	0
	環境白書等の発行	3,166	3,066
	水道教室	8,652	32,000
第2章 すべての主体の環境保全行動 の展開			
	中小企業のISO取得の推進（9001を含む）	60,000	45,000
	「大阪市市内環境保全行動計画（エコオフィス21）」の推進	230	187
	ISO14001 認証取得事業	3,896	2,514
	ISO14001 の推進	7,652	5,617
	ATCグリーンエコプラザ運営	250,123	250,012
	市民環境調査隊の実施	2,300	2,300
	環境基本計画関連施策進行管理報告	203	1,073
	なにわエコライフ認定事業	4,677	4,383
	なにわエコ会議の運営支援	3,678	3,523
第3章 環境配慮の推進			
	環境影響評価制度の適切な運用	9,610	9,108
小 計		27,114,493	25,405,312



付 録



(付 録 目 次)

1. 大阪市環境基本条例	103
2. 大阪市自動車公害防止計画	105
3. 大阪市水環境計画の概要	108
4. 大阪市ヒートアイランド対策推進計画の概要	110
5. 大阪市緑の基本計画の概要	111
6. 大阪市景観計画の概要	111
7. 大阪市一般廃棄物処理基本計画の概要	112
8. 環境基準及び規制基準等	113
1. 大気汚染に係る環境基準	113
2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準	114
3. 規制対象となるVOC排出施設及び排出基準	115
4. 大阪市アスベスト対策基本方針	115
5. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準	117
(1) 人の健康の保護に関する環境基準	117
(2) 生活環境の保全に関する環境基準	118
(3) 底質の暫定除去基準	120
(4) 法令による排水規制基準	120
(5) 下水道法等の排水規制	121
(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み	122
6. 地下水の水質汚濁に係る環境基準	122
7. 騒音に係る環境基準	123
8. 自動車騒音の限度(要請限度)	124
9. 航空機騒音に係る環境基準	124
10. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	124
11. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について	125
12. 道路交通振動の限度(要請限度)	125
13. 騒音・振動に係る規制基準等	125
(1) 工場・事業場に係る規制基準	125
(2) 特定建設作業に係る規制基準	126
(3) 深夜における音響機器の使用時間制限	126
(4) 深夜における営業等の制限	126
(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準	126
14. 悪臭に係る規制基準	127
15. 土壌汚染対策法の対象物質と基準	128
16. 土壌汚染対策法の概要	129
17. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ(大阪府生活環境の保全等に関する条例)	129
18. ダイオキシン類対策特別措置法の概要	130
19. 化学物質の排出量の把握などの措置(PRTR)の実施の手順	131
20. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領(抄)	131
21. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準(抄)	131
9. 大阪市環境審議会	132
10. 大阪市環境保全推進本部	135
11. 大阪市環境関係課・所	136
12. 環境関係協議会等一覧表	138
13. 年 表	142



# 1. 大阪市環境基本条例

平成7年3月16日  
大阪府条例第24号

## 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等（第7条～第9条）
- 第3章 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条～第24条）
- 第4章 地球環境保全の推進のための施策（第25条～第26条）
- 附則

大阪府は、豊かな自然の恵みをうけ、また、この地で生活し、活動する人々の努力により、発展を続けてきた。しかし、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みが、資源やエネルギーを大量に消費し、この都市の環境に多大の影響を与え、さらに私たちの生活そのものを脅かす要因を生み出している。今日の環境問題が、地球の環境にとどまらず、地球規模の広がりをみせ、ますます複雑、多様化する中で、これまで以上に環境への十分な配慮を基本とした都市づくりを、総合的に推進していくことが、私たちに強く求められている。

すべての市民は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な都市の環境を享受する権利を有するとともに、このかたがえのない都市の環境を未来の市民に引き継いでいくために行動する義務を有している。大阪府は、この都市に集う人々の協働により、良好な都市の環境をまもり、つくりだし、地球環境の保全に貢献していくために、市民の協働として、ここに、この条例を制定するものである。

## 第1章 総則（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の義務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。  
(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、

人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気中の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化するものを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（建築物の耐震のための土地の硬弱によるものを除く。）及び悪臭によるもの、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。

## （基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2. 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

3. 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。

4. 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

## （本市の義務）

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関し、本市の区域の自然的社会的条件に即した基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する義務を有する。

## （事業者の義務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する義務を有する。

## （市民の義務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努め、環境の保全及び創造に協力するよう自ら活動するとともに、本市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する義務を有する。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本方針等

### （施策の策定等に係る基本方針）

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本として、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 公害の防止
- (2) 電波、光害による環境の保全上の支障の防止
- (3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保
- (4) 本市の区域の自然的社会的条件に即した緑地、水辺地等における多様な自然環境の体系的保全
- (5) 地域の特色を生かした良好な景観の形成並びに歴史的文化的遺産の保存及び活用による快適な都市空間の創造





第26条 本市は、地球環境保全に関する調査研究、環境の状況の監視、規制及び制度を行い、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力の推進)

第26条 本市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と協力し、環境の保全に関する情報の収集及び提供並びに技術の蓄積及び活用により、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

## 2. 大阪市自動車公害防止計画

### (1) 経過

大阪府においては、平成7年に改定した「大阪市自動車公害防止計画」以下「前計画」という。)に基つき、様々な自動車公害対策を進めてきた。自動車排出ガス対策については、平成12年度末までに自動車からの窒素酸化物排出量を5,000トン年に削減し、幹線道路沿道において二酸化窒素に係る環境基準を概ね達成することを目標に、低公害車の普及促進をはじめとした諸施策に取り組んできた。

しかし、自動車からの窒素酸化物排出量は減少してきたものの、平成12年度中に5,000トン・年まで削減させることは困難な状況となった。また、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準の達成状況も、依然として厳しい状況が続いている。前計画の目標が達成できなかった大きな要因としては、NOx排出量が多くそのほとんどがディーゼル車である普通貨物車に関して、走行量が増加していること、車輪の高齢化や車両の大型化が進み排出ガス規制の効果が軽減されていること、また、低公害車については、価格・需要・エコステーション整備に関する三すくみの現状があり、普及が進んでいないことなどがある。

一方、自動車騒音については、前計画において早期の環境基準の達成が困難であることから、要請限度を下回ることを当面の目標として、自動車単体規制などの発生源対策の充実・強化を図り強く要望するとともに、騒音壁の設置や低騒音請求の取組などの道路構造対策等を推進してきた。しかし、未だ要請限度を超過している地点があり、依然として厳しい状況にある。

騒音に係る環境基準については、平成11年に改正された新たな評価方法(動的評価)に基づき達成状況の把握等を行うこととなっているが、本市においても平成13年度に構築した「騒音評価システム」を有効に活用することにより、基準超過の要因を精査・分析し、今後より一層、実効性のある自動車騒音対策を講じていく必要がある。

また、振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度であることを目標としており、本市が実施した測定結果では要請限度を超える事例はないが、大型車の走行に対する苦情が発生している実態があり、問題の解決を図っていく必要がある。

このような状況の中、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、実効性のある自動車排出ガス対策を早急に推進し、大気環境の改善を図ることが緊急の課題であることから、平成12年10月、大阪府環境審議会に「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」の諮問を行い、平成13年8月に答申を受けた。

また、騒音振動に係る問題解決のためにも、今後の自動車公害対策の総合的な指針として、平成14年1月に新たな「大阪市自動車公害防止計画」を策定した。

### (2) 計画の目標

・自動車が生じたる原因となっている二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による大気汚染や騒音・振動について、以下のとおり目標を定める。

○大気質

二酸化窒素については、平成17年度までできる限り早期に、自動車からの窒素酸化物排出量を、前計画の目標であった5,000トン・年まで削減するとともに、平成22年度末には、幹線道路沿道の

(単位：トン/年)

平成10年度排出量			6,960
対 策	内 容	削 減 量	
単体規制・車種規制	長期規制・新短期規制の実施 自動車NOx・PM法に基づく規制の実施	1,130	
低公害車・低排出ガスの 大量普及	低公害車 25,000台 低排出ガス車 125,000台	260	
その他	事業者への指導 交通流の円滑化 等	570	
削減量合計			1,960
目標排出量			5,000

(注) ティーゼルトラック・バス等に係る長期規制・新短期規制については、発走行時における効果を30%と見込み、削減量を算出している。

平成22年度に向けての数値目標については、今後、毎年行っていく本計画の進行管理の中で、単体規制の効果を見極めるとともに、各種施策の進捗状況を踏まえて、改めて検討を行う。

② 重点対策

- 低公害車・低排出ガスの大量普及  
低公害車等の普及促進は、市民・事業者の環境改善に対する意識の高まりにもつながることから、中心的施策として推進する。
- 従来の助成制度を見直し、国等の補助制度を最大限活用して、より利用しやすい助成制度を創設・実施するとともに、低公害車等の利用コスト軽減に向けた働きかけを進める。
- 事業者に対し、低公害車等の導入計画の策定・報告等を指導することにより、計画的な普及を図る。
- エコステーションの建設支援を行うとともに、広域的な整備が進むよう努める。
- 低公害車等を用いて物品等の配送を行うグリーン配送を推進する。また、中小事業者に対する支援措置として、低公害車等の共同利用や、従来車価格で利用できるリース制度などを創設し、その取り組みを促す。
- 公用車について、原則、全車を低公害車とすることを目標とし、率先導入に努める。
- 大型ティーゼル車対策  
普通貨物車等の大型ティーゼル車について重点的に対策を推進することは、大気環境の改善を図る上で大きな効果が得られ、また、近年ではティーゼル排気微粒子の健康影響が懸念されていることから、早急に対策を進める。
- 助成・融資の集中的な実施等により、低公害車等への代替を促進するとともに、低公害車等が開発されていない車種については、最新規制適合車への早期代替を図る。
- 後処理装置については、利用者が高くNOxとPMを同時に削減できる装置の開発を国やメーカーに働きかけ、実用化された場合はその普及を推進する。

二酸化窒素に係る環境保全目標の達成を図ることとする。  
浮遊粒子状物質については、工場等に対し、炭化水素類の排出抑制を指導するとともに、自動車対策として規制適合車への早期代替の推進や粒子状物質低減装置の普及促進などの対策を推進する。

大阪府環境保全目標(大気汚染)

項 目	環 境 保 全 目 標
二 酸 化 窒 素 (NO <sub>x</sub> )	1時間値の1日平均値0.06ppmを達成し、さらに、0.04ppmに向けて努力することとする。ただし、健康影響に関する研究の進展に対応し、大阪府環境審議会に諮るものとする。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

○騒音・振動

- 騒音については、平成22年度までに幹線道路沿道での環境保全目標の達成をめざす。また、平成17年度までに幹線道路沿道において要請限度を下回ることを目標とする。
- 振動については、大部分の地域住民が日常生活において支障がない程度とする。

(3) 自動車排ガス対策

① 基本方針

前計画においては、平成12年度末までに自動車からのNOx排出量を5,000トン/年に削減することを目標としていたが、その達成は困難な状況となった。その主な要因として、既に述べたとおり、普通貨物車の走行量が増加してきたこと、車齢の高齢化や車両の大型化により普通貨物車からのNOx排出量削減が進まなかったことや、低公害車の普及が低水準に止まったことが挙げられる。これを踏まえ、今後、本市では、次に掲げる重点施策を強力に推進するとともに、市民・事業者と協働して自動車排ガス問題の解決に取り組み。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 低公害車・低排出ガスの大量普及</li> <li>(2) 大型ティーゼル車対策</li> <li>(3) 人流対策・物流対策・交通流対策</li> <li>(4) 交通需要マネジメント(TDM)の推進</li> </ul> |
|--|

また、計画目標の達成に向け、当面、平成17年度までのできる限り早期に・自動車からのNOx排出量を年間5,000トンにまで削減するため、対策別の数値目標を以下に設定する。

・自動車NOx・PM法に係る特定地域外からの流入車について、京阪神六府県市自動車排出量削減協議会において広域的な対策を検討するとともに、低硫黄軽油の普及や固定発生源を含めた総合的な粒子状物質対策の推進を図る。

- 人混対策・物流対策・交通渋滞対策  
自動車利用の効率化により交通量を抑制するため、従来からの対策をより一層推進する。  
・人混対策としては、自動車から公共交通機関への移行を促すため、乗り継ぎの利便性向上などによるネットワークの有機的な増強や、ITSを活用した運行状況等の情報発信などを行うとともに、通勤交通対策や徒歩・自転車利用者の確保を推進する。

・物流対策については、事業者への指導に関し指導対象を拡大するほか、本市独自の新たな指導の展開を図る。また、物流の効率化を図るため、情報技術を活用し貨物自動車の効率的な運行が確保されるよう努めるとともに、運送事業者や荷主企業への要請活動を行う。

・交通渋滞対策については、ETCを活用した弾力的な料金体系のより一層の検討、具体化に向け取り組むとともに、交通管理システムの更なる高度化、ITSを活用した渋滞情報の発信などにより、良好な交通流が確保されるよう努める。また、路上駐車対策が強化に推進されるよう努めるとともに、局地汚染対策として、高濃度となる要因の把握とハード・ソフト両面からの総合的な対策を推進する。

- 交通需要マネジメント（TDM）の推進  
今後、道路等のインフラ整備を進めつつ、あわせて自動車交通の需要を調整する交通需要マネジメントの推進等を積極的に図ることにより、総合的な自動車交通施策を推進する。

#### (4) 自動車騒音・振動対策

##### 1. 基本方針

前計画では、騒音レベルを下回ることを当面の目標として諸対策を実施してきたが平成12年度末において未だ騒音限度を超える地域があり、依然厳しい状況にある。騒音対策の課題としては、特に騒音のレベルが高いディーゼル車の単体規制が遅れていること、道路構造対策としての低減効果が大きい低騒音舗装の敷設を講じていくことなどがあげられる。

環境省では騒音に係る環境基準を達成するために、平成12年4月に「道路交通騒音対策検討会」を設置し、平成12年8月に「道路交通騒音対策の充実強化について」の中間取りまとめを行っている。

この中で、道路交通騒音の状況としては、「軽年的に達成率は同水準で推移しており、改善の傾向は見られない」とし、単体規制、道路構造対策を強化したうえで、道路交通騒音対策の充実の方向を検討する観点として、①地保レベルにおける総合的かつ計画的な対策の実施、②治通対策の充実強化をあげている。

本市としては、本計画において、発生源対策のより一層の強化を旨に求めるとともに、道路構造対策を充実強化していくこととしているが、これらの対策によっても至難な場合は、治通対策をも視野に入れた諸対策を総合的に実施していくことにより、騒音公害の未然防止を図り、早期に要請限度を下回ることがもたらへん、幹線道路沿道における環境基準の達成をめざす。

#### 2. 重点施策

##### ● 発生源対策

● 単体規制の強化により騒音が低い最新規制適合車への代替を促進する。また、低公害車はディーゼル車に比べ騒音レベルが低いことから低公害車の普及促進を図っていく。

##### ● 道路構造対策

● 騒音対策は、敷設当初は3デシベル前後の低減効果があることから、今後とも計画的な敷設を行うとともに、高架道路では、より低減効果のある高機能な防音壁等の設置を図る。また、これらについては、他の道路管理者に対しても要望していく。

##### ● 道路沿道対策

● 発生源対策や道路構造対策等では、騒音の低減が困難な地域では、沿道土地利用の適正化・バリアの設置や沿道住宅の防音化等、治通対策を含めた総合的な対策を検討していく。

##### ● 道路交通振動対策

● 道路交通振動については、振動が日常生活に支障がないよう、本市の関係所管局において、道路面の良好な維持管理や振動に配慮した運転に努めるとともに、他の道路管理者や貨物自動車等の運行管理者に対し、協力を求めていく。

##### 3. 騒音評価システム

● 騒音に係る環境基準の達成状況を把握する評価システムを活用し、道路交通騒音対策の進行管理、優先的に対策を講ずるべき道路区間の抽出、市民・事業者への情報提供を図っていく。

#### (5) 市民・事業者との協働

● 自動車公害対策を推進していくためには、行政だけでなく、市民・事業者と協働して取り組んでいくことが重要である。

● 自動車による通勤や外出、身近な場所での必要物品の入手を促すことなど、利便性優先の現在の自動車に過剰に依存したライフスタイルを見つめ直し、環境に配慮した活動の実践がなされるよう、行政からの情報発信などの取り組みを通じて、市民・事業者との協働を実現していく。

##### 1. 行政、市民、事業者の役割

● 自動車公害問題は都市における市民・事業者の活動が密接に関わっており、市民・事業者も自動車を利用する立場からそれぞれの役割を明確にする必要がある。

##### 2. 情報の発信

● 市民、事業者の環境に対する意識の高まりを喚起するため、低公害車等の性能や購入時の助成制度、自動車排出ガスの影響、大気環境や騒音・振動の状況などに関する情報について積極的に発信する。

##### 3. 社会的なコンセンサスの形成と具体的な取り組み

● 社会全体として、自動車利用のあり方等についてコンセンサスを取得していくため、市民・事業者や各種団体と行政から構成される協議会等を設立して議論を重ねるとともに、市民・事業者の取り組みを促し、社会実践を含めた具体的な対策を進める。

#### (6) 計画の推進

##### 1. 対策の推進体制

● 本市として、全庁的な対策の推進を構築するとともに、大阪府や他の様々な行政機関による総合的な施策を実施するため、それぞれの役割と責任を明らかにし、より連携を深めて対策の効率的な

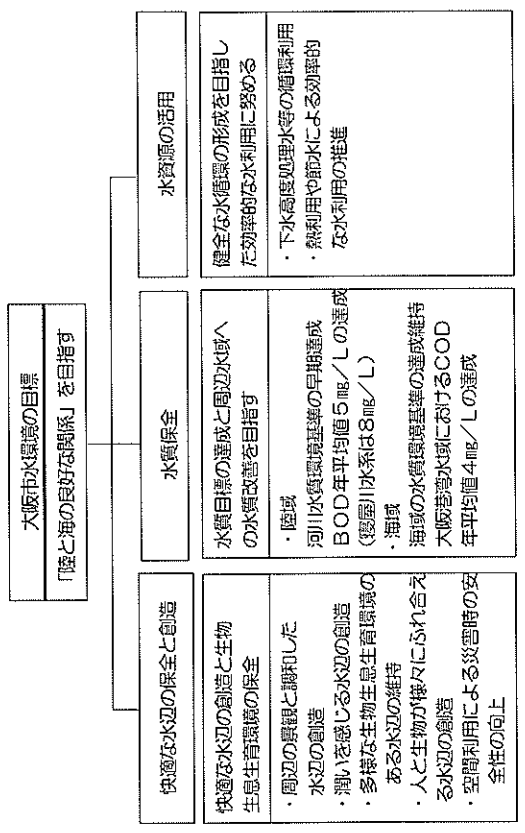
3. 「大阪市水環境計画」(平成11年5月策定)の概要

- 推進を図っていく。
- ② 計画の進行管理
    - 様々な施策を推進していくとともに、設定した施策別の数値目標の達成に向け、毎年、各施策の進捗状況の管理とその効果の評価を行い、施策の見直し、強化や新たな施策の検討を行う。
  - ③ 新たな施策の推進
    - 計画の進行管理の結果、施策の効果が上がらなると予測される場合には、地域の地域特性に合った経済的な措置や自動車や自動車の流入抑制対策等について、施策の新たな推進手法の検討を進める。
  - ④ 広域的な取り組み
    - 京阪神6府県市による低排出ガス車指定制度の運用やディーゼル車対策など、広域的な連携を一層密にし、対策に取り組む。
  - ⑤ 調査・研究の推進
    - 既存の技術や手法の活用に止まらず、新たな技術や手法を開発し効果的に活用していく。
    - また、今後必要になると考えられる施策や現在実施している施策の修正のため、情報の収集に努め、調査・研究を進める。

◎計画の構成とその概要

- 1 計画の基本的事項
  - (1) 計画の位置づけ
    - ・この計画は、水環境の保全と創造に資する各程の計画と連携し、大阪市環境基本計画の理念に基づき、快適な水辺の保全と創造、水質の保全、水資源の活用を進めていくための施策をまとめたものである。
    - ・環境基本計画の水分野の実施計画である。
  - (2) 目的
    - 大阪市内全域と地先海域を対象とし、大阪湾の水質環境基準の達成に寄与する。
  - (3) 計画の期間は2010年度までとする。
- 2 水環境の目標像
  - (1) 快適な水辺の保全と創造
    - 人と川・海、生物が様々な形でつながる水辺空間を創造するとともに、海域では、多様な生物が生息しやすい構造の護岸等を創造する。
  - (2) 水質の保全
    - ① 大阪市内の河川や湾湾域における水質保全目標(大阪市環境基本計画)の達成
    - ② 大阪湾の水質目標(環境基準)の達成
  - (3) 水資源の活用
    - 健全な水循環の形成を目指した効率的な水利用に努める

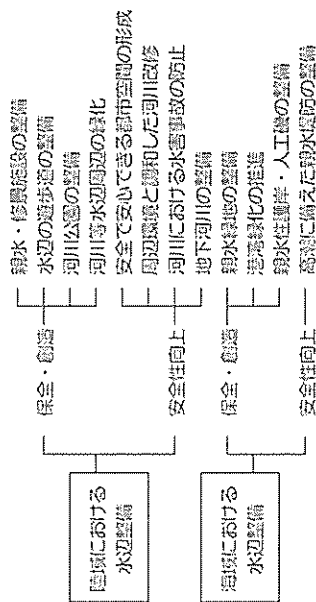
□計画の目標



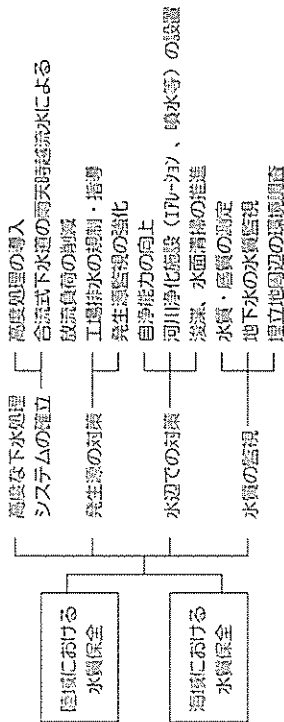
3. 目標達成のための施策展開

(1) 施策体系

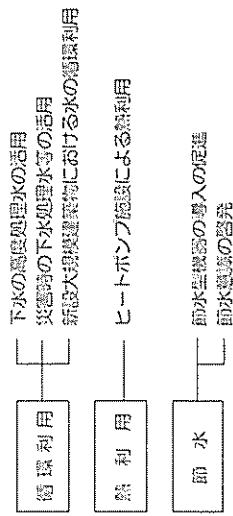
1. 快速な水辺空間の保全と創造



2. 水質の保全



3. 水資源の活用



4. 水環境の保全と創造への連携・参画
  - 市民への啓発、上流部などとの広域的な取組の推進
5. 水質保全に関する調査・研究

(2) 重点的な取り組みとして次の2事業を推進。

① 下水道中絶計画

- 平成22年度（2010年）を目標とする下水道計画による汚濁負荷量の削減
  - ・富栄養化の要因となる窒素30%、磷40%の排出負荷の削減を図る。
  - ・その他の項目
    - 平成7年度に比べて生物化学的酸素要求量（BOD）15%、浮遊物質量（SS）15%の排出負荷の削減を図る。
  - ・これらの目標を達成するため、「嫌気好気活性汚泥法」の拡充、「生物学的酸素除去法」「固体利用窒素除去法」の導入を推進する。
  - ・その他、合流式下水道の雨天時の水質改善措置として、「雨水貯留能力の増強」、「雨水時活性汚泥処理」等の対策を導入する。

② 下水道の高度処理計画

	平成7年度実績		平成22年度		将来計画	
	排出	負荷量	削減目標	目標水質	削減目標	目標水質
生物性酸素 (BOD)	19t/日		⇒15%	7mg/L	⇒10%*	5mg/L
化学性酸素 (COD)	29t/日		⇒15%	5mg/L		11mg/L
浮遊物質量 (SS)	13t/日		⇒30%	10mg/L		3mg/L
全窒素	34t/日		⇒40%	0.5mg/L		6.7mg/L
全磷	1.9t/日					0.49mg/L

(注) \* CODについては将来計画値

② エコポート事業

- ・大阪港における自然環境の保全や生態系との調和、快適空間の創出など、環境と共生する港湾の形成を目指して、平成9年6月に運輸省の「エコポートモデル港」の指定を受ける。
- ・大阪港の西側水線ゾーンに位置する豊洲の西側水線港を「エコポート事業」として、豊かな自然環境を創出するために海浜や干潟等の整備を進める。

4. 「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」(平成17年3月策定)の概要

近年、大阪地域では地球温暖化だけではなく、ヒートアイランド現象によって夏の暑さが増幅され、市民の生活環境が著しく損なわれています。

大阪府では、今後取り組むヒートアイランド対策の目標を設定するとともに、総合的かつ効果的に施策を推進するための方向性を示した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」を平成17年3月に策定しました。

1. 推進計画の基本的な考え方と対策

(1) 計画の基本的な考え方

- ① 施策を検証、改善しながら推進して行きます。
- ② この計画では気候の変動に配慮して10年間の移動平均値(気温、熱帯夜日数等)を検証の単位とします。
- ③ 概ね5年をめぐりに目標及び施策の見直しを実施します。

(2) 計画の目標

平成32年度(2020年度)までの15年間に、年平均気温の上昇傾向を抑え、熱帯夜日数の増加を食い止めることとする。

(3) 対策の基本的な考え方

- ① 大阪市の関連施策(「大阪市環境基本計画」、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」、「大阪市緑の基本計画」等)との連携を図ります。
- ② 効果を感じやすい数百m規模の「街区レベル」を中心に各種対策を推進します。
- ③ 4つの基本方針  
 ア 人工排熱の削減  
 ウ ライフスタイルの改善  
 イ 人工緑地の改善  
 エ 市民、事業者、環境NPO・NGOとの協働  
 を進める効果的な取組み方法(重点地区)の推進
- ④ 今後の研究成果を反映した施策の推進  
 今後の技術開発等により、新たにヒートアイランド対策に有効な技術が導入可能となれば、その普及方法を検討します。

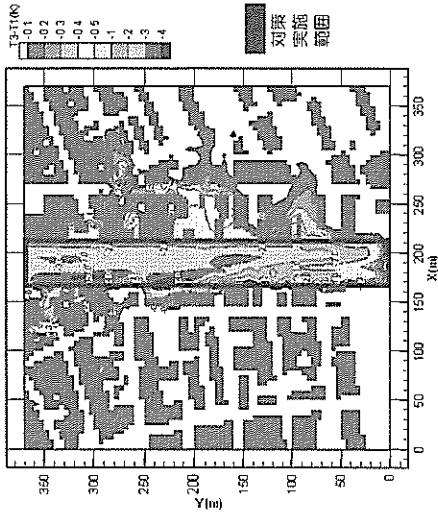
2. 区レベルでの対策効果のシミュレーション予測

街区において、緑地化や保水性舗装を行った場合の対策効果の予測を行いました。対策を実施した中央部分の西側に最大約4℃の気温低下が見られ、街区レベルでの対策効果が確認できました。

対策効果の予測結果

対策	気温差(℃) (通常舗装に比較して)
保水性舗装	最大 約-1℃
緑地+ 通常舗装	最大 約-3℃
緑地+ 保水性舗装	最大 約-4℃

緑地策(緑地+保水性舗装)と通常舗装の場合の気温差



3. 計画の推進

- (1) 計画の推進体制  
 大阪府環境保全推進本部を中心に、情報の共有化、推進状況の把握及び検証、重点的な対策の検討など、より効果的な対策の実施をめざして行きます。  
 また、近隣自治体との連携を強化し、市民、事業者等との協働を図って行きます。
- (2) モニタリング  
 大気汚染常時監視局に気象計測機器を設置するなど、ヒートアイランド観測網を構築し、計画の目標達成の評価、計画や施策の見直しのためのデータ充実を図ります。
- (3) 調査研究の推進  
 ヒートアイランド現象の把握や対策技術等に関する調査・研究を推進します。環境科学研究所や大阪市立大学などの研究機関を含む関係局等で相互に連携、協力して調査研究を進めます。また、民間等による調査も広く積極的に活用してまいります。

## 5. 大阪市緑の基本計画の概要

### ◎ 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地保全法に規定された「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、公園、遊路などの公共空間の緑や民有地の緑のほか、緑と一体となった水辺やオーフンスペースを対象とし、市民の緑化活動への支援などソフト施策も含めた都市の緑に関する長期的・総合的な計画である。

### ◎ 大阪市緑の基本計画』の概要

#### (1) 基本方針

##### 緑のまちをつくる

1. 安全・快適な都市生活をささえる緑の基盤をつくる（緑のハースエリアの整備）  
日常生活の中で身近に緑に接し、楽しむことができる豊かな生活環境の創造をめざす。
2. 大阪らしさを創出する緑の風景をつくる（緑のアイデンティションの整備）  
大阪らしい緑の風景・都市文化の醸成をめざす。
3. 気あふれるまちを創出する緑の拠点をつくる（緑の拠点の整備）  
大阪らしいまいまいとにぎわいのある緑の拠点を創出し、活気あふれるまちの創造へとつなげる。
4. 人と自然にやさしい緑のネットワークをつくる（緑の基幹ネットワークの整備）  
緑による大阪のまちの骨格を形成し、多様な生物の生息・移動空間を創出することで、わかりやすく、人にやさしい快適な都市環境の形成をはかる。

##### 緑のまちをほくくむ

1. 市民の都市緑化への参加気運をほくくむ  
緑に関するさまざまな情報の発信や緑とふれあう機会の提供、また、緑化知識や技術の普及に努め、市民の都市緑化への参加気運をほくくむ。
2. 市民・企業・行政が、それぞれが役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをほくくむ。  
市民・企業・行政が、それぞれが役割を認識し、協力しあってより豊かな緑のまちをほくくむ。

#### (2) 緑の抑案目標（計画目標年次…21世紀中葉）

- ◆ 都市公園等の整備目標
- 1. 都市公園等の市民1人あたり面積…7.0㎡
- ◆ 都市緑化の目標
- ① 樹木・樹林率…約15%  
（市域に占める樹木・樹林などの植栽で覆われた面積の割合）
- ② 自然面積…約30%  
（市域に占める樹木・樹林地、水面、草地などの面積の割合）

## 6. 大阪市景観計画の概要（平成18年2月17日策定、平成18年4月1日施行）

### ■ 景観計画の区域

大阪市の行政区域（地先公有水面を含む）

### ■ 良好な景観形成に関する方針

#### 1 景観形成の基本目標

大阪市の多様な景観特性を引き出し、発展させ、また新しい景観上の資産を創出することにより、「アメニティと美しさに誇りた大阪らしい都市景観をつくる」ことを基本的な目標とする。

#### 2 景観形成の基本方針

建築物等や公共施設のデザインの水準を高め、地域との調和性に配慮して整備することにより、「市域の景観の向上」を図るとともに、大阪市の地形やまちづくりで築いた資産を生かし、「地域の特性を生かした都市景観の形成」を進める。

#### 3 景観形成施策の方向

##### (1) 景観計画の充実

今後、地域の特性や市民等の主体的な景観形成の取り組みなどを反映していくよう、景観計画の区域を区分してきめ細かな景観形成の基準を定めるなど、景観計画の充実や詳細化を図る。

##### (2) 建築物等の誘導による良好な景観形成

建築物等について適切に説明・誘導を行うとともに、公共施設の整備に際しては地域における調和のとれた景観の形成や向上に努める。

##### (3) 景観上重要な構造物や樹木などの保全と活用

地域の景観上重要な構造物や樹木などについては、地域の特徴的な景観の核として保全・継承を図るとともに、その情報発信に努める。

##### (4) 市民・事業者・NPO等との連携・協働

景観法に基づく住民提案制度や景観協議会等の市民等が参画可能な制度も活用しながら、市民・事業者・NPO等との連携・協働による良好な景観形成を図る。

### ■ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

#### ■ 景観重要建築物及び景観重要樹木の指定方針

景観重要建築物及び景観重要樹木は、次に該当するものうち、地域の景観上重要と認められるものを系列に、所有者の意見を聴いて指定する。

#### 1 景観重要建築物

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた建築物
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている建築物

#### 2 景観重要樹木

- ① 歴史的又は文化的に価値が高いと認められた樹木
- ② 地域の景観を先導し又は継承し特徴づけている樹木

7 「大阪市 一般廃棄物処理基本計画」(平成18年2月策定)の概要

～ “なにか” ともあれ、ごみ減量は上方(かみがた)から～

大阪府では、市民・事業者との連携・協働により、積極的なごみ減量リサイクルの取組を進めることを通じ、限りの天然資源の循環利用や地球環境問題の解消に寄与しうる「持続可能な循環型都市」の構築することを目標として「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

基本方針

1. 3R(発生抑制・再使用・再生利用)推進の原則
  - (1) 「上方(かみがた)」の取組の推進
 

3R(発生抑制・再使用・再生利用)の取組の中で、特に優先課題(上流対策)とされている2R(発生抑制・再使用)の取組を「上流＝上方(かみがた)」、「上方(かみがた)＝大阪」からの取組として積極的に推進します。
  - (2) リサイクル施策の充実
 

分別収集の推進や資源集団回収活動の活性化などリサイクル施策の充実を図り、リサイクル率を向上します。
2. 連携と協働の原則
  - (1) 市民、事業者との連携とコミュニケーション
 

大阪府は、双方向での意見や情報の交換ができる場として「タウンミーティング」を開催するなど、市民・事業者との連携とコミュニケーションに努めます。
  - (2) 「コーディネーター」としての役割
 

大阪府は、「コーディネーター」として、資源集団回収の組織づくりや回収システムづくりなど市民の自主的な減量行動を支援するため、地域住民や関連事業者との連携・調整に積極的な役割を担います。
  - (3) 「多様な市民」への啓発と連携
 

市外からの通勤・通学者や法人市民など「多様な市民」への啓発と連携について検討を進めます。

3. 効率化の原則

- (1) コスト削減に向けた取組
 

ごみ処理事業の実施にあたっては、常にコストを意識し効率的な事業運営を行うとともに、より一層の経費削減に努めます。

4. 適正処理の原則

- (1) 安全で適正な処理処分体制の確保
 

最終的に排出されるごみについては、適正な処理処分を行うことが必要であり、安全かつ安定した処理処分体制の維持に努めます。

計画目標

- |                   |  |
|-------------------|--|
| 1. 計 画 期 間        | 平成18年度から平成22年度(5ヵ年計画)  |
| 2. ごみ処理量(焼却処理量)   | 平成12年度実績(※1)から30万トン、平成16年度実績から14万トン減量を目標に「147万トン」とする。  |
| 3. 減量化量(3R推進量)※2  | 平成16年度実績から13.7万トン、約26%増を目標に「65.7万トン」とする。<br>平成16年度実績から8.9万トン、約39%増を目標に「31.6万トン」とする。<br>平成16年度実績から約5ポイント向上させ、「17.7%」を目標とする。 |
| 4. 最終処分量(焼却灰の埋立量) | 平成16年度実績から4.3万トン、約13%減を目標に「28.7万トン」とする。  |

※1 平成12年度実績には、直接埋立量(5.7万トン)を含む。

※2 減量化量(3R推進量)：発生抑制量(粗大ごみの申告制及び有料制による発生抑制量、適正処理ルートへの誘導対策量など)＋再使用量(マタニティウェアなどの展示提供による減量効果など)＋市民等による資源化量(資源集団回収量など)＋大阪市による資源化量(分別収集や拠点回収の促進による資源化量など)

主要な施策

1. 環境教育と普及啓発の充実
 

学校や社会人に向けた環境教育の推進  
環境関連の教育施設の活用と特定非営利活動法人(NPO)との協働
2. 経済的インセンティブの導入
 

粗大ごみの有料化と市民のごみ減量活動への還元策の検討  
一般廃棄物収集運搬許可業者の搬入料金の改定 等
3. 市民意識や排出状況の把握
 

「タウンミーティング」の開催  
排出状況の把握とPDCAサイクルに基づく計画の検証
4. 3R(発生抑制・再使用・再生利用)を推進するためのシステムづくり
 

家庭系ごみ  
「大阪市廃棄物減量等推進員(愛称：ごみゼロリーダー)」との連携と協働  
「中身の見えるごみ袋」による排出方法の指定 等  
事業系ごみ  
排出事業者との連携と協働 等



## 8. 環境基準及び規制基準等

### 1. 大気汚染に係る環境基準

昭和48年5月8日 環境庁告示第25号  
 昭和48年5月16日 環境庁告示第35号  
 昭和53年7月11日 環境庁告示第38号  
 昭和56年6月17日 環境庁告示第47号  
 平成8年10月25日 環境庁告示第73号  
 環境庁告示第74号

環境基本法第16条第1項による大気汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護するうえで維持することがのでましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。なお、平成9年2月に定められたベンゼン等3物質の環境基準は別紙のとおりである。

#### (1) 環境基準

ア、環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、同表の中欄に掲げるとおりとする。

イ、アの環境基準は、別表の上欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染状況を的確に把握することができると認められる場所において、同表の下欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

ウ、アの環境基準は、工業専用地域、専道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

#### (2) 達成期間

ア、一酸化炭素、浮遊粒子状物質又は光化学オキシダントに係る環境基準は、維持され又は早期に達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

イ、二酸化窒素に係る環境基準は、維持され又は原則として5年以内において達成されるよう努めるものとする。（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

ウ、二酸化窒素に係る環境基準は、1時間値の1日平均値が0.06ppmを越える地域にあっては、1時間値の1日平均値0.06ppmが達成されるよう努めるものとし、その達成期間は原則として7年以内とする。

また、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては原則としてこのゾーンにおいて、環境基準の水準を維持し、又これを大きく上回ることをならぬよう努めるものとする。（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

#### (3) 評価について

ア、昭和48年6月12日付厚大企第143号通達の変約

環境基準に照らして二酸化炭素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素による大気汚染の状態を評価する方法としては、短期的評価及び長期的評価が示されている。

短期的評価とは、測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた1時間値又は1時間値の1日平均値に照らして評価することという。

長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に継続するための評価方法であり、年間にわたる1日平均値につき、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した1日平均値を環境基準

準の1時間値の1日平均値に照らして評価することという。ただし、1日平均値につき環境基準を越える日が2日以上連続した場合は、このような取扱いを行わずに評価することとされている。

#### 1. 昭和53年7月17日付厚大企第262号の通達の変約

二酸化窒素の環境基準による大気汚染の評価については、測定局ごとに行うものとし、年間にわたる二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの（以下「1日平均値の年間98%値」という。）が0.06ppm以下の場合には環境基準が達成され、1日平均値の年間98%値が0.06ppmを越える場合は環境基準が達成されていないものと評価する。

別表

物質	環境上の条件
二酸化炭素	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg m <sup>-3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg m <sup>-3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

(備考) 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒子径が10ミクロン以下のものをいう。

2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものにより、二酸化窒素を除く。）をいう。

平成9年2月4日  
環境庁告示第4号  
平成13年4月20日  
環境省告示第30号

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について

環境基本法第16条第1項の規定によるベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びシクロロメタン（以下「ベンゼン等」という。）による大気汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）及びその達成期間は、次のとおりとする。

第1 環境基準

1. ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、同表の環境上の条件の欄に掲げるとおりとする。

2. 1の環境基準は、別表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気汚染の状況の的確に把握することができると思われる場所において、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

3. 1の環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。

第2 達成期間

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準は、継続的に採取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

別 表

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
シクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

2. 窒素酸化物総量規制基準・硫黄酸化物総量規制基準

(1) 窒素酸化物

特定工場等：窒素酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり2.0kL以上の工場・事業場

① 総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) \}^{0.95}$$

Q：排出が許容される窒素酸化物の量 (m<sup>3</sup>N/h)

C：窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V：特定工場等に設置されている窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10<sup>4</sup>m<sup>3</sup>N/h、乾き、O<sub>2</sub>：0%換算値)

② 特別の総量規制基準

$$Q=0.6 \{ \Sigma (C \cdot V) + \Sigma (C_i \cdot V_i) \}^{0.95}$$

C<sub>i</sub>：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設について、その種類ごとに定める施設係数

V<sub>i</sub>：特定工場等に昭和57年11月1日以降に設置される窒素酸化物に係るばい煙発生施設ごとの排出ガス量 (10<sup>4</sup>m<sup>3</sup>N/h、乾き、O<sub>2</sub>：0%換算値)

(2) 硫黄酸化物

特定工場等：硫黄酸化物に係るばい煙発生施設において使用される原料・燃料の量を重油に換算したものの合計が1時間当たり0.8kL以上の工場・事業場

総量規制基準

$$Q=2.0 \times W^{0.65}$$

$$Q=2.0 \times W^{0.65} + 0.3 \times 2.0 \times \{ (W+W_1)^{0.65} - W^{0.65} \}$$

Q：排出が許容される硫黄酸化物の量 (m<sup>3</sup>N/h)

W：原料及び燃料使用量 (kL/h)

W<sub>1</sub>：基準日<sup>1</sup>以降に新増設されたばい煙発生施設に使用される原料及び燃料使用量 (kL/h)

(注) 基準日

施 設	基 準 日
大気汚染防止法施行令別表第1の1の項に掲げるボイラーのうち伝熱面積が10m <sup>2</sup> 未満のもの	昭和60年9月10日
大気汚染防止法施行令別表第1の2の9の項に掲げるガスタービン及び30の項に掲げるディーゼル機関	昭和63年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1の31の項に掲げるガス機関及び32の項に掲げるガソリン機関	平成3年2月1日
大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち前3項に掲げる施設以外の施設	窒素酸化物 昭和57年11月1日 硫黄酸化物 昭和52年10月1日

4. 大阪市アスベスト対策基本方針

I 趣 旨

アスベストは、天然にできた鉱物繊維で、熱や腐食、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという優れた特性を持つことにより、広い用途に利用されてきたが、目に見えないくらい細かい繊維のため、空気に飛散した繊維を長時間大量に吸い込むと肺がんや悪性中皮腫などの病気を引き起こし、健康に悪影響を及ぼすおそれがある。

特に断熱・防音等を目的として使用されている吹付けアスベストについては、使用建築物の老朽化や解体・改修工事による飛散が懸念されている。

本市では平成元年、これらに対処するため「大阪市アスベスト対策検討委員会」を設置し、「基本方針」を策定して対策を推進してきたところであるが、平成 17 年 6 月にアスベスト関連製品を製造していた事業所の従業員や周辺の住民の方が、中皮腫などのアスベストが原因とみられる病気に罹患し、多くの方が亡くなったことが報道されるなど、市民のアスベストに対する不安が広がっている。

このため、本市においては本年 7 月 26 日に「大阪市アスベスト対策連絡会議」を設置し、相談窓口の開設など全庁的に当面の緊急対策に取り組みるとともに、8 月 29 日には学識者等からなる「大阪市アスベスト対策専門委員会」を立ち上げ、環境及び健康に関する諸課題について専門的立場から検討を進め、10 月 28 日には同委員会から提言を受けたところである。

本市ではこの提言を踏まえ、市民の健康を保護し、不安の解消を図るなどの有効な施策を中長期的な観点から総合的に推進するため新たに「アスベスト対策基本方針」を策定するものである。

II 対策の進め方

本市の関係部署は、市域におけるアスベストに関する諸問題について、各担当課や通知等の運用に従い、適切に対策を実施するとともに、さらに具体的な取り組みを進めるため、次の基本的事項について、国等の関係機関とも連携しながら、総合的なアスベスト対策を推進する。

また、市民の不安を解消するため、ホームページの活用やリーフレット等を作成し市民のニーズに即応した分かりやすい情報を提供する。

- 1 市有施設対策
- 2 民間施設対策
- 3 解体工事等に伴う飛散防止対策
- 4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策
- 5 大気環境モニタリング
- 6 アスベスト製品の加工工場に対する規制指導
- 7 健康対策
- 8 支援策

III 対策の内容

- 1 市有施設対策
  - (1) 露出した吹付けアスベスト及びアスベストを含有する露出した吹付けロックワールは、原則として除去する。
  - (2) 囲い込み、封じ込めを行った場合は、維持管理を確保に行う。
  - (3) アスベストを含有する、吹付けひびる石、吹付けハーフライト、折板裏打ち断熱材は、劣化が進んで

3. 規制対象となるVOC排出施設及び排出基準

1	VOC排出施設	規模要件	排出基準	
			自動車製造の用に供する塗装施設(吹付け塗装に限る)	既設700ppmC 新設400ppmC
1	塗装施設(吹付け塗装に限る)	排風機の排風能力が100,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	その他の塗装施設(吹付け塗装に限る)	700ppmC
2	塗装の用に供する乾燥施設(吹付け塗装及び電着塗装に係るものを除く)	送風機の送風能力が10,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	木材・木製品(家具を含む)の製造の用に供するもの	1,000ppmC
3	接着の用に供する乾燥施設(木材・木製品の製造の用に供する施設及び下欄に掲げる施設を除く)	送風機の送風能力が15,000m <sup>3</sup> /時以上のもの	その他のもの	600ppmC
4	印刷用網版、糊、接着剤、糊、接着剤、糊、接着剤の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が5,000m <sup>3</sup> /時以上のもの		1,400ppmC
5	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が27,000m <sup>3</sup> /時以上のもの		700ppmC
6	オフセット転写印刷の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が7,000m <sup>3</sup> /時以上のもの		400ppmC
7	化学製品製造の用に供する乾燥施設	送風機の送風能力が3,000m <sup>3</sup> /時以上のもの		600ppmC
8	工業製品の洗浄施設(洗浄の用に供する乾燥施設を含む)	洗浄剤が空気に接する面の面積が5m <sup>2</sup> 以上のもの		400ppmC
9	ガソリン、軽油、ナフサその他の可燃性揮発性有機化合物の貯蔵タンク(密閉式及び浮層構造(内卸浮層構造を含む)のものを除く)	1,000kl以上のもの(ただし、既設の貯蔵タンクは、容量が2,000kl以上のものについて排出基準を適用する)		60,000ppmC

注) 「送風機の送風能力」が規模の指標となっている施設で、送風機がない場合は、排風機の排風能力を指標の指標とする。

注) 「乾燥施設」には、「焼付施設」も含まれる。

注) 「乾燥施設」はVOCを蒸発させるためのもの、「洗浄施設」はVOCを洗浄剤として用いるものである。

注) 「ppmC」とは、排出濃度を示す単位で、炭素換算の容量比百万分率である。

7 健康対策

今日の市民の健康不安を解消するため、各区保健福祉センターにおいて健康相談や「緊急肺がん検診」を実施しているが、今後は国の動向を踏まえて健診のあり方等について検討するほか、リーフレットによる情報提供を行うなど健康対策の充実を図る。

8 支援策

アスベストの除去等には、多額の費用を要するため、民間建築物や中小の事業者に対する公的融資等の支援策を推進する。

IV 役割分担

対策の内容	関連業務	担当部署
1 市有施設対策	・市有施設対策の進行管理 ・市有施設に係る改修・解体に関すること ・学校等に係る改修・解体に関すること	住宅局 施設管理担当部局 教育委員会事務局
2 民間施設対策	・民間建築物に係る相談に関すること ・民間建築物に係る実態調査・指導に関すること ・ビル管理法対象施設（大規模建築物）の室内環境に関すること	住宅局 住宅局 健康福祉局
3 解体工事等に伴う飛散防止対策		都市環境局
4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策		環境事業局
5 環境モニタリング		都市環境局
6 アスベスト製品の加工工場に対する規制・指導		都市環境局
7 健康対策		健康福祉局
8 情報提供等	・ホームページの運用 ・各種の施策に関すること	都市環境局 関係局
9 支援策	・環境保全設備資金融資に関すること	都市環境局
10 アスベストの試料分析・環境濃度の測定に関すること 《アスベスト対策の全庁的な連絡調整》		環境科学研究所 都市環境局

【参 考】 労働災害、職場環境等に関する事項については、各労働基準監督署が所管

いるものや損傷の可能性のあるものは、除去等を行う。  
 (4) 既に囲い込み、封じ込めを行っている施設についても、劣化が進んでいるものや損傷の可能性のあるものは、可能な場合は除去を行う。

(5) 飛散のおそれがあるものや不特定多数の利用場所など、状況により優先順位を設定して対策を行う。

(6) 解体工事等に係る飛散防止対策を徹底する。

2 民間施設対策

(1) 飛散防止対策は建物所有者等の責務であり、吹付けアスベスト等の劣化・損傷の状況により除去等の対策を指導し、安定している場合は定期的な点検など適切な維持管理を指導する。

(2) 国土交通省通知による民間建築物における吹付けアスベストに関する実態調査結果に基づく台帳整備等により継続した指導を行うほか、小規模施設についても、調査方法・体制を検討する。

3 解体工事等に伴う飛散防止対策

(1) 建築物所有者及び施工者に飛散防止対策の重要性について周知を行うほか、関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報把握し、無届解体作業の無いよう監視指導する。（参考）  
 図 アスベスト使用建物の解体工事等に係る情報交換の流れ

(2) 大気汚染防止法施行令等の改正により、大気環境へのアスベスト飛散防止措置の対象となる解体・補修作業の規模要件等が撤廃されること、及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の改正により、新たに解体工事等に伴う大気中へのアスベスト飛散防止が規定されたことから、これらの法令に基づき飛散防止対策の徹底を図る。

4 解体工事等に伴い発生する廃棄物対策

(1) 関係部局への届出情報等により、アスベスト除去工事の情報を把握し、排出事業者に対するアスベスト廃棄物の適正処理についての指導を行う。

(2) 建設系の産業廃棄物を取り扱う中間処理業者等に対して、立入検査等によりアスベスト廃棄物の適正処理についての監視指導を行う。

(3) 今後のアスベスト廃棄物の排出や処分場確保の動向をみきわめながら、関係自治体とも連携して、中長期的かつ広域的な観点からの処分場確保に努める。

5 環境モニタリング

一般環境大気について、経年的な濃度変動を把握するとともに、当面、調査地点を増設し、濃度の変動等により柔軟に調査回数等を設定する。

また、環境濃度が1リットル当たり1本を超えた場合、その原因を調べるため、追加調査を行う。

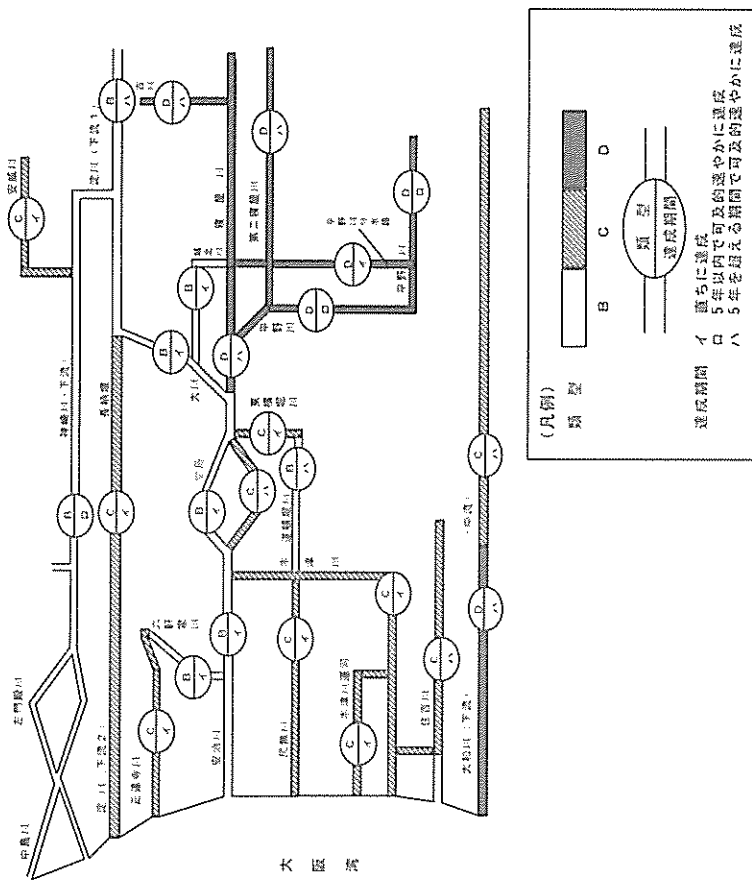
6 アスベスト製品の加工工場に対する規制・指導

アスベスト製品加工工場に対し、防じん対策の実施や地域境界基準の遵守について定期的に規制・指導を行う。

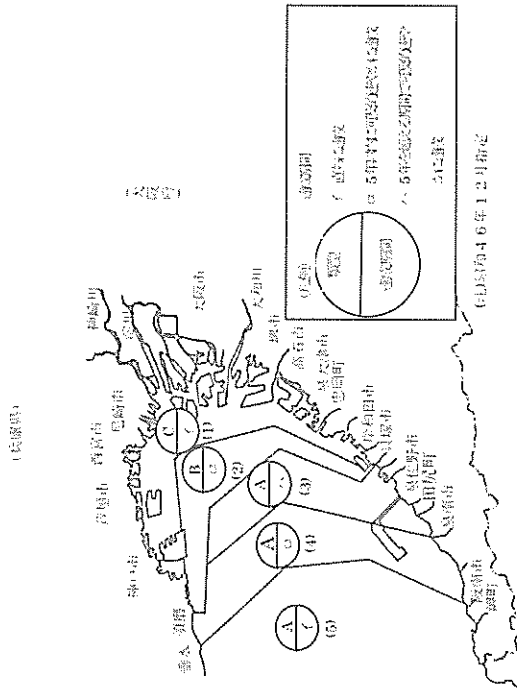




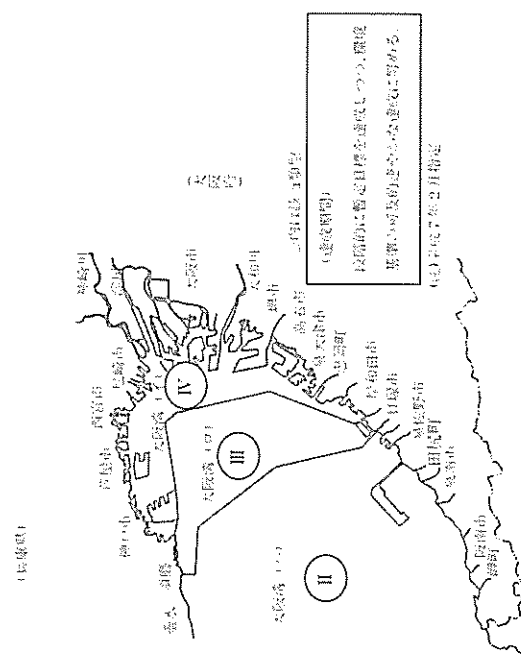
図一 大阪市河川水質環境基準類型図（平成 17 年度）



図一 大阪湾環境基準類型図 (COD 等)



図一 大阪湾環境基準類型図 (全窒素、全燐)



(3) 底質の暫定除去基準

(昭和50年10月28日付 環水管第119号)

①底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

②底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法」（昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。）の精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあってはそれぞれメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもって当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあっては隣り合う2点の測定値の平均値をもって当該区間の平均濃度として、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は、「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

別紙1

水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては25ppm以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S}$$

$\Delta H$  = 平均潮差 (m)

J = 溶出率

S = 安全率

(1) 平均潮差 (m) は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均振幅 (m)} \times \frac{\text{平均周期 (分)}}{12 \times 60 \text{ (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる4地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に依りて、次の区分により定めた数値とする。なお地域の食習慣等の特殊事情に依りて安全率を更に見込むことは差し支えない。

- ① 漁業が行われていない水域においては、10とする。
- ② 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類（エビ、カニ、シヤコ、アマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合が概ね 1/2 以下である水域においては、50とする。
- ③ ②の割合が概ね 1/2 を超える水域においては、100とする。

別紙2

P C B を含む底質の暫定除去基準

P C B を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥量当たり）は、10ppm 以上とする。

なお、魚介類のP C B汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に依りてより厳しい基準値を設定すること。

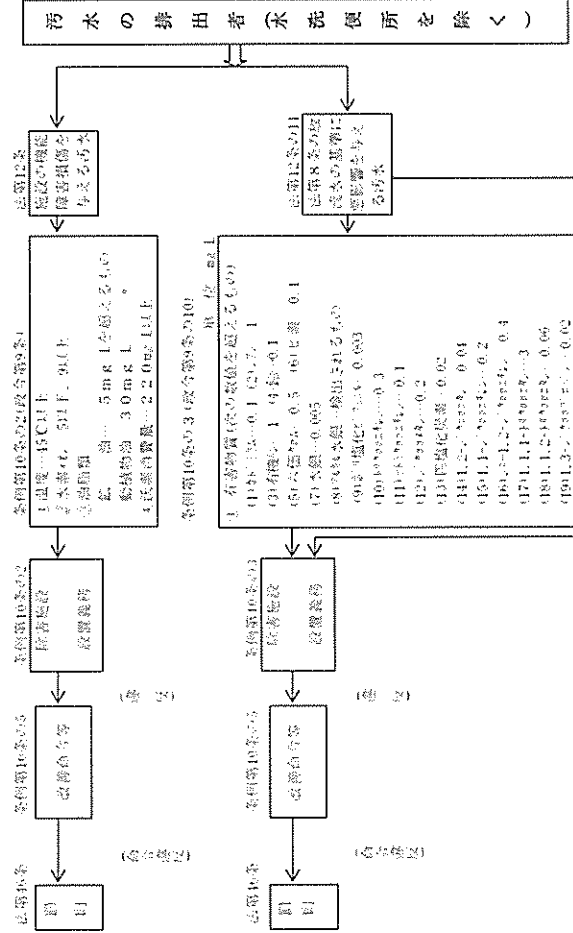
(4) 法令による排水規制基準（大阪市の地域に關係あるものの抜粋）

項目	規制内容		水質汚濁防止法第3条第3項の規定による排水規制を定める条例及び大阪府生活環境の保全等に關する条例その他の法規	ダイオキシン類対策特別措置法	下水処理	※2 大阪市下水道条例
	水質汚濁防止法	その他の法規				
力	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
シ	1	1	検出されぬこと	-	1	1
リ	1	1	検出されぬこと	-	1	1
酸	0.1	0.05	0.05	-	0.1	0.1
ク	0.5	0.05	0.05	-	0.5	0.5
ロ	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
水	0.005	0.0005	0.0005	-	0.005	0.005
質	0.003	0.0003	0.0003	-	0.003	0.003
ト	0.3	0.03	0.03	-	0.3	0.3
チ	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
シ	0.2	0.02	0.02	-	0.2	0.2
ロ	0.02	0.002	0.002	-	0.02	0.02
北	0.02	0.002	0.002	-	0.02	0.02
エ	0.04	0.004	0.004	-	0.04	0.04
1.1	0.2	0.02	0.02	-	0.2	0.2
1.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
1.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
1.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
1.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
1.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
1.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
1.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
1.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
2.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
3.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
4.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
5.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
6.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
7.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
8.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
9.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
10.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
11.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
12.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
13.9	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.0	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.1	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.2	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.3	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.4	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.5	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.6	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.7	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.8	0.1	0.01	0.01	-	0.1	0.1
14.9						

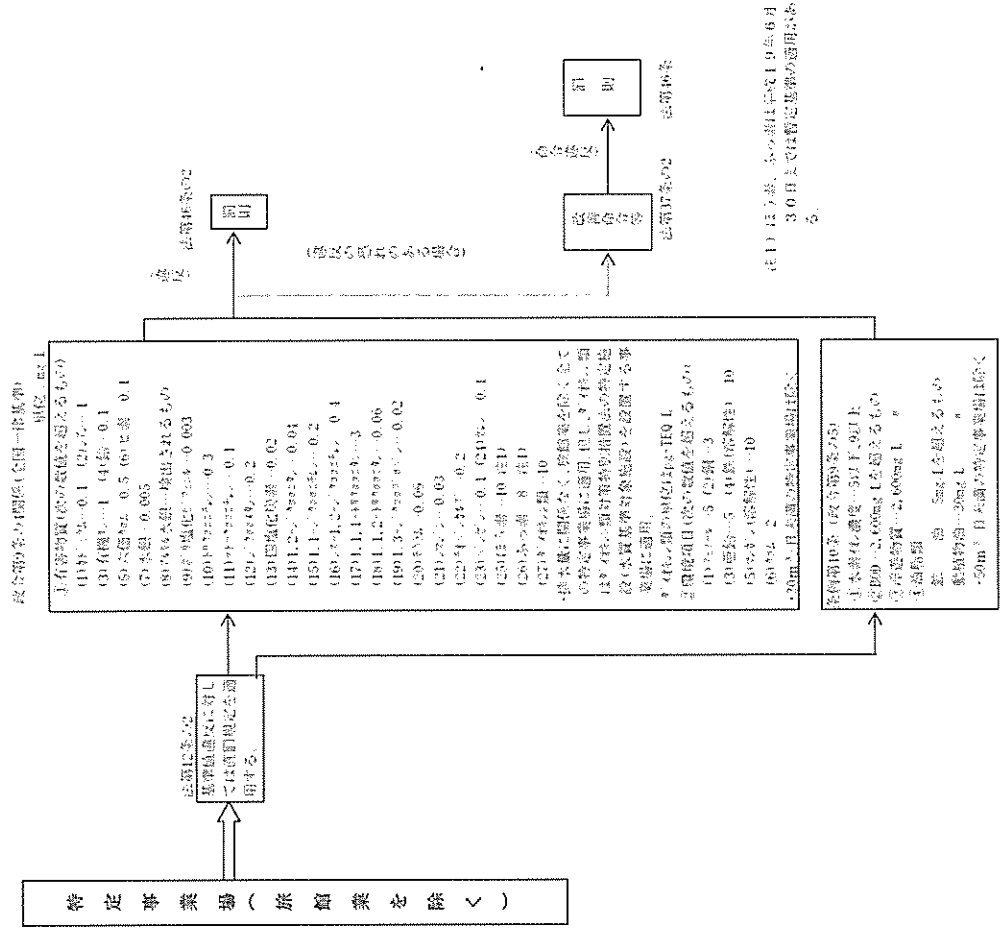


(5) 下水道法等の排水規制

【除汚施設の設置義務規定に係るもの】



【特定事業場に対する直調規定に係るもの】



【特定施設を設置する場合の届出】

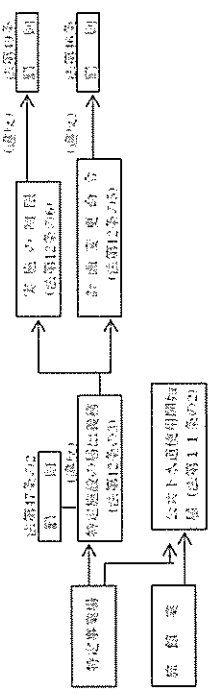


表1 有害物質(次の数値を超えるもの) 単位: mg/L

(1) 有機溶剤類	0.1 (2) 鉛	0.1
(3) 有機リン系農薬類	0.1 (4) 砒素	0.1
(5) 六価クロム	0.5 (6) ヒ素	0.1
(7) 水銀	0.005	
(8) 有機水銀類	0.003	
(9) 有機鉛類	0.003	
(10) 有機銅類	0.3	
(11) 有機亜鉛類	0.1	
(12) 有機カドミウム類	0.2	
(13) 有機ニッケル類	0.02	
(14) 有機マンガン類	0.2	
(15) 有機鉄類	0.4	
(16) 有機銅類	0.3	
(17) 有機亜鉛類	0.06	
(18) 有機カドミウム類	0.02	
(19) 有機ニッケル類	0.02	
(20) 有機マンガン類	0.02	
(21) 有機鉄類	0.03	
(22) 有機銅類	0.2	
(23) 有機亜鉛類	0.1 (24) 有機カドミウム類	0.1
(25) 有機ニッケル類	0.1	
(26) 有機マンガン類	0.1	
(27) 有機鉄類	0.1	
(28) 有機銅類	0.1	
(29) 有機亜鉛類	0.1	
(30) 有機カドミウム類	0.1	
(31) 有機ニッケル類	0.1	
(32) 有機マンガン類	0.1	
(33) 有機鉄類	0.1	
(34) 有機銅類	0.1	
(35) 有機亜鉛類	0.1	
(36) 有機カドミウム類	0.1	
(37) 有機ニッケル類	0.1	
(38) 有機マンガン類	0.1	
(39) 有機鉄類	0.1	
(40) 有機銅類	0.1	
(41) 有機亜鉛類	0.1	
(42) 有機カドミウム類	0.1	
(43) 有機ニッケル類	0.1	
(44) 有機マンガン類	0.1	
(45) 有機鉄類	0.1	
(46) 有機銅類	0.1	
(47) 有機亜鉛類	0.1	
(48) 有機カドミウム類	0.1	
(49) 有機ニッケル類	0.1	
(50) 有機マンガン類	0.1	
(51) 有機鉄類	0.1	
(52) 有機銅類	0.1	
(53) 有機亜鉛類	0.1	
(54) 有機カドミウム類	0.1	
(55) 有機ニッケル類	0.1	
(56) 有機マンガン類	0.1	
(57) 有機鉄類	0.1	
(58) 有機銅類	0.1	
(59) 有機亜鉛類	0.1	
(60) 有機カドミウム類	0.1	
(61) 有機ニッケル類	0.1	
(62) 有機マンガン類	0.1	
(63) 有機鉄類	0.1	
(64) 有機銅類	0.1	
(65) 有機亜鉛類	0.1	
(66) 有機カドミウム類	0.1	
(67) 有機ニッケル類	0.1	
(68) 有機マンガン類	0.1	
(69) 有機鉄類	0.1	
(70) 有機銅類	0.1	
(71) 有機亜鉛類	0.1	
(72) 有機カドミウム類	0.1	
(73) 有機ニッケル類	0.1	
(74) 有機マンガン類	0.1	
(75) 有機鉄類	0.1	
(76) 有機銅類	0.1	
(77) 有機亜鉛類	0.1	
(78) 有機カドミウム類	0.1	
(79) 有機ニッケル類	0.1	
(80) 有機マンガン類	0.1	
(81) 有機鉄類	0.1	
(82) 有機銅類	0.1	
(83) 有機亜鉛類	0.1	
(84) 有機カドミウム類	0.1	
(85) 有機ニッケル類	0.1	
(86) 有機マンガン類	0.1	
(87) 有機鉄類	0.1	
(88) 有機銅類	0.1	
(89) 有機亜鉛類	0.1	
(90) 有機カドミウム類	0.1	
(91) 有機ニッケル類	0.1	
(92) 有機マンガン類	0.1	
(93) 有機鉄類	0.1	
(94) 有機銅類	0.1	
(95) 有機亜鉛類	0.1	
(96) 有機カドミウム類	0.1	
(97) 有機ニッケル類	0.1	
(98) 有機マンガン類	0.1	
(99) 有機鉄類	0.1	
(100) 有機銅類	0.1	
(101) 有機亜鉛類	0.1	
(102) 有機カドミウム類	0.1	
(103) 有機ニッケル類	0.1	
(104) 有機マンガン類	0.1	
(105) 有機鉄類	0.1	
(106) 有機銅類	0.1	
(107) 有機亜鉛類	0.1	
(108) 有機カドミウム類	0.1	
(109) 有機ニッケル類	0.1	
(110) 有機マンガン類	0.1	
(111) 有機鉄類	0.1	
(112) 有機銅類	0.1	
(113) 有機亜鉛類	0.1	
(114) 有機カドミウム類	0.1	
(115) 有機ニッケル類	0.1	
(116) 有機マンガン類	0.1	
(117) 有機鉄類	0.1	
(118) 有機銅類	0.1	
(119) 有機亜鉛類	0.1	
(120) 有機カドミウム類	0.1	
(121) 有機ニッケル類	0.1	
(122) 有機マンガン類	0.1	
(123) 有機鉄類	0.1	
(124) 有機銅類	0.1	
(125) 有機亜鉛類	0.1	
(126) 有機カドミウム類	0.1	
(127) 有機ニッケル類	0.1	
(128) 有機マンガン類	0.1	
(129) 有機鉄類	0.1	
(130) 有機銅類	0.1	
(131) 有機亜鉛類	0.1	
(132) 有機カドミウム類	0.1	
(133) 有機ニッケル類	0.1	
(134) 有機マンガン類	0.1	
(135) 有機鉄類	0.1	
(136) 有機銅類	0.1	
(137) 有機亜鉛類	0.1	
(138) 有機カドミウム類	0.1	
(139) 有機ニッケル類	0.1	
(140) 有機マンガン類	0.1	
(141) 有機鉄類	0.1	
(142) 有機銅類	0.1	
(143) 有機亜鉛類	0.1	
(144) 有機カドミウム類	0.1	
(145) 有機ニッケル類	0.1	
(146) 有機マンガン類	0.1	
(147) 有機鉄類	0.1	
(148) 有機銅類	0.1	
(149) 有機亜鉛類	0.1	
(150) 有機カドミウム類	0.1	
(151) 有機ニッケル類	0.1	
(152) 有機マンガン類	0.1	
(153) 有機鉄類	0.1	
(154) 有機銅類	0.1	
(155) 有機亜鉛類	0.1	
(156) 有機カドミウム類	0.1	
(157) 有機ニッケル類	0.1	
(158) 有機マンガン類	0.1	
(159) 有機鉄類	0.1	
(160) 有機銅類	0.1	
(161) 有機亜鉛類	0.1	
(162) 有機カドミウム類	0.1	
(163) 有機ニッケル類	0.1	
(164) 有機マンガン類	0.1	
(165) 有機鉄類	0.1	
(166) 有機銅類	0.1	
(167) 有機亜鉛類	0.1	
(168) 有機カドミウム類	0.1	
(169) 有機ニッケル類	0.1	
(170) 有機マンガン類	0.1	
(171) 有機鉄類	0.1	
(172) 有機銅類	0.1	
(173) 有機亜鉛類	0.1	
(174) 有機カドミウム類	0.1	
(175) 有機ニッケル類	0.1	
(176) 有機マンガン類	0.1	
(177) 有機鉄類	0.1	
(178) 有機銅類	0.1	
(179) 有機亜鉛類	0.1	
(180) 有機カドミウム類	0.1	
(181) 有機ニッケル類	0.1	
(182) 有機マンガン類	0.1	
(183) 有機鉄類	0.1	
(184) 有機銅類	0.1	
(185) 有機亜鉛類	0.1	
(186) 有機カドミウム類	0.1	
(187) 有機ニッケル類	0.1	
(188) 有機マンガン類	0.1	
(189) 有機鉄類	0.1	
(190) 有機銅類	0.1	
(191) 有機亜鉛類	0.1	
(192) 有機カドミウム類	0.1	
(193) 有機ニッケル類	0.1	
(194) 有機マンガン類	0.1	
(195) 有機鉄類	0.1	
(196) 有機銅類	0.1	
(197) 有機亜鉛類	0.1	
(198) 有機カドミウム類	0.1	
(199) 有機ニッケル類	0.1	
(200) 有機マンガン類	0.1	
(201) 有機鉄類	0.1	
(202) 有機銅類	0.1	
(203) 有機亜鉛類	0.1	
(204) 有機カドミウム類	0.1	
(205) 有機ニッケル類	0.1	
(206) 有機マンガン類	0.1	
(207) 有機鉄類	0.1	
(208) 有機銅類	0.1	
(209) 有機亜鉛類	0.1	
(210) 有機カドミウム類	0.1	
(211) 有機ニッケル類	0.1	
(212) 有機マンガン類	0.1	
(213) 有機鉄類	0.1	
(214) 有機銅類	0.1	
(215) 有機亜鉛類	0.1	
(216) 有機カドミウム類	0.1	
(217) 有機ニッケル類	0.1	
(218) 有機マンガン類	0.1	
(219) 有機鉄類	0.1	
(220) 有機銅類	0.1	
(221) 有機亜鉛類	0.1	
(222) 有機カドミウム類	0.1	
(223) 有機ニッケル類	0.1	
(224) 有機マンガン類	0.1	
(225) 有機鉄類	0.1	
(226) 有機銅類	0.1	
(227) 有機亜鉛類	0.1	
(228) 有機カドミウム類	0.1	
(229) 有機ニッケル類	0.1	
(230) 有機マンガン類	0.1	
(231) 有機鉄類	0.1	
(232) 有機銅類	0.1	
(233) 有機亜鉛類	0.1	
(234) 有機カドミウム類	0.1	
(235) 有機ニッケル類	0.1	
(236) 有機マンガン類	0.1	
(237) 有機鉄類	0.1	
(238) 有機銅類	0.1	
(239) 有機亜鉛類	0.1	
(240) 有機カドミウム類	0.1	
(241) 有機ニッケル類	0.1	
(242) 有機マンガン類	0.1	
(243) 有機鉄類	0.1	
(244) 有機銅類	0.1	
(245) 有機亜鉛類	0.1	
(246) 有機カドミウム類	0.1	
(247) 有機ニッケル類	0.1	
(248) 有機マンガン類	0.1	
(249) 有機鉄類	0.1	
(250) 有機銅類	0.1	
(251) 有機亜鉛類	0.1	
(252) 有機カドミウム類	0.1	
(253) 有機ニッケル類	0.1	
(254) 有機マンガン類	0.1	
(255) 有機鉄類	0.1	
(256) 有機銅類	0.1	
(257) 有機亜鉛類	0.1	
(258) 有機カドミウム類	0.1	
(259) 有機ニッケル類	0.1	
(260) 有機マンガン類	0.1	
(261) 有機鉄類	0.1	
(262) 有機銅類	0.1	
(263) 有機亜鉛類	0.1	
(264) 有機カドミウム類	0.1	
(265) 有機ニッケル類	0.1	
(266) 有機マンガン類	0.1	
(267) 有機鉄類	0.1	
(268) 有機銅類	0.1	
(269) 有機亜鉛類	0.1	
(270) 有機カドミウム類	0.1	
(271) 有機ニッケル類	0.1	
(272) 有機マンガン類	0.1	
(273) 有機鉄類	0.1	
(274) 有機銅類	0.1	
(275) 有機亜鉛類	0.1	
(276) 有機カドミウム類	0.1	
(277) 有機ニッケル類	0.1	
(278) 有機マンガン類	0.1	
(279) 有機鉄類	0.1	
(280) 有機銅類	0.1	
(281) 有機亜鉛類	0.1	
(282) 有機カドミウム類	0.1	
(283) 有機ニッケル類	0.1	
(284) 有機マンガン類	0.1	
(285) 有機鉄類	0.1	
(286) 有機銅類	0.1	
(287) 有機亜鉛類	0.1	
(288) 有機カドミウム類	0.1	
(289) 有機ニッケル類	0.1	
(290) 有機マンガン類	0.1	
(291) 有機鉄類	0.1	
(292) 有機銅類	0.1	
(293) 有機亜鉛類	0.1	
(294) 有機カドミウム類	0.1	
(295) 有機ニッケル類	0.1	
(296) 有機マンガン類	0.1	
(297) 有機鉄類	0.1	
(298) 有機銅類	0.1	
(299) 有機亜鉛類	0.1	
(300) 有機カドミウム類	0.1	
(301) 有機ニッケル類	0.1	
(302) 有機マンガン類	0.1	
(303) 有機鉄類	0.1	
(304) 有機銅類	0.1	
(305) 有機亜鉛類	0.1	
(306) 有機カドミウム類	0.1	
(307) 有機ニッケル類	0.1	
(308) 有機マンガン類	0.1	
(309) 有機鉄類	0.1	
(310) 有機銅類	0.1	
(311) 有機亜鉛類	0.1	
(312) 有機カドミウム類	0.1	
(313) 有機ニッケル類	0.1	
(314) 有機マンガン類	0.1	
(315) 有機鉄類	0.1	
(316) 有機銅類	0.1	
(317) 有機亜鉛類	0.1	
(318) 有機カドミウム類	0.1	
(319) 有機ニッケル類	0.1	
(320) 有機マンガン類	0.1	
(321) 有機鉄類	0.	

6. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

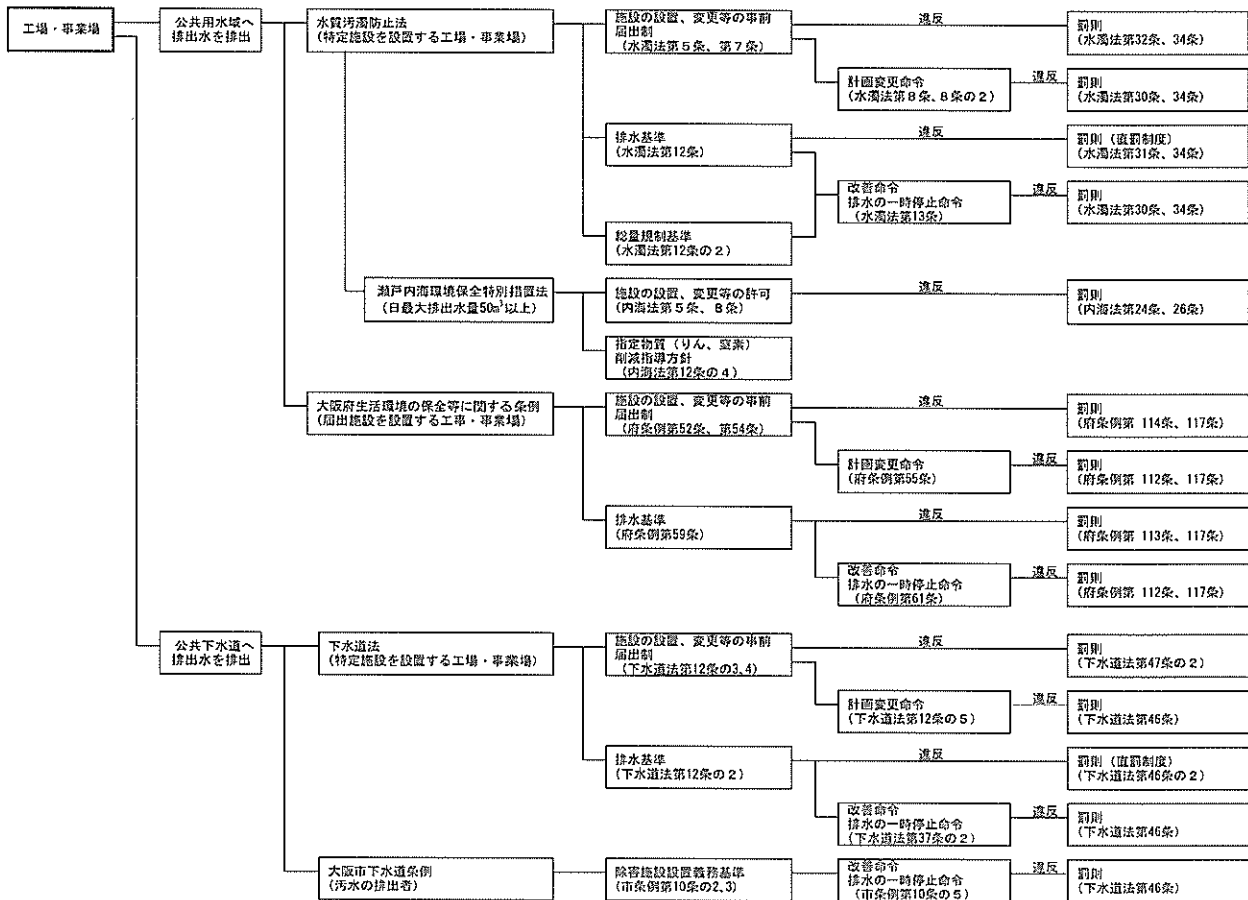
(改正 平成11年2月 環告第16号)

人の健康の保護に関する環境基準 (26項目)

項	目	基準値
カドミウム		0.01 mg/L以下
全シアン		検出されないうこと
鉛		0.01 mg/L以下
六価クロム		0.05 mg/L以下
砒素		0.01 mg/L以下
総水銀		0.0005mg/L以下
アルキル水銀		検出されないうこと
PCB		検出されないうこと
ジクロロメタン		0.02 mg/L以下
四塩化炭素		0.002 mg/L以下
1, 2-ジクロロエタン		0.004 mg/L以下
1, 1-ジクロロエチレン		0.02 mg/L以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.04 mg/L以下
1, 1, 1-トリクロロエタン		1 mg/L以下
1, 1, 2-トリクロロエタン		0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン		0.03 mg/L以下
アトラクロロエチレン		0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン		0.002 mg/L以下
チウラム		0.006 mg/L以下
シマジン		0.003 mg/L以下
チオベンカルブ		0.02 mg/L以下
ベンゼン		0.01 mg/L以下
セレン		0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		10 mg/L以下
ふっ素		0.8 mg/L以下
ほう素		1 mg/L以下

(注) 1. すべての地下水に適用する。遡及適用については、「直ちに達成し、維持するよう努める」とする。  
 2. 基準値は年間平均値とする。但し、全シアンに係る基準値については最高値とする。  
 3. 「検出されないうこと」とは、定検限未満をいい、全シアンは0.1mg/L未満、アルキル水銀は0.0005mg/L未満、PCBは0.0005mg/L未満である。  
 4. 総水銀における評価としては、同一測定点における年間の総検体の測定値の中にND(定検限未満)が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lである時、またNDが含まれている場合には測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37%未満である時、環境基準適合とする。(平成5年3月8日、環境省第21号 環境庁水質保全局長通達)

(6) 水質関係法律・条例による規制の仕組み



7. 騒音に係る環境基準

〔平成10年9月30日環境庁告示第64号  
平成11年4月1日施行  
改正平成12年3月28日 環告第20号〕

環境基準は、地域の類型及び時間帯の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の類型	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(写価騒音しベル)

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(写価騒音しベル)

この場合において、幹線道路を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特別として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(写価騒音しベル)

基準値	
昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
70デシベル以下	65デシベル以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。

(注) (1) 「幹線道路を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

① 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道においては、4車線以上の区間に限る。)

② ①に掲げる道路を狭くほか、道路運送法(昭和26年法律第189号)第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1号に掲げる自動車専用道路

(2) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路線からの距離によりその範囲を特定するものとする

- ① 2車線以下の車線を有する幹線道路を担う道路 15メートル
- ② 2車線を越える車線を有する幹線道路を担う道路 20メートル

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄軌道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

○地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

(平成11年大阪府公告第29号)

地域の類型	当該地域
AA	大阪市内該当なし
A	第一種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第二種低層住居専用地域(大阪市内該当なし)、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域(AAに該当する地域、関西国際空港及び八尾空港の敷地並びに工業用の埋立地を除く)
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

8. 自動車騒音の限度（要請限度）

平成12年3月2日総理府令第15号  
平成12年4月1日施行  
（等価騒音レベル）

区域の区分	基準値	
	昼間 (午前6時～午後10時まで)	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
a 区域及びb 区域のうち一車線を有する道路に面する区域	6.5デシベル	5.5デシベル
a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	7.0デシベル	6.5デシベル
b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7.5デシベル	7.0デシベル

上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度は、次表のとおりとする。

基準値		区域
昼間 (午前6時～午後10時まで)	7.5デシベル	夜間 (午後10時～翌日の午前6時まで)
7.5デシベル	7.0デシベル	

(注) (1) 「幹線交通を担う道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては、4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。

(2) 「幹線交通を担う道路に近接する区域」とは、次の範囲をいう。

- ① 2車線以下の車線を有する道路の敷地の境界線から 15メートルの範囲
- ② 2車線を越える車線を有する道路の敷地の境界線から 20メートルの範囲

○ 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

（平成12年3月24日 大阪府告示第277号）

地域の類型	当該地域
a	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
b	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

9. 航空機騒音に係る環境基準

（昭和48年12月27日 環境庁告示第154号）

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値（単位 WECPNL）
I	70 以下
II	75 以下

(注) この表は、1日当たりの離着陸回数が10回以下の飛行場及び飛行場のある飛行場の周辺地域には適用しないものとする。

WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level；加重等価平均感覚騒音レベル)は、通過全航空機の騒音を夕方及び夜間の分を加算してしあわせ、1日あたりの騒音のうるささを評価する尺度である。

地域の類型 I、II については次のとおりである。

（昭和51年7月2日大阪府公告第90号）

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

10. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

（昭和50年7月29日 環境庁告示第46号）

環境基準は、地域の類型ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	70デシベル以下
II	75デシベル以下

地域の類型 I、II については次のとおりである。

（昭和51年12月17日大阪府公告第147号）

地域の類型	当該地域
I	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域
II	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

(備考) 地域類型を当てはめるのは、新幹線鉄道の軌道中心線より同側300m以内地域

11. 在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について

在来鉄道の新設又は大規模改良に際して、生活環境を保全し、騒音問題が生じることが未然に防止する上で目録となる当面の指針を次表のとおりとする。

(平成7年12月20日環境庁指針)

新設	等価騒音レベル(L <sub>eq</sub> )として、昼間(7～22時)については50dB(A)以下、夜間(22時～翌日7時)については55dB(A)以下とする。なお、住居専用地域等住居環境を保護すべき地域にあつては、一層の低減に努めること。
大規模改良	騒音レベルの低減を改良前より改善すること。

12. 道路交通振動の限度(要請限度)

(昭和51年10月22日総理府令第280号)  
(昭和51年4月1日大阪府告示第253号)  
80%レンジの上端値(単位:デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間	夜間
第一種地域	第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、用途地域が指定のない地域	65	60
第二種地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	70	65

13. 騒音・振動に係る規制基準等

(1) 工場・事業場に係る規制基準

(騒音)

(単位:デシベル)

区域の区分	用途地域	朝 (午前6時～午前8時)	昼間 (午後8時～午後9時)	夕方 (午後6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種地域	第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居専用地域、用途地域	50	55	50	45
第二種地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60	65	60	55
第三種地域	工業地域、工業団地、工業団地指定のない地域	65	70	65	60

(備考) 1. 第一種地域から、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第二種地域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。  
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第33条第2号の規定に基づき町界事が告示した地域。  
3. 用途地域が指定のない地域は第一種地域。

(振動)

(単位:デシベル)

区域の区分	用途地域	昼間 (午前6時～午後9時)	夜間 (午後9時～翌日午前6時)
第一種地域	第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居専用地域	60	55
第二種地域(Ⅰ)	近隣商業地域、商業地域、準工業地域	65	60
第二種地域(Ⅱ)	工業団地、工業団地指定のない地域	70	65

(備考) 1. 第二種地域(Ⅱ)のうち、既設の学校・保育所等の敷地の周囲50mの区域及び第一種地域の境界線から15m以内の区域は5デシベルを減じた値とする。  
2. 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第33条第2号の規定に基づき町界事が告示した地域。  
3. 用途地域が指定のない地域は第一種地域。

(注) 昼間:午前6時～午後9時 夜間:午後9時～翌朝6時

(2) 特定建設作業に係る規制基準

【騒音】

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ		作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー使用を除く)			19～7時の時間内でないこと	22～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他 の休日 ではないこと
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業								
4. 空気圧縮機を使用する作業								
5. コンクリートプラント・アスファルトプラントを設けて行う作業								
6. パンクホウを使用する作業								
7. トラクター・ショベルを使用する作業								
8. プルドーザーを使用する作業								
9. 6、7、8の作業以外のブルドーザー、トラクター・ショベル、又はショベル系掘削機を使用する作業								
10. コンクリートポンプ車を使用する作業								
11. 編組を使用する破産作業								

【振動】

特定建設作業の種類	敷地境界における騒音の大きさ		作業時刻		1日当たりの作業時間		作業期間	作業日
	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域	1号区域	2号区域		
1. くい打機等を使用する作業 (アースオーガー併用を含む)			19～7時の時間内でないこと	22～6時の時間内でないこと	10時間を超えないこと	14時間を超えないこと	連続6日を超えないこと	日曜日 その他 の休日 ではないこと
2. 鋼線を使用する破産作業								
3. 鋼線破産機を使用する作業								
4. プレーカー（手持式を除く）を使用する作業								
5. プルドーザー又はショベル系掘削機を使用する作業								

(備考) 1号区域：第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域及び工業地域並びに工業専用地域の一部のうち学校、保育所、病院、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲50mの区域内の地域。  
2号区域：工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2項の規定に基づき府知事が告示した地域。

2号区域：工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2項の規定に基づき府知事が告示した地域。

(3) 深夜における音響機器の使用時間制限

地域	音響機器	使用禁止時間
市内全域（工業専用地域の一部を除く）	カラオケ装置等の音響機器を設置して営む営業 ① カラオケ装置 ② 音響再生装置 ③ 楽器・拡声装置	午後11時から翌日の午前6時まで

(備考) ただし、次の場合は、規制の適用は受けない。

- 飲食店等の営業場所が、消防法第8条の第2項第1項に規定する地下街に立地している場合。
- 飲食店等の営業場所の周囲50m以内の区域に人の居住の用に供されている建物及び病院、診療所等に併設する施設が存在しない場合。
- 飲食店等の営業場所の周囲の土地利用の状況から判断して、周辺の生活環境が損なわれないと認められる場合。

(4) 深夜における営業等の制限

営業禁止時間	規制対象	規制地域
午後11時から翌日の午前6時 (ただし、①の飲食店営業等と②のカラオケ営業は午前0時から禁止)	① 飲食店営業（鶏店等において営む飲食店営業は除く） ② カラオケボックス等で専らカラオケ装置を使用させる営業（カラオケ営業） ③ 遊泳機営業（屋内型は除く） ④ テニス場営業（屋内型は除く） ⑤ バッチェイング練習場営業 ⑥ ゴルフ練習場営業 ⑦ カンリンスタンド又は有料洗濯場において、車両洗浄装置を使用又は使用させる営業（*） ⑧ 屋外の材料置場等での搬入搬出作業（*）	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域

(備考) (\*): 第1・2種中高層住居専用地域及び第1・2種住居地域において営む営業又は作業で、その場所の主要な出入口が、国道又は主要地方道などで知事が告示で指定する道路（指定道路）に面する場合は除く。

(5) 商業宣伝を目的とする拡声機の使用に係る規制基準

① 10m離れた場所における音量基準

地域区分	単位（デシベル）
第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域	60
工業専用地域の一部（知事が告示した地域）	70
	75

(備考) 工業専用地域の一部とは大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第53条第2項の規定に基づき府知事が告示した地域。

② 使用禁止時間

午後8時から翌日の午前9時（日曜日その他の休日）までは、午前10時までの間は拡声機を使用しないこと。

③ 使用禁止場所

- 病院、収容施設を有する診療所、学校、図書館、保育所及び特別養護老人ホームの敷地の周囲30mの区域において拡声機を使用しないこと。
- 幅員4m未満の道路において拡声機を使用しないこと。
- 地上10m以上の箇所において拡声機を使用しないこと。

④ 使用方法

同一場所において拡声機を使用する場合には、拡声機の1回の使用時間は10分以内とし、1回につき10分以上休止すること。

14. 悪臭に係る規制基準

(1) 規制地域（大阪市の区域）

(2) 規制基準

1. 敷地境界線における規制基準 臭気指数 10

2. 排出口における規制基準

ア 次に掲げる排出口の高さの区分ごとに、次のように定める。ただし、排出ガスの臭気指数を定める場合、その値は、11以上とする。

(ア) 排出口の実高さが15メートル以上の施設

Aに定める式により算出される臭気排出強度（排出ガスの臭気指数及び流量を基礎として、環境大臣が定める方法により算出される値をいう。以下同じ。）

$$A \quad q_1 = 60 \times 10^{0.7745} / F_{max}$$

この式において、 $q_1$ 及び $F_{max}$ はそれぞれ次の値を表すものとする。

$q_1$  排出ガスの臭気排出強度（単位 温度等度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎分）  
 $F_{max}$  悪臭防止法施行規則別表第3に定める式により算出される $F(x)$ （温度等度、圧力1気圧の状態における臭気排出強度1立方メートル毎秒に対する排出口からの風下距離 $x$ （単位メートル）における地上での臭気濃度）の最大値（単位 温度等度、圧力1気圧の状態に換算した秒毎立方メートル）。ただし、 $F(x)$ の最大値として算出される値が1を排出ガスの流量（単位 温度等度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎秒）で除した値を超えるときは、2を排出ガスの流量で除した値とする。

B Aに規定する $F_{max}$ の値は、次に掲げる場合の区分に依り、それぞれ次の値を定める条件により算出するものとする。

- (A) イに定める方法により算出される初期排出高さが、環境大臣が定める方法により算出される周辺最大建物（対象となる事業場の敷地内の建物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に定める建築物及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第138条第3項で指定する工作物をいう。）で、排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内の範囲に当該建物の一部若しくは全部が含まれるものうち、高さが最大のもの、以下同じ。）の高さ（以下「周辺最大建物の高さ」という。）の2.5倍以上となる場合  
 排出口からの風下距離が排出口と敷地境界の最短距離以上となる区間における最大値  
 (B) イに定める方法により算出される初期排出高さが、周辺最大建物の高さの2.5倍未満となる場合

排出口からの風下距離がただし書きにより定める $R$ 以上となる区間における最大値。ただし、 $R$ は排出口と敷地境界の最短距離と、環境大臣が定める方法で算出される周辺最大建物と敷地境界の最短距離のうち、いずれか小さい値

(イ) 排出口の实高さが16メートル未満の場合

次の式により算出される排出ガスの臭気指数

$$I = 11 \times 10^C$$

$$C = K \times H_b^2 \times 11$$

これらの式においてI、K及び $H_b$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

I 排出ガスの臭気指数

K 次表の上欄に掲げる排出口の口径の区分ごとに、同表の下欄に掲げる値。ただし、排出口の形状が円形でない場合、排出口の口径はその断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

排出口の口径が0.6メートル未満の場合	0.69
排出口の口径が0.6メートル以上0.9メートル未満の場合	0.20
排出口の口径が0.9メートル以上の場合	0.10

$H_b$  周辺最大建物の高さ（単位メートル）。ただし、算出される値が10未満である場合又は10以上であって排出口の實高さ（単位メートル）の値の1.5倍以上である場合には、第一欄に掲げる算出される値の大きさ及び第二欄に掲げる排出口の實高さごとに、同表の第三欄に掲げる式により算出される高さ（単位メートル）とする。

10未満	6.7メートル以上	10メートル
	6.7メートル未満	排出口の實高さの1.5倍
10以上であって排出口の實高さ（単位メートル）の値の1.5倍以上		排出口の實高さの1.5倍

イ 初期排出高さの算出は、次式により行うものとする。ただし、当該方法により算出される値が排出口の實高さの値を超える場合、初期排出高さは排出口の實高さ（単位メートル）とする。

$$H_1 = H_0 + 2(V - 1.5)D$$

この式において、 $H_1$ 、 $H_0$ 、 $V$ 及び $D$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_1$  初期排出高さ（単位メートル）

$H_0$  排出口の實高さ（単位メートル）

$V$  排出ガスの排出速度（単位メートル毎秒）

$D$  排出口の口径（単位メートル）。ただし、排出口の形状が円形でない場合には、その断面積を円の面積とみなしたときの円の直径とする。

3. 排水水における規制基準 臭気指数 26

15. 土壤汚染対策法の対象物質と基準

特定有害物質 (法2条)	指定基準 (法5条)		
	<直接摂取によるリスク>		(参考) 土壤環境基準 (銅を除く)
	土壤含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壤溶出量基準	
四塩化炭素		検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること
1,2-ジクロロエタン		検液 1 Lにつき0.004mg以下であること	検液 1 Lにつき0.004mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン		検液 1 Lにつき0.02mg以下であること	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること
1,1,2-ジクロロエチレン		検液 1 Lにつき0.04mg以下であること	検液 1 Lにつき0.04mg以下であること
1,3-ジクロロベンゼン		検液 1 Lにつき0.002mg以下であること	検液 1 Lにつき0.002mg以下であること
ジクロロメタン		検液 1 Lにつき0.02mg以下であること	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること
テトラクロロエチレン		検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン		検液 1 Lにつき1mg以下であること	検液 1 Lにつき1mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン		検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること
トリクロロエチレン		検液 1 Lにつき0.03mg以下であること	検液 1 Lにつき0.03mg以下であること
ベンゼン		検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること
カドミウム及びその化合物	土壤 1 kgにつき150mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき1mg未満であること
六価クロム化合物	土壤 1 kgにつき250mg以下であること	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること	検液 1 Lにつき0.05mg以下であること
シアン化合物	遊離シアンとして土壤 1 kgにつき50mg以下であること	検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物 うち アルキル水銀	土壤 1 kgにつき16mg以下であること	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと	検液 1 Lにつき0.0005mg以下であること 検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物	土壤 1 kgにつき150mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること
鉛及びその化合物	土壤 1 kgにつき150mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること
砒素及びその化合物	土壤 1 kgにつき150mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であること	検液 1 Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地 (田に限る。)においては、土壤 1 kgにつき15mg未満であること
ふっ素及びその化合物	土壤 1 kgにつき4000mg以下であること	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること	検液 1 Lにつき0.8mg以下であること
ほう素及びその化合物	土壤 1 kgにつき4000mg以下であること	検液 1 Lにつき1mg以下であること	検液 1 Lにつき1mg以下であること
シマジン		検液 1 Lにつき0.003mg以下であること	検液 1 Lにつき0.003mg以下であること
チウラム		検液 1 Lにつき0.006mg以下であること	検液 1 Lにつき0.006mg以下であること
チオベンカルブ		検液 1 Lにつき0.02mg以下であること	検液 1 Lにつき0.02mg以下であること
PCB		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと
有機りん化合物		検液中に検出されないこと	検液中に検出されないこと

④ 排出水中基準

特定有害物質 (アンモニア、トリメチルアミン、アセトアルデヒド、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルペンチルアルデヒド、イソペンチルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、スチレン、キシレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル酪酸及びイソ酪酸を除く。)の種類ごとに次の式により、算出した濃度とする。

$$C_{Lm} = K \times C_m$$

この式において、 $C_{Lm}$ 、 $k$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$C_{Lm}$  排出水中の濃度 (単位1リットルにつきミリグラム)

$C_m$  敷地境界線基準値

$k$  次の表の第2欄に掲げる特定有害物質の種類及び同表の第3欄に掲げる当該事業場から敷地外に排出される排出水の量(単位1リットルにつきミリグラム)

◆別打ち表◆  $C_m$  敷地境界線基準値

物質名	排出水量	K
1 有機溶剤類	0.001立方メートル毎秒以下の場合	16
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	3.4
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.71
2 酸化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	5.6
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	1.2
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.26
3 硝化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	32
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	6.9
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	1.4
4 二硫化炭素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	63
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	14
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	2.9

ただし、メチルメルカプタンについては、第2項第3号で算出した排出水中の濃度の値が1リットルにつき0.002ミリグラム未満の場合に係る排出水中の濃度の許容限度は、当分の間、1リットルにつき0.002ミリグラムとする。

(3) 大版市悪臭防止指導要綱による指導基準

臭気濃度基準	臭気濃度10			
	H (m)	H < 8	8 ≤ H < 15	15 ≤ H < 25
排出口基準	Q < 30	400	600	800
	30 ≤ Q < 100	300	400	500
	100 ≤ Q < 300	200	300	400
	300 ≤ Q	150	200	300

(注) H…排出口の高度、Q…排出ガス量

(備考) 臭気濃度は、臭気のある空気と無臭の空気が混じり合わさるまで希釈した場合の当該希釈濃度をいう。



16. 土壌汚染対策法の概要

(1) 目的

土壌汚染の調査・対策について定めること等により、土壌汚染による健康被害を防止する。  
 (汚染土壌からの有害物質の流出により汚染された地下水の採取によるリスク及び汚染土壌の直接摂取によるリスクの防止を目的とする)

(2) 対象物質 (特定有害物質)

鉛、砒素、トリクロロエチレン等、土壌に含まれることにより健康被害を生ずるおそれのある25物質。

(3) 仕組み

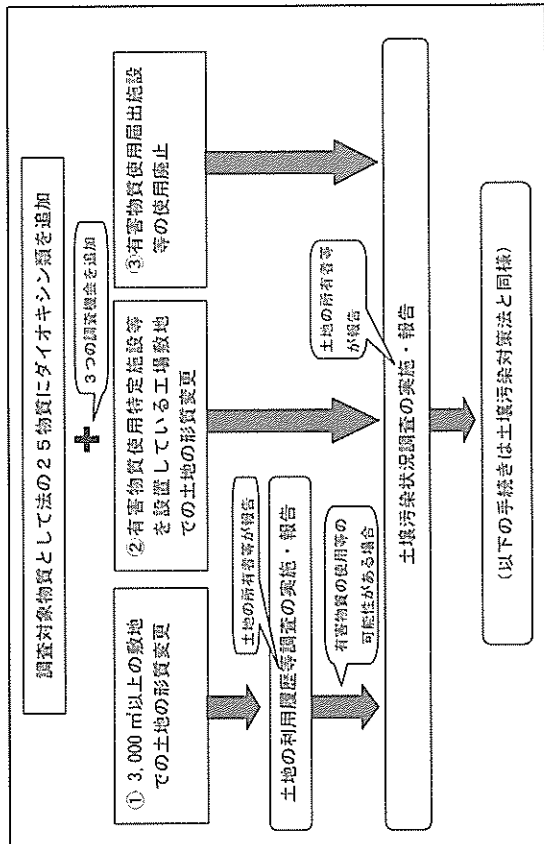
<p>(1) 土壌汚染の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1. 有害物質使用特定施設の使用を廃止した土地</li> <li>2. 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると市長が認める土地             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1.または2の土地所有者等は、当該土地の土壌汚染の状態について、環境大臣の指定を受けた機関(指定調査機関)に調査させて、その結果を市長に報告する。</li> </ul> </li> </ul>	<p>(2) 指定区域の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1)の調査結果が指定基準に適合しない場合、市長はその土地を指定区域として指定・公示する。また、台帳に記載して機関に供する。</li> </ul>	<p>(3) 指定区域の管理</p> <p>○汚染の除去等の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定区域の土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるときは、市長は土地所有者等に汚染の除去等の措置を命令できる。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(直接摂取によるリスク防止のための措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立入禁止・舗装・盛土・土壌入れ換え・土壌汚染の除去</li> <li>(汚染された地下水の採取によるリスク防止のための措置)</li> <li>・ 地下水のモニタリング・不溶化・封じ込め・土壌汚染の除去</li> <li>「汚染の除去が行われた場合、指定区域の指定は解除される」</li> </ul> </div> <p>○土地の形質変更の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、計画を市長に届け出る。</li> <li>・ 計画が適切でない場合、市長は計画変更を命令できる。</li> </ul>
--	---	---

土壌汚染対策法施行状況 (平成 17 年度)

法	内 容	件 数
法第 3 条関係	調査実施	9
(有害物質使用特定施設の廃止に伴う調査)	ただし書確認 (調査指示)	39
	経過措置適用 (調査免除)	6
法第 5 条関係	指定区域の指定	3

- ・ ただし書確認とは、特定施設廃止後も当該敷地を工場等に利用することなどにより、調査が指示されたものの件数を示す。
- ・ 経過措置適用とは、事業所の敷地面積が 300 m<sup>2</sup>以下であること等の施行規則附則 2 条に定める要件を満たし、調査が免除されたものの件数を示す。
- ・ 法第 4 条 (調査命令)、法第 7 条 (相違命令)、法第 9 条 (改善命令) の適用はなし。
- ・ 指定区域は平成 18 年 3 月末現在、5 件である。

17. 大阪府域の土壌汚染対策制度のしくみ (大阪府生活環境の保全等に関する条例 (土壌関係))



大阪府条例施行状況 (平成 17 年度)

条 例	内 容	件 数
第 81 条の 4 関係	有害物質の使用履歴がないため、土地の履歴等調査を終了 (土地の形質変更前自主的に調査対策を完了している案件を含む)	54
(3,000 m <sup>2</sup> 以上の土地形質変更に伴う調査)	有害物質の使用履歴があり、土壌調査を実施	1

・ 管理区域は平成 18 年 3 月末現在、1 件である。

18. ダイオキシン類対策特別措置法の概要

(1) ダイオキシン類の定義

この法律において、「ダイオキシン類」とは、次にあげるものをいう。

- ① ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)
  - ② ポリ塩化ジベンゾパラオキシン (PCDD)
  - ③ コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-POB)
- (2) 耐容一日摂取量 (TDI)

ダイオキシン類の耐容一日摂取量(ダイオキシン類を人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量で2.3.7.8-四塩化ジベンゾパラオキシンの量として表したものを、略称:TDI)を、体重1キログラムあたり4ピコグラムと定める。

(3) 環境基準

媒	体	基	準	値	備	考
大	気	0.6	pg-TEQ/m <sup>3</sup>	以下	・ 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。	
水	質	1	pg-TEQ/L	以下	・ 土壌においては、250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。	
底	質	150	pg-TEQ/g	以下		
土	壌	1,000	pg-TEQ/g	以下		

- ・ 大気環境基準は、工業専用地域、専道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- ・ 水質環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- ・ 土壌環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

(4) 汚染状況の監視

大気、水質、底質、土壌の汚染状況を常時監視し、環境省に報告。

(5) 特定施設並びに排出ガス及び排水に関する規制(次頁のとおり)

- ① 特定施設の設置、構造等の変更時における届出。
- ② 毎年1回以上のダイオキシン類の濃度の測定(排出ガス、排水、ばいじん等)
- ③ 測定結果の報告。
- (6) その他の規制等

- ① ばいじん、燃え殻等を特別管理廃棄物に指定し、ダイオキシン類の低減処理を義務付け。
- ② 廃棄物の最終処分場について、ばいじん、燃え殻等の飛散・流出防止措置を具体化し、ダイオキシン類対策の観点から維持管理基準を策定。
- ③ 対策地域における汚染土壌の除去等の実施。

(ダイオキシン類に係る特定施設及び排出基準)

大気に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>/h)

特定施設の種類の種類	新設	既設	
		HI3.1.15~HI4.11.30	HI4.12.1以降
鉄鋼業焼結炉 (処理能力:1t/h以上)	0.1	2	1
製鋼用電気炉 (定格容量:1,000KVA以上)	0.5	20	5
亜鉛回収施設 (処理能力:0.5t/h以上)	1	40	10
アルミニウム合金製造施設 (処理能力:0.5t/h以上)	1	20	5
廃棄物焼却炉 (炉床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上)	0.1	80	1
	1		5
	5		10

(注1) 廃棄物焼却炉については燃焼温度12%修正、焼却炉については燃焼温度15%修正を行う。  
(注2) 既に大気汚染防止法において新設施設の指定物質排出基準が適用されている施設については、新設後の排出基準を適用。

水質に係る排出基準

(単位:pg-TEQ/L)

特定施設の種類の種類	新設	既設	
		HI3.1.15~HI5.1.14	HI5.1.15以降
カーボン付法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設			10 (注1)
アルミナ焼結の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			10 (注2)
ジオキシンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分解施設及び還元誘導体分解施設、ニトロ化誘導体分解施設及び還元誘導体分解施設、ジオキシンバイオレット洗浄施設、脱色乾燥施設	10		
亜鉛の回収(製錬用電解槽)に係る集じん機からの塵埃の回収に際する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			10
種痘カラムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設			10
カプロラクタムの製造(塩化ニトロソル)を使用するものに限る)の用に供する施設のうち、乾留濃縮施設、シクロヘキサン分凝施設、廃ガス洗浄施設			10
クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設			10
クラフトパルプ又はサルファイトパルプの製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設			10
塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二重化エチレン光浄施設			20
アルニウムとその合金の製造の用に供する焼却炉、溶融炉又は乾燥炉に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設			50
廃棄物焼却炉(炉床面積0.5m <sup>2</sup> 以上又は焼却能力50kg/h以上のものに限る)の廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、汚水を排出する灰の貯留施設			10
廃PCB等又はPCB処理物の分解施設、PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設			10
上記の施設から排出される下水を処理する下水処理場			10

(注1) 平成14年9月15日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成15年9月15日まで従来の適用基準。  
(注2) 平成15年11月1日に特定施設に指定されたため、ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項の規定により、平成14年11月31日まで従来の適用基準。

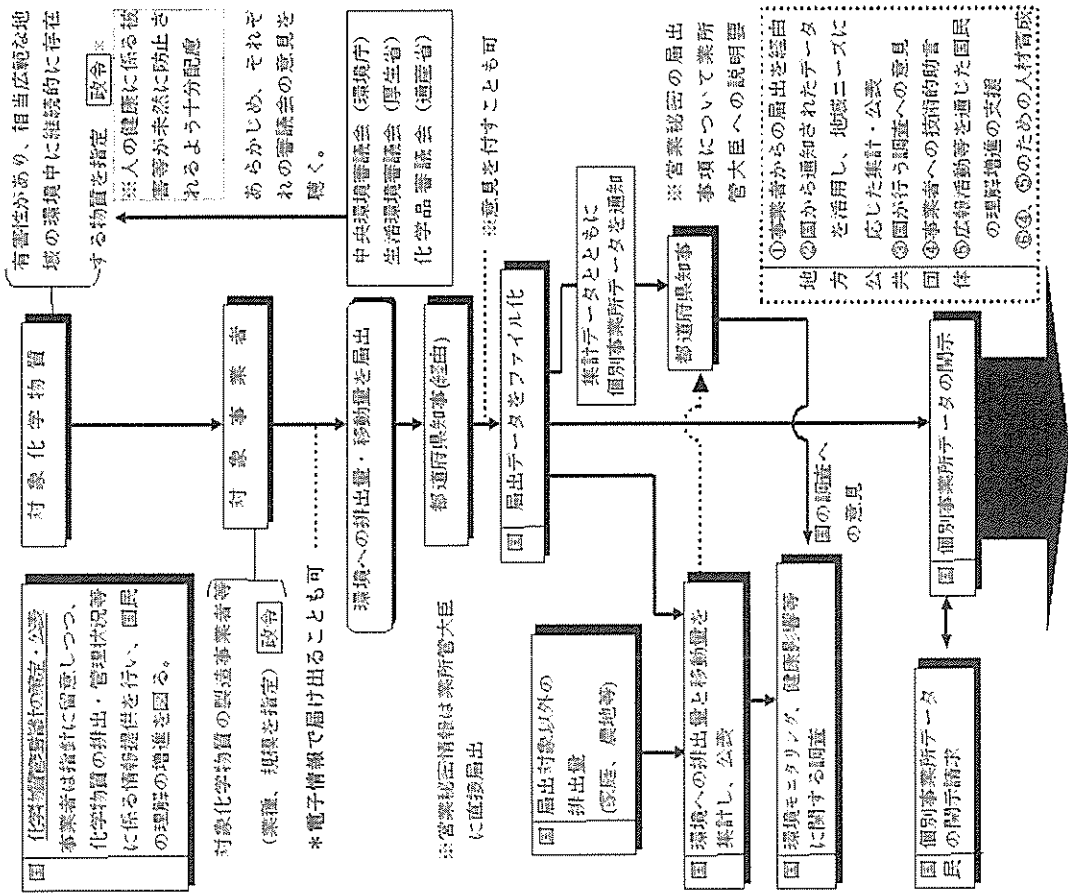
廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻の処分基準

(単位:pg-TEQ/g)

新設	既設
3	HI4.1.30以前 基準の適用を猶予
	HI4.12.1以降 3

(注) 既設の施設において、セメント風化、薬劑処理又は熱抽出処理を行ったものは、基準を適用しない。

19. 化学物質の排出量の把握等の措置（PRTR<sup>1)</sup>）の実施の手順



事業者による管理の改善を促進、環境の保全上の支障を未然に防止

<sup>1)</sup> Pollutant Release and Transfer Register

20. 大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領（抄）

大阪市では、本市域内において一定規模以上の建築物を建設しようとする者（以下「事業者」といふ。）と本市が協議することにより、当該建設計画と公共・公益施設等の関係調整を図ることを目的として、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領」を定めている。

（適用対象）

この要領は、建設計画が次の各号の一に該当する場合に適用する。

1. 住宅の用途に供するもので、戸数が10戸以上のもの。
2. 建設計画の区域が2,000平方メートル以上で、かつ建築物の地上高さが10メートル以上のもの。
3. 建築物の延床面積が3,000平方メートルを超え、かつ総数が地上6以上のもの。

また、この要領第28条の規定により、騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準を定め、事業者は居住環境の保全に努めるものとするとしている。

21. 騒音・大気汚染等に係る居住環境の保全基準（抄）

要領第28条の規定による居住環境の保全に関する基準は、次の各号による。

1. 事業者は、第2号に規定する対象地域において、分譲又は賃貸を目的とする住宅（住宅を併設する建築物を含む。以下同じ。）を建設する場合には、建設計画の区域周辺の騒音・振動、ばい塵・粉じん等の大気汚染、悪臭（以下「騒音・大気汚染等」という。）について、周辺の現地調査を行い、特に必要と認められる場合は測定を実施し、その調査結果に基づいて入居者の居住環境の保全に関する適正な配慮を行うこと。
2. 対象地域  
この基準は、建設計画の区域が次のいずれかに該当する場合に適用する。  
(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に規定する工業地域  
(2) 工業地域以外の用途地域内で工場若しくは事業場又は工業地域に近接する地域  
(3) 幹線道路から幅50メートル以内の地域  
(4) 鉄道路線から幅50メートル以内の地域  
(5) 別に定める航空機飛行経路の周辺地域

3. 現況調査

事業者は、建設計画の区域周辺における騒音・大気汚染等の現況等について、次の調査を行うこと。

- (1) 当該住宅に影響を及ぼすおそれのある騒音・大気汚染等の発生源（建設が予定されているものを含む。以下同じ。）に関する調査
- (2) 騒音・大気汚染等が当該住宅に及ぼす影響に関する調査
4. 騒音・大気汚染等の影響回避の措置  
現地調査の結果、当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を受ける場合には、事業者は次の措置等を講ずることにより当該住宅への影響回避に努めること。  
(1) 建築物の配置、居室の位置、開口部の位置等に配慮する。  
(2) 緩衝地帯の設置に配慮する。  
(3) 騒音については、居室内における目標値を表一1に掲げるとおりとし、(1)、(2)に定める措置により目標値の確保が困難な場合には、居室の開口部の防音化等の措置を講ずる。

なお、この場合には、換気等室内環境の保全に十分配慮する。

表一1 (居室内における騒音の目標値)

	時 間 帯		評価方法
	昼間 (6:00~22:00)	夜間 (22:00~6:00)	
第2号 (1)(2)(3)の地域	45デシベル以下	40デシベル以下	等価騒音レベル
第2号 (4)の地域	60デシベル以下		上位半数のパワー平均
第2号 (5)の地域	60WECPNL以下		WECPNL

(備考) 対象地域

工業 地 域
第2号(1)の地域
第2号(2)の地域 工業地域以外の用途地域内で工業者もしくは事業場又は工業地域に近接する地域
第2号(3)の地域 幹線道路から概ね50メートル以内の地域
第2号(4)の地域 鉄道路線から概ね50メートル以内の地域
第2号(5)の地域 航空機飛行経路の周辺地域

5. 騒音・大気汚染等の発生源への説明

第2号(1)及び(2)の地域にあって、現況調査の結果、当該住宅が工場又は事業場から騒音・大気汚染等による影響を受ける場合には、事業者は原則としてその発生源に対し、建設計画の概要を説明すること。

6. 入居予定者への周知

当該住宅入居予定者に対し、事業者は次の事項について周知を図ること。  
なお、周知方法については、事業者は事前に都市環境局と協議を行うこと。

- (1) 用途地域
- (2) 当該住宅が騒音を受けうる騒音・大気汚染等の発生源の状況
- (3) 当該住宅が騒音・大気汚染等の影響を回避するために講じる措置
7. 建設計画の区域周辺への騒音・大気汚染等の影響回避の措置  
第1号の規定にかかわらず、建設作業については、事業者は周辺への影響を回避するため必要な措置を講ずること。

なお、建設計画の区域内に次の施設が設置され、騒音・大気汚染等が発生する場合には、事業者は周辺への影響を回避するよう努めること。

- (1) 飲食店等の店舗
- (2) 駐車施設
- (3) 物流施設
- (4) ボイラー、空調機等
- (5) 上記(1)～(4)以外の騒音・大気汚染等発生施設

9. 大阪市環境審議会

本市では、市長の諮問機関として昭和37年4月から公害対策審議会を設置し、公害関係の重要な事項の調査及び対策について審議してきたが、平成5年11月に環境基本法が施行されたことにより、平成6年8月1日に大阪市環境審議会を設置した。

審議会は、市民、学識経験者など様々な分野からなる委員で構成されており、これまで公害対策審議会が担当した公害関係諸問題に関する事務を継承し、さらに、都市・生活型公害への対応や地球環境問題などについて審議を行い、本市環境行政にとって重要な役割を担っている。

執行機関の附属機関に関する条例(抄)

制定昭28. 4. 1 条例35

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づき政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 専 務
市長	大阪市環境審議会	環境の保全についての重要事項の調査審議に関する事務

(委任)

第2条 前条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附 則 (平6. 3. 1 条例1)

この条例は、平成6年8月1日から施行する。

大阪府環境審議会規則

制定平6、8、1 規則108

大阪府環境審議会規則を公布する。

(趣旨)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年 大阪府条例第35号)第2条の規定に基づき、大阪府環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2. 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期等とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2. 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3. 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第5条 専門の事項を調査議決させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2. 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3. 専門委員は、当該専門の事項に関する調査議決が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2. 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3. 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

2. 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3. 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に幹事を置き、本事務局のうちから市長が命ずる。

2. 幹事は、審議会の所掌事務について委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、都府環境局において処理する。

(施行の期日)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1. この規則は、公布の日から施行する。

2. 大阪府公害対策審議会規則(昭和37年大阪府規則第26号)は、廃止する。

審議会管申(意見)の概要

年月日	事項	管申(意見)の概要
40. 12. 8	大気汚染の環境基準について(管申)	(大気汚染に係る大阪市の環境管理基準を提案) ・自動車ガス：日平均値0.1ppm ・浮遊ばいじん：日平均値0.5mg/m <sup>3</sup> ・降下ばいじん：月平均値10t/m <sup>2</sup>
44. 10. 24	ビル冷暖房について(管申)	[ 都心部における汚染源低減のため、ビル冷暖房に対する指 ] [ 導方針を管申 ] ・使用燃料の炭素分：10%以下 ・新設の施設：電気・ガスの使用
44. 12. 16	健康被害の救済について(管申)	[ 「公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法」による ] [ 救済対象地域について管申 ] ・法による救済対象地域：西淀川区全域
46. 12. 17	クリーンエアープランの実施について(管申)	[ 46年8月策定の本市クリーンエアープランの実施に関する ] [ 意見 ] ・低炭素燃料の導入 ・自動車排気ガス対策の推進 ・事業者対策の充実 ・調度、住宅の充実 ・緑化、防除の充実 ・浄水、要員の確保
48. 7. 23	重要物資に係る規制緩和及び規制強化について(管申)	(重要防止法の施行(47.5.31)に伴う規制措置について管申) ・規制地域：市全域 ・重要基準：アンモニア等5物質について設定
48. 7. 23	重要転化物質対策の方向づけについて(管申)	[ 重要転化物質の環境濃度、防止措置等の現状からみて推進す ] [ べき事項について管申 ] ・人の健康に影響を与えない濃度条件の設定 ・発生源の跡・増設の削減 ・排出基準の早期設定 ・技術開発の推進 ・自動車排気ガス対策の促進 ・道路計画の再検討 ・発生源の整備・汚染実態の把握 ・調度・住宅の充実
48. 7. 23	クリーンウォータープランの実施について(意見)	[ 48年3月策定の本市クリーンウォータープランの実施に関 ] [ する意見 ] ・上水道における対策の強化 ・経路用水の確保 ・工場排水の監視、汚濁防止 ・下水道整備及び下水の高次処理 ・浮遊ばいじん対策の強化 ・貯留施設の強化
49. 11. 20	公害健康被害補償法にもとづく地域指定について(意見)	(法の施行(49.9.1施行)に伴う地域指定に関する意見) ・指定地域：新築調査地域の全域
50. 2. 21	クリーンエアープラン'79にもとづく主要発生汚濁物質について(意見)	[ 48年11月策定の本市クリーンエアープラン'79の実施に関 ] [ する意見 ] ・クリーンエネルギーの高度化促進の確立 ・自動車排気ガス対策の促進と交通規制の強化 ・中が域発生汚濁対策の強化 ・粒子状物質対策の強化 ・関係都市との連携強化

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
50. 4. 21	北摂地区における騒音物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について (意見)	〔騒音物受入れに係る基本姿勢 〔策等に関する意見 ・ 廃棄物受入れの基本姿勢 ・ 受入れ基準 ・ 環境汚染監視体制 ・ 調査・観測データの蓄積 〕 〔廃棄物処理に関する本市の総合計画 (案) に対する意見 ・ 廃棄物処理の基本姿勢 ・ 現状把握と要求推計 ・ 処理計画の明確化 ・ 計画目標・実施計画について ・ 総合処理システム構築について 〕
51. 3. 6	大阪市廃棄物処理計画について (答申)	
52. 4. 19	環境酸化物対策について (答申)	〔環境酸化物総量規制の策定を確保するために必要な事項に 関して答申 ・ 許容排出総量 ・ リザーブ排出量 ・ 総量規制距離 ・ 燃費使用基準 ・ 局域汚染対策等特別対策 ・ 監視・指導体制の整備 〕
53. 1. 23	同上 (意見)	〔大阪市環境酸化物対策指導要領の策定にあたっての指針の 提示 ・ 燃費中の燃費含有率 ・ 新・増設施設に対する措置 ・ 河川沿工場の措置 ・ 局域汚染の除去 ・ 排煙設備設置の維持管理 〕
53. 1. 23	悪臭物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	〔追加3物質の規制措置について答申 ・ 規制地域：市全域 ・ 規制基準：二硫化メチル等3物質について設定 〕
54. 1. 29	窒素酸化物対策について (報告)	〔窒素酸化物総量規制のための技術的基礎について報告 対象地区における汚染濃度とその原因となる各発生源からの排出量の算出の関係を科学的に明らかにするため、大気採取モ ニタリングにより大阪府域でそれを適用する局所の諸条件について 報告 〕
58. 6. 14	窒素酸化物対策のすすめ方 (答申)	〔窒素酸化物対策の基本的考え方と今後の対策のすすめ方について答申 一酸化窒素に係る環境目標値を設定することは、現時点で困難であるものの、当面の施策の方向を確立するものとして、窒 素酸化物対策についての基本的考え方と今後の対策のすすめ 方について提言 〕
平成 7. 31	浮遊粒子状物質対策のあり方について (答申)	〔浮遊粒子状物質濃度の予測手法とその対策についての基本的 考え方及び今後の対策のあり方について答申 環境保全目標達成するため、対策の目標としての浮遊粒子 状物質排出量を定め、更に局地対策の上乗せにより全府での達 成を図るよう提言 〔附帯意見 計画策定にあたっては技術的可能性に留意し目標年次につい ても計画に反映されるべきである。〕 〕

年月日	事 項	答 申 (意 見) の 概 要
3. 2. 8	追加悪臭4物質に係る規制地域および規制基準について (答申)	〔追加4物質の規制措置について答申 ・ 規制地域：市全域 ・ 規制基準：プロピオン酸等4物質について設定 〕
5. 8. 3	環境影響評価制度のあり方について (答申)	〔大阪府環境管理計画 (EPOC21) に基づき、大阪府にお ける環境影響評価制度の充実を図るため、そのあり方につ いて答申 ・ 環境アセスメント制度の基本的な考え方について ・ 制度確立の必要性 ・ 制度の形式 ・ 対象事業等 ・ 住民参加 ・ 手続き等について ・ 手続きのしくみ ・ 手続きの保証 ・ 今後の課題 ・ 計画アセスメント ・ 総合アセスメント ・ 情報の収集と提供 〕
7. 1. 27	環境基本条例のあり方について (答申)	〔環境行政の推進にあたり、総合的体系的な枠組みとなる環 境基本条例の制定にかかわる基本方針について答申 ・ 大阪府と市との関係の現状 ・ 環境政策の現況 ・ 環境政策の理念 ・ 環境政策の基本理念 ・ 環境政策の基本方針 〕
追加悪臭10物質に係る規制地域及び規制基準について (答申)	〔追加10物質の規制措置について答申 ・ 規制地域：市全域 ・ 規制基準：プロピオンアルデヒド等10物質について設定 〕	
8. 7. 25	大阪府環境基本条例に対する意見について (意見)	〔大阪府環境基本条例に基づき策定する大阪府環境基本計画 について ・ 市民の権利と義務の明記 ・ 計画期間の明記と内容の見直し ・ 計画内容の精選 ・ 事業計画等の積極的推進 〕
9. 12. 25	環境影響評価に関する新たな制度のあり方について (答申)	〔国の環境影響評価法の制定をうけて、大阪府における環境 影響評価について ・ 基本的考え方 ・ 制度の目的・形式 ・ 早期段階からの環境影響評価 ・ 環境影響評価の内容の充実、情報の提供など ・ 他制度との調整 ・ 今後の課題など 〕
13. 8. 31	今後の自動車排出ガス対策のあり方について (答申)	〔大気環境が依然として厳しい状況のなか、新たに大阪府自 治体公害防止計画策定のため、対策のあり方について答申 ・ 大阪府における自動車排出ガス問題の背景 ・ 自動車排出ガス対策の経過と現状、評価と対応 ・ 今後の自動車排出ガス対策の基本的な考え方 ・ 具体的な施策の方向性 ・ 自動車排出ガス対策の推進のために 〕
14. 10. 31	第II期大阪府環境基本計画に 対する意見について (意見)	〔大阪府環境基本条例に基づき、見直し策定した第II期大阪府 環境基本計画 (案) についての意見 ・ 各施策の統合 ・ 計画内容の精選 ・ 特徴的な日本の環境環境に合ったライフスタイル ・ PCAサイクルによる運行管理・環境と教育 ・ 「安全」と「快適」の位置付け 〕
15. 2. 4	第II期大阪府環境基本計画に 対する意見について (意見)	〔大阪府環境基本条例に基づき、見直し策定した第II期大阪府 環境基本計画 (案) についての意見 ・ 数値目標の設定 ・ 「安全」と「快適」の位置付け ・ 計画内容の精選 ・ 審議会にこれからのあり方 (運営) 〕



(幹事)

- 第5条 本部に幹事を置く。
- 2 幹事は、本市職員のうちから市長が命ずる。
- 3 幹事は、本部の所掌事務について本部長を補佐する。
- 4 本部の会議の準備その他必要があるときは、関係幹事をもって幹事会議を行う。

(部会の設置)

- 第6条 本部長は本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべし本部長及び幹事は、本部長が指名する。
- 3 部会に部長を置き、本部長のうちから本部長が指名する。
- 4 部長は、部会の事務を掌理する。

(環境管理のための組織の設置)

- 第7条 本市の庁舎内における環境マネジメントシステムを確立するとともに、これを円滑に実施し、改善していくため、本部に環境管理統括者、環境管理責任者その他必要な組織を置く。
- 2 前項の組織の構成、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(環境保全実行委員会)

- 第8条 本部と連携し、庁内環境保全行動計画を円滑かつ効果的に推進するため、条例第1条に掲げる局及び室、収入役室、消防局、交通局、水道局、市立大学事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査・人事制度事務局、事務局、市会事務局、中央卸売市場、経営企画室、危機管理室、並びに区役所に環境保全実行委員会を置く。
- 2 環境保全実行委員会の組織、運営その他必要な事項については、本部長が定める。

(庶務)

- 第9条 本部の庶務は、都市環境局において処理する。

(施行の細目)

- 第10条 この規程の施行について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この規程は、令達の日から施行する。
- 2 大阪市河川浄化対策本部設置規程（昭和49年達第12号）は、廃止する。

11. 大阪市環境関係課・所

(平成18年6月1日現在)

局長	局 課 所 名	環 境 に 関 する 事 務
市民局	消費者センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者啓発事業（生活情報誌の発行等）</li> <li>・ 消費者教育事業（講座による教育・啓発）</li> <li>・ 消費者情報提供事業（ラジオ番組の放送、消費生活展の開催、常設展示場による啓発等）</li> </ul>
経済局	都市環境センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地の保全</li> <li>・ ISO認証取得支援事業</li> <li>・ 環境ビジネスの振興</li> <li>・ 環境に優しいものづくり支援</li> </ul>
計画調整局	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画に係る環境アセスメントの手続き及び関連する情報の収集・整理等に関する事</li> </ul>
	交通空港政策課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車対策、ノーマイカーデーの推進等</li> </ul>
	都市デザイン課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大阪都市景観建築費（大阪まちなみ賞）に関する事</li> <li>・ 都市景観に関する事</li> <li>・ 建築景観誘導制度に関する事</li> </ul>
都市環境局	地球環境保全担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地球環境保全に係る企画・連絡調整に関する事</li> <li>・ 環境審議会に関する事</li> <li>・ 環境の保全に係る融資助成に関する事</li> </ul>
	環境基本計画担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境基本計画の推進に関する事</li> </ul>
	環境活動推進担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境に係る基本政策の企画・進捗管理に関する事</li> </ul>
	環境情報担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境情報の収集・提供に関する事</li> <li>・ 環境調査に関する総合的企画・調整・指導に関する事</li> <li>・ 環境汚染の監視・測定・調査・資料解析に関する事</li> <li>・ 地盤沈下の防止に関する事</li> </ul>
	環境影響評価担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 環境影響評価及び環境配慮に関する事</li> </ul>
	大気騒音担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大気環境保全対策に係る企画・連絡調整に関する事</li> <li>・ 大気汚染・騒音・ダイオキシン類に係る発生源等の規制指導に関する事</li> <li>・ 騒音・振動に係る発生源等の規制指導に関する事</li> </ul>
	アスベスト対策担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アスベストに係る発生源等の規制指導に関する事</li> </ul>
	交通環境担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車排出ガス対策に関する事</li> <li>・ 低公害車の普及促進に関する事</li> <li>・ 交通騒音・交通振動の対策に関する事</li> </ul>
	土壌水質担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土壌汚染・地下水汚染対策に関する事</li> <li>・ 工場排水の規制・排出汚水の水質調査・認定に関する事</li> </ul>
工務課	工務課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道工事の施行の総括・連絡調整に関する事</li> <li>・ 下水道事業の計画に関する事</li> </ul>



局 課 所 名	環 境 に 関 する 事 務
水質調査課	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水の水質管理の総括に関すること</li> <li>下水道事業に関する調査・採得研究に関すること</li> <li>水質試験所に関すること</li> </ul>
管理事務所（東部・西部・南部・北部）総編課	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場排水等に係る規制指導及び除害施設の使用指導に関すること</li> <li>下水の水質の管理に関すること</li> </ul>
環境福祉局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害健康被害の補償等に関する法律等に基づく審査、認定及び賠償費等の支給に関すること</li> <li>公害に係る健康被害に関すること</li> <li>公害健康被害に関すること</li> <li>環境保健事業に関すること</li> </ul>
区役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害健康被害の補償等に関する法律等に関すること</li> <li>環境保健法等に基づき届出の受付に関すること</li> <li>環境保全に関すること</li> <li>環境保全関係団体の指導育成に関すること</li> </ul>
健康福祉センター（24区）	<ul style="list-style-type: none"> <li>局業務に関する総合的企画、調査及び連絡調整に関すること</li> <li>一般廃棄物処理計画に関すること</li> <li>廃棄物処理等推進審議会に関すること</li> <li>局業務に関する統計及び資料の収集整備に関すること</li> </ul>
環境事業局	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の収集及び運搬作業に係る計画及び指導監督に関すること</li> <li>一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関すること</li> <li>一般廃棄物等の減量化及び再生利用並びに環境美化に係る普及及び市民啓蒙の促進に関すること</li> <li>適正処理区画に関すること</li> <li>道路等の清掃計画及び作業の指導監督に関すること</li> <li>特定の河川（水面に限る。）の清掃に関すること</li> </ul>
規制指導課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物処理業の許可及び一般廃棄物処理業者の指導監督に関すること</li> <li>産業廃棄物処理業の許可及び産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること</li> <li>廃棄物再生利用業の指定及び廃棄物再生利用業者の指導監督に関すること</li> <li>特定による一般廃棄物の排出の指導に関すること</li> <li>産業廃棄物処理の基本計画、調査研究及び関係団体との連絡に関すること</li> <li>産業廃棄物処理の規制に関すること</li> <li>産業廃棄物の中間処理及び最終処分事業に関すること</li> <li>産業廃棄物処理施設に関すること</li> </ul>
管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の清浄及び最終処理並びに埋立処分計画に関すること</li> <li>埋立処分地の造成及び管理運営に関すること</li> </ul>
建 設 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>局の施設（埋立処分場を除く）の建設に関すること</li> <li>廃棄物処理の技術開発に関すること</li> </ul>
環境事業センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の処理、減量化及び再生利用並びに環境美化に係る事業の推進に関すること</li> <li>一般廃棄物等の処理手続料の徴収に関すること</li> <li>一般廃棄物等の収集及び運搬の作業に関すること</li> <li>一般廃棄物等の収集及び運搬の清浄作業並びに公衆用ごみ回収の維持管理に関すること</li> <li>特定の種類及び構成の清浄作業並びに公衆用ごみ回収の維持管理に関すること</li> <li>一般廃棄物処理業の許可申請書の受付に関すること</li> <li>一般廃棄物等の処理に関する届書の受理並びに不法投棄の監視及び処理に関すること</li> <li>一般廃棄物処理業者の作業監督に関すること</li> </ul>

局 課 所 名	環 境 に 関 する 事 務
工 場	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般廃棄物等の焼却及び最終処理並びにその手数料の徴収に関すること</li> <li>埋立処分地の処分に関すること</li> <li>発着設備及び燃費設備の管理に関すること</li> <li>工場輸入許可証の交付に関すること</li> </ul>
北港事務所	<ul style="list-style-type: none"> <li>北港処分地の管理運営に関すること</li> <li>北港処分地における一般廃棄物等の埋立処分に関すること</li> </ul>
建設局	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路工事とこれに関連する他の工事との連携調整、道路掘削工事の指導及び連絡調整</li> <li>都市計画道路の調査・計画に関すること</li> <li>都市計画道路の用地取得、街路及び連絡類地中化の設計に関すること</li> </ul>
道路課	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路の新設・改良、道路の緑化、環境改善、電線類の地中化</li> <li>道路及び附属施設の維持補修</li> <li>交通安全施設の企画・設計、自給街道の企画・設計</li> </ul>
橋 梁 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>橋梁の設計・維持管理</li> </ul>
河 川 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川の改修、水質浄化、環境整備</li> </ul>
ゆとりとみどり推進局	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園及び緑地の建設に係る調査、企画及び連絡調整に関すること</li> <li>緑化事業の調査及び企画に関すること</li> </ul>
計 画 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>公園、緑地及び公園施設の整備に関すること</li> <li>緑化事業の企画に関すること</li> <li>花と緑のまちづくりの推進及び普及に関すること</li> <li>樹木及び花卉の育成計画及び維持管理に関すること</li> <li>都市緑化の政策的指導及び緑化推進に関すること</li> </ul>
整備課	<ul style="list-style-type: none"> <li>大塚寄野野鳥の管理運営に関すること</li> </ul>
池 沼 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>池沼の利用の促進に関すること</li> </ul>
祭 典 課	<ul style="list-style-type: none"> <li>港灣の造成の整備及び保全に関すること</li> <li>臨海地帯における緑地に係る計画、設計、工事の施行及び維持管理に関すること</li> </ul>
環境緑地課	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水道事業の計画施行</li> <li>水質保全に関すること</li> </ul>
水 道 局	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道施設の電気・機械設備及び建築物の計画、設計及び施工に関すること</li> <li>浄水場の沈殿汚泥の処理・処分</li> </ul>
計 画 担当	
施設担当	
浄水場（林島・鹿塚・豊野）	

局 課 所 名	環 境 に 関 する 事 務
教育委員会事務局 整 備 課 社会教育課 文化財保護課 教育センター 自然史博物館 中央青年センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校の緑化</li> <li>・ 実務的・体験的な学習活動の機会を提供</li> <li>・ 文化財の保護に関すること</li> <li>・ 環境教育に関する研究・研修の推進</li> <li>・ 地域における自然体験活動及び環境教育・啓発</li> <li>・ 環境保全、自然保護、公害問題等に関する学習会の開催</li> </ul>
住宅局 建築企画課 監察課 企画設計課 技術管理課 住環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋上緑化等建築物の許可に関すること</li> <li>・ 建築物総合環境評価制度に関すること</li> <li>・ 建設リサイクル法に関すること</li> <li>・ 環境に配慮した市設建築物の建設計画に関すること</li> <li>・ 市設建築物における建設副産物のリサイクルに関すること</li> <li>・ 市設建築物の建築診断による長寿命化等の推進</li> <li>・ 市設建築物の設備に係るエネルギー使用の合理化に関すること</li> <li>・ 優良環境住宅整備事業に関すること</li> </ul>

12. 環境関係協議会等一覧表

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
1	大阪府環境協議会 (平6. 8. 1)	(事務局) 大阪府都市環境局 環境部地球環境保全 担当 加盟都市持回り	委員27名 札幌市 仙台市 さいたま市 千葉市 東京都 川崎市 横浜市 名古屋市 京都市 大阪市 神戸市 広島市 北九州市 福岡市	環境の保全についての重要事項の調査審議  環境行政の諸問題について意見の交換と相互の連絡を行い、環境行政の効率的な推進に資することを目的とする。 大気、水質、騒音振動、環境管理計画、環境影響評価面について、担当者会議を催している。
2	大都市圏環境保全主 管局長会議 (昭44. 11. 14)			
3	大阪府・市環境行政 連絡協議会 (昭42. 1. 10)	大阪府・大阪市交互 に担当	大阪府 大阪市	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一の効果的 的な環境行政の推進を期す。
4	大阪府・市環境協 行政連絡協議会 (昭46. 10. 1)	大阪府・市交互に 担当	大阪市 堺市	府、市相互の緊密な連絡協議を図り、統一の効果 的としての効果的な環境行政の推進を図る。
5	大阪府市長会環境 保全研究会公害対策 推進委員会 (昭52. 4. 1)	(事務局) 大阪府市長会	府内93市	大阪府下各市の環境行政に関する連絡を密にし、 その市間の連絡を図り、環境行政全般の改善推進 に資することを目的とする。
6	大阪府都市環境協 議会連合会 (昭35. 11. 16)	(事務局) 大阪府都市環境局環境 部環境活動推進担当 (会 長) 旭区都市環境協議会 会長 田中 聡	北区都市環境研究 会ほか 23団体	各区の政治家による自主的組織として、環境保全 関係諸問題の研究、啓蒙等の自主実践活動を行う ほか、自治体の環境行政に協力し、快速な都市環 境を創造することを目的とする。
7	全国大気汚染防止 連絡協議会 (昭38. 10. 1)	(事務局) 加盟都市持回り (常任幹事) 東京都 大阪府 名古屋市 北九州市	都道府県市など 153自治体	大気汚染防止法に基づき諸対策に関する各自治体 の情報交換及び技術上の問題の検討。
8	近畿大気汚染常時 監視協議会 (昭50. 9. 9)	(事務局) 加盟都市持回り	大阪府、京都府 兵庫県、和歌山県 奈良県、滋賀県 大阪市、京都市 神戸市、堺市 尼崎市、松原市 西宮市、和歌山市 大津市、高石市 明石市、吹田市 高槻市、枚方市 八尾市、加古川市 堺大阪市	大気に係る汚染の広域性に起因、近畿圏内府県、 市県における効果的かつ程度の高い監視監視を行 うため、関係機関に必要な基礎データ等の交換、情 報の連絡、監視技術及び知識の向上に資するため の調査研究を行う。
9	大阪府自動車環境博 覧推進会議 (昭43. 5. 27)	(事務局) 大阪府環境農林水 産部交通公害課交 通公害課 環境部交通環境担当 (議 長) 大阪府知事 大阪市長 大阪市長 岡 淳一	大阪府 大阪府 近畿運輸局 大阪府警察本部 近畿地方整備局 大阪府工業研究所 大阪府工業事務所 大阪府市長会 大阪府市長会 大阪府自動車自 動車連合会 など31団体	自動車公害防止に関する対策及び自動車に依る 地球温暖化対策を積極的に推進するため、次の 1 推進すべき自動車環境対策とその推進方法 2 自動車環境対策に関する情報の交換 3 その他自動車環境対策について特に必要 と認められる事項



番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
22	全国民間空港関係 市町村協議会 (昭42. 2. 23)	(事務局) 伊丹市長 (会長) 伊丹市長	全国の民間空港に 関係する100市町村 が加盟	加盟市町村が有する民間空港関連の各種の問題を 総合的に調査研究し、これを解決するための方策 を推進する。
23	大阪国際空港騒音 対策委員会 (昭40. 11. 26)	(事務局) 大阪空港事務所 (会長) 大阪国際空港長	大阪府 大阪市 豊中市 池田市 箕面市 吹田市 茨木市 高槻市 守口市 西宮市 芦屋市 大阪府空 大阪空港事務所 (財) 空港環境協議会 民間航空公社	大阪国際空港周辺における航空機による騒音被害 に關し、その軽減を調査し、資料収集を行い、こ れに基づき騒音防止に必要な措置について協議す る。
24	大阪国際空港調停 促進協議会 (昭50. 11. 12)	(事務局) 大阪国際空 港調停センタ ー (会長) 大阪国際空 港局長	調停団 国土交通省航空局 大阪府航空局 大阪空港事務所 空港局調停協議機構 (財) 空港環境協議会 大阪府 伊丹市	大阪国際空港に関する公道等調整委員会より提示 された調停案及び個別問題の具体化を促進する。
25	関西国際空港の飛 行経路問題に係る 協議会 (平10. 9. 10)	(事務局) 大阪府	大阪府航空局 大阪府 大阪市 堺市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 高石市 和泉市 茨木市 阪南市 豊河町 熊取町 田尻町 岬町 関西国際空港(株)	関西国際空港の飛行経路問題の課題について、協 議調整することを目的とする。
26	公営補償地域(大 気系)連絡協議会 (昭47. 5. 31)	大阪市保健所 保健課長	千葉市 東京都(千代田区 ほか19区) 横浜市 名古屋市 京都市 神戸市 吹田市、豊中市 堺市 神戸市 東大阪市 守口市、八尾市 尼崎市 倉敷市 玉野市 北九州市 大牟田市	(事 業) 1 国に対する騒音事項の検討と調整 2 国家予算獲得に対する運動 3 各市との情報交換 4 その他

番 号	名 称 (設立年月日)	事務局団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
17	神崎川水質汚濁対 策連絡協議会 (昭44. 4. 18)	(事務局) 近畿地方整備局 (会長) 近畿地方整備局長	近畿地方整備局 大阪府 兵庫県 大阪市 豊中市 吹田市 摂津市 茨木市 高槻市 池田市 箕面市 能勢町 豊能町 尼崎市 川西市 宝塚市 篠原市 神宮市 (財) 水資源機構関西 支社 (財) 河川情報社	神崎川並びに流入、分派する河川等について水質 調査し、その実態を把握すると共に汚濁の根拠を 明らかにし、水質管理の方法並びに汚濁防止対策 について検討し、水質改善の効果をあげることがを 目的とする。
18	大阪府治水下総合 対策協議会 (昭36. 11. 27)	(事務局) 大阪府都市環 境局建設担当 (会長) 大阪市長 岡 淳一	大阪市 大阪府 大阪商工会議所	大阪における高潮防衛及び地盤沈下防止に関する 総合対策の研立並びにその実施の促進に必要な事 業を行う。
19	近畿市地主要都市 騒音振動協議会 (昭48. 10. 31)	(事務局) 加賀橋市市街回 り	大阪府 兵庫県 京都府 滋賀県 奈良県 和歌山県 堺市 神戸市 淡路市 京都市 和歌山市 奈良市 高槻市	騒音振動公害に関する意見交換、情報・資料交換 等を図り、都市における騒音振動防止対策の効 果的な推進を図る。
20	四市悪臭公害連絡 協議会 (昭56. 5. 29)	(事務局) 加賀橋市市街回 り	大阪市 京都市 名古屋市 神戸市	悪臭公害に関する意見交換、情報・資料交換等を 図り、都市における悪臭対策の効果的な推進を 図る。
21	大阪府航空機騒音 対策連絡協議会 (昭39. 10. 16)	(事務局) 伊丹市長 (会長) 伊丹市長	豊中市 伊丹市 川西市 池田市 宝塚市 巨峰市 西宮市 箕面市 吹田市 戸塚市	(目 的) 大阪府航空機騒音対策に関する航空機騒音・安全対策の促 進及び空港と周辺地域との調和を図ること。 (事 業) 1 騒音の調査及び騒音の対策 2 騒音防止対策の立案及びその対策に関する法 3 空港と地域が共存する環境整備の促進 4 その他必要な事項



13. 年 表

年	月	大阪市	月	大阪府、国、その他
明治10年			5	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府製造所(鉄工所、かじや、風呂屋)取締規則制定</li> <li>淀川(橋本県)で淀川山崎毒が香しくなる</li> <li>大阪府はい煙取締令(島之内、船場において禁煙、船政工場の建設を禁止)制定</li> <li>別子銅山(愛媛県)の甲硫酸ガス被害が広がる</li> <li>大阪府はい煙発生工場の建設禁止令(旧大阪市内に煙突を建てる工場建設を禁止し、船政工場は、東成郡、西成郡に強制移転)制定</li> </ul>
11年				
17年				
18年				
21年				
22年	4	大阪市制施行(東・西・南・北の4区)	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>営業条例公布(明治25、6、1施行)</li> <li>国会で初めて公害問題の質疑が行われる</li> </ul>
23年				
24年				
27年	3	初めて下水道改良事業に着手		
29年	10	市営浄水場完成(水道事業開始)	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府製造所取締規則(製造場に対し、公害に係る許可制をとられ、我が国で最初に「公害」という用語が使用された)制定</li> <li>河川法制定</li> </ul>
31年	9	大阪市制特別廃止	4	
34年		市役所分庁制制定(庶務、労務、衛生、土木、会計の5部制)	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県高砂市の製紙会社の工場排水をめぐり、沿岸農漁民と紛争</li> <li>大阪アルカリ会社硫酸ガス事件発生(社会問題化)</li> <li>工場法制定</li> </ul>
39年	8	市立衛生課新創設	11	
44年	3	木津川控却場開設	3	
大正3年			12	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府工場取締規則(ばい煙、粉じん、廃液等を排出し、人の健康を害する恐れのあるときは設備の改良及び禁止を命令)制定</li> <li>神道川(福山県)流域に高熱発生</li> </ul>
9年				
10年	5	市庁舎、現在地に落成		
11年	9	第1期都市計画下水道事業認可される		
13年		衛生課所下ばいじん量の測定開始		
14年	4	衛生部衛生課を保健部と改称		
昭和2年		市長を中心とした「大阪ばい煙防止調査委員会」設置		
3年		水準測量の取組により西大阪の地盤変動判明		
5年		自動車排出ガス(一酸化炭素)の測定開始		
6年	10	「大阪ばい煙防止調査委員会」からばい煙防止規則制定法に關し、内務大臣、大阪府知事等に建議書を提出	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪府はい煙防止規則(都市計画区域内において、一定濃度以上のばい煙の発散を禁止)制定</li> </ul>
7年				
9年		地盤沈下、地下水位観測所を設置し、常時測定を開始		

番号	名称 (設立年月日)	事務協団体 及び会長名等	加盟都市 及び団体名	目的及び事業
39	京阪神七府県市自動車排出ガス対策協議会 (平成12. 8. 25)	(事務局) 大阪府環境農林水産部交通公害課(参事) 大阪府環境農林水産部環境政策課	京都市 大阪市 神戸市 兵庫県 神戸市	自動車排出ガスによる大気汚染を防止するため、京阪神7府県市が共同で環境悪化物質及び浮遊粒子状物質等の削減対策に取り組みことを目的とする。
40	自治環境自治体協議会 (CLE) (平成2. 9. 8)	(日本事務局) (助)地球・人間環境フォーラム	東京都 横浜市 名古屋市 大阪市等 金沢市から450自治体	地方自治体の国際代表機構として、環境に関する地方自治体の専門知識と能力の強化、情報拠点としての機能、国際レベルでの専門的サービス提供と調整等を行う。
41	(社)海外環境協カセツター(OECC) (平成2. 3. 29)	(理事長) 年金福祉事業団理事長 森 仁美	埼玉県 兵庫県 名古屋市 北九州市等 68団体	(目的) 海外の環境保全に関する協力、調査研究、広報活動を週して、国際的相互依存時代の地球環境の保全に貢献する。
42	(社)地球環境関西フォーラム (平成2. 6)	(事務総長) 村野 正	大阪府 大阪市 京都市 兵庫県 神戸市 滋賀県 奈良県 和歌山県 83団体	(目的) 地球環境問題に関する調査研究を行い、地球環境保全の方策を講じるとともに、これらに関する情報を普及啓蒙することにより、地球環境問題の克服に寄与する。
43	大阪府環境農林水産部環境保全協議会 (平成元7. 6)	(事務局) 大阪府環境農林水産部環境政策課 (参事) 大阪府環境農林水産部環境管理課長	大阪府 大阪市 京都市	(目的) 大阪府域におけるフェニックス事業に係る理立処分場、積出基地周辺の環境監視及び環境衛生対策の実施に關し、大阪府広域環境整備センターを指導することにより、地域住民の生活環境の保全を図る。

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和12年			
13年	9		・保健所法公布
15年			
17年			
22年			
24年			
25年			
26年	8		・大阪府事業場公害防止条例制定 ・横浜センター多発
27年			
28年			
29年	12		・水俣病発生 ・大阪府事業場公害防止条例制定 (全面改正) ・清浄法改正
30年			
31年	4		・工業用水道の発工式挙行
33年	6		・ばい菌に関する世論調査実施
34年	3		・「何を飲むか」の運動始まる
35年	7		・愛川水質汚染防止運動協議会設立
36年	11		・ばい菌防止月間始まる
37年	4		・地盤沈下防止条例公布
38年	11		・大阪市ばい菌防止委員会 (現大阪市都市環境協議会) 設立
39年	4		・地下水くみ上げ施設(ワーリングタワー) 建設総費と助成措置の算出
40年	11		・大阪府地下水汚染防止条例制定
41年	2		・財源不足に地盤沈下防止県、水道局に工業用水道法を頒布
	4		・大阪市公害対策協議会設置
	1		・市内18ヶ所でスモッグの汚染観測実施
	6		・計画局を総合計画課と改称し、地盤沈下防止対策を公害対策課に改称
	4		・緑化百年運動スタート
	4		・大気汚染公害監視現場の整備に着手
	12		・「大気汚染公害監視基準」について大阪府公害対策協議会から啓蒙
	4		・自治体間協定による大気汚染対策を実施

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和42年	1		・大阪府から立入検閲をはじめ12項目の環境基準が定められる
	2		・大阪府公害行政推進協議会設立
	4		・大阪府総合計画基本構想(マスタープラン)発表
	4		・大阪府水質汚染防止対策協議会設立
	5		・大和川水質汚染防止対策協議会設立
43年	4		・大気汚染管理センター設置
	7		・大阪自動車排出ガス対策協議会設立
	7		・大気汚染管理センター完成により、大気汚染モニタリングシステム11ヶ所をテレメーター化
	8		・大阪府、尼崎市公害行政推進協議会設立
	11		・市独自によるスモッグ情報の発令開始
44年	4		・神崎川水質汚染対策協議会設立
	8		・衛生局環境衛生課から公害指導課が独立
	8		・此花区内主要6社から公害防止計画書を提出
	10		・「ピル」服用の規制について大阪府公害対策協議会から啓蒙
	12		・大気汚染による疾病多発地区として、西淀川区が地域指定される
45年	1		・「公害に係る健康被害の救済に関する大阪府の方向づけについて」大阪府公害対策協議会から啓蒙
	1		・大阪府公害被害者認定審査会設置
	2		・公害被害者に対する医療費、医療手当の支給開始
	4		・衛生局公害指導課が公害指導課と公害規制課になる
	6		・西淀川区大気汚染防止緊急対策推進協議会設立
	7		・西淀川区大気汚染緊急対策に着手
	7		・大阪府産業廃棄物処理対策協議会設立
	8		・大阪府公害対策本部設置
	12		・東住吉区加美、生野区狭間地区においてカドミウム汚染問題発生
46年	1		・自治体43号線沿道(大正、池)の交通公害防止に関し大阪府公害委員会に要請書を提出
	2		・堺市大阪産業廃棄物処理公社設立

年	月	大阪府、国、その他	大阪府、国、その他
昭和46年	4	バス専用、優先レーン対策の実施	悪臭防止法制定
	6	総合計画(局)公害対策部と衛生局を合併し環境保健局を新設(管理、保健部、環境部の3部制) ・大阪府、東大阪府、八尾市公害行政連絡会設立 ・公害規制の権限が全面的に市へ委譲される ・大気汚染管理センターを環境汚染監視センターと改称し、検査部門を併設 ・大気汚染防止計画(基本構想(クリーンエアプラン'71))策定 10 大阪府、堺市公害行政連絡協議会設立 11 木津川局特別対策協議会設置	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定 ・イタイイタイ病第1次訴訟判決(富山地裁) ・瀬戸内海環境保全知事市長会議設立 ・環境庁発足 ・光化学スモッグが大坂府下に初めて発生 ・中央公害対策審議会発足 ・新下水処理場新築地裁判決 ・大阪府大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・阪神地域大気汚染緊急時対策実施要綱制定 ・硫酸酸化物、浮遊粒子状物質、二酸化窒素に係る緊急時対策実施要綱制定(大阪府) ・BHC全面使用禁止(農薬取締法の一部改正による) ・水質汚濁に係る環境基準の告示
47年	12	「クリーンエアプラン」の実施について 大阪府公害対策審議会から意見 1 大坂府公害対策審議会から意見 4 国道43号線沿道(大正、港)の交通公害防止に關し大阪府公害委員会对し、再度要望 6 大阪府に廃船、廃油処理施設建設	・浮遊粒子状物質の環境基準告示 ・悪臭防止法に基づき悪臭5物質を指定 ・国連人間環境会議開催「人間環境宣言」を採択 ・光化学スモッグ緊急時対策実施要綱制定 ・自然環境保全法制定 ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法改正(無過失責任規定) ・四日市ぜんそく事件地裁判決 ・イタイイタイ病訴訟審判判決(名古屋高裁) 10 自動車排出ガスの量の許容限度の設定方針(日本版マスキー法)告示 11 大阪府海水汚染対策協議会設立 12 大阪府公害防止計画策定 ・自動車排出ガスの量の許容限度設定(48年度規制)
48年	1	大気汚染発生源工場にデレシメーター装置を設置し、発生源の常時監視を開始	1 自動車排出ガス減少装置の取付義務化告示(道路運送車両法改正) 3 大阪府自然環境保全条例制定 ・熊本水質汚染事件熊本地裁判決 4 悪臭防止法に基づき指定地域、規制基準を設定 5 「公害に係る健康被害調査報告書」の提出について中央公害対策審議会から答申 6 大坂府公害対策審議会の発給結果発表 7 「悪臭防止法」の施行に關する大阪府公害対策部から答申 ・「悪臭防止法」の施行に關する規制地域及び規制基準について大阪府公害対策審議会から答申 ・「クリーンエアプラン」の策定
	3	水質汚濁防止対策(クリーンウォータープラン)策定	・公害健康被害補償法に基づき公害調査員を派遣 ・北港処分地における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について大阪府公害対策審議会から意見 6 排水規制権限が下水道局に移管 8 六面クロム化合物含有量検査の実施調査実施
	4	地区別騒音規制を廃止し、環境部に公害規制課を設置、規制部門の一元化を図る	12 公害健康被害補償法に基づき公害調査員を派遣(大阪府全域)
	6	大阪府公害対策審議会の発給結果発表	3 「大阪府廃棄物処理計画について」大阪府公害対策審議会から答申 ・大阪府環境リサイクルシステム開発委員会設置 ・大阪府総合交通対策本部設置
	7	「悪臭防止法」の施行に關する大阪府公害対策部から答申	12 公害健康被害補償法に基づき公害調査員を派遣(大阪府全域)
	8	「悪臭防止法」の施行に關する規制地域及び規制基準について大阪府公害対策審議会から答申	3 「大阪府廃棄物処理計画について」大阪府公害対策審議会から答申 ・大阪府環境リサイクルシステム開発委員会設置 ・大阪府総合交通対策本部設置
	11	「クリーンエアプラン」の策定	12 新地環境施設を西奈良森林に開設
	12	「クリーンエアプラン」の策定	

年	月	大阪府	大阪府、国、その他
昭和49年	6	大阪府河川浄化対策本部設置 7 分区分が実施され、2地区となる 8 河川浄化の一環として水門操作要綱開始 9 大阪府公害被害者の救済に關する条例の廃止 10 共同利用施設完成(北中島、三國、東三國、西三國) 11 クリーンエアプラン'73に基づく主要発生源調査計画を策定 12 「公害健康被害補償法」に基づく地域指定について大阪府公害対策審議会から意見 13 公害健康被害補償法に基づく地域指定の見直し 14 理化学研究所(衛生研究所改称)環境汚染監視センターが新庁舎へ移転、業務開始	1 自動車排出ガスの量の許容限度設定(50年度規制) 2 大阪府公害対策審議会(大阪地裁) 3 大気汚染防止法の規定による排出基準及び水質汚濁防止法の規定による排水基準を定める条例(上乗せ条例)制定 ・名古屋新幹線公害訴訟提訴 ・国立公害研究所発足 4 大阪府公害健康被害補償法制定 5 自動車排出ガスの量の許容限度設定(騒音法のデューセル黒煙等) 6 国土利用計画法制定 7 大気汚染防止法の一部改正(硫酸酸化物の総量規制導入) 8 公害健康被害補償法施行 9 公害健康被害補償法に伴う「地域指定要件等について」中央公害対策審議会から意見 10 硫酸酸化物に係る環境規制地域指定(大阪府、堺市ほか)
50年	1	公害健康被害補償法に基づき、府公害委員会对し交通規制を要請 (国道43号線西淀川区出来島) 2 「クリーンエアプラン'73」に基づく主要発生源調査計画について大阪府公害対策審議会から意見 3 公害健康被害補償法に基づく公害調査員派遣の「地域指定」 4 「北港処分地」における廃棄物の埋立処分に係る環境汚染防止対策について大阪府公害対策審議会から意見 6 排水規制権限が下水道局に移管 8 六面クロム化合物含有量検査の実施調査実施	2 PCBを水質環境基準、排水基準に追加 ・自動車排出ガスの量の許容限度設定(51年度規制) 5 千早川公害訴訟判決 7 大阪府公害対策審議会に關して、自動車排出ガス対策の推進に關する声明の発表 ・新幹線騒音騒音に係る環境基準告示 6 六面クロム化合物含有量検査の実施調査実施 7 大阪府自動車排出ガス規制問題調査団設置 9 自動車騒音の大きさの許容限度(許容限度を1〜3ホン引下げる)の告示 10 水質環境基準の類型指定追加(第2環境川、平野川) 11 大阪府公害健康被害補償法制定(大阪府高裁) 12 「環境影響評価制度」のあり方について中央公害対策審議会防止計画部環境評価制度専門委員会の検討結果発表 ・瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正(有効期限2年延長) 5 振動規制法公布 6 国道43号線公害訴訟提議 8 悪臭防止法の一部改正(悪臭物質に3物質追加) 9 環境汚染物質(六面クロム化合物)含有量検査実施 10 環境汚染物質 11 環境汚染物質 12 53年度自動車排出ガス規制の実施要領を訂正する自動車排出ガス量の許容限度を改正する告示
51年	12	公害健康被害補償法に基づき公害調査員を派遣(大阪府全域)	
	3	「大阪府廃棄物処理計画について」大阪府公害対策審議会から答申 ・大阪府環境リサイクルシステム開発委員会設置 ・大阪府総合交通対策本部設置	
	12	公害健康被害補償法に基づき公害調査員を派遣(大阪府全域)	







年	月	大阪市	大阪府、国、その他
昭和63年	11	・ 空襲被害者救済対策委員会 (11月～1月)	・ 環境庁「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準の一部を改正する件」告示 ・ 千原川放公告訴訟一審判決 ・ 環境庁「テレビ、ラジオを通じ、「二酸化窒素汚染対策」を実施 ・ 環境庁「空襲被害者救済の新たな中期展望」公表 ・ 福岡空襲被害者救済法第一審判決 ・ 環境庁「自動車排出ガスの量に関する許容限度改正」の告示 ・ 「オゾン層保護のためのウィーン条約」日本国について着効
64年	1	1. 「大阪市環境局環境改善課長職務代理者」を決定(2月1日施行)	1. 「オゾン層保護に関するモントリオール条約」日本国について着効
平成元年	2	2. 「大阪市自動車公害防止計画」を決定 ・ 公害ハートルール車に電気自動車10台を導入	2. 環境庁長官、中央公害対策協議会に対し、「石炭製鉄等製造工場から発生する石炭による大気汚染の防止のための制度の基本的なあり方について」質問(3月13日答申) ・ 環境庁長官、中央公害対策協議会に対し、「水質汚濁に関する環境基準等の項目追加等について」質問(3月18日答申)
	4	4. 大阪市公害車普及促進制度決定	3. 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(有害物質としてトリクロエチレン及びヒキトラクロロエチレンを添物:10月1日施行) ・ 「化学物質の蓄積及び製造等の規制に関する環境庁長官の告示」公布(有害物質としてトリクロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定:4月1日施行) ・ 有害物質を含む水の地下水への浸透防止、事故時の措置(水質法一部改正) ・ 「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布(石炭等特定粉じん規制に係る標準の基礎:平成5年12月27日施行)
	6	6. 大阪市公害車普及促進制度決定	6. 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(有害物質としてトリクロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定:4月1日施行)
	7	7. 大阪市公害車普及促進制度決定	7. 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(有害物質としてトリクロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定:4月1日施行)
	8	8. 大阪市公害車普及促進制度決定	8. 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(有害物質としてトリクロエチレン、テトラクロロエチレン及び四塩化炭素を指定:4月1日施行)
	11	11. 季節大気汚染防止対策実施(11月～1月)	9. 「騒音防止法施行令の一部を改正する政令」公布(騒音物質に新たに4物質を添物:平成2年4月1日施行) ・ 「地球環境保全に関する東京閣議」開催される
	12	12. 国連協力事業団(JICA)の要請のもと、アジア、中東から研修生を募集し、大気汚染対策に関する専門研修実施 ・ 環境問題をテーマにした創作童話展を企画から開催	12. 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(特定粉じんとして石炭を指定する等、法律改正に伴う改正:平成元年12月27日施行) ・ 「今後の自動車排出ガス等対策のあり方について」中央公害対策協議会答申 ・ 環境庁長官、中央公害対策協議会に対し「生活排水に係る制度のあり方について」質問(平成2年3月16日答申)

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成2年	3	3. 「大阪市環境保全基金」を設ける ・ 市内病女4000人を対象にした、「秋遊園地づくり」についてのアンケート結果発表 ・ 水質汚濁監視システムを更新 ・ 「人と自然の共生をテーマ」にした国際化と緑の開放権を創設される ・ メタノールごみ収集車1台のテスト導入 ・ 「ノーマイカーデー」実施 6. 「追加対策4物質に係る規制地域及び規制基準について」大阪市公害対策協議会へ質問	4. 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布(生活排水水対策の推進を目的)平成2年9月22日施行 ・ 大阪府「大阪府ゴルフ場整備推進使用等指導要領」策定 ・ 公害防止計画推進市町村協議会の設立 ・ 環境庁「地球環境戦略」を新たに設置 ・ 国立公害研究所を国立環境研究所へ改組 ・ 環境庁「地方公共団体による地球環境問題への取組」に関する検討会報告書公表 10. 地球環境保全に関する国際会議「地球環境汚染防止行動計画」を決定 ・ 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布(古い時発生施設へのガス規制及びカソリン規制の追加) 平成3年2月1日施行 ・ 環境庁「自動車公害対策(中)報告」を公表 ・ 「今後の有害物質対策のあり方について」生活環境部答申 11. 第2回世界保健会議(環境保健選択)開催 ・ 環境庁「環境保全のための環境保健システム検討会報告書」公表 ・ 環境庁「空襲被害者救済法施行令の一部を改正する政令」公布(中東ととりまごめ)」を公表 ・ 第1回ごみ減量化促進対策全国大会(和歌山) 12. 大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令(公害等「有害物質」の追跡移動対策のあり方について)答申 2. 大阪府公害車普及促進制度決定
3年	2	2. 「大阪市環境局環境管理計画検討委員会報告」公表 ・ 大阪市公害対策協議会「追加対策4物質に係る規制地域及び規制基準について」答申	2. 大阪府公害車普及促進制度決定
	3	3. 上海市緑色対策技術交流調査団来阪し、本市と技術交流について協議	3. 「特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律の一部を改正する法律」公布(一部平成3年3月20日付は平成4年1月1日から施行) ・ 「公害の防止に関する国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」公布(法律の有効期限10年延長) ・ 環境庁「自動車排出ガス量の測定制度の改正」 ・ 白濁川大気汚染公害第一次訴訟第一審判決(大阪地裁) 4. 水質汚濁防止法施行令の一部を改正する法律(水質法一部改正)
	4	4. 追加対策4物質に係る規制地域及び規制基準告示 ・ 「大阪市環境局環境管理計画改正工費補助金交付要綱」制定	4. 「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する法律」公布





年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成10年	5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁「外因性内分泌擾乱化学物質問題への環境庁の対応方針」について</li> <li>・環境ホルモンの戦略計画(SPEED'98-)策定</li> </ul>
	6	・自然体験観察園オープン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁「水環境保全に向けた取り組みのための要調査項目」に300物質選定</li> <li>・「地球温暖化対策推進大綱」策定</li> <li>・「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正公布</li> <li>・環境庁「ダイオキシン類緊急全国一斉調査(大気、河川水、地下水、土壌、塵質、水生生物他)」開始</li> <li>・西淀川公害訴訟和解に合意(原告・国・阪神高速道路公団)</li> <li>・ガソリン・LPG自動車の排ガス規制強化(平成12年~14年規制)について</li> <li>・環境庁「騒音に係る環境基準」の改正(平成11年4月1日施行)</li> </ul>
	7	・リサイクルプラザ設置開設	
	8	・「大阪市ダイオキシン類対策方針」策定	
	9	・「大阪市都市景観条例」施行	
11年	10	・「大阪市ダイオキシン類対策指導指針」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」公布</li> <li>・環境庁「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」の改正</li> <li>・環境庁「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」及び「地下水の水質汚濁に係る環境基準」についての一部を改正する件」が告示(情報性業務及び正確性業務、かつ緊、ほう業が健康項目に追加)</li> <li>・環境庁「悪臭防止法施行規則」の一部改正(排出口における臭気指針規制基準の算定方法の設定：平成11年9月13日施行)</li> <li>・ダイオキシン対策関係問題協議会において「ダイオキシン対策推進基本指針」を提示</li> </ul>
	3	・「大阪府地域新エネルギービジョン」策定	
	4		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「地球温暖化対策の推進に関する法律」施行</li> <li>・「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」改正施行</li> <li>・川崎公害訴訟和解に合意(原告・国・首都圏高速道路公団)</li> </ul>
	5	・「大阪市水環境計画」策定	
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪府環境影響評価条例」施行</li> <li>・「大阪府の散乱ごみ対策を中心としたまちの美化施策のあり方について」告示</li> <li>・「大阪府廃棄物処理施設設置等検討委員会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「環境影響評価法」施行</li> <li>・「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PART法)」制定・公布</li> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」制定・公布</li> </ul>
12年	10	・ニューアース99(地球環境技術開発)・低公害型フェアインおおさか同語開催	
	11	・「大阪府土壌汚染対策専門委員会」設置	
	12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎を対象とした国際環境規格(ISO14001)の認証登録</li> <li>・「大阪市景観形成基本計画」策定</li> <li>・水質常時監視システムを更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「ダイオキシン類対策特別措置法」施行</li> </ul>

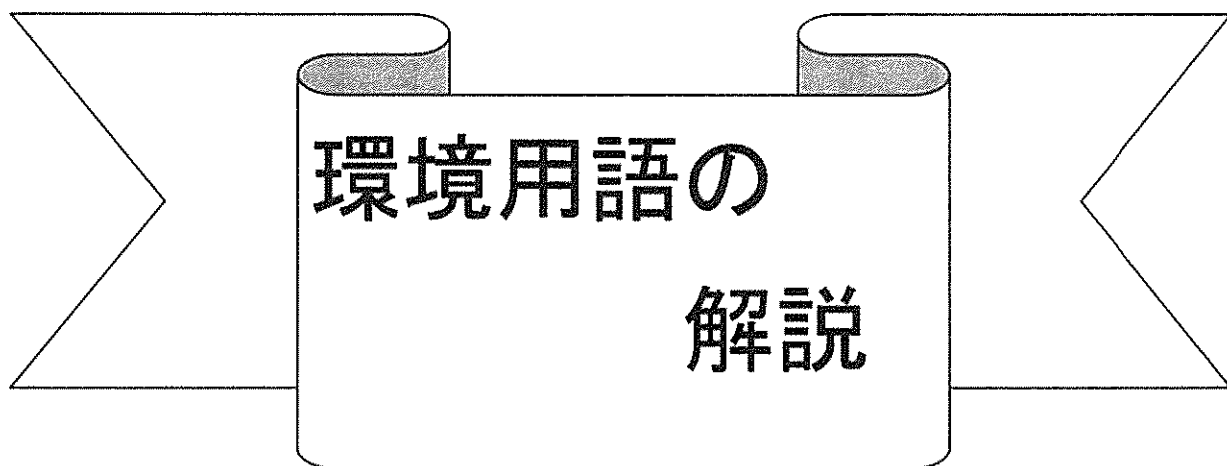
年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成12年	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「自動車騒音の限度(要請限度)の改正による区域の指定」の告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁「自動車騒音の限度(要請限度)」の改正(平成12年4月1日施行)</li> <li>・大阪府地球温暖化対策地産地消推進計画の策定</li> <li>・大阪府温室効果ガス排出抑制等実行計画の策定</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市の基本計画」策定</li> <li>・「大阪市一般廃棄物処理基本計画」策定</li> <li>・「大阪市保樹所」開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境庁「今後の自動車排出ガス総合対策のあり方について」中央環境審議会に諮問</li> <li>・財団法人エックスセンター設立</li> <li>・「容器包装に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行</li> <li>・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」公布</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布</li> <li>・「産業廃棄物形成推進基本法」公布</li> <li>・「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」一部改正</li> <li>・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」公布</li> <li>・「資源の有効な利用の促進に関する法律」公布</li> </ul>
	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大阪市PCB適正処理検討委員会」設置</li> <li>・大阪環境産業振興センター(ATCグリーンエコプラザ)開設</li> <li>・「都心中央部」景観形成地域指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」公布</li> <li>・「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」一部改正</li> <li>・「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」公布</li> </ul>
	7	・「なにわの海の時空館」開設	
	8	・「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」設置	
	10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗大ごみ申告制の全市実施</li> <li>・まち美化パートナー制度開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・尼崎公害訴訟和解合意(原告・国・阪神高速道路公団)</li> </ul>
13年	3	・環境事業局西淀川工場で国際環境規格(ISO14001)認証取得	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省「土壌の汚染に係る環境基準」一部改正(ふたつ案及びほつ案が追加)</li> <li>・環境省「水質環境基準の類型指定」改訂(神岡川)</li> </ul>
	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道局と環境保健局環境部を合併し都市環境局を設置</li> <li>・「花と緑と自然の情報センター」開設</li> <li>・「堺洲工場」開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定家庭用機器再商品化法」完全施行</li> <li>・環境省「シクロロメタンに係る大気環境基準の設定」告示</li> <li>・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」公布</li> <li>・自動車NOx法の改正法(自動車NOx・PM法)公布</li> </ul>
	6	・「大阪市におけるPCB廃棄物処理基本計画」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋中部公害訴訟和解合意(原告・国・企業)</li> </ul>
	8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の自動車排出ガス対策のあり方について」大阪市環境審議会から告示</li> <li>・容器包装プラスチック分別収集のテスト実施(市内4区)</li> <li>・乾電池、蛍光灯管等の拠点回収の実施</li> <li>・環境事業局桑之宮工場で国際環境規格(ISO14001)認証取得</li> <li>・環境事業局八尾工場で国際環境規格(ISO14001)認証取得</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境省「第5次水質総量規制の削減基本方針」を関係都道府県に通知</li> </ul>
14年	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな「大阪市自動車公害防止計画」策定</li> <li>・「大阪府夜間温室効果ガス排出抑制等実行計画」の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「今後の土壌環境保全対策の在り方について」中央環境審議会告示</li> <li>・「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」施行</li> <li>・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」完全施行</li> <li>・「土壌汚染対策法」公布</li> </ul>
	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音に係る環境基準の騒音評価システム構築</li> <li>・「建設リサイクル実施要領」作成</li> <li>・平成14年度建設工事より適用</li> </ul>	

年	月	大阪市	大阪府、国、その他
平成14年	4	・「大阪市グリーン調達方針」策定 ・「大阪府ヒートアイランド対策推進連合会」設置 5・「屋上緑化省庁ボープラス制度」実施 ・「なにわエコライフ認定制度」モデル実施 6・「泉下水処理場」環境整備報告 (ISO14001) 認証取得 8・「大阪市地球温暖化対策推進計画」の策定 10・「ニューアース・0.2地球環境技術財団」を公募募集フエアinおおさかで開催 11・「グリーンコーポラティブー第1期生認証 (23名)」 12・「24区役所・WTCビル等6名の鳥獣害防止と水防をもつてオフィス系庁舎として環境整備報告 (ISO14001) の認証登録」 ・「環境事業局造工課、職員工場で環境整備報告 (ISO14001) 認証取得	6・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正・公布 ・「環境省「水質汚濁基準の類型指定」改訂 (安威川)」 7・大阪府「化学物質管理基準、空室含有量及びワカシ含有量に係る環境影響評価計画並びに総量規制基準」策定 (第5次総量規制) ・環境省「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」において一部改正 (水質の汚濁の汚染を含む) ・「使用済自動車等の再資源化等に関する法律」公布 10・「東京大気汚染公害訴訟の東京地裁判決」 11・「環境省「水質汚濁基準の類型指定」改訂 (安威川)」 12・「大阪府「化学物質管理基準、空室含有量及びワカシ含有量に係る環境影響評価計画並びに総量規制基準」策定 (第5次総量規制)」 ・環境省「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」において一部改正 (水質の汚濁の汚染を含む) ・「使用済自動車等の再資源化等に関する法律」公布 10・「東京大気汚染公害訴訟の東京地裁判決」
		2・「(第5期) 大阪府環境基本計画」の策定 3・「大気汚染常時監視テレメータシステム」開始 ・「(第4次) 大阪市産業廃棄物処理計画」策定 4・「大阪府グリーン税」実施 5・「(公共建築物の屋上緑化設計指針)」策定 6・「大阪市浮遊粒子状物質対策推進計画」策定 8・「都市環境局都市環境事務所環境整備報告 (ISO14001) の認証取得」 9・「おおさかFCV推進会議」設置 ・「大阪市公害調査員自動車リース事業」開始 10・「大阪市環境審議会」に「大気環境部会」を設置 ・「環境省「水質汚濁に係る環境基準について」の一部改正」 ・「大阪市環境整備推進費」創設の創設	6・「地球温暖化対策の推進に関する法律」改正・公布 ・「環境省「水質汚濁基準の類型指定」改訂 (安威川)」 7・大阪府「化学物質管理基準、空室含有量及びワカシ含有量に係る環境影響評価計画並びに総量規制基準」策定 (第5次総量規制)」 ・環境省「ダイオキシン類による大気汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」において一部改正 (水質の汚濁の汚染を含む) ・「使用済自動車等の再資源化等に関する法律」公布 10・「東京大気汚染公害訴訟の東京地裁判決」
		1・「環境事業局造工場で環境整備報告 (ISO14001) 認証取得」 2・「環境事業局住之江区で環境整備報告 (ISO14001) 認証取得」 4・「大阪府グリーン調達推進運動」募集開始	1・「大阪府「大気汚染に係る環境基準の改善に関する条例」(土壌汚染関連) 施行 3・「(自動車排出ガスの量の改善関係) の一部改正」 4・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正

年	月	大阪市	大阪府、国、その他		
平成16年	5	・「大阪市産業廃棄物の資源活用及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」(平成16年10月18日施行) 産業廃棄物の不適正処理防止対策等を追加 6・「なにわエコ会議」設立 8・「大阪市環境表彰」創設 10・「CASBEE大阪(大阪市建築物総合環境評価制度)」実施 ・「まち美化ハートナー制度」を全国に拡大 ・「大阪市環境事務所ごみ処理施設」として「環境整備報告 (ISO14001) 認証取得」(取得7工場と異業工場システム統合) 3・「大阪市PCB産業廃棄物処理計画」策定 ・「下水道科学館リニアールオープン」 ・「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」策定 4・「容器包装プラスチック分別収集の全市実施」 ・「資源ごみ収集の収集頻度を週1日に変更」 ・「マニティウェア・ペーパー・子ども服の地産地消の実施」 6・「マニティウェア・ペーパー・子ども服の環境事業センター等での販売・提供の実施」 ・「大阪市環境局下水道事業所」として「環境整備報告 (ISO14001) 認証取得」(伊根町の環境管理事務所)に西館、南館、北部管理事務所及び舞洲スラッジセンターを加え下水道事業所に拡大 8・「一般廃棄物処理基本計画」の基本的な考え方について」審議 9・「大阪府環境事務所ごみ処理施設」に大正、平野工場を加えて環境整備報告 (ISO14001) 認証取得(全10工場) 12・「大阪市アスベスト対策基本方針」策定 ・「オフィス系庁舎を対象とした環境整備報告 (ISO14001) の認証更新(交通局庁舎等)を加え拡大」 2・「大阪市一般廃棄物処理基本計画」改訂 ・「大阪市環境計画の概要」策定 (18年4月1日施行) 3・「第2期「大阪市都市計画局環境ガス排出抑制基本計画」策定」 ・「事業者のための「温室効果ガス排出抑制計画」作成マニュアル」策定 ・「環境データ処理システムの更新」 4・「環境学習センター指定管理者制度導入」 ・「環境学習センターリニアールオープン」 ・「防災防止法に基づく防災情報提供の導入	5・「大阪市産業廃棄物の資源活用及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」(平成16年10月18日施行) 産業廃棄物の不適正処理防止対策等を追加 6・「なにわエコ会議」設立 8・「大阪市環境表彰」創設 10・「CASBEE大阪(大阪市建築物総合環境評価制度)」実施 ・「まち美化ハートナー制度」を全国に拡大 ・「大阪市環境事務所ごみ処理施設」として「環境整備報告 (ISO14001) 認証取得」(取得7工場と異業工場システム統合) 3・「大阪市PCB産業廃棄物処理計画」策定 ・「下水道科学館リニアールオープン」 ・「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」策定 4・「容器包装プラスチック分別収集の全市実施」 ・「資源ごみ収集の収集頻度を週1日に変更」 ・「マニティウェア・ペーパー・子ども服の地産地消の実施」 6・「マニティウェア・ペーパー・子ども服の環境事業センター等での販売・提供の実施」 ・「大阪市環境局下水道事業所」として「環境整備報告 (ISO14001) 認証取得」(伊根町の環境管理事務所)に西館、南館、北部管理事務所及び舞洲スラッジセンターを加え下水道事業所に拡大 8・「一般廃棄物処理基本計画」の基本的な考え方について」審議 9・「大阪府環境事務所ごみ処理施設」に大正、平野工場を加えて環境整備報告 (ISO14001) 認証取得(全10工場) 12・「大阪市アスベスト対策基本方針」策定 ・「オフィス系庁舎を対象とした環境整備報告 (ISO14001) の認証更新(交通局庁舎等)を加え拡大」 2・「大阪市一般廃棄物処理基本計画」改訂 ・「大阪市環境計画の概要」策定 (18年4月1日施行) 3・「第2期「大阪市都市計画局環境ガス排出抑制基本計画」策定」 ・「事業者のための「温室効果ガス排出抑制計画」作成マニュアル」策定 ・「環境データ処理システムの更新」 4・「環境学習センター指定管理者制度導入」 ・「環境学習センターリニアールオープン」 ・「防災防止法に基づく防災情報提供の導入		
		17年	1・「大阪府環境局の再資源化等に関する法律」の全面施行 (「引取・フロン回収政策の登録制」) 2・「京都議定書」発効 3・「大阪府環境教育等推進方針」策定 4・「京都議定書目標達成計画」策定 5・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部改正 6・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布 8・「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」の公布 10・「大阪府温暖化の防止等に関する条例」公布		
		18年	2	・「一般廃棄物処理基本計画」の基本的な考え方について」審議 9・「大阪府環境事務所ごみ処理施設」に大正、平野工場を加えて環境整備報告 (ISO14001) 認証取得(全10工場) 12・「大阪市アスベスト対策基本方針」策定 ・「オフィス系庁舎を対象とした環境整備報告 (ISO14001) の認証更新(交通局庁舎等)を加え拡大」 2・「大阪市一般廃棄物処理基本計画」改訂 ・「大阪市環境計画の概要」策定 (18年4月1日施行) 3・「第2期「大阪市都市計画局環境ガス排出抑制基本計画」策定」 ・「事業者のための「温室効果ガス排出抑制計画」作成マニュアル」策定 ・「環境データ処理システムの更新」 4・「環境学習センター指定管理者制度導入」 ・「環境学習センターリニアールオープン」 ・「防災防止法に基づく防災情報提供の導入	2・「大阪府環境局の再資源化等に関する法律」の一部改正 6・「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の公布 8・「エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律」の公布 10・「大阪府温暖化の防止等に関する条例」公布

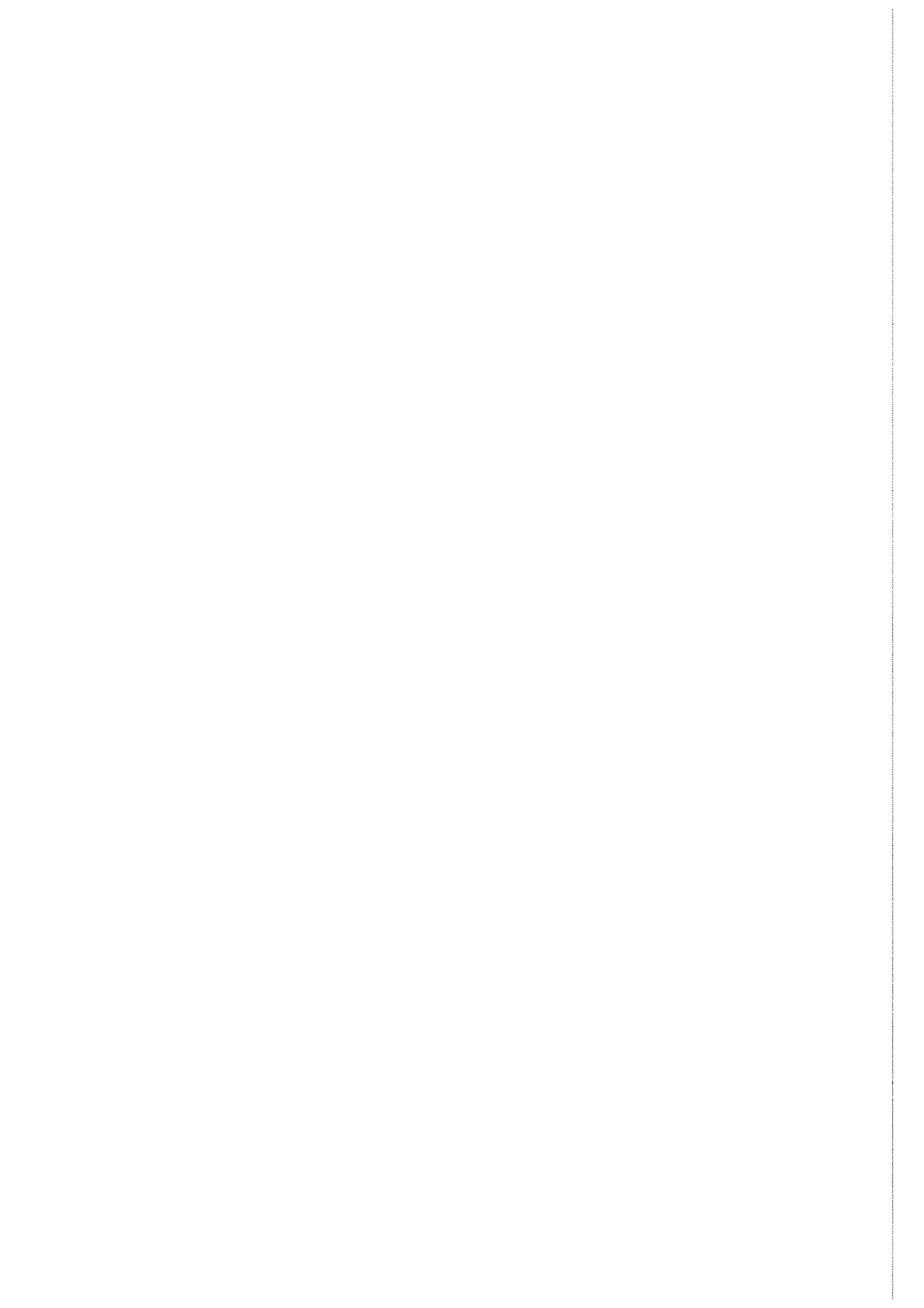






# 環境用語の 解説

(注) 用語については、本文中に\*印を付けています。



長期的かつ予見的観点をもって、地域人口集団の健康状況と大気汚染との関係を定量的・継続的に観察すること。

温室効果ガス  
大気中の温室効果が地表から放出される赤外線を吸収して宇宙空間に逃げる熱を地表に戻すために、気温が上昇する現象を温室効果という。二酸化炭素（炭酸ガス）、フロン、メタンなどがあ

【あ】  
化学的酸素要求量（COD）  
Chemical Oxygen Demandの略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を化学薬品で分解するときに必要な酸素量を表しており、BODと同様、汚れがひどいほど多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。

【か】  
活性汚泥  
多数の好気性（呼吸時に酸素を必要とする）バクテリア、原生動物などの生物を主体とする粘着のり片（フロック）を含んだ汚泥をい、有機物の吸着性、分解性に優れ、また自体も沈降しやすいため下水の生物学的処理に用いられ、この処理法を活性汚泥法という。

【き】  
幾何平均値  
幾何平均値とは、データ数がn個の場合、n個のデータを掛け合わせて、n乗根した値である。数式で表すと次のとおりとなり、比率の問題とする場合に用いられる。  

$$(\text{幾何平均値}) = (X_1 \times X_2 \times \dots \times X_n)^{1/n}$$
 アスベストの測定値は、測定範囲が広く、濃度の分布が対数正規分布型となる。このような場合、変動の大きさを比率で表現した方が理解しやすいため、幾何平均値が用いられる。

揮発性有機化合物（VOC）  
Volatile Organic Compoundsの略で揮発性を有し大気中でガス状となる有機化合物の総称。塗料溶剤、接着剤、インキ、洗剤等に含まれ、代表的な物質としては、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど約200種類の物質がある。

【お】  
大規模アエリクス事業  
近畿圏の自治体から排出される廃棄物を、長期的・安定的に、また適正に処理するために生まれたい大規模処理事業。I期計画として、尼崎沖と泉大津沖に埋立処分場がある（管理型区域は平成14年3月末で受け入れ終了）。現在、II期計画として、神戸沖埋立処分場の受け入れを準備しており、大阪沖に埋立処分場の建設が進められている。

【か】  
オキシダント（Ox）  
大気中の窒素酸化物、炭化水素が紫外線により化学反応をおこして生成されるオゾン、アルデヒド、PAN（パーオキシセチルナイトレート）、硝酸化合物等の酸化性物質の総称である。光化学スモッグの原因物質であり濃度が高くなると目や喉に刺激を感じたり、頭痛がする。

【き】  
オゾン層  
成層圏の高さ25kmを中心としたオゾン（O<sub>3</sub>）が高濃度に存在する層であり、太陽からくる紫外線のうち、特に生物に有害な波長を吸収している。オゾン層が破壊されると、皮膚がんが増加するといった人の健康への悪影響が生じるといわれている。

【こ】  
汚泥  
下水処理場、浄水場、工場排水処理施設において水を浄化した時に発生する泥状物質の総称。有機性のものや無機性のものなど、様々な性状のものがある。

【あ】  
エコマーク  
環境保全を支援する商品開発の促進を目的として、（財）日本環境協会が環境保全に役立つと認定した商品につけるシンボルマーク。「私たちの手で、地球を環境を守ろう」という気持ちを表している。

【か】  
アジェンダ21  
1992年の地球サミットで採択された21世紀に向けて持続可能な開発を実現するための行動計画のこと。

【き】  
アスベスト  
アスベストは石綿とも呼ばれ、天然に産する繊維状鉱物で主成分はケイ酸マグネシウム塩である。耐熱性、耐酸性、耐腐蝕性にすぐれているため、建築資材をはじめ幅広い用途に使用されていたが、発がん性などの健康影響を有するため、大気汚染防止法で特定粉じんに指定され、発生総量に対し、規制基準が定められている。アスベストに関連があるとして確認されている疾患は、アスベスト肺、肺がん等がある。

【こ】  
一酸化炭素（CO）  
一酸化炭素（CO）とは、主に可燃物中の炭素が不完全燃焼により酸素と化合したもので、人体への影響は急性で、血中のヘモグロビンと簡単に結合し、血液の酸素輸送を阻害し、脳組織での酸素利用を低下させる。症状として、頭痛、耳鳴り、吐き気等が出現し、一酸化炭素濃度が高いと、生命が危険となる。

【か】  
エコ・ステーション  
電気が自動車の電気を供給する充電設備や、天然ガス自動車に天然ガスを供給する充填設備など、低公害車に燃料を供給する設備を設置している施設。

【あ】  
環境保全  
大規模な事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

【か】  
環境影響評価（環境アセスメント）制度  
大規模な事業の実施にあたり、事業者自らがその事業が環境に及ぼす影響をあらかじめ調査・予測・評価し、その結果を公表して住民等の意見を聞くことにより、事業をより環境に配慮したものとするための制度をいう。

【こ】  
環境保全サーベイランス  
大気汚染による健康被害を未然に防止するため、

<p>吸光度法 試料物質またはその溶液、もしくはそれに適当な試薬を加えて発色させた溶液などの吸光度を測定して、試料中の目的成分の濃度を求める方法。 窒素肥料、光化学オキシダント等の測定に用いられている。</p>	<p>【こ】 公害 事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。</p>	<p>より小さいときは酸性、大きいときはアルカリ性を表している。 スレーナー 工業用水法及び建物用地下水の採取の規制の方法におけるスレーナーとは、井戸の吸水管部という意味で用いられている。</p>	<p>【せ】 生物化学的酸素要求量 (BOD) Biochemical Oxygen Demand の略で、水質の汚濁状況を判断する指標のひとつとして使われている。水中の有機物を微生物が分解するときに必要な酸素量を表しており、汚れがひどいほど、多くの酸素を必要とするため値が大きくなる。単位はmg/Lで表される。</p>	<p>三点比較式臭袋法 官能試験の一種で、無臭の空気が入っている二つの袋と採取してきた悪臭が入っている袋の3つの袋から試験者に悪臭の入っている袋を当ててもらうことにより、臭いの強さを図る方法。 【し】 時間率騒音レベル (L50) 対象とする時間範囲で、その騒音レベル以上の占める時間の割合が50%であるようなレベル値のこと。</p>	<p>【そ】 総量規制 ある地域で排出される汚染物質を、その地域全体の総量で規制しようとする規制方式の一つである。一定地域内の汚染物質の排出総量を環境保全上許容できる範囲に抑えるため、工場の汚染物質の許容排出量を定めて規制する方法。 【た】 ダイオキシソキソソ類 塩素を含む有機化合物質の一種で、ポリ塩化ジベンゾパラベンジオキソキソソとポリ塩化ジベンゾフラン及びコブラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、化学物質の合成過程、燃焼過程などで非意図的に生成される。</p>
<p>【に】 公害 事業活動その他の人の活動にともなって生じる相当範囲にわたる大気の汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康または生活環境に係る被害が生じることをいう。</p>	<p>【す】 スーパー中核港湾 管民が連携して港湾の重点投資や機能強化を進め、アジア主要港に対抗できる国際拠点港を育てるプロジェクト。具体的には港湾コストの三割引き下げや、現在は三日程度のリードタイムを一日程度にするのが目標。平成16年7月に国において、阪神港（大阪港・神戸港）、京浜港（東京港・横浜港）、伊勢湾（名古屋港・四日市港）の三港湾を指定した。大阪港では夢洲コンテナターミナルが対象施設となっている。</p>	<p>【せ】 水準点 水準点は、土地の高さを測定する場合に基準となる点のことをい、水準点の高さは、地盤沈下の指標として用いられる。全国の高さは、東京都千代田区永田町1-1にある水準原点の値(24.414m)を基準としている。</p>	<p>【そ】 水素イオン濃度 (pH) 1Lの溶液中の水素イオンのグラム当量数のごとで、pH7のとき、その溶液は中性であり、7</p>	<p>【す】 コブラナーPCB ポリ塩化ビフェニルのうち、扁平構造を有するものの総称である。ポリ塩化ジベンゾパラベンジオキソキソソ (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) と類似の毒性作用を持っているため、法律によってダイオキソキソソ類として規制されている。</p>	<p>【た】 サーマルリサイクル ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。 サブライチエーンマネージメント 消費者に商品が燃えるまでの調達から生産、卸売、小売にいたる一連の過程を調査・管理する経営手法</p>
<p>急遽ろ過 砂、アンストラサイトなどからなる層に、一般的にはろ過速度200~300m/日で高級処理水や殺菌剤殺菌水を通し、その中に含まれる浮遊物を除去すること。</p>	<p>【く】 グリーン購入 商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷が低減できる点や少ないものを優先的に購入すること。平成13年度から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」が実施され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めている。</p>	<p>【け】 グリーン配送 物品等の輸送に、低公害車などの環境負荷の少ない車を使用すること。</p>	<p>【け】 嫌気好気法 (嫌気好気活性汚泥法) 活性汚泥法の反応タンクの一部に嫌気 (酸素が存在しない)少量しか存在しない状態)部分と好気 (酸素が存在する状態)部分とを設け、状態の異なる部分を活性汚泥に連続して経験させることで生物学的にリンを除去する方法。</p>	<p>【す】 コブラナーPCB ポリ塩化ビフェニルのうち、扁平構造を有するものの総称である。ポリ塩化ジベンゾパラベンジオキソキソソ (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) と類似の毒性作用を持っているため、法律によってダイオキソキソソ類として規制されている。</p>	<p>【た】 サーマルリサイクル ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。 サブライチエーンマネージメント 消費者に商品が燃えるまでの調達から生産、卸売、小売にいたる一連の過程を調査・管理する経営手法</p>
<p>急遽ろ過 砂、アンストラサイトなどからなる層に、一般的にはろ過速度200~300m/日で高級処理水や殺菌剤殺菌水を通し、その中に含まれる浮遊物を除去すること。</p>	<p>【く】 グリーン購入 商品やサービスを購入する際に、価格、機能、品質だけでなく、環境への負荷が低減できる点や少ないものを優先的に購入すること。平成13年度から、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」が実施され、国や地方公共団体はグリーン調達に努めている。</p>	<p>【け】 グリーン配送 物品等の輸送に、低公害車などの環境負荷の少ない車を使用すること。</p>	<p>【け】 嫌気好気法 (嫌気好気活性汚泥法) 活性汚泥法の反応タンクの一部に嫌気 (酸素が存在しない)少量しか存在しない状態)部分と好気 (酸素が存在する状態)部分とを設け、状態の異なる部分を活性汚泥に連続して経験させることで生物学的にリンを除去する方法。</p>	<p>【す】 コブラナーPCB ポリ塩化ビフェニルのうち、扁平構造を有するものの総称である。ポリ塩化ジベンゾパラベンジオキソキソソ (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) と類似の毒性作用を持っているため、法律によってダイオキソキソソ類として規制されている。</p>	<p>【た】 サーマルリサイクル ごみを焼却する際に発生する熱エネルギーを回収することにより、リサイクルを図ること。 サブライチエーンマネージメント 消費者に商品が燃えるまでの調達から生産、卸売、小売にいたる一連の過程を調査・管理する経営手法</p>

人が一生にわたり取り扱っても健康に有害な影響が現れないと判断される体重量1kg当たりの1日の摂取量。

### 炭 酸

大気中の炭酸化合物を減少させるための方法で、その原因である燃料中の硫黄分を少なくしたり、燃焼後の排ガスから硫黄分を除去すること。

### 炭化水素類 (HC)

炭化水素とは、炭素と水素の化合物の総称。光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素はメタンを除去し非メタン炭化水素と呼ぶ。炭化水素はこのメタンも含んだもの。大気中の炭化水素の発生源は自然由来以外では塗料や印刷などの溶剤の使用、貯蔵施設、自動車などである。

### 担体利用塗料除去法

好気性・高濃度の微生物を生育させた担体（通常3～4mm程度の立方体又は球体をした合成樹脂）を担体槽の数の割合で投入することにより、微生物による下水中の窒素の酸化（硝化反応）速度を高効率で除去する方法。

### 【ち】

#### 直接噴射式

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一種で、燃焼室に直接燃料噴射を行うもので、耐久性に優れ燃費もよい。しかし、窒素酸化物や炭化水素の排出量が多く、また騒音も大きい。

### 【こ】

#### 低公害車

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車等指す。大阪府は、メタノール自動車は低公害車の対象から外し、車両総重量3.5t以上のLPG車は低公害車の対象に含む。

#### ディスプレイ

野暮くすなどの生ごみを回収するための装置。

多くの地方自治体では、下水管の詰まりや悪臭の原因等になることからディスプレイボーズ単体の使用の自費を要請している。

### ディーゼル車

ガソリンよりも燃発性の低い軽油等の燃料を使って走行する車のこと。エンジンの燃焼室の形式の違いにより、直接噴射式と噴霧式に分類することができ、NOx及びPMの排出量はガソリン車に比べ相当大きい。

### デシベル (dB)

音の強さを示す音圧レベルの単位。人間の耳の感覚は強度の強さに比例して反響せず、刺激の強度の対数に比例するので、音の強さや音圧のR値として対数を用い、その基準の値として最小可聴値をとったものを音圧レベルや音の強さのレベルでdBと表す。また、振動についてもdBが用いられる。

### 電気自動車

バッテリー（蓄電池）に備えた電気でモータを駆動させて走る自動車。自動車からの排出ガスは一切なく、走行音も通常の自動車（ガソリン車）やディーゼル車など）と比べ大幅に減少する。

### 電気伝導度

水溶液の電気伝導度は水中に溶けているイオンの量と各イオンの電気を運ぶ速さによって比例するので、水中の電解質や全溶解電解質物の量を示す指標にもなる。電気伝導度を連続的に測定することによって、排水場における排水の流入、拡散状況の概略を推定するのに役立つ。

### 天然ガス自動車

家庭に供給されている都市ガスの原料でもある天然ガスを燃料として走る自動車。なかでも、天然ガスを気体のまま圧縮して、高圧ガス（CNG）として利用するCNG自動車は世界的にも最も

普及している。天然ガスは、硫黄分などの不純物を含まないクリーンなエネルギーであり、黒煙も排出されずディーゼル車と比較してNOxの排出量も大幅に少ない。

### 【と】

#### 等価騒音レベル (Leq)

ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的平均値として表したものを、単位はデシベル (dB) が用いられる。

#### 特別管理一般廃棄物

一般廃棄物のうち燃発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。家庭用のエアコン等に含まれるPCB使用部品や感染性一般廃棄物などがあげられる。

#### 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち燃発性、毒性、感染性等の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有している物を指す。燃えやすい廃油、臭い腐食性を有する廃酸、腐食アルカリ、感染症産業廃棄物、特定有害産業廃棄物（純PCBやカドミウム等の重金属を含む汚泥など）が特別管理産業廃棄物とされている。

#### トータルダイエットスタディ（一日摂取量調査）

通常の食生活において、食品を介して化学物質等の特定の物質がどの程度に摂取されているかを把握するための調査方法。飲料水を含めた全食品を14群に分け、小売店などから食品を購入し、必要に応じて調理した後、各食品群ごとのダイエットキーンの分析を行い、国民栄養調査による食品摂取量に基づき、国民一人当たりの平均的な一日摂取量を推定するもの。

#### トップランナー方式

エネルギー消費効率が高い商品とされている

製品のうちで最も優れている製品をトップランナーとし、トップランナーを目標として、それよりも優れている性能を有する商品を開発するための方式。

### 【な】

#### 内航フェリー

基幹航路（北米、欧州）など外国航路が停滞しない国内航路と、主要港を接続する海上輸送サービス。内航フェリー船とは外資コンテナのみを積載してこのサービスを行うもの。

#### 内分泌様乱化学物質 (環境ホルモン)

生物やヒトの体内に摂取された際、体内で蓄積されている正常なホルモン作用に影響を与える化学物質のこと。環境中に存在するいくつかの化学物質が、生体作用などの異常を引き起こす可能性があると考えられている。

### 【に】

#### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

石油、石炭等の化石燃料中の硫黄分 (S分) が燃焼により、空気中の酸素 (O<sub>2</sub>) と化合したものをいう。二酸化硫黄は高濃度で呼吸器に影響を及ぼす他、酸性雨の原因物質になるといわれている。

#### 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

有機化合物の燃焼・分解、生物の呼吸や発酵によってできる安定な気体。赤外線を吸収する温室効果ガスの一つであり、大気中の濃度の増加が地球温暖化の原因となっている。

#### 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) とは、主に重油、ガソリンなどの燃焼時に生じる一酸化窒素 (NO) がさらに酸化されたものをいう。低い濃度の二酸化窒素を長い時間吸入した場合は、咳や痰が出るなど呼吸器に影響を生じ、高い濃度になると動脈の内径が狭くなり、呼吸が困難になること

ともある。また、酸性雨および光化学オキシダントの原因物質になるといわれている。

【6】

ノーボイモデルゾーン  
 ポイ捨て防止を推進するモデル地区として、市内の繁華街やターミナル等に指定しているゾーンに標識を設置し、美しいまちづくりを進めるための啓発活動を行っています。

ノーマイカーデーフリーチケット  
 毎月20日のノーマイカーデー（休日の場合は翌日）と毎週金曜日に、市営交通（地下鉄・ニュートラム・バス）を600円で利用できる1日乗車券のことで、チケットを買わせることにより大阪城などの観光施設の当日入場料が割引になる。

【は】

ばい煙  
 大気汚染防止法で、次のものをばい煙と定められている。

- ①燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫酸化合物
- ②燃料その他の燃焼または燃焼源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
- ③物の燃焼、合成、分解、その他の処理に伴い発生する物質のうち、「カドミウム及びその化合物」、「塩素及び塩化水素」、「フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素」、「鉛及びその化合物」及び「窒素酸化合物」

ハイブリッド車

エンジンやモーター等の複数の動力源を組み合わせた、低公害化や省エネルギー化を図った自動車。ハイブリッド乗用車については、他の低公害車に比べ、比較的価格が高いため近年急速にその普及台数を伸ばしている。

ハイポリウムエアサンプラー

大気中に浮遊する粒子状物質を採取する方法で、大量の外気を一定時間（一般的には24時間）吸

引して、ろ紙に捕集することができる装置。

パーオキシセチルナイトレート（PAN）  
 光化学反応によって生成される酸化性物質のひとつで、オゾン、過酸化物とともに「光化学オキシダント」と称され、光化学反応による大気汚染の状態をあらわす指標とされている。

バス優先・専用レーン

一般道路において、特定の時間帯あるいは終日、一部の車線をバス優先（専用）とするものであり、バスの定時性の確保等の利便性向上を図るものがある。

花と緑の協定

地域のグループと大阪市が協定を結び、美しい花や緑を育て、快適なまちづくりをめざそうと実施している。大阪市は、プラントターと土、草花などを支給し、地域で草花や花木の維持管理を行ってもらっている。

パラスタマット

パラスタとは、線路に敷く小石や砂利のことで、そのパラスタの下にゴム状のマットを敷くことにより、振動を低減させることができる。

【7】

ヒートアイランド

都市活動に伴うクーラー等の排熱や地表面のコンクリート化等により、都市の気温が郊外と比べて高くなる現象。等温度線を描くと、温度の高いところが島のように出現するので、ヒートアイランド（熱の島）と呼ばれている。

非メタン炭化水素

光化学オキシダント生成の原因となる炭化水素で、光化学的に不活性なメタンを除いた炭化水素を非メタン炭化水素と呼ぶ。人為的な発生源は塗料や印刷などの溶剤の使用や貯蔵施設、自動車

とである。

【8】

富栄養化

水の流れる少ない閉鎖性水域で、栄養塩類である窒素、リンなどが流入し、プランクトンなどの異常発生がおこる現象のこと。

副産物

ディーゼル車のエンジンの燃焼室の形式の一つで、主燃焼室とは別に副燃焼室を持ち、副燃焼室間の絞りを通してガスの移動を利用して燃焼品をすすり、構造が複雑なため、直接噴射式に比べて耐久性や燃費は悪い。しかし、直接噴射式に比べて、窒素酸化物や炭化水素の排出量が少なく、また騒音も小さい。

浮遊粒子状物質（SPM）

大気中に浮遊している極めて微細な粒子で、粒子の大きさが10μm（マイクロメータ：1mmの1000分の1）以下のものをいう。工場での物の粉砕時や自動車の走行から発生するほか、土砂の巻き上げなど自然現象によるものもある。気道や肺に沈着し、呼吸器疾患を引き起こすおそれがある。

浮遊物質（懸濁物質）（SS）

水中に浮遊懸濁している微小固形物質で、水の濁度（濁りの程度を示す指標）BOD・CODが高くなる原因になる。

プラント排水

ごみ処理施設においては、主にごみを焼却した後の燃えがらを冷却するために使用した水のこと。（その他各機器の洗浄水も含まれる。）

フロム

フロムは、フッ素と炭素からなる化合物の総称で、正式名称はフルオロカーボンという。特に塩

素の入ったものをクロロフルオロカーボンとよんでいる。安定していて人体に害が無く、不燃性のため、エアコンや冷蔵庫の冷媒、電子部品などの洗浄剤、発泡剤などとして大量に使用されてきた。しかし、フロングラスがオゾン層を破壊することがわかり、日本では1996年以降はクロロフルオロカーボンは生産されていない。

粉じん

ばいじんが燃料の燃焼、電気炉の使用等に伴って発生する「すす」、「灰分」等の物質を指すのに対し、粉じんは、物の破砕、選別その他の機械的処理または堆積に伴って発生し、また飛散する物質を指す。

【9】

ヘドロ

本来は、河川により運搬され、河口付近に堆積した微細粒子からなる越軟弱地盤のことであるが、工場排水により発生する産業汚泥が問題となっている。

ペントナイト安定液

土木工事等において、掘削時に掘削面の崩壊を防ぐために使用する、ペントナイト（粘土鉱物）を混入した液体。

【10】

保水性舗装

道路の表面に保水性の舗装剤（吸水性ポリマー）やマイクロ単位粒子の鉱物質微粉末などを採用した舗装のことで、そこに蓄えられた雨水を蒸発させ、路面の温度を下げる機能を有する。ヒートアイランド現象の影響を小さくすることができ

ポリ塩化ビフェニル（PCB）

PCBは不燃性で化学的にも安定であり、耐酸化性にも優れた物質で、絶縁油、熱媒体等広い用途に使用されていた。カネミ油症事件の原因物質

<p>であり、中海産物として、目やに、爪や口腔産物の色素沈着、皮膚痒疹(塩素ニキヒ)、爪の雲形、またたや関節のはれなどが報告されている。</p> <p><b>【禁】</b> まち美化パートナー制度</p> <p>この制度は、繁華街やターミナルなどから大阪市が運営する公共スペースを、市民の皆さんや事業者の方に引き受けていただく、定期的な清掃や美化啓発活動をお願いし、大阪市が必要な支援(ユニフォーム・清掃用具・啓発用品の交付、ボランティア保険の加入、活動を顕彰するまち美化パートナーサインの掲出)をおこなうもの。</p> <p>マニフェスト(産業廃棄物管理票)システム 産業廃棄物を排出する事業者が「産業廃棄物」及び「移動処理産業廃棄物」の処理(収集・運搬又は処分)を他者に委託する際に、産業廃棄物の名称・数量・運搬業者名・処分業者名等を記載する伝票(マニフェスト)を使用して、廃棄物の流れを自ら把握・管理して産業廃棄物が最後まで適正に処理されたことを確認するための制度。</p>	<p>粒子状物質 (PM) Particulate Matterの略称。固体及び液体の粒子を総称して粒子状物質と呼んでおり、ほいじん、粉じん、ミストなどのほかに、大気中で二次的に生成する硫酸ミスト等のエアロソールも含まれる。なお、粒子の大きさが2.5μm以下の粒子を一般的にPM2.5という。</p> <p><b>【ろ】</b> ローポリウムエアサンプラワー 大気中に浮遊する粒径10μm以下の粒子状物質を測定するためにフィルター上に捕集する装置のこと。長時間(一般的には一週間)の平均濃度の測定に用いられる。</p>	<p>BOD 生物化学的酸素要求量の簡を参照</p> <p>CO 一酸化炭素の簡を参照</p> <p>CO<sub>2</sub> 二酸化炭素の簡を参照</p> <p>COD 化学的酸素要求量の簡を参照</p> <p>COP3 (気候変動枠組み条約第3回締約国会議) 1997年に京都で開催され、温室効果ガスの排出を減少させる京都議定書が採択された。先進国全体で二酸化炭素換算の総排出量を1990年に比べて約5%削減させることなどが決定された。</p> <p>dB デシベルの簡を参照</p> <p>DPF Diesel Particulate Filterの略称。ディーゼル車の排気管に取り付けて、排気中の粒子状物質をフィルターによって除去する装置。</p> <p>ESCO Energy Service Companyの略称。工場やビル等の施設に対し、省エネルギーに必要な技術、設備などの包括的なサービスを提供し、そこから生じる光熱水費等のメリットのの一部を経営の一部として受け取る事業です。</p> <p>HC 炭化水素類の簡を参照</p>	<p>ISO14000シリーズ International Organization for Standardizationの略で14000シリーズは環境管理・監査の手法の国際的な統一規格である。</p> <p>ISO14001シリーズ 環境マネジメントシステムの国際規格。組織が、自らの活動、製品及びサービスが環境に与える影響を低減するよう認識し、その改善を継続的に進めていくための環境管理のしくみ(環境マネジメントシステム)を構築するための仕様(要求事項)を定めたもの。</p> <p>JICA (国際協力機構) 1975年、海外技術協力事業団と海外移住事業団の業務を引き継いで設立された。開発途上国に対して技術・開発協力、人材養成などの支援・協力事業を行っている。</p> <p>LEV-6 「京阪神六府県市自動車排出ガス対策協議会」が、国の最新規制基準より厳しい排出ガス基準を設け、その基準を満足する車をメーカー等から募集のうえ、基準を満たしていると認められた自動車を「LEV-6」(京阪神六府県市指定低排出ガス車：レブシックス)として指定している。なお、排出ガスレベルに応じて、国の最新規制基準より75%削減したものをULLEV(超低排出ガスレベル)、50%削減したものをLEV(低排出ガスレベル)、25%削減したものをLEV(移行期低排出ガスレベル)と設定している。</p> <p>Leq 等価騒音レベルの簡を参照</p> <p>LPG車 液化石油ガスを燃料としてエンジンを駆動して走行する自動車。黒煙を排出せず、ディーゼル車</p>	<p>溶存酸素(DO) 水中に溶けている酸素量を%として表したものであり、数値が大きいほど水中の酸素量も多い。溶存酸素は水域の自浄作用や水中の生物にとって不可欠なものである。</p> <p>溶融スラグ 脱水汚泥や焼却灰を汚泥溶融炉で1500℃近い高温で燃やすとドロドロに融けた液状の物質となる。この液状の物質が冷えて固まってできる岩状の混合固形物。</p>
--	---	---	---	--

と比べてNOxの排出量も大幅に少ない。

L<sub>eq</sub>

時間平均騒音レベルの欄を参照

NO<sub>2</sub>

二酸化窒素の欄を参照

O<sub>3</sub>

オキシダントの欄を参照

PAN

パーオキシアセチルナイトレートの欄を参照

PCB

ポリ塩化ビフェニルの欄を参照

pH

水素イオン濃度の欄を参照

PM (PM 2.5)

粒子状物質の欄を参照

PTIO法

PTIO (Phenyl-tetramethylimidazole-oxide-oxyl) を酸化剤として一酸化窒素を選択的に酸化させ、一酸化窒素、二酸化窒素を同時捕捉するサンブラーにより、窒素酸化物平均濃度を測定する簡易な方法。

PRTR法

PRTR (Pollutant Release and Transfer Register)は、有害性のある多種多様な化学物質が発生源からどのように、どれだけ環境中へ排出したか、あるいは廃棄物として移動したかというデータを把握し集計、公表するしくみで、平成11年7月に「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(P

RTFR法)が制定され、平成13年4月から施行されている。

RDF (ごみ固形燃料)

Refuse Derived Fuel の略で、ごみから、紙や木などの可燃物を分別し、粉砕・圧縮・乾燥して固形燃料化したもの。

SO<sub>2</sub>

二酸化硫黄の欄を参照

SPM

浮遊粒子状物質の欄を参照

SS

浮遊物質(懸濁物質)の欄を参照

TDI

前掲1日摂取量の欄を参照

TEQ (毒性等量)

ダイオキシン類は種類が多く毒性の強さがそれぞれ異なる。このため、ダイオキシン類による毒性の強さを表す方法として、最も毒性の強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンを基準として換算した量のこと。

UNEP (国連環境計画)

1972年に設立された環境保護を活動内容とする国連機関。事務局はケニアのナイロビにあり、国連諸機関の環境活動に対して総合的な調整管理を行う。

WECPNL (うるさき指数)

航空機騒音の評価方法で航空機騒音の特性音や継続時間の違いによる、うるささの差異及び時間帯によるうるささの差異を補正した評価単位である。

重さの単位

kg (キログラム) 10<sup>3</sup>g

g (グラム)

mg (ミリグラム) 10<sup>-3</sup>g (千分の1グラム)

μg (マイクログラム) 10<sup>-6</sup>g (100万分の1グラム)

ng (ナノグラム) 10<sup>-9</sup>g (10億分の1グラム)

pg (ピコグラム) 10<sup>-12</sup>g (1兆分の1グラム)

濃度の単位

ppm (parts per million) 100 万分の1を1 ppmという。

大気汚染物質の場合は、1m<sup>3</sup>中の1cm<sup>3</sup>のガス容量を表している。なお、大気中の炭化水素類については炭素原子数で換算した値ppmcで表す。

ppb (parts per billion) 10億分の1を1 ppbと表している。

1 ppmの1000分の1を表している。

ppt (parts per trillion) 1兆分の1を1 pptと表している。

1 ppbの1000分の1を表している。